目　　次

（ 平 成 31 年 ）

○第１回臨時会

第１日目（１月16日）

会議録署名議員の指名 …… 3
会期の決定 …… 3
議案第１号　村道中城城跡線改良舗装工事（10工区）改定契約について …… 3

○第２回定例会

第１日目（３月５日）

会議録署名議員の指名 …… 9
会期の決定 …… 9
諸般の報告 …… 9
行 政 報 告 …… 10
平成31年度　施政方針 …… 12
議案第２号　中城村防災拠点及び地域交流施設の設置及び管理に関する条例 …… 20
議案第３号　中城村公共駐車場の設置及び管理に関する条例 …… 22
議案第４号　中城村課設置条例の一部を改正する条例 …… 24
議案第５号　中城村議会委員会条例の一部を改正する条例 …… 26
議案第６号　中城村職員の休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例 …… 27
議案第７号　中城村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例 …… 28
議案第８号　中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 …… 37
議案第９号　中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 …… 40
議案第10号　中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 …… 44
議案第11号　中城村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例 …… 46
議案第12号　中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例 …… 47
報告第１号　専決処分の報告について …… 50
報告第２号　平成31年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について …… 51

第２日目（３月６日）

議案第13号　平成30年度中城村一般会計補正予算（第６号）…… 55
議案第14号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）…… 61
議案第15号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）…… 63
議案第16号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）…… 65
議案第17号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）…… 66
議案第18号　平成30年度中城村水道事業会計補正予算（第３号）…… 68
議案第26号　村道若南線道路整備工事（４工区）変更契約について…… 69
同意第１号　教育委員会委員の任命について…… 70

第３日目（３月７日）

議案第19号　平成31年度中城村一般会計予算…… 75
議案第20号　平成31年度中城村国民健康保険特別会計予算…… 81
議案第21号　平成31年度中城村後期高齢者医療特別会計予算…… 85
議案第22号　平成31年度中城村公共下水道事業特別会計予算…… 87
議案第23号　平成31年度中城村土地区画整理事業特別会計予算…… 89
議案第24号　平成31年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算…… 91
議案第25号　平成31年度中城村水道事業会計予算…… 93

第４日目（３月８日）

議案第４号　中城村課設置条例の一部を改正する条例…… 99
議案第５号　中城村議会委員会条例の一部を改正する条例…… 99
議案第６号　中城村職員の休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例…… 99
議案第９号　中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…… 100
議案第10号　中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例…… 100
議案第11号　中城村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例…… 103
議案第12号　中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例…… 105
議案第13号　平成30年度中城村一般会計補正予算（第６号）…… 105
議案第14号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）…… 113
議案第15号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）…… 113
議案第16号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）…… 114
議案第17号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）…… 114
議案第18号　平成30年度中城村水道事業会計補正予算（第３号）…… 115
議案第26号　村道若南線道路整備工事（４工区）変更契約について…… 115

第５日目（３月９日）　休　　会（土）　中学校卒業式

第６日目（３月10日）　休　　会（日）

第７日目（３月11日）　休　　会（月）　防災訓練

第８日目（３月12日）

議案第２号　中城村防災拠点及び地域交流施設の設置及び管理に関する条例 …… 119
議案第３号　中城村公共駐車場の設置及び管理に関する条例 …… 119
議案第７号　中城村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例 …… 122
議案第８号　中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 …… 123
議案第19号　平成31年度中城村一般会計予算 …… 124
議案第20号　平成31年度中城村国民健康保険特別会計予算 …… 140
議案第21号　平成31年度中城村後期高齢者医療特別会計予算 …… 140
議案第22号　平成31年度中城村公共下水道事業特別会計予算 …… 140
議案第23号　平成31年度中城村土地区画整理事業特別会計予算 …… 141
議案第24号　平成31年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算 …… 141
議案第25号　平成31年度中城村水道事業会計予算 …… 141
議案第27号　中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 …… 142
議案第28号　平成30年度一般会計補正予算（第７号） …… 145

第９日目（３月13日）　委 員 会（水）　委員会審議

第10日目（３月14日）　委 員 会（木）　委員会審議

第11日目（３月15日）　委 員 会（金）　委員会審議

第12日目（３月16日）　休　　会（土）

第13日目（３月17日）　休　　会（日）

第14日目（３月18日）　委 員 会（月）　委員会審議（委員長取りまとめ）

第15日目（３月19日）　委 員 会（火）　委員会審議（連合審査）総務常任委員会

第16日目（３月20日）　委 員 会（水）　小学校卒業式　午後より委員会審議（連合審査）文教常任委員会

第17日目（３月21日）　休　　会（木）　春分の日

第18日目（３月22日）　委 員 会（金）　委員会審議（連合審査）建設常任委員会

第19日目（３月23日）　休　　会（土）

第20日目（３月24日）　休　　会（日）

第21日目（３月25日）
一般質問
８番　大　城　常　良　議員 …… 149
１番　安　里　清　市　議員 …… 161
６番　石　原　昌　雄　議員 …… 169
４番　屋　良　照　枝　議員 …… 175
９番　比　嘉　麻　乃　議員 …… 181

第22日目（３月26日）
一般質問
５番　桃　原　　清　議員 …… 195
13番　外　間　博　則　議員 …… 198
３番　渡嘉敷　眞　整　議員 …… 204
14番　伊　佐　則　勝　議員 …… 211
７番　新　垣　貞　則　議員 …… 216

第23日目（３月27日）
一般質問
２番　新　垣　　修　議員 …… 229
11番　仲　松　正　敏　議員 …… 236
10番　安　里　ヨシ子　議員 …… 244
12番　金　城　　章　議員 …… 250
15番　新　垣　善　功　議員 …… 260

第24日目（３月28日）
議案第２号　中城村防災拠点及び地域交流施設の設置及び管理に関する条例 …… 278
議案第３号　中城村公共駐車場の設置及び管理に関する条例 …… 278

議案第７号　中城村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例 …… 279
議案第８号　中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 …… 280
議案第19号　平成31年度中城村一般会計予算 …… 281
議案第20号　平成31年度中城村国民健康保険特別会計予算 …… 287
議案第21号　平成31年度中城村後期高齢者医療特別会計予算 …… 288
議案第22号　平成31年度中城村公共下水道事業特別会計予算 …… 289
議案第23号　平成31年度中城村土地区画整理事業特別会計予算 …… 289
議案第24号　平成31年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算 …… 290
議案第25号　平成31年度中城村水道事業会計予算 …… 291
議案第27号　中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 …… 292
陳情第２号　消費税率10％への引き上げ中止を求める陳情 …… 293
意見書第１号　消費税率10％への引き上げ中止を求める意見書 …… 293
陳情第３号　全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める …… 296
意見書第２号　全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書 …… 296
陳情第４号　安全・安心の医療・介護の実現と夜間交代制労働の改善を求める陳情 …… 300
意見書第３号　安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書 …… 300
陳情第５号　介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情 …… 303
意見書第４号　介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書 …… 303
陳情第６号　看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情 …… 306
意見書第５号　看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書 …… 306
発議第１号　閉会中の所管事務調査について …… 309
発議第２号　閉会中の議員派遣について …… 311

第１回　臨　時　会

平成31年第１回中城村議会臨時会会期日程表

開　会　　平成31年１月16日
閉　会　　平成31年１月16日

会　期　１　日間

日　次	月　　日	曜日	開議時刻	会議名	事　　項
第１日	１月16日	水	午前10時	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第１号に対する説明、質疑、討論、採択 閉会

平成31年第１回中城村議会臨時会（第１日目）

招集年月日	平成31年１月16日（水）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開会	平成31年１月16日　（午前10時00分）		
	閉会	平成31年１月16日　（午前10時16分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	安里清市	９番	比嘉麻乃
	２番	新垣修	10番	安里ヨシ子
	３番	渡嘉敷眞整	11番	仲松正敏
	４番	屋良照枝	12番	金城章
	５番	桃原清	13番	外間博則
	６番	石原昌雄	14番	伊佐則勝
	７番	新垣貞則	15番	新垣善功
	８番	大城常良	16番	新垣博正
欠席議員				
会議録署名議員	７番	新垣貞則	８番	大城常良
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	比嘉保
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	仲松範三
	総務課長	與儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	荷川取次枝	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長兼住民税係長	知名勉	生涯学習課長	稲嶺盛昌
	福祉課長	金城勉	教育総務課主幹	稲嶺盛久
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 1 号

日　　程	件　　名
第　1	会議録署名議員の署名
第　2	会期の決定
第　3	議案第１号　村道中城城跡線改良舗装工事（10工区）改定契約について

○議長　新垣博正　おはようございます。ただいまより平成31年第１回中城村議会臨時会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、７番　新垣貞則議員及び８番　大城常良議員を指名します。

日程第２　会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日１月16日のみにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日１月16日１日間に決定しました。

日程第３　議案第１号　村道中城城跡線改良舗装工事（10工区）改定契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第１号提案の前に、新聞報道等にもありましたように去る12月29日に本村職員が窃盗の容疑で逮捕される事案が発生いたしました。職員の服務規律につきましては、機会あるごとに注意喚起を徹底してまいりましたが、住民の奉仕者であり、率先して法令等を遵守すべき立場の職員が公務員にあるまじき行為を働き、住民の皆様の本村に対する信頼を著しく損ねる結果を招きましたことは、まことに遺憾であり、心よりおわび申し上げます。また、被害に遭われた方々、関係者の皆様にも重ねておわびを申し上げます。今後は二度とこのようなことが起こらないよう再発防止の取り組みを徹底していくとともに、より一層の綱紀粛正の徹底を図り、全職員が公務員としての自覚を持つよう強く指導してまいる所存でございます。一日でも早く村民の皆様の信頼を回復できるよう全力を尽くしてまいります。このたびは御迷惑をおかけし、大変申しわけございませんでした。

それでは議案第１号について、御提案申し上げます。

議案第１号

村道中城城跡線改良舗装工事（10工区）改定契約について

村道中城城跡線改良舗装工事（10工区）について、次のように改定契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

記

１	契約の目的	村道中城城跡線改良舗装工事（10工区）
２	改定契約金額	金4,276,800円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	金316,800円

３　契約の相手方　　沖縄県宜野湾市志真志四丁目２番２号
株式会社　富士建設
代表取締役　手登根明

平成31年１月16日提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

村道中城城跡線改良舗装工事（10工区）の改定契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を必要とする。

添付書類といたしまして、この改定契約書の中の２のほうだけ読み上げさせていただきます。変更後の工事請負金額が6,257万5,200円でございます。また、図面等も添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１０時０５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時０５分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑はありませんか。

安里清市議員。

○１番　安里清市議員　おはようございます。この件について、平成30年度当初予算から５回にわたって土木費の中で橋梁費の変更がされてきておりますが、その経緯について説明を求めます。それと契約が終わって、普通は工事にかかりましたら、その契約書どおりにいくものだと思うんですが、今回、427万円余りの増額での再契約というんでしょうか、それがされていることについて、どういう経緯でそういうふうになるのか、業者がどういうふうな工事をされたのか、設計の変更等があったのか、そこら辺の説明を求めたいと思います。以上です。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　安里議員の御質問にお答えします。

まず予算についてでありますが、この中城城跡線改良舗装工事につきましては、債務負担行為の事業であります。複数年にまたがって契約をする。平成29年度に事業費の20％を予算計上いたしております。平成29年度に1,252万円予算計上し、前払いとして支払っております。残りの4,577万円余りにつきましては、平成30年度の当初予算で計上し、補正等はありません。変更契約に至った経緯につきましては、当初法面のほうの高さが約７メートル余りありました。また、施工業者、発注者の中城村役場都市建設課、補助元の防衛庁とも協議をしてまいりました。この法面の頂上には１基墓地がありまして、また法面が長いということと、安全性、また施行のしやすさを考慮し、法面を小段を設けて二段とすることで、今後の安全性等を防衛庁と協議し、１月７日に最終的に防衛庁の確認をいただいております。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　そうですね、改定金額が427万円余りということで、当初の金額から

大分上乗せされてきている状況と、それをパーセントに直すと約７％ほどアップしているというふうなことがありました。これは相手のいいなりではないのかというふうなことを感じて、こちらでその防衛庁あたりとの協議でそういうふうになったということはお聞きはしているんですが、実はそれが妥当なのかどうかというふうなことについて、この役場として何と言いますか、これは本当にそれでいいのかなということについての、こちら側としての査定というふうなことが実際行われたのかについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時１０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時１１分）

○議長　新垣博正　再開します。

都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　お答えします。

まずは法面の高さが７メートル以上なるということと、また将来的に崩れないようにということ。安全性を考慮し、防衛庁とも協議して改定契約を行っております。業者からのいいなりじゃないかという質問ではありますが、請負業者、発注者中城村、防衛庁と３社協議してそういう安定性、安全性を考慮し、改定契約を行っております。また、落札率の範囲内で改定契約を行っております。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時１２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時１４分）

○議長　新垣博正　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第１号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第１号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第１号　村道中城城跡線改良舗装工事（10工区）改定契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第１号　村道中城城跡線改良舗装工事（10工区）改定契約については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により本臨時会において、議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本臨時議会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉　会（１０時１６分）

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長　新　垣　博　正

中城村議会議員　新　垣　貞　則

中城村議会議員　大　城　常　良

第２回　定　例　会

平成31年第２回中城村議会定例会会期日程表

開　会　　平成31年３月５日
閉　会　　平成31年３月28日

会　期 24 日間

日　次	月　　日	曜日	開議時刻	会議名	事　　項
第１日	３月５日	火	午前10時	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定 諸般の報告、行政報告､施政方針 議案第２号、３号、４号、５号、６号、７号、８号、９号、10号、11号、12号に対する説明 報告第１号、２号に対する説明
第２日	３月６日	水	午前10時	本会議	議案第13号、14号、15号、16号、17号、18号、26号に対する説明 同意第１号に対する説明、質疑、討論、採決
第３日	３月７日	木	午前10時	本会議	議案第19号、20号、21号、22号、23号、24号、25号に対する説明
第４日	３月８日	金	午前10時	本会議	議案第４号、５号、６号、９号、10号、11号、12号、13号、14号、15号、16号、17号、18号、26号に対する質疑、討論、採決
第５日	３月９日	土		休　会	中学校卒業式
第６日	３月10日	日		休　会	
第７日	３月11日	月		休　会	防災訓練
第８日	３月12日	火	午前10時	本会議	議案第２号、３号、７号、８号、19号、20号、21号、22号、23号、24号、25号に対する質疑（委員会付託） 議案第27号に対する説明、質疑（委員会付託） 議案第28号に対する説明、質疑、討論、採決
第９日	３月13日	水	午前10時	委員会	委員会審議
第10日	３月14日	木	午前10時	委員会	委員会審議
第11日	３月15日	金	午前10時	委員会	委員会審議
第12日	３月16日	土		休　会	
第13日	３月17日	日		休　会	
第14日	３月18日	月	午前10時	委員会	委員会審議（委員長取りまとめ）
第15日	３月19日	火	午前10時	委員会	委員会審議（連合審査）総務常任委員会
第16日	３月20日	水	午後１時30分	委員会	小学校卒業式　午後より委員会審議（連合審査）文教常任委員会
第17日	３月21日	木		休　会	春分の日
第18日	３月22日	金	午前10時	委員会	委員会審議（連合審査）建設常任委員会
第19日	３月23日	土		休　会	
第20日	３月24日	日		休　会	
第21日	３月25日	月	午前10時	本会議	一般質問　５人
第22日	３月26日	火	午前10時	本会議	一般質問　５人
第23日	３月27日	水	午前10時	本会議	一般質問　５人
第24日	３月28日	木	午前10時	本会議	委員長報告に対する質疑、討論、採決 陳情等に対する質疑、討論、採決 閉会

平成31年第２回中城村議会定例会（第１日目）

招集年月日	平成31年３月５日（火）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開会	平成31年３月５日　（午前10時00分）		
	散会	平成31年３月５日　（午前11時29分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	安里清市	９番	比嘉麻乃
	２番	新垣修	10番	安里ヨシ子
	３番	欠席	11番	仲松正敏
	４番	屋良照枝	12番	金城章
	５番	桃原清	13番	外間博則
	６番	石原昌雄	14番	伊佐則勝
	７番	新垣貞則	15番	新垣善功
	８番	大城常良	16番	新垣博正
欠席議員	３番	渡嘉敷眞整		
会議録署名議員	９番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	比嘉保
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	仲松範三
	総務課長	與儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	荷川取次枝	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長兼住民税係長	知名勉	生涯学習課長	稲嶺盛昌
	福祉課長	金城勉	教育総務課主幹	稲嶺盛久
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 1 号

日　　程	件　　名
第　1	会議録署名議員の指名
第　2	会期の決定
第　3	諸般の報告
第　4	行政報告
第　5	平成31年度　施政方針
第　6	議案第２号　中城村防災拠点及び地域交流施設の設置及び管理に関する条例
第　7	議案第３号　中城村公共駐車場の設置及び管理に関する条例
第　8	議案第４号　中城村課設置条例の一部を改正する条例
第　9	議案第５号　中城村議会委員会条例の一部を改正する条例
第　10	議案第６号　中城村職員の休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例
第　11	議案第７号　中城村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例
第　12	議案第８号　中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
第　13	議案第９号　中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第　14	議案第10号　中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第　15	議案第11号　中城村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例
第　16	議案第12号　中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例
第　17	報告第１号　専決処分の報告について
第　18	報告第２号　平成31年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

○議長　新垣博正　おはようございます。ただいまより平成31年第２回中城村議会定例会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、９番比嘉麻乃議員及び、10番安里ヨシ子議員を指名します。

日程第２　会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日３月５日から３月28日の24日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は本日３月５日から３月28日の24日間に決定しました。

日程第３　諸般の報告を行います。お手元の資料をお目通しください。

諸般の報告について

平成30年12月７日より、平成31年３月５日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

１　例月現金出納検査及び定期監査報告について

村監査委員より、平成30年12月、平成31年１月、２月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照ください。

２　一部事務組合議会、介護保険広域連合議会、南部広域漁末井組合議会報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。その他の資料等は議会事務局で、閲覧してください。

休憩します。

休　憩（１０時０２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時０２分）

○議長　新垣博正　再開します。

３　陳情、要請の処理について

期間中に受理した陳情・要請等について10件受理し、３月１日議会運営委員会で協議した結果、配布してあります陳情等処理一覧表のとおり、５件については所管の常任委員会に付託し、他５件については資料提供といたします。

４　沖縄県町村議会議長会関係について

○１月30日（水）副議長研修会が自治会館で開催され副議長が出席しております。

○１月31日（木）新人議員研修会が自治会館で開催され７名の議員が出席しております。

○２月13日（水）定例理事会及び定例総会が自治会館で開催され、議長と事務局長が出席しております。

○２月15日（金）町村議会議員・議会事務局職員研修会が南風原町で開催されております。

５　中部地区町村議会議長会関係について

○２月１日（金）定例会が嘉手納町で開催され、議長が出席しております。

６　議会報告会・意見交換会について

昨年10月１日施行された「中城村議会基本条例」第５条第４項に基づく議会報告会・意見交換会が２月７日午後６時30分から吉の浦会館で開催されました。

初めての報告会は、中城議会基本条例の制定の経緯の概要を議長が述べ、各常任委員長から委員会で審査された主要な事業等の報告をしていただきました。又、意見交換会では、村づくりに対する意見や要望を聞くことができました。

今後は「議会報告会幹事会」において課題、反省等を整理するとともに議会活動の活性

化、充実を図り村民へよりわかりやすい資料を作成し、村政に反映できるように努めてまいりましょう。

７　その他

その他の日程等についてはお手元にお配りしてありますのでご参照下さい。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第４　行政報告を行います。

村長　浜田京介。

○**村長　浜田京介**　それでは行政報告。

読み上げて、御報告申し上げます。

行政報告（主要事項）は平成30年12月から平成31年２月までを抜粋して御報告申し上げます。

まず12月９日には、島にんじんの収穫体験。これは御承知のとおり12月12日の日に島にんじんの日を制定いたしましたので、それからの連携でございます。同じく12日島にんじんの日の制定宣言式がございました。

12月20日には、イルミネーション点灯式、そして22日には、わかてだを見る集いがございました。ことしは非常にいい天気にも恵まれて、大変いい日の出でございました。

年が明けまして、１月４日には、中城村功労者・善行者表彰式並びに中城村の初興し（ハチウクシー）。善行者の方々、功労者の方々等の表彰を行いました。

１月７日には、消防の出初式と新春の集いへ参加をしております。

１月19日、20日には、３年ぶりでございますとよむ中城産業まつり。7,000人以上の方々がお越しいただきまして、非常に成功裏に終わったと自負しております。

１月29日には、沖縄振興会議。これは全市町村が一緒になって、沖縄県との振興会議がございましたが、その中でも大変厳しい財政状況の中の一括交付金の話で、年々徐々に金額が少なくなっていくことに対する会議等がございました。

２月３日にはＪ１チャンピオンの川崎フロンターレの歓迎セレモニー。そしてその日の午後には第１回中城村教育の日を開催いたしまして、中城村も教育立村として、これからまた一緒に頑張っていきましょうという思いがございました。

２月６日には、沖縄県子ども・子育て会議に参加をしております。町村会を代表いたしまして、参加をしております。

２月10日には、第５回ちゅーぶ広域産業まつり。これはもう商工会の青年部を主体とした青年の方々の力で非常に盛り上がった産業まつりでございました。

２月21日には、沖縄県町村会の70周年記念式典がございました。先人たちが築き上げていただきましたこの町村会、これからも頑張っていきましょうということでございました。

以上でございます。

次に、平成30年度主要施策の執行状況調書（第４・四半期分）でございます。読み上げて御報告申し上げます。

事業名、契約年月日、契約方法、契約金額（落札率）、契約の相手方の順に読み上げてさせていただきます。

企画課、13節地理情報システム（PasCAL for LGWAN）導入事業、平成31年２月１日、随意契約、444万9,600円、株式会社パスコ沖縄支店・株式会社リック、中城村地理情報システム導入業務共同企業体。

企業立地・観光推進課、19節中城村歴史文化振興発信事業実行員会補助金、平成30年12月11日、補助金、933万2,000円、中城村歴史文化振興発信事業実行委員会。

農林水産課、15節新垣地区土砂崩壊防止工事（H30）、平成31年１月11日、指名競争入札、3,069万5,760万円、93.7％、有限会社仲建設工業。18節中城村農業振興環境整備事業（車輌購入）、平成31年１月18日、指名競争入札、100万

円、82.3％、琉球ダイハツ販売株式会社。

都市建設課、13節平成30年度調査業務（その３）、平成31年１月23日、随意契約、118万8,000円、97.3％、株式会社与那嶺測量設計。13節平成30年度南上原地区出来形確定測量委託業務（その３）、平成31年１月25日、随意契約、545万760円、89％、株式会社与那嶺測量設計。15節南上原地区築造工事（30－４工区）、平成30年12月26日、指名競争、4,116万9,600円、93.2％、有限会社ピース造園土木。15節平成30年度交通安全対策交付金事業道路反射鏡設置工事、平成30年12月27日、指名競争入札、189万円、99.4％、オパス株式会社。22節物件移転補償費、平成31年１月10日他、随意契約、589万4,576円、南上原地内２件。

生涯学習課、13節吉の浦会館トイレ増築・改修工事設計委託業務、平成31年１月21日、指名競争入札、267万8,400円、99.2％、株式会社アーキ５Ｄ。13節平成30年度中城城跡遺構測量業務委託、平成30年12月26日、指名競争入札、135万円、96.1％、株式会社琉球サーベイ。15節平成30年度村内文化財整備工事、平成30年12月７日、指名競争入札、367万2,000円、98.6％、有限会社北浜土木。17節中城ハンタ道土地公有化事業、平成31年２月22日、随意契約、220万5,000円、新垣地内２件。18節吉の浦公園体育施設利用券売機購入事業、平成31年１月30日、指名競争入札、358万5,600円、94.9％、株式会社オキジム。18節吉の浦公園ごさまる陸上競技場芝管理作業車購入事業、平成31年１月30日、指名競争入札、637万2,000円、91％、株式会社屋我商会。

以上でございます。

○議長　新垣博正　以上で行政報告を終わります。

続いて、教育行政報告を行います。

教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　皆さん、おはようございます。平成30年12月から平成31年２月までの教育行政報告の主なものだけ、報告を行いたいと思います。

12月９日日曜日、第13回空手演武会が吉の浦会館のほうで行われまして、激励のあいさつを行っております。

12月21日金曜日、第12回定例教育委員会会議を行いました。中城村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例について等の話し合いを行っています。

12月22日土曜日、第21回わかてだを見る集いに参加しております。

１月４日金曜日、中城村功労者・善行者表彰式典並びに中城村初興し（ハチウクシー）に参加いたしております。

１月６日日曜日、第47回ごさまるトリムマラソン大会、参加者が785名ということで、そこのほうに激励、参加しております。

１月13日日曜日、成人式を行いました。新成人の参加者が94名の参加がありました。主催者としての激励のあいさつを行っております。

１月18日金曜日、第１回定例教育委員会会議を行いました。中城村立の学校管理規則の一部を改正する規則など、それから中城村教育の日の表彰者についての話し合いを行っております。

１月20日日曜日、沖縄県ＰＴＡ研究大会（中頭大会）が中城小学校で行われましたので、激励のあいさつを行っております。

１月27日日曜日、平成30年度中城村老人文化作品展示会に参加をしました。どれもすばらしい作品だったというふうに感じました。

２月３日午前中、川崎フロンターレ歓迎セレモニーに参加いたしました。その合間を縫って各学校公開授業の激励といいますか、学校周りをいたしました。午後のほうは、小中学生の表彰、個人の部で27名、団体の部で３団体、そして講演会ということで、南部広域行政組合教育研究所の所長、大城　朗氏による「よさを伸ば

してすばらしい人生にする」というタイトルで講演をうっております。参加人数が331人。議員の皆さんにも参加してもらいました。ありがとうございました。

２月９日土曜日、第41回中頭地区学力向上実践推進大会が宜野湾市の市民会館で行われました。実践発表の後、黒木義成教授による講演が行われています。

２月19日、定例教育委員会会議を行っております。中城村内の教職員、管理職の人事異動内示についての話し合い、そして中城村一時預かり事業の交付要綱一部改正などについて話を行っております。

２月26日火曜日、中城中学校商品開発プロジェクト商品販売が開始されました。県内の各コープで販売開始ということで、４つの商品についての販売、議員の皆さんにも激励してもらいました。ありがとうございました。教育委員会のほうも手分けして子供たちの激励に行きました。私のほうも首里コープのほうに激励に行っております。

２月27日・28日、ＪＦＡこころのプロジェクト「夢の教室」ということで、中城中学校２年生を対象に講演並びにエクササイズを行っております。富平元プロキックボクサー、前田北京オリンピックバドミントンダブルスベスト４に入ったお二人の講話を行って、一流に触れるチャンスを子供たちに与えています。

以上で終わります。

○議長　新垣博正　以上で教育行政報告を終わります。

日程第５　平成31年度施政方針を行います。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは平成31年度施政方針を行います。

平成31年度　施　政　方　針

はじめに

平成31年度一般会計予算をはじめとする関係諸議案のご審議をお願いするにあたり、村政経営に対する基本的な考え方として施政方針を申し上げ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今年４月30日に平成という時代が幕を閉じます。改めて、平成の30年間では中城村はどのように進んできたのでしょうか。

平成元年、中城村の人口は11,521人でした。久場崎ハイスクール跡地では、地域の組合によって区画整理が進められ、当間地区周辺の農地では土地改良など、環境の整備が進められておりました。先代の方々が未来の中城村をより良い環境にしようと、切り拓いていただいたことがわかります。この30年で、南上原地区の区画整理事業や沖縄電力の企業誘致、認可保育園の増設、中城南小学校の誕生など、常に発展を遂げてまいりました。その結果として、人口が1万人増加し、現在、21,300人を超える方々が中城村で暮らしております。

「とよむ中城」

私たちは先代の方々からこの言葉を受け継ぎ、継承していく責務があります。先代が守ってきたものを残しつつ、新たな時代が豊かで響き渡る時代へ、私たちは次の世代となる子ども達に、誇りあるバトンを託せるよう努力し続けなければなりません。その節目となる新しい時代に向けて、中城村は挑戦を続けなければいけないのです。

沖縄県は好調な観光産業等の影響により平成24年から景気が拡大し続け、今後も継続して振興していくものだと考えております。このような状況の中で、中城村ではこれまで豊かな環境を守り、開発等を一定程度抑制したことによって、他市町村にはない様々なポテンシャルを高

めることができました。今後はこのポテンシャルを開放し、計画的にスピード感をもって取組む必要があります。そのため、これまで著しく建築が限定されている村土の利用状況を見直し、活用できる選択の幅を広げる必要があります。その一つとして沖縄県によって指定されている市街化区域、市街化調整区域の課題を整理し、議論を深めながら、抜本的な改革へ向けて挑戦いたします。

これから審議いただきます予算編成については、厳しい財政状況は依然として変わりありません。歳入では住民税や固定資産税の増加など、人口増加によって一定程度の規模が見込めますが、歳出では人口増加に比例して扶助費等の必要性が高まっております。村政経営の舵を任される者として、必要な財源を必要なところに届けながら、抑制すべきところは徹底して抑え、新たな時代、新たな中城村へ向けて取組んでいく所存であります。

以上のことを踏まえまして、これより平成31年度の施政方針を述べさせていただきます。

１　文教の地　中城村

昨年、村民の皆様の教育に対する意識の高揚と、教育活動への関心を高めるとともに、幼児、児童、生徒の健やかな成長を願って、毎年２月の第１土曜日を「中城村教育の日」として制定いたしました。家庭、地域、学校及び関係機関が互いに連携し、村民全体で教育に関する取組みを推進しながら、継続して今後の中城村を担う人材の育成に力を入れてまいります。

幼児教育においては、幼児が様々な人やものとの関わりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すよう努めます。

学校教育においては、家庭、地域、学校と連携し、「社会に開かれた教育課程」の実現を通して、児童生徒に必要な能力や資質を高めます。また、小中学校への外国語指導助手を配置し、国際性豊かな児童生徒の育成に取組むとともに、中学校においては、将来に向けての夢の実現、キャリア教育としてトップアスリートによる「夢の教室」を実施いたします。

さらに、ＩＣＴ環境整備として中学校の電子黒板を整備し、主体的・対話的な深い学びへ授業改善に取組むとともに、学習支援員の配置、各種検定への補助や琉球大学との連携・協力を推進することで、自ら学ぶ意欲を育て、確かな学力の向上に努めてまいります。

不登校や発達障害等によって支援を要する子ども達に対し、それぞれの課題解決や向上を目指すため、必要とされる支援体制を整えます。学校と連携し、個に応じた支援を行うことで、子ども達が安心して学べる教育環境づくりに取組んでまいります。

平成30年度より実施しました中城小学校及び津覇小学校における少人数学級においては、児童の学力及び社会性の向上を図るため個に応じたきめ細かな指導を実施しております。昨年は発表する回数が増えることで児童の学習意欲が高まり、個に応じた指導を充実させることで、学力の向上がみられ、効果が現れはじめております。保護者からも継続してほしいとの声もあり、各学校と連携を図りながら、児童の学力の向上及び社会性の向上に取組んでまいります。

一方、中城南小学校では児童の急激な増加への対応が求められ、教室不足等に陥らないよう施設整備は急務であり、児童が安心安全かつ健やかに学べる環境を確保しなくてはなりません。そのため、中城南小学校では今後も児童数が伸び続けることを予測し、児童がより良い環境で教育を受けられることを第一に考え、５年先を見据えた10教室の増築工事に着手いたします。

老朽化が進む教育施設につきましては、整備計画策定に取組み、安心安全な学校づくりを推進します。また、スクールバス利用者の増加に伴う運行体制の見直しや、各学校行事等に対応

するため、新たにマイクロバスを購入し、幼児、児童、生徒の登下校を支援してまいります。

さらに、スポーツ、文化活動において、九州・全国大会へ派遣される児童生徒の支援や、海外短期留学派遣を行い、視野の広い世界で活躍できる人材の育成に努めてまいります。

子ども達の心身の発達に欠かせない学校給食においては、栄養摂取による健康の保持増進、食事についての正しい知識、理解、食習慣を養うなどの食に関する指導を通し、食育を推進してまいります。また、地域で生産された新鮮な特産物を学校給食に取り入れ、地産地消に努めます。

２　福祉の向上を目指して

高齢化率の上昇に伴い、介護保険サービスの相談件数は増加傾向にあります。そのため、役場窓口だけの対応ではなく、訪問等による相談機能の充実が求められます。引き続き、住みよいまちづくりを推進するため、相談支援体制の充実を図ってまいります。

また、介護状態になるのを予防するため、筋力トレーニングや年齢層に応じた体操教室の開催、老人クラブの活性化等、様々な活動を通して、元気な高齢者が輝けるまちづくりを推進してまいります。さらに、認知症で困っている家族の相談に対応し、適切なサービスが届けられるよう支援することや、専属の看護師が健康相談できる拠点を設置し、福祉関係機関と連携を強化してまいります。

子育てに関して、多様化する悩みや戸惑い、行政へ求める声などを逃すことなく、時代にあった適切な支援を実施してまいります。

妊婦健康診査に積極的に取組み、妊婦や胎児の健康状態を定期的に確認し、安心した出産を迎えられるよう準備を整えながら、出産後においても医療機関と連携を図ることで、産後うつの予防や新生児の相談など、妊娠期から子育て期にわたる、切れ目ない支援が届けられるよう努めてまいります。

さらに、住民目線のわかりやすく相談しやすい、それぞれの段階に応じた子育て支援が提供できる、総合的なワンストップ拠点の構築を目指し、多様化する子育て世代のニーズに対応できる組織づくりを進めてまいります。

こども医療費助成におきましては、中学校卒業まで対象年齢を拡充し、保護者の経済的負担を軽減させながら、着実に成果を積み重ねてまいりました。昨年10月からは現物給付が導入され、窓口無料化が展開されております。病気の早期発見、早期治療に繋がることは非常に重要であり、安心して子どもを産み、健やかに子育てができる環境を整えるためにも、たくさんの方々にこの制度を有効活用していただけるよう努めてまいります。

また、特定不妊治療費助成では、新たに4名の命が誕生してくれました。これは大変喜ばしいことであります。不妊治療費は高額ということもあり、経済的負担が重い現実があります。この現実によって、子どもを授かることを諦めざるを得ない方もいるのかもしれません。そのようなことが起きぬよう、中城村ではこの事業を今後も継続して実施し、子どもを授かる希望と、命の誕生の一助になれるよう努めてまいります。

これまで待機児童ゼロを目標に掲げ、保育所等の環境の充実を進めてまいりました。しかし、子育て世代の転入が著しく伸び続けていることから、整備が追い付けない状況にあります。この課題に対して、認可保育所の定員増や小規模保育所の新設など、施設整備を加速化させ、いち早く待機児童ゼロへ向けて、環境整備に努めてまいります。

各保育園では、支援を要する子ども達が年々増加傾向にあります。そのため、柔軟に対応できる、きめ細かな手厚い保育を促すため、対応

できる体制をつくれるよう各保育園へ支援を行ってまいります。

放課後や週末等に、児童が安心して生活できる拠点として学童クラブの重要性は高まっております。需要も増加傾向にあり、待機児童が発生しないよう、受け皿確保に努めてまいります。また、ひとり親家庭に対し、経済的負担の軽減と就労できる環境整備を目指して、学童クラブが利用しやすくなるよう助成を行ってまいります。

中城村の現状として、子どもの虐待に関する相談件数は増加傾向にあります。児童虐待に対する防止策など、各種対応が迅速にできる体制を整え、対象家庭の早期発見・早期対応に向け関連機関と連携いたします。通報への対処、家庭訪問、生活相談や指導及び支援策に取り組むとともに、要保護児童やその家族の支援に努めてまいります。また、保育所、幼稚園、小中学校、障害児通所施設等の関係機関の職員を対象とした、児童虐待やＤＶに関する研修を開催し、職員の知識とスキルの向上を図ってまいります。

子どもの貧困問題について、子ども達の生活の支援に繋げるため、地域や家庭、学校及び学習支援施設など関連機関と連携して取組みます。居場所が必要な子ども達へ、食事の提供や生活指導、学習支援等を行い、安心して過ごせる子どもの居場所を確保いたします。さらに、生活保護世帯や要保護・準要保護世帯に対し、沖縄県が実施している無料塾と連携した学習環境の確保を行い、学力向上の強化、高校受験対策等を図り、貧困の連鎖の解消に向けて取組んでまいります。

３　新たな都市計画に向かって

はじめに述べましたように、新しい時代が豊かな暮らしへ繋がるよう新たな挑戦を行います。

中城村における戦後の都市計画は、昭和47年に沖縄県によって那覇広域都市計画区域に指定され、昭和49年に市街化区域、市街化調整区域を分ける区域区分の決定が行われました。中城村の市街化区域は南上原地区の一部のみとなり、それ以外は市街化調整区域として、村の基幹産業である農業を中心に発展してまいりました。

市街化調整区域での開発行為は、昭和49年当時における土地所有者や、居住者の血族であること等の要件が必須となり、それ以外の用途は規制がある厳しい状況が続きました。

そのため、中城村はこれまで沖縄県へ様々な要望を行い、一部の地域では自己用住宅のみが建築できるよう一定程度の緩和が図られましたが、依然として規制は厳しい状況にあります。

近年では、大型ＭＩＣＥやそれに伴う西原道路の整備、隣接する宜野湾市と中城村をつなぐ東西方向の道路軸強化といった、中城村を取り巻く周辺環境の変化や新たな課題に対応が求められております。

中城村は確実な歩みを続け、様々なニーズが高まっており、今後はさらなる受け皿が求められておりますが、現状では開発の許可がおりず、住宅や商業施設、宿泊施設、観光関連企業等の立地が困難であります。

さらに、中城村の今後の人口増加率は全国4位、沖縄県では１位となっており、この数字からも中城村が沖縄県にとっていかに重要かがわかります。今後、沖縄県でも予測されている人口減少社会において、中城村がこの人口増加を達成できなければ、沖縄県全域へ大きく影響を与えてしまいます。

そのようなことから、今後の沖縄振興や、魅力的で発展ある中城村を目指すためには、昭和49年に決定された区域区分制度のあり方を再考しなければなりません。そのため、沖縄県によって市街化区域、調整区域が指定される那覇広域都市計画区域から、中城村で用途地域指定ができる中部広域都市計画区域への移行も視野に含めた、新たな都市計画の議論を深め、中城

村から沖縄県の発展へ繋がる、改革へ向けて挑戦してまいります。

４　生涯学習の推進

４年目を迎える護佐丸歴史資料図書館は昨年55,000人超の来館者がおり、地域に親しまれる施設として根付いてきました。

展示室では村内小中学校独自の取り組みである「ごさまる科」の授業での利用、学芸員による学校に出向いての出前授業、イベントにおける出張展示など、中城村の歴史や中城城跡、護佐丸について触れる機会を数多く提供してまいりました。また、県立高校や他市町村からの学習視察、毎年開催している歴史文化講座や企画展など、村内外から多くの方々の参加をいただいております。

資料図書室では、引き続き所蔵資料の充実を図るとともに、子供から大人まで、様々なニーズに対応した学びの場の提供や、サポートができるよう努めてまいります。

護佐丸歴史資料図書館が広く親しまれる憩いの場、新たな知識や情報と出会う場、生涯学習を支える場として、村の教育、文化の振興の一助となれるよう努めてまいります。

スポーツ・レクリエーションの関心が高まっている中、老若男女に対応した活動の推進が図られるよう中城村体育協会やスポーツ推進員、各社会体育団体と連携し、競技大会やスポーツ教室、親子参加型イベントの開催等、スポーツ・レクリエーション活動の啓発及び促進に取組んでまいります。

また、吉の浦公園では、たくさんの方々が利用しやすい施設となるよう機能強化整備基本計画に基づき、施設整備を進めているところではありますが、平成31年度では吉の浦会館のトイレの増改築を行い、おむつ替えや授乳施設を設けるなど、子育て世代にも安心して利用できるよう施設の機能強化を図ります。また、テニスコートのフェンスや専用の管理棟整備にも着手し、様々な方が利用できるよう公園機能を高めます。

さらに、ごさまる陸上競技場は、平成31年度全国高等学校総合体育大会のサッカー競技会場となっており、小中高校生にとっては全国レベルの高校サッカーの試合を直に観戦する絶好の機会であるとともに、高度な競技場として県内外へ発信してまいります。

５　各産業の振興について

昨年、中城村の特産物である島にんじんの普及や継承を目的に「中城村島にんじんの日」を制定いたしました。これにより、テレビや新聞、航空会社の機内誌でも紹介されるなど、その知名度は広がりを見せております。今後は島にんじん本来の色であり、市場が求める黄色の普及を進めるとともに、栽培作業の軽減化に向けた取組みを試験的に実施してまいります。

また、10年先の中城村の農業を見据えた、中城村農業振興ビジョンを策定し、基盤整備された農地や肥沃な土壌で栽培されている伝統的野菜など、強みを活かす営農プランを立案します。

現代農業の課題である農業従事者の高齢化率の高さや耕作放棄地の増加、担い手の確保や機械化の促進など、多くの課題に対しては、農家、村農業青年クラブ、ＪＡ等、農業関係者の意見を反映させた対策をまとめ、農業振興に向けた施策を展開してまいります。

基幹作物である、さとうきびについては、老朽化が激しいハーベスターの更新が喫緊の課題であることから、沖縄県さとうきび安定生産確立対策事業を活用し、小型機の導入ができるよう努めてまいります。また、園芸作物では、今年１月に開催されました沖縄県野菜品評会において、中城村の農家が育てた大玉のトマトと島にんじんが金賞を受賞しております。そのため、受賞農家と連携を図り、各農家の技術向上に向

けた日々の営農指導に加え、講習会等の開催を行ってまいります。

中城中学校の生徒が村の農産物を使い、開発しました４つの新商品の販売が開始されております。この商品の消費拡大に向けて様々な活動を行い、生徒達の努力から中城村の活性化へ繋がるよう努めてまいります。

中城浜漁港施設につきましては、水産物供給基盤機能保全事業により物揚場、船揚場など修繕工事を実施いたします。

中城村商工会では小規模事業者の支援を進めております。今後も継続して商工会との連携を強め、地域の活性化につながる展示会の開催や効果的な支援活動を行い、売り上げの上昇や利益確保など、持続的発展に努めてまいります。

中城村へ立地を試みる企業が数多くありますが、先ほど述べましたとおり土地利用上の規制等の課題によって、厳しい現実があります。そのため、現状ではどのような形で対応できるか模索し、立地可能な場所や企業、さらに村民ニーズにも対応できる企業誘致に努めてまいります。

産業振興を図るために、中城村観光協会の設立を行います。これまで中城城跡で行ってきたプロジェクションマッピングや世界遺産劇場など、様々な事業を観光協会にて実施し、民間の活力を生かした発想力や展開力、推進力による観光振興の強化に努めてまいります。さらに、観光協会が設立されることによって、その横展開として、経済活動の活性化や特産品の販路拡大、交流人口の増加など、非常に前向きな可能性も生まれ、県内外に限らず、様々な分野において中城村を発信できる重要な拠点となります。

沖縄県が観光振興に力を入れて取組み、効果が出続けている中、中城村においても、中城村観光協会から新しい風を起こし、世界遺産中城城跡を始めとする、あらゆる産業分野の活性化に努めてまいります。

６　都市基盤・生活環境の整備

改正水道法が成立し、上水道事業については、より計画的な施設更新による安定的な経営が求められ、各水道事業体の担う責任は増すことになります。中城村においても、この変革期にしっかりとした対応を取るため、改正水道法に即した条例等の整備を行ったうえで、水道台帳の整備や経営戦略の策定等に取組んでまいります。さらに、水安全計画の策定へ向けて作業を進め、より一層の安心安全な水道の供給に努めてまいります。

下水道の整備につきましては、南上原地区の下水道管布設工事を進め、現在の下水道接続可能区域は、南上原の一部と、伊集地区から添石地区の一部までとなっており、接続率は50％を超えております。引き続き接続に対する支援等を行いながら、水質保全の向上に努めてまいります。

南上原土地区画整理事業では、保留地の抽選販売は昨年ですべて完了となりました。たくさんの方々に好評をいただけたことは大変嬉しく思います。今後の区画整理事業の流れとして、事業期間の延長における計画変更を行い、道路の安全施設設置工事や基準点測量、換地計画業務を円滑に進め、2022年度の事業完了を目指してまいります。

村道の整備として、１級村道であるウフクビリ線は、中城村と宜野湾市を東西に結ぶ主要道路ではありますが、村道沿いの擁壁のひび割れや舗装の破損がみられ、災害を未然に防止するための補強及び修繕を行う必要があります。そのため、沖縄県と調整し、補助等を活用した事業実施ができるよう取組んでまいります。

災害時の食糧や防災マット、災害対策の備品整備を行うとともに、停電時において、電力を供給できる車両及び機器の整備を実施し、地域住民の安心安全な暮らしの確保に努めてまいります。

さらに、災害による被害を予防することや、軽減させるため、自主防災組織の設立を促すことや、防災活動を活発に行い、防災体制が整えられたまちづくりを推進してまいります。

人口増加に比例して、ごみ排出量は増加し、ごみ減量化は喫緊の課題であります。有益なものは資源として活用し、廃棄物の発生を抑制及び適正な処理を行うことで、環境への負荷を可能な限り減らします。そのためにも、行政と住民及び事業者が協力して取り組み、循環型社会の形成に向けて努めてまいります。

新たなごみ処理施設整備につきましては、効率的かつ効果的な広域処理体制が構築できるよう作業を進めてまいります。

ごみの不法投棄については、早期の発見、対応が求められ、監視カメラや立て看板を設置するなど、パトロール強化を行い、発生の抑制に努めてまいります。

国道329号、県道29号をはじめ、集落内道路の交通量が増加しております。特に集落内道路は地域住民の生活道路、児童生徒の通学路として活用されており交通安全の確保は重要であります。年4回開催される交通安全運動及び飲酒運転根絶運動において、交通安全に関する普及啓発を図り、また通学路等での交通安全街頭指導、看板設置など地域の協力を得ながら、交通安全の推進に努めてまいります。

７　歴史文化と平和行政

今年の始め、中城城跡では、護佐丸の時代より古い14世紀前半から半ば頃と考えられる城壁が発見されました。その歴史や築城技術が徐々に解明されつつあり、引き続き中城城跡の整備を進めてまいります。

文化財悉皆調査では、南浜・北浜・浜の調査を予定しており、これにより、すべての地域の調査が終了することになります。調査で判明した村内文化財の中で、特に重要と考えられるものについては、計画的に村文化財の指定を検討してまいります。

また、現在、立ち枯れしている村指定史跡「伊舎堂の三本ガジマル」について、ガジマルの植え替えや土の入れ替えを行い、景観の復旧及び保全を行います。

戦争の記憶を歴史の波に埋もれさせることなく、豊かな平和社会の実現に向けて一人一人が学び、次世代へ正しく継承していく取組みとして、平和企画展の開催や、村内の中学生を対象とした平和学習交流団の派遣を行い、戦争の実相と平和への理解を深め、それらを継承する先導的役割を担う人材の育成に努めます。

さらに、沖縄戦調査として、これまで村内や疎開先の熊本県における聞取り調査を実施し、記録を蓄積してまいりました。沖縄戦体験者が年々高齢化している中、聞取り調査を早めるとともに、戦跡の分布調査、文献資料の収集など記録として残し、大人だけでなく次世代の子供たちに平和を学んでもらう一助として、中城村戦跡マップを作製いたします。

去った２月24日、県民投票において、辺野古新基地建設反対の民意が示されました。玉城県知事はこの民意を日米両政府へ届けるため、様々な行動を起こすと理解しております。中城村としてもこの民意を尊重し、今後も玉城県知事と協力しながら、辺野古新基地建設反対と、一刻も早い普天間飛行場の危険性除去を訴え続けてまいります。

８　組織強化と行政経営

平成30年11月15日、多くの関係者が見守る中、中城村役場新庁舎建設工事合同安全祈願祭を執り行いました。平成31年度では、基礎コンクリート打設工事に始まり、内装工事、電気工事、機械設備工事、空調設備工事に順次着手いたします。また、年度末までには屋上４階のコンクリート打設工事、外構工事の着手を予定してお

ります。念願の役場新庁舎の全体が目に見えるようになり、2020年度中の完成に向けて取組んでまいります。

組織強化について、複雑化・多様化する住民ニーズに対応するため、職員研修実施計画に基づき積極的に研修に参加させ、職員個々の能力向上に努めてまいります。

人事評価制度につきましては、より精度の高い評価や人材育成に資するよう、今後も積極的に研修に取組んでまいります。

人口増加や社会経済情勢の変化等に伴う行政事務の複雑化、多様化に伴い、適切かつ効果的な行政経営を目指し、必要なマンパワーを計画的に確保する新たな定員管理計画を策定いたします。また、障がい者の雇用や働き方についても積極的に議論し、実情に応じた雇用の実現に向けて取組んでまいります。

地方公務員法等の改正に伴い新たに導入される会計年度任用職員制度につきましては、制度設計等をしっかりと準備し、財政事情も鑑みた万全の体制で実施に備えます。

自主財源の根幹となる村税の適正な課税と確実な徴収を目指し、引き続き適切な税務行政に取組んでまいります。

国税、県税と連携を密にし、申告、納税の啓発を強化するとともに、公平、公正な受益と税負担の観点から、滞納者に対して財産調査を行い、滞納処分の更なる強化を図ります。一方、様々な理由により納税が困難な方に対しては、法律で定められた猶予等の制度を適用し、生活実態に沿った徴収対策を行ってまいります。

また、今年10月から全国で運用が始まる、地方税共通納税システムに対応するため既存システムの改修を行います。これにより、特別徴収分の個人住民税、法人住民税の電子申告、電子納税が可能となり、納期内納付の向上が期待されます。引き続き納税環境の改善に努め、より一層の納税者の利便性向上に取組んでまいります。

中城村の活性化を目指して、村有財産については有効的に活用できるよう整理を行います。村民の皆様の財産をどのように利活用できるか考え、この資産を貸付けや売買等によって運用することで、様々な新規事業が検討できるよう新たな財源を確保し、村民の皆様に喜ばれる行財政経営となるよう、努めてまいります。

以上、平成31年度の施策を述べさせていただきました。厳しい財源状況の中、各種事業を展開するための予算編成としては、

会　計　名	予　算　額
（1）一般会計予算（案）	8,822,824 千円
（2）国民健康保険特別会計予算（案）	2,247,227 千円
（3）後期高齢者医療特別会計予算（案）	143,302 千円
（4）土地区画整理事業特別会計予算（案）	187,650 千円
（5）公共下水道事業特別会計予算（案）	279,076 千円
（6）汚水処理施設管理事業特別会計予算（案）	2,437 千円
（7）水道事業会計予算（案）	687,372 千円

の規模となっております。中城村の新たな挑戦に対し、議員の皆様並びに村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の施政方針といたします。

平成31年３月５日

中城村長　浜　田　京　介

○議長　新垣博正　以上で施政方針を終わります。

10分間、休憩します。

休　憩（１０時５２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０２分）

○議長　新垣博正　再開します。

日程第６　議案第２号　中城村防災拠点及び地域交流施設の設置及び管理に関する条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは議案第２号　中城村防災拠点及び地域交流施設の設置及び管理に関する条例について、御提案申し上げます。

議案第２号

中城村防災拠点及び地域交流施設の設置及び管理に関する条例

中城村防災拠点及び地域交流施設の設置及び管理に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年３月５日提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

中城村防災拠点及び地域交流施設の設置及び管理を行うため、地方自治法第244条の２第１項の規定に基づき、この条例を制定する必要がある。

第１条から読み上げて御提案申し上げます。

中城村防災拠点及び地域交流施設の設置及び管理に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第１項の規定に基づき、防災拠点及び地域交流施設の設置及び管理について定めることを目的とする。

（設置）

第２条　防災拠点及び地域交流活動の場として、別表のとおり防災拠点及び地域交流施設（以下「防災・交流施設」という。）を設置する。

（使用の許可）

第３条　防災・交流施設を使用しようとする者は、村長の許可を受けなければならない。

２　村長は、防災・交流施設の管理上必要と認めるときは、前項の規定による許可に条件を付けることができる。

（使用の許可の制限）

第４条　防災・交流施設を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、村長は使用を許可しない。

（１）　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

（２）　防災・交流施設又はその付属物を毀損するおそれがあると認めるとき。

（３）　その他防災・交流施設の管理上支障があると認めるとき。

（使用者の義務）

第５条　第３条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、この条例及びこれに基づく規則並びに村長の指示に従わなければならない。

（許可の取消し）

第６条　村長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は管理上必要があると認めるときは、防災・交流施設の使用の許可を取り消すことができる。

（１）　第４条各号に掲げる事由に該当したとき。

（２）　前条の規定に違反したとき。

（使用料）

第７条　使用料は無料とする。

（損害賠償）

第８条　使用者が故意又は過失によって防災・交流施設又はその付属施設を毀損若しくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、村長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りではない。

（管理の委託）

第９条　村長は、防災・交流施設の管理運営を別表の団体に委託することができる。

２　村長は、前項の規定により委託した場合は、委託料を支払わないものとする。

（委任）

第10条　この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第２条・第９条関係）

名称	所在地	委託の相手方
防災拠点及び地域交流施設	中城村字新垣1627番１	中城サンヒルズタウン自治会

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

日程第７　議案第３号　中城村公共駐車場の設置及び管理に関する条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第３号　中城村公共駐車場の設置及び管理に関する条例について、御提案申し上げます。

議案第３号

中城村公共駐車場の設置及び管理に関する条例

中城村公共駐車場の設置及び管理に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

観光振興に資することなどを目的とした中城村公共駐車場の設置及びその管理等について、地方自治法第244条の２第１項の規定に基づき、条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提案する理由である。

第１条から読み上げて御提案申し上げます。

中城村公共駐車場の設置及び管理に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、中城村が設置する公共駐車場（以下「駐車場」という。）の管理及び運営

に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　観光振興に資するとともに、道路交通の円滑化を図り、もって観光客や公衆の利便に寄与するため駐車場を設置する。

（名称及び位置）

第３条　駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　中城村公共駐車場

位置　中城村字安里210番地

（管理者）

第４条　駐車場の管理は、中城村の庁舎管理者（以下「管理者」という。）が行うものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって村長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができるものとする。

（利用対象者）

第５条　駐車場を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、中城村等が実施する観光振興等事業へ参加する者、中城村護佐丸歴史資料図書館、吉の浦公園、吉の浦会館等を利用するものとする。

（利用）

第６条　駐車場の利用時間は、原則として、午前８時30分から午後10時までとする。

２　前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めた場合は、利用時間を変更することができる。

（駐車の拒否）

第７条　管理者は、次の各号の一に該当する自動車については、駐車を拒否することができる。

（１）　駐車場の構造上駐車させることができない自動車

（２）　発火性又は引火性の物品を積載している自動車

（３）　駐車場の施設を汚損し、又は毀損するおそれがあると認められる自動車

（４）　前３号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認められる自動車

（禁止行為）

第８条　駐車場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

（１）　他の自動車の駐車を妨げること。

（２）　駐車場の施設を汚損し、又は毀損すること。

（３）　火気を使用すること。

（４）　みだりに騒音を発すること。

（５）　自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第２条第３号の用に供すること及びそれに類する利用をすること。

（６）　前５号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

（目的外使用）

第９条　村長は、公共及び公用又は公益上特に必要と認めた場合は、駐車場以外の目的に利用させることができる。

（使用料）

第10条　前条の規定により駐車場を利用者以外に利用させる場合は、使用料を徴収する。

２　使用料は、使用の許可を受けた際に納入しなければならない。

３　村長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（損害賠償義務）

第11条　故意又は過失により、駐車場の施設、設備等を汚損し、又は毀損した者は、管理者の指示するところにより、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（管理者の責任）

第12条　管理者は、次に掲げる駐車場内における利用者の損害については、損害賠償の責めを負わないものとする。

（１）　自動車の事故、盗難等による損害

（２）　災害その他管理者の責めに帰さない事由による損害

（委任）

第13条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

日程第８　議案第４号　中城村課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第４号　中城村課設置条例の一部を改正する条例について、御提案申し上げます。

議案第４号

中城村課設置条例の一部を改正する条例

中城村課設置条例（平成17年中城村条例第５号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

施策等を推進するにあたり、庁内の連携や調整を円滑に進めるための組織改正を行うため、中城村課設置条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提案する理由である。

中城村課設置条例の一部を改正する条例

中城村課設置条例（平成17年中城村条例第５号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（課の設置） 第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第１項の規定により、村長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。 総務課 企画課 税務課 住民生活課 福祉課 健康保険課 産業振興課 都市建設課 上下水道課	（課の設置） 第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第１項の規定により、村長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。 総務課 企画課 税務課 住民生活課 福祉課 健康保険課 農林水産課 都市建設課 企業立地・観光推進課 上下水道課
（課の分掌事務） 第２条　各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 （１）～（６）略 （７）産業振興課 ア　農林水産業の振興に関すること。 イ　商工業に関すること。	（課の分掌事務） 第２条　各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 （１）～（６）略 （７）農林水産課 ア　農林水産業の振興に関すること。

ウ　企業誘致に関すること。 エ　発電所立地に伴う地域振興に関すること。 オ　観光振興に関すること。 カ　中城城跡の管理活用に関すること。 （８）略 （９）上下水道課	（８）略 （９）企業立地・観光推進課 ア　商工業に関すること。 イ　企業誘致に関すること。 ウ　発電所立地に伴う地域振興に関すること。 エ　観光振興に関すること。 オ　中城城跡の管理活用に関すること。 （10）上下水道課

附　則

（施行期日）

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

改正前と改正後については、下線の部分が今回、改正になる箇所でございます。

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

日程第９　議案第５号　中城村議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第５号　中城村議会委員会条例の一部を改正する条例について、御提案申し上げます。

議案第５号

中城村議会委員会条例の一部を改正する条例

中城村議会委員会条例（昭和62年中城村条例第13号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

機構改革により、中城村課設置条例の一部を改正するため、関係条例を整理する必要がある。

これが、この条例案を提案する理由である。

中城村議会委員会条例の一部を改正する条例

中城村議会委員会条例（昭和62年中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第２条　常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （１）総務常任委員会　６人 総務課、企画課、会計課、税務課、住民生活課、福祉課、健康保険課（国民健康保険、後期高齢者医療を除く）、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の委員会に所属しない事項 （２）建設常任委員会　５人 産業振興課、都市建設課及び上下水道課に関する事項 （３）文教社会常任委員会　５人 教育総務課、生涯学習課、学校給食共同調理場及び健康保険課に関する事項	（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第２条　常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （１）総務常任委員会　６人 総務課、企画課、企業立地・観光推進課、会計課、税務課、住民生活課、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の委員会に所属しない事項 （２）建設常任委員会　５人 農林水産課、都市建設課、及び上下水道課に関する事項 （３）文教社会常任委員会　５人 教育総務課、生涯学習課、学校給食共同調理場、福祉課及び健康保険課に関する事項

附　則

（施行期日）

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

改正前と改正後については、下線の部分が、今回改正されるところでございます。

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

日程第10　議案第６号　中城村職員の休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第６号　中城村職員の休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例について、御提案申し上げます。

議案第６号

中城村職員の休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例

中城村職員の休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例（平成元年中城村条例第１号）を別紙のとおり廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の施行に伴い制定された中城村職員の休日及び休暇に関する条例（現在は廃止）の特例に関する条例であったが、現在は不要であることから廃止する必要がある。

これが、この条例案を提案する理由である。

中城村職員の休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例

中城村職員の休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例（平成元年中城村条例第１号）は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長　新垣博正　以上で提案理由の説明を終わります。

日程第11　議案第７号　中城村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

休憩します。

休　憩（１１時１６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１６分）

○議長　新垣博正　再開します。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第７号　中城村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例について、御提案申し上げます。

議案第７号

中城村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例

中城村職員の旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第19号）の全部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

現行の条例においては、打切旅費の中に日当や宿泊費等が含まれているなど、実状に合わない部分がある。また、その他現行の条例における不足（不明）な部分を補い、職員の旅費の支給に関し、適正化・厳格化を図るため、条例の全部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

中城村職員の旅費に関する条例

中城村職員の旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第19号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第５項の規定に基づき、公務のために旅行する職員等（以下「旅行者」という。）に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　旅行命令権者　任命権者又はその委任を受けた者をいう。

（２）　県内旅行　沖縄県に属する区域における旅行をいう。

（３）　県外旅行　前号以外の都道府県における旅行をいう。

（４）　内国旅行　県内旅行及び県外旅行をいう。

（５）　外国旅行　本邦（本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第１条に規定する附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

（６）　出張　職員が公務のため一時その在勤地（常時勤務する在勤地のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行することをいう。

（７） 赴任　新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に移り、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。

（８） 帰住　職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくは扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

（９） 扶養親族　職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持している者をいう。

(10) 遺族　職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

２　この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区に存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。

（旅費の支給）

第３条　職員が出張した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

２　職員又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対して旅費を支給する。

（１） 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

（２） 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

（３） 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族が死亡の日の翌日から３月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

（４） 職員が出張のための外国旅行中に退職となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

（５） 職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

３　職員が前項第１号の規定に該当する場合において、法第28条第４項又は第29条の規定により退職等となった場合（法第16条第１号に該当するに至って失職した場合を除く。）には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

４　職員又は職員以外の者が、村の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

５　第１項、第２項及び第４項の規定により、旅費の支給を受けることができる者がその出発前に次条第３項の規定により旅行命令を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

６　第１項、第２項及び第４項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けな

かった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第４条　旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行なわれなければならない。

２　旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

３　旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第１項若しくは第２項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

４　旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更することができる。

５　旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には速やかに旅行命令簿に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

６　旅行命令簿の様式は、規則で定める。

（旅行命令に従わない旅行）

第５条　旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第３項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

２　旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

３　旅行者が、前２項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第６条　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費、移転料、着後手当、扶養親族移転料、外国旅行雑費及び弔慰金とする。

２　鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

３　船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

４　航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

５　車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ実費額により支給する。

６　日当は、旅行中の日数に応じ１日当たりの定額により支給する。
７　宿泊料は、旅行中の夜数に応じ１夜当たりの定額により支給する。
８　食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ１夜当たりの定額により支給する。
９　旅行雑費は、内国旅行に伴う駐車場料金について、実費額により支給する。
10　移転料は、赴任に伴う家財の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。
11　着後手当は、赴任について、定額により支給する。
12　扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
13　外国旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。
14　弔慰金は、第３条第２項第５号の規定に該当する場合について、定額により支給する。

（旅費の計算）

第７条　旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第８条　旅費計算上の旅行日数は、第３項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く。

２　前項ただし書の規定により通算した日数に１日未満の端数を生じたときは、これを１日とする。

３　第３条第２項各号の規定に該当する場合には、旅費計算上の日数は、第１項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第９条　旅行者が同一地域（第２条第２項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の２に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の３に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

２　同一地域に滞在中、一時、他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条　私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第11条　鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求及び精算）

第12条　旅費（概算払にかかる旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、支出命令書又は精算書に必要な書

類を添えてこれを当該旅費の支払をする者（以下「会計管理者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

２　概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後速やかに、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

３　会計管理者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

（鉄道賃）

第13条　鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）及び急行料金並びに座席指定料金による。

（１）　その乗車に要する運賃

（２）　急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

（３）　座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第１号に規定する運賃及び第２号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

２　前項第２号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。

（１）　特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

（２）　普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

３　第１項第３号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

（船賃）

第14条　船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）及び寝台料金並びに座席指定料金による。

（１）　運賃の等級を３階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

（２）　運賃の等級を２階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

（３）　運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

（４）　公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前３号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

（５）　座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

２　前項第１号又は第２号の規定に該当する場合において同一階級の運賃を更に２以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）

第15条　航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

（車賃）

第16条　車賃の額は、バス賃実費額による。ただし、公務上の必要によりタクシーを利用した場合は、その実費額による。

（日当）

第17条　日当の額は、別表第１の定額による。

２　前項の規定にかかわらず、沖縄県の本島に属する区域内の宿泊を要しない旅行の場合における日当は、支給しない。

（宿泊料）

第18条　宿泊料の額は、別表第１の定額による。

２　宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

（食卓料）

第19条　食卓料の額は、別表第１の定額による。

２　食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

（旅行雑費）

第20条　旅行雑費の額は、公務上の必要により駐車場料金を必要とする旅行に限り、その実費額による。ただし、１日当たり1,000円を限度として支給する。

（移転料）

第21条　移転料の額は、次に掲げる額による。

（１）　赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧勤務地から新勤務地までの路程に応じた別表第２の定額による額

（２）　赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の２分の１に相当する額

（３）　赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から１年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

２　前項第３号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

３　旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第１項第３号に規定する期間を延長することができる。

（着後手当）

第22条　着後手当の額は、旅行の区分に応じた別表第１の日当定額の５日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた別表第１の宿泊料の定額の５夜分に相当する額による。

（扶養親族移転料）

第23条　扶養親族移転料の額は、次の各号に掲げる額による。

（１）　赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族１人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に掲げる額の合

計額

ア　12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊料、食卓料、着後手当の３分の２に相当する額

イ　12歳未満６歳以上の者については、アに規定する額の２分の１に相当する額

ウ　６歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料、食卓料、着後手当の３分の１に相当する額。ただし、６歳未満の者を３人以上随伴するときは、２人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の２分の１に相当する金額を加算する。

（２）　前号の規定に該当する場合のほか、第21条第１項第１号又は第３号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

（３）　第１号アからウまでの規定により宿泊料、食卓料、着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

２　職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

（外国旅行雑費）

第24条　外国旅行雑費の額は、規則で定める。

（弔慰金）

第25条　弔慰金の額は、460,000円とする。

２　職員が第３条第２項第５号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する弔慰金の額は、前項の規定にかかわらず、第27条第１項の規定に準じて計算した旅費の額による。

３　第27条第２項の規定は、第１項又は前項の規定による弔慰金の支給を受ける遺族の順位について準用する。

（退職者等の旅費）

第26条　第３条第２項第１号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

（１）　退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

（２）　退職等を知った日の翌日から３月以内に出発した当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

（遺族の旅費）

第27条　第３条第２項第２号の規定により支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。

２　遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第２条第１項第10号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（旅費の調整）

第28条　旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合において、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

２　旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、村長と協議して必要とする旅費を支給することができる。

（上位者に随行する場合の旅費）

第29条　職員が、特別職の職務にある上位者に随行する場合の旅費は、旅行命令権者が必要と認めた場合に限り、特別職の職務にある上位者と同額の旅費を支給することができる。

（規則への委任）

第30条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、この条例の施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正）

３　次に掲げる条例の規定中「中城村職員の旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第19号）」を「中城村職員の旅費に関する条例（平成31年中城村条例第○号）」に改める。

（１）　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年中城村条例第16号）第３条第３項

（２）　中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）第６条

（３）　中城村固定資産評価審査委員会条例（昭和47年中城村条例第53号）第13条

（４）　中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例（平成29年中城村条例第16号）第７条第２項

別表第１（第17条～第19条関係）

旅費支給額表

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当（１日につき）	宿泊料（１夜につき）	食卓料（１夜につき）
県内旅行	実費	実費	実費	実費	1,000円	8,000円	1,000円
県外旅行	実費	実費	実費	実費	3,000円	11,000円	1,500円
外国旅行	実費	実費	実費	実費	4,200円	13,600円	5,600円

別表第２（第21条関係）

移転料

路　　程	移転料
鉄道50キロメートル未満	93,000円
鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	107,000円
鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	132,000円
鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	163,000円
鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	216,000円
鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	227,000円
鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	243,000円
鉄道2,000キロメートル以上	282,000円

備考　路程の計算については、水路及び陸路４分の１キロメートルをもって鉄道１キロメートルとみなす。

この条例について、御一読いただきながら、御審議をお願いしたいと思います。そして、一番最後のページにはその別表で支給表等がございますので、参考にしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

日程第12　議案第８号　中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第８号　中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、御提案申し上げます。

議案第８号

中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

現行の条例においては、打切旅費の中に日当や宿泊費等が含まれているなど、実状に合わない部分がある。また、職員の旅費に関する条例の全面改正に伴い、職員との均衡を考慮し、所要の改正をする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（旅費） 第５条　特別職の職員の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費、移転料、着後手当、扶養親族移転料、外国旅行雑費及び弔慰金とする。なお、この条において使用する用語の意義は、中城村職員の旅費に関する条例（平成31年中城村条例第○号。以下「旅費条例」という。）第２条に規定する用語の意義とする。 ２　日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表第２の額とする。	（旅費） 第５条　特別職の職員の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その額（次項及び第３項の規定に該当するものを除く。）は別表第２のとおりとする。 ２　県内離島旅行（宮古郡、八重山郡及び久米島の区域内の旅行をいう。）及び県外旅行の場合は、別表２の３のとおりとする。

３　第１項に規定する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、移転料、着後手当、扶養親族移転料、外国旅行雑費及び弔慰金の額は、旅費条例の規定を準用する。この場合において、同条例第22条中「別表第１」とあるのは、中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）別表第２と読み替えるものとする。

別表第２（第５条関係）

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当（１日につき）	宿泊料（１夜につき）	食卓料（１夜につき）
県内旅行	実費	実費	実費	実費	1,300円	10,000円	2,000円
県外旅行	実費	実費	実費	実費	3,000円	12,000円	3,000円
外国旅行	実費	実費	実費	実費	7,000円	20,000円	7,000円

別表第２の２　（削除）

３　外国旅行の旅費については、別表第２の２により支給する。

別表第２（第５条関係）

職名	船賃	航空賃	車賃	日当（１日につき）	宿泊料（１夜につき）
村長 副村長 教育長	実費	実費	実費	1,300円	10,000円

別表第２の２（第５条関係）

区分	航空賃	鉄道賃 船賃	車賃	日当（１日につき）	宿泊料（１夜につき）	食卓料（１夜につき）	旅行雑費
村長 副村長 教育長	実費	実費	実費	7,000円	20,000円	7,000円	実費

備考

１　日当は、旅行中の昼食費及びこれに伴なう雑費並びに目的地たる地域内を巡回する場合の船賃等の諸雑費

２　宿泊料は、旅行中の宿泊の費用（夕食代）及び朝食代並びにこれらに伴なう諸雑費を含む。ただし、水路又は航空旅行中は、原則として支給しない。

３　食卓料は、水路又は航空運賃に食事代（朝夕食代）及びこれに伴なう雑費が含まれない場合の費用

４　旅行雑費は、旅行者の予防注射料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税とし、その他旅行に必要なものについては一般職の職員の支給の例により、70,000円を限度として支給する。

別表第２の３　（削除）	別表第２の３（第５条関係）

職名	旅費				
	航空賃	船賃	県内	県外	
			打切旅費（日当、車賃を含む日額）	鉄道賃（２以上の都道府県にわたる場合）	打切旅費（日当、車賃を含む日額）
村長 副村長 教育長	実費	実費	10,000円	実費	15,000円

附　則

１　この条例は、平成31年４月１日から施行し、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用する。

２　この条例の施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

改正前、改正後については下線の部分が、今回改正される箇所でございます。

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

日程第13　議案第９号　中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第９号　中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御提案申し上げます。

議案第９号

中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

労働基準法の改正に伴う時間外勤務１時間当たりの支給額算出方法の改正等労働基準法に準拠した所要の改正と、等級別基準職務表に具体的な職名を列挙するための改正が必要である。

これが、この条例案を提出する理由である。

中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（再任用短時間勤務職員の号給） 第７条の３　法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の号給は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による号給に、勤務時間、休暇等条例第２条第３項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項の規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。	（再任用短時間勤務職員の号給） 第７条の３　法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の号給は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による号給に、勤務時間等条例第２条第３項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項の規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
（時間外勤務手当） 第17条　（略） ２　再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。 ３　前２項の規定にかかわらず、勤務時間、休暇等条例第５条の規定により、あらかじめ同条例第３条第２項又は第４条により割り振られた１週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務１時間につき、第20条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。	（時間外勤務手当） 第17条　（略）

４　正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間、休暇等条例第３条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と勤務時間、休暇等条例第５条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）との合計が１箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第１項（第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第20条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 ５　勤務時間、休暇等条例第８条の２第１項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間１時間につき、第20条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は100分の175）から第１項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。 ６　第２項に規定する７時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前２項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の	

規定の適用については、同項中「第１項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（勤務１時間当たりの給与額の算出）

第20条　第16条から第18条までに規定する勤務１時間当たりの給与額は、給料月額に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから１週間当たりの勤務時間を５で除しものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

別表第１（第５条関係）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
１級	定型的な業務を行う主事、技師、保育士、教諭、保健師、管理栄養士、臨床心理士の職務
２級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、教諭、保健師、管理栄養士、臨床心理士の職務
３級	主査、技査、主任保育士、主任教諭、主任保健師、主任管理栄養士、主任臨床心理士の職務
４級	１　係長、所長及び教頭の職務 ２　困難な業務を行う主査、技査、主任保育士、主任教諭、主任保健師、主任管理栄養士、主任臨床心理士の職務
（略）	

（勤務１時間当たりの給与額の算出）

第20条　第16条から第18条までに規定する勤務１時間当たりの給与額は、給料月額に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

別表第１（第５条関係）

職務の級	基準となる職務
１級	定型的な業務を行う職務
２級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
３級	主査、技査その他これらに相当する業務
４級	係長、所長及び教頭の職務 困難な業務を行う主査、技査その他これらに相当する職務
（略）	

附　則

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

改正前と改正後の対照表を御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

日程第14　議案第10号　中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第10号　中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、御提案申し上げます。

議案第10号

中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年中城村条例第７号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

現在、暦年において付与している年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇について、他市町村や非常勤職員等の取扱いと同様年度で付与するよう改正する必要がある。

また、労働基準法に準拠して支給する時間外勤務手当の一部を代休とするため所要の改正をする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年中城村条例第７号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（時間外勤務代休時間） 第８条の２　任命権者は、中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号。以下「給与条例」という。）第17条第４項の規定に	

より時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等（第９条に規定する休日及び第10条に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。 ２　前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務を命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。	
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第８条の３　（略） ２～５　（略）	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第８条の２　（略） ２～５　（略）
（年次有給休暇） 第12条　年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 （１）　（略） （２）　次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年度の中途において新たに職員となった者　その年度の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数 （３）　当該年度の前年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、沖縄県以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和	（年次有給休暇） 第12条　年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 （１）　（略） （２）　次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となった者　その年の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数 （３）　当該年の前年において地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、沖縄県以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規

47年法律第66号）に規定する土地開発公社若しくは公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第１条に規定する公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号において「地方公営企業労働関係法適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年度に新たに職員となったものその他規則で定める職員　地方公営企業労働関係法適用職員等としての在職機関及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数 ２　年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。 ３　（略）	定する土地開発公社若しくは公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第１条に規定する公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号において「地方公営企業労働関係法適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員地方公営企業労働関係法適用職員等としての在職機関及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数 ２　年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。 ３　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員の施行日以後の平成31年度の年次有給休暇の日数については、改正後の中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条第１項の規定にかかわらず、改正前の中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例により定められていた年次有給休暇の日数を考慮し、別に規則で定めるものとする。

改正前、改正後については、下線の部分が今回、改正される部分でございます。

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

日程第15　議案第11号　中城村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第11号　中城村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例について、御提案申し上げます。

議案第11号

中城村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例

中城村教育支援委員会設置条例（昭和52年中城村条例第２号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年３月５日提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

人口増加に伴い幼児児童生徒数が増加しており、教育上特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒にかかる教育支援等の適切な就学について、調査審議に対応するため、中城村教育支援委員会設置条例を改正する必要がある。

中城村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例

中城村教育支援委員会設置条例（昭和52年中城村条例第２号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（組織） 第３条　委員会は、委員20人以内で組織する。 ２　（略）	（組織） 第３条　委員会は、委員15人以内で組織する。 ２　（略）

附　則

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

人数の改正でございます。改正前、改正後が記述されております。

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

日程第16　議案第12号　中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第12号　中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例について、御提案申し上げます。

議案第12号

中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例

中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例(平成25年中城村条例第16号)の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

学校教育法の一部改正のため、中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する必要がある。

中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例

中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例（平成25年中城村条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（布設工事監督者の資格） 第３条　法第12条第２項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 （１）・（２）　（略） （３）　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （４）・（５）　（略）	（布設工事監督者の資格） 第３条　法第12条第２項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 （１）・（２）　（略） （３）　学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （４）・（５）　（略）

（６） 第１号又は第２号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において１年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第１号の卒業者にあっては１年以上、第２号の卒業者にあっては２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	（６） 第１号又は第２号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において１年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第１号の卒業者にあっては１年以上、第２号の卒業者にあっては２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（７） （略）	（７） （略）
（８） 技術士法（昭和58年法律第25号）第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	（８） 技術士法（昭和58年法律第25号）第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（水道技術管理者の資格） 第４条 法第19条第３項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。	（水道技術管理者の資格） 第４条 法第19条第３項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。
（１） （略）	（１） （略）
（２） 前条第１号、第３号及び第４号に規定する学校において土木工学科以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については４年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については６年以上、同条第４号に規定する学校を卒業した者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	（２） 前条第１号、第３号及び第４号に規定する学校において土木工学科以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第１号に規定する学校を卒業した者については４年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者については６年以上、同条第４号に規定する学校を卒業した者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（３） （略）	（３） （略）
（４） 前条第１号、第３号及び第４号に規定す	（４） 前条第１号、第３号及び第４号に規定す

る学校において、工学、理学、農学、医学、及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第１号に規定する学校の卒業者については５年以上、同条第３号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については７年以上、同条第４号に規定する学校の卒業者については９年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （５）・（６）　（略）	る学校において、工学、理学、農学、医学、及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第１号に規定する学校の卒業者については５年以上、同条第３号に規定する学校の卒業者については７年以上、同条第４号に規定する学校の卒業者については９年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （５）・（６）　（略）

附　則

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

同じく改正前、改正後の対照表がございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

日程第17　報告第１号　専決処分の報告についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　報告第１号　専決処分の報告について、御報告いたします。

報告第１号

専決処分の報告について

地方自治法第（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

平成31年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定による議会の議決により指定された事案について専決処分したので、議会に報告する必要がある。

資料として、専決処分書の写し、改定契約書等がございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

日程第18　報告第２号　平成31年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　報告第２号　平成31年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について、御報告申し上げます。

報告第２号

平成31年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

地方自治法第243条の３第２項の規定により、平成31年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別冊のとおり報告する。

平成31年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

事業計画書等があると思います。中城村におきましては、借り入れ等はございませんので、重ねて御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散　会（１１時２９分）

平成31年第２回中城村議会定例会（第２日目）

招集年月日	平成31年３月５日（火）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成31年３月６日　（午前10時00分）		
	散会	平成31年３月６日　（午前10時52分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	安里清市	９番	比嘉麻乃
	２番	新垣修	10番	安里ヨシ子
	３番	欠席	11番	仲松正敏
	４番	屋良照枝	12番	金城章
	５番	桃原清	13番	外間博則
	６番	石原昌雄	14番	伊佐則勝
	７番	新垣貞則	15番	新垣善功
	８番	大城常良	16番	新垣博正
欠席議員	３番	渡嘉敷眞整		
会議録署名議員	９番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	比嘉保
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	仲松範三
	総務課長	與儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	荷川取次枝	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長兼住民税係長	知名勉	生涯学習課長	稲嶺盛昌
	福祉課長	金城勉	教育総務課主幹	稲嶺盛久
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 2 号

日　　程	件　　名
第　1	議案第13号　平成30年度中城村一般会計補正予算（第６号）
第　2	議案第14号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
第　3	議案第15号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
第　4	議案第16号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）
第　5	議案第17号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）
第　6	議案第18号　平成30年度中城村水道事業会計補正予算（第３号）
第　7	議案第26号　村道若南線道路整備工事（４工区）請負契約の変更契約について
第　8	同意第１号　教育委員会委員の任命について

○議長　新垣博正　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　議案第13号　平成30年度中城村一般会計補正予算（第６号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは議案第13号　平成30年度中城村一般会計補正予算（第６号）について御提案申し上げます。

議案第13号

平成30年度中城村一般会計補正予算（第６号）

平成30年度中城村一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420,094千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,379,136千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

平成31年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　村税		2,473,522	10,830	2,484,352
	1　村民税	905,750	10,830	916,580
2　地方譲与税		42,247	1,600	43,847
	3　特別とん譲与税	400	1,600	2,000
3　利子割交付金		1,954	△246	1,708
	1　利子割交付金	1,954	△246	1,708

款	項	補正前の額	補正額	計
4　配当割交付金		4,092	△1,332	2,760
	1　配当割交付金	4,092	△1,332	2,760
5　株式等譲渡所得割交付金		4,549	△2,153	2,396
	1　株式等譲渡所得割交付金	4,549	△2,153	2,396
6　地方消費税交付金		318,068	5,611	323,679
	1　地方消費税交付金	318,068	5,611	323,679
7　ゴルフ場利用税交付金		25,606	△624	24,982
	1　ゴルフ場利用税交付金	25,606	△624	24,982
8　自動車取得税交付金		10,877	2,231	13,108
	1　自動車取得税交付金	10,877	2,231	13,108
9　地方特例交付金		9,158	4,595	13,753
	1　地方特例交付金	9,158	4,595	13,753
12　分担金及び負担金		2,280	△105	2,175
	2　負担金	2,280	△105	2,175
13　使用料及び手数料		163,542	2,524	166,066
	1　使用料	130,063	2,524	132,587
14　国庫支出金		1,682,968	△219,270	1,463,698
	1　国庫負担金	935,690	9,028	944,718
	2　国庫補助金	739,332	△228,298	511,034
15　県支出金		1,226,504	△7,475	1,219,029
	1　県負担金	447,420	3,468	450,888
	2　県補助金	741,040	△12,031	729,009
	3　委託金	38,044	1,088	39,132
17　寄附金		32,807	12,339	45,146
	1　寄附金	32,807	12,339	45,146
18　繰入金		510,739	△182,730	328,009
	2　基金繰入金	510,738	△182,730	328,008
20　諸収入		149,279	△5,589	143,690
	1　延滞金、加算金及び過料	16,353	1,334	17,687
	4　雑入	132,924	△6,923	126,001

款	項	補正前の額	補正額	計
21　村債		794,647	△40,300	754,347
	1　村債	794,647	△40,300	754,347
歳　　入　　合　　計		8,799,230	△420,094	8,379,136

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　議会費		104,489	△1,843	102,646
	1　議会費	104,489	△1,843	102,646
2　総務費		1,906,341	△96,809	1,809,532
	1　総務管理費	1,739,452	△95,678	1,643,774
	2　徴税費	96,025	△361	95,664
	3　戸籍住民基本台帳費	52,186	0	52,186
	4　選挙費	15,592	△641	14,951
	5　統計調査費	1,354	△50	1,304
	6　監査委員費	1,732	△79	1,653
3　民生費		3,377,194	△273,482	3,103,712
	1　社会福祉費	1,261,271	1,263	1,262,534
	2　児童福祉費	2,115,923	△274,745	1,841,178
4　衛生費		860,386	5,534	865,920
	1　保健衛生費	483,530	3,952	487,482
	2　清掃費	376,856	1,582	378,438
6　農林水産業費		216,906	△17,564	199,342
	1　農業費	188,361	△12,831	175,530
	3　水産業費	27,226	△4,733	22,493
7　商工費		106,632	△13,749	92,883
	1　商工費	106,632	△13,749	92,883
8　土木費		468,580	△8,545	460,035
	1　土木管理費	27,955	2	27,957
	2　道路橋梁費	277,295	△5,403	271,892
	4　都市計画費	33,163	△319	32,844
	5　下水道費	125,713	△2,825	122,888

款	項	補正前の額	補正額	計
9　消防費		262,230	△1,626	260,604
	1　消防費	262,230	△1,626	260,604
10　教育費		872,450	△11,402	861,048
	1　教育総務費	131,549	△3,034	128,515
	2　小学校費	178,869	7,740	186,609
	3　中学校費	71,626	△4,644	66,982
	4　幼稚園費	107,640	△271	107,369
	5　社会教育費	244,636	△8,120	236,516
	6　保健体育費	138,130	△3,073	135,057
11　災害復旧費		36,145	△548	35,597
	3　文化財施設災害復旧費	36,140	△548	53,592
12　公債費		550,078	△60	550,018
	1　公債費	550,078	△60	550,018
歳　出　合　計		8,799,230	△420,094	8,379,136

第２表　繰　越　明　許　費

（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　額
2　総務費	1　総務管理費	中城村役場新庁舎建設事業	99,801
	2　徴税費	地方税共通納税システムデータ連携改修事業	407
3　民生費	2　児童福祉費	保育所等整備事業	262,349
6　農林水産業費	1　農業費	新垣地区土砂崩壊防止事業	22,738
8　土木費	2　道路橋梁費	村道若南線道路整備事業	41,304
10　教育費	1　教育総務費	村立学校ブロック塀改修事業	6,400
	2　小学校費	中城南小学校仮設校舎設置事業	13,159
	5　社会教育費	吉の浦会館設備機能強化整備事業	2,738

第３表　地　方　債　補　正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設整備債	千円 24,700	証書借入 又　は 証券発行	年５％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	特別の融資条件のあるものを除き償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は元金均等又は元利均等による。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。	千円 22,900	同　じ	同　じ	同　じ
防災施設整備債	16,800				16,000			
庁舎建設事業債	510,100				468,100			
公立学校施設整備事業債	0				4,300			

それでは歳入歳出読み上げて御提案申し上げます。

款、項、補正前の額、補正額、合計の順に読み上げさせていただきます。

歳入の１款村税、１項村民税、補正前の額９億575万円、補正額1,083万円、合計で９億1,658万円。

２款地方譲与税、３項特別とん譲与税、補正前の額40万円、補正額160万円、合計で200万円。

３款利子割交付金、１項利子割交付金、補正前の額195万4,000円、補正額24万6,000円の減、合計で170万8,000円。

４款配当割交付金、１項配当割交付金、補正前の額409万2,000円、補正額133万2,000円の減、合計で276万円。

５款株式等譲渡所得割交付金、１項株式等譲渡所得割交付金、補正前の額454万9,000円、補正額215万3,000円の減、合計で239万6,000円。

６款地方消費税交付金、１項地方消費税交付金、補正前の額３億1,806万8,000円、補正額561万1,000円、合計で３億2,367万9,000円。

７款ゴルフ場利用税交付金、１項ゴルフ場利用税交付金、補正前の額2,560万6,000円、補正額62万4,000円の減、合計で2,498万2,000円。

８款自動車取得税交付金、１項自動車取得税交付金、補正前の額1,087万7,000円、補正額223万1,000円、合計で1,310万8,000円。

９款地方特例交付金、１項地方特例交付金、補正前の額915万8,000円、補正額459万5,000円、合計で1,375万3,000円。

12款分担金及び負担金、２項負担金、補正前の額228万円、補正額10万5,000円の減、合計で217万5,000円。

13款使用料及び手数料、１項使用料、補正前の額１億3,006万3,000円、補正額252万4,000円、合計で１億3,258万7,000円。

14款国庫支出金、１項国庫負担金、補正前の額９億3,569万円、補正額902万8,000円、合計で９億4,471万8,000円。２項国庫補助金、補正前の額７億3,933万2,000円、補正額２億2,829万8,000円の減、合計で５億1,103万4,000円。

15款県支出金、１項県負担金、補正前の額４億4,742万円、補正額346万8,000円、合計で４億5,088万8,000円。２項県補助金、補正前の額７億4,104万円、補正額1,203万1,000円の減、合計で７億2,900万9,000円。３項委託金、補正前の額3,804万4,000円、補正額108万8,000円、合計で3,913万2,000円。

17款寄附金、１項寄附金、補正前の額3,280万7,000円、補正額1,233万9,000円、合計で4,514万6,000円。

18款繰入金、２項基金繰入金、補正前の額５億1,073万8,000円、補正額１億8,273万円の減、合計で３億2,800万8,000円。

20款諸収入、１項延滞金、加算金及び過料、補正前の額1,635万3,000円、補正額133万4,000円、合計で1,768万7,000円。４項雑入、補正前の額１億3,292万4,000円、補正額692万3,000円の減、合計で１億2,600万1,000円。

21款村債、１項村債、補正前の額７億9,464万7,000円、補正額4,030万円の減、合計で７億5,434万7,000円。

歳入合計、補正前の額87億9,923万円、補正額４億2,009万4,000円の減、合計で83億7,913万6,000円でございます。

続いて歳出でございます。歳出、１款議会費、１項議会費、補正前の額１億448万9,000円、補正額184万3,000円の減、合計で１億264万6,000円。

２款総務費、１項総務管理費、補正前の額17億3,945万2,000円、補正額9,567万8,000円の減、合計で16億4,377万4,000円。２項徴税費、補正前の額9,602万5,000円、補正額36万1,000円の減、合計で9,566万4,000円。３項戸籍住民基本台帳費、補正前の額5,218万6,000円、補正はございませんので同額でございます。４項選挙費、補正前の額1,559万2,000円、補正額64万1,000円の減、合計で1,495万1,000円。５項統計調査費、補正前の額135万4,000円、補正額５万円の減、合計で130万4,000円。６項監査委員費、補正前の額173万2,000円、補正額７万9,000円の減、合計で165万3,000円。

３款民生費、１項社会福祉費、補正前の額12億6,127万1,000円、補正額126万3,000円、合計で12億6,253万4,000円。２項児童福祉費、補正前の額21億1,592万3,000円、補正額２億7,474万5,000円の減、合計で18億4,117万8,000円。

４款衛生費、１項保健衛生費、補正前の額４億8,353万円、補正額395万2,000円、合計で４億8,748万2,000円。２項清掃費、補正前の額３億7,685万6,000円、補正額158万2,000円、合計で３億7,843万8,000円。

６款農林水産業費、１項農業費、補正前の額１億8,836万1,000円、補正額1,283万1,000円の減、合計で１億7,553万円。３項水産業費、補正前の額2,722万6,000円、補正額473万3,000円の減、合計で2,249万3,000円。

７款商工費、１項商工費、補正前の額１億663万2,000円、補正額1,374万9,000円の減、合計で9,288万3,000円。

８款土木費、１項土木管理費、補正前の額2,795万5,000円、補正額2,000円、合計で2,795万7,000円。２項道路橋梁費、補正前の額２億7,729万5,000円、補正額540万3,000円の減、合計で２億7,189万2,000円。４項都市計画費、補正前の額3,316万3,000円、補正額31万9,000円の減、合計で3,284万4,000円。５項下水道費、補正前の額１億2,571万3,000円、補正額282万5,000円の減、合計で１億2,288万8,000円。

９款消防費、１項消防費、補正前の額２億6,223万円、補正額162万6,000円の減、合計で２億6,060万4,000円。

10款教育費、１項教育総務費、補正前の額１億3,154万9,000円、補正額303万4,000円の減、合計で１億2,851万5,000円。２項小学校費、補正前の額１億7,886万9,000円、補正額774万円、合計で１億8,660万9,000円。３項中学校費、補正前の額7,162万6,000円、補正額464万4,000円の減、合計で6,698万2,000円。４項幼稚園費、補正前の額１億764万円、補正額27万1,000円の減、合計で１億736万9,000円。５項社会教育費、補正前の額２億4,463万6,000円、補正額812万円の減、合計で２億3,651万6,000円。６項保健体育費、補正前の額１億3,813万円、補正額307万3,000円の減、合計で１億3,505万7,000円。

11款災害復旧費、３項文化財施設災害復旧費、補正前の額3,614万円、補正額54万8,000円の減、合計で3,559万2,000円。

12款公債費、１項公債費、補正前の額５億5,007万8,000円、補正額６万円の減、合計で５億5,001万8,000円。

歳出合計、補正前の額87億9,923万円、補正額４億2,009万4,000円の減、合計で83億7,913万6,000円。以上でございます。

続いて第２表繰越明許費、款、項、事業名、金額の順に読み上げて御提案申し上げます。

まず２款総務費、１項総務管理費、中城村役場新庁舎建設事業9,980万1,000円。総務費の中の２項徴税費、地方税共通納税システムデータ連携改修事業40万7,000円。

３款民生費、２項児童福祉費、保育所等整備事業２億6,234万9,000円。

６款農林水産業費、１項農業費、新垣地区土砂崩壊防止事業2,273万8,000円

８款土木費、２項道路橋梁費、村道若南線道路整備事業4,130万4,000円。

10款教育費、１項教育総務費、村立学校ブロック塀改修事業640万円。２項小学校費、中城南小学校仮設校舎設置事業1,315万9,000円。５項社会教育費、吉の浦会館設備機能強化整備事業273万8,000円。以上でございます。

続いて第３表地方債の補正。起債の目的、補正前、補正後の金額を読み上げて御提案申し上げます。

まず施設整備債、補正前の限度額が2,470万円、補正後の限度額が2,290万円。防災施設整備債、補正前の限度額が1,680万円、補正額の限度額1,600万円。庁舎建設事業債の限度額が５億1,010万円、補正後の限度額が４億6,810万円。公立学校施設整備事業債、補正前はございませんが、補正後に430万円。起債の方法は証書借入又は証券発行。利率が年５％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率）。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。これは補正前と補正後も同じでございます。以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

日程第２　議案第14号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第14号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について御提案申し上げます。

議案第14号

平成30年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

平成30年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,190千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,366,753千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

平成31年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　国民健康保険税		365,066	△2,596	362,470
	1　国民健康保険税	365,066	△2,596	362,470
5　県支出金		1,677,153	△22,156	1,654,997
	1　県補助金	1,677,152	△22,156	1,654,996
8　繰入金		206,688	4,562	211,250
	1　他会計繰入金	206,687	4,562	211,249
歳　入　合　計		2,386,943	△20,190	2,366,753

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　総務費		42,942	△2,161	40,781
	1　総務管理費	33,148	△2,102	31,046
	2　徴税費	9,746	△59	9,687
2　保険給付費		1,555,120	△14,958	1,540,162
	1　療養諸費	1,310,408	△11,691	1,298,717
	2　高額療養費	225,439	△2,070	223,369

款	項	補正前の額	補正額	計
2　保険給付費	4　出産育児諸費	18,631	△1,197	17,434
6　保健事業費		37,747	△3,071	34,676
	1　特定健康診査等事業費	17,967	△1,041	16,926
	2　保健事業費	19,780	△2,030	17,750
歳　出　合　計		2,386,943	△20,190	2,366,753

同じく歳入歳出を読み上げて御提案申し上げます。

歳入の１款国民健康保険税、１項国民健康保険税、補正前の額３億6,506万6,000円、補正額259万6,000円の減、合計で３億6,247万円。

５款県支出金、１項県補助金、補正前の額16億7,715万2,000円、補正額2,215万6,000円の減、合計で16億5,499万6,000円。

８款繰入金、１項他会計繰入金、補正前の額２億668万7,000円、補正額456万2,000円、合計で２億1,124万9,000円。

歳入合計、補正前の額23億8,694万3,000円、補正額2,019万円の減、合計で23億6,675万3,000円。

続いて歳出でございます。歳出、１款総務費、１項総務管理費、補正前の額3,314万8,000円、補正額210万2,000円の減、合計で3,104万6,000円。２項徴税費、補正前の額974万6,000円、補正額５万9,000円の減、合計で968万7,000円。

２款保険給付費、１項療養諸費、補正前の額13億1,040万8,000円、補正額1,169万1,000円の減、合計で12億9,871万7,000円。２項高額療養費、補正前の額２億2,543万9,000円、補正額207万円の減、合計で２億2,336万9,000円。４項出産育児諸費、補正前の額1,863万1,000円、補正額119万7,000円の減、合計で1,743万4,000円。

６款保健事業費、１項特定健康診査等事業費、補正前の額1,796万7,000円、補正額104万1,000円の減、合計で1,692万6,000円。２項保健事業費、補正前の額1,978万円、補正額203万円の減、合計で1,775万円。

歳出合計、補正前の額23億8,694万3,000円、補正額2,019万円の減、合計23億6,675万3,000円。以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

日程第３　議案第15号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第15号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について御提案申し上げます。

議案第15号

平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,367千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ150,713千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

平成31年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　後期高齢者医療保険料		90,202	9,695	99,897
	1　後期高齢者医療保険料	90,202	9,695	99,897
2　使用料及び手数料		27	28	55
	1　手数料	27	28	55
4　繰入金		46,836	△676	46,160
	1　一般会計繰入金	46,835	△676	46,159
6　諸収入		2,513	320	2,833
	1　延滞金、加算金及び過料	2	34	36
	4　雑入	1,590	286	1,876
歳　入　合　計		141,346	9,367	150,713

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　総務費		5,211	476	5,687
	1　総務管理費	2,389	426	2,815
	2　徴収費	2,822	50	2,872

款	項	補正前の額	補正額	計
2　後期高齢者医療広域連合納付金		134,914	8,891	143,805
	1　後期高齢者医療広域連合納付金	134,914	8,891	143,805
歳　　出　　合　　計		141,346	9,367	150,713

同じく歳入歳出を読み上げて御提案申し上げます。

歳入、１款後期高齢者医療保険料、１項後期高齢者医療保険料、補正前の額9,020万2,000円、補正額969万5,000円、合計で9,989万7,000円。

２款使用料及び手数料、１項手数料、補正前の額２万7,000円、補正額２万8,000円、合計で５万5,000円。

４款繰入金、１項一般会計繰入金、補正前の額4,683万5,000円、補正額67万6,000円の減、合計で4,615万9,000円。

６款諸収入、１項延滞金、加算金及び過料、補正前の額2,000円、補正額３万4,000円、合計で３万6,000円。４項雑入、補正前の額159万円、補正額28万6,000円、合計で187万6,000円。

歳入合計、補正前の額１億4,134万6,000円、補正額936万7,000円、合計で１億5,071万3,000円。

続いて歳出でございます。歳出、１款総務費、１項総務管理費、補正前の額238万9,000円、補正額42万6,000円、合計で281万5,000円。２項徴収費、補正前の額282万2,000円、補正額５万円、合計で287万2,000円。

２款後期高齢者医療広域連合納付金、１項後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額１億3,491万4,000円、補正額889万1,000円、合計で１億4,380万5,000円。

歳出合計、補正前の額１億4,134万6,000円、補正額936万7,000円、合計で１億5,071万3,000円でございます。以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

日程第４　議案第16号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第16号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）について御提案申し上げます。

議案第16号

平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）

平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,993千円を減額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ270,865千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

平成31年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１　使用料手数料		42,133	△168	41,965
	１　使用料	42,073	△168	41,905
３　繰入金		125,713	△2,825	122,888
	１　一般会計繰入金	125,713	△2,825	122,888
歳　　入　　合　　計		273,858	△2,993	270,865

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１　公共下水道費		149,955	△2,993	146,962
	１　公共下水道費	149,955	△2,993	146,962
歳　　出　　合　　計		273,858	△2,993	270,865

同じく歳入歳出を読み上げて御提案申し上げます。

歳入の１款使用料手数料、１項使用料、補正前の額4,207万3,000円、補正額16万8,000円の減、合計で4,190万5,000円。

３款繰入金、１項一般会計繰入金、補正前の額１億2,571万3,000円、補正額282万5,000円の減、合計で１億2,288万8,000円。

歳入合計、補正前の額２億7,385万8,000円、補正額299万3,000円の減、合計で２億7,086万5,000円。

歳出、１款公共下水道費、１項公共下水道費、補正前の額１億4,995万5,000円、補正額299万3,000円の減、合計で１億4,696万2,000円。

歳出合計、補正前の額２億7,385万8,000円、補正額299万3,000円の減、合計で２億7,086万5,000円でございます。以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

日程第５　議案第17号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第17号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）について御提案申し上げます。

議案第17号

平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）

平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

平成31年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2　繰入金		160,000	△60,000	100,000
	1　基金繰入金	160,000	△60,000	100,000
5　保留地処分地		100,000	60,000	160,000
	1　南上原区画整理事業保留地処分金	100,000	60,000	160,000
歳　入　合　計		309,769	0	309,769

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　土地区画整理事業費		309,768	0	309,768
	1　土地区画整理事業費	309,768	0	309,768
歳　出　合　計		309,769	0	309,769

第２表　繰　越　明　許　費

（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　額
1　土地区画整理事業費	1　南上原土地区画整理事業費	南上原土地区画整理事業	99,136

同じく歳入歳出を読み上げて御提案申し上げます。

歳入の２款繰入金、１項基金繰入金、補正前の額１億6,000万円、補正額6,000万円の減、合計で１億円。

５款保留地処分金、１項南上原区画整理事業保留地処分金、補正前の額１億円、補正額6,000万円、合計で１億6,000万円。

歳入合計、補正前の額３億976万9,000円、補正はございません。同額でございます。

歳出、１款土地区画整理事業費、１項南上原土地区画整理事業費、補正前の額３億976万8,000円、補正はございませんので同額でございます。

歳出合計、補正前の額３億976万9,000円、同額でございます。

続いて、第２表繰越明許費。１款土地区画整理事業費、１項南上原土地区画整理事業費、事業名、南上原土地区画整理事業、金額が9,913万6,000円でございます。以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

日程第６　議案第18号　平成30年度中城村水道事業会計補正予算（第３号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第18号　平成30年度中城村水道事業会計補正予算（第３号）について御提案申し上げます。

議案第18号

平成30年度中城村水道事業会計補正予算（第３号）

第１条　平成30年度中城村水道事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第２条　平成30年度中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第４条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収　入				
第１款	資本的収入	31,001千円	△ 500千円	30,501千円
第２項	出　資　金	2,000千円	△ 500千円	1,500千円

	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支　　出				
第１款	資本的支出	153,234千円	△ 500千円	152,734千円
第１項	建設改良費	143,260千円	△ 500千円	142,760千円

平成31年３月５日提出

中城村長　浜　田　京　介

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

日程第７　議案第26号　村道若南線道路整備工事（４工区）請負契約の変更契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第26号　村道若南線道路整備工事（４工区）請負契約の変更契約について御提案申し上げます。

議案第26号

村道若南線道路整備工事（４工区）請負契約の変更契約について

村道若南線道路整備工事（４工区）について、次のように請負契約の変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

記

１	契約の目的	村道若南線道路整備工事（４工区）
２	履行期限	平成31年３月29日
３	変更契約金額	金　60,835,320円
４	変更による増額	金　7,629,120円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	金　4,506,320円
５	契約の相手方	沖縄県中頭郡中城村字津覇644番地２ 株式会社　新栄組 代表取締役　新垣榮範

平成31年３月５日提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

村道若南線道路整備工事（４工区）請負契約の変更契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を必要とする。

添付書類といたしまして、契約書等、図面等がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時３１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４４分）

○議長　新垣博正　休憩前に引き続き、再開します。

日程第８　同意第１号　教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　同意第１号　教育委員会委員の任命について御提案申し上げます。

同意第１号

教育委員会委員の任命について

下記の者を中城村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

記

住　　所　　中城村字
氏　　名　　仲　松　敏　成
生年月日　　昭和38年生

平成31年３月５日提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

教育委員会委員の任期が、平成31年３月31日をもって満了するため新たに委員を選任する必要がある。

履歴書が添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１０時４６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５０分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第１号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、同意第１号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから同意第１号　教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、同意第１号　教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することにされました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散　会（１０時５２分）

平成31年第２回中城村議会定例会（第３日目）

招集年月日	平成31年３月５日（火）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成31年３月７日　（午前10時00分）		
	散会	平成31年３月７日　（午前10時32分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	安里清市	9番	比嘉麻乃
	2番	新垣修	10番	安里ヨシ子
	3番	渡嘉敷眞整	11番	仲松正敏
	4番	屋良照枝	12番	金城章
	5番	桃原清	13番	外間博則
	6番	石原昌雄	14番	伊佐則勝
	7番	新垣貞則	15番	新垣善功
	8番	大城常良	16番	新垣博正
欠席議員				
会議録署名議員	9番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	比嘉保
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	仲松範三
	総務課長	與儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	荷川取次枝	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長兼住民税係長	知名勉	生涯学習課長	稲嶺盛昌
	福祉課長	金城勉	教育総務課主幹	稲嶺盛久
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 3 号

日　　程	件　　名
第　1	議案第19号　平成31年度中城村一般会計予算
第　2	議案第20号　平成31年度中城村国民健康保険特別会計予算
第　3	議案第21号　平成31年度中城村後期高齢者医療特別会計予算
第　4	議案第22号　平成31年度中城村公共下水道事業特別会計予算
第　5	議案第23号　平成31年度中城村土地区画整理事業特別会計予算
第　6	議案第24号　平成31年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算
第　7	議案第25号　平成31年度中城村水道事業会計予算

○議長　新垣博正　皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　議案第19号　平成31年度中城村一般会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは議案第19号　平成31年度中城村一般会計予算について御提案申し上げます。

議案第19号

平成31年度中城村一般会計予算

平成31年度中城村一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,822,824千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表 地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,200,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）　各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1　村税		2,580,024
	1　村民税	968,632
	2　固定資産税	1,448,359
	3　軽自動車税	73,907
	4　村たばこ税	89,125
	5　特別土地保有税	1
2　地方譲与税		46,425
	1　地方揮発油譲与税	12,133
	2　自動車重量譲与税	32,043
	3　特別とん譲与税	1,500
	4　地方道路譲与税	1
	5　森林環境譲与税	748
3　利子割交付金		1,795
	1　利子割交付金	1,795
4　配当割交付金		4,106
	1　配当割交付金	4,106
5　株式等譲渡所得割交付金		4,628
	1　株式等譲渡所得割交付金	4,628
6　地方消費税交付金		330,164
	1　地方消費税交付金	330,164
7　ゴルフ場利用税交付金		24,947
	1　ゴルフ場利用税交付金	24,947
8　自動車取得税交付金		7,081
	1　自動車取得税交付金	7,081
9　環境性能割交付金		3,120
	1　環境性能割交付金	3,120
10　地方特例交付金		12,377
	1　地方特例交付金	12,377
11　地方交付税		1,255,151
	1　地方交付税	1,255,151

款	項	金　　額
12 交通安全対策特別交付金		1,800
	1 交通安全対策特別交付金	1,800
13 分担金及び負担金		2,302
	2 負担金	2,302
14 使用料及び手数料		173,560
	1 使用料	140,910
	2 手数料	32,650
15 国庫支出金		1,712,822
	1 国庫負担金	993,655
	2 国庫補助金	712,194
	3 委託金	6,973
16 県支出金		1,140,782
	1 県負担金	473,881
	2 県補助金	627,554
	3 委託金	39,347
17 財産収入		12,368
	1 財産運用収入	12,367
	2 財産売払収入	1
18 寄附金		37,667
	1 寄附金	37,667
19 繰入金		604,678
	1 特別会計繰入金	1
	2 基金繰入金	604,677
20 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
21 諸収入		121,692
	1 延滞金、加算金及び過料	4,238
	2 村預金利子	1
	3 貸付金元利収入	1
	4 雑入	117,452

款	項	金　　額
22 村債		715,335
	1 村債	715,335
歳　　入　　合　　計		8,822,824

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1 議会費		102,436
	1 議会費	102,436
2 総務費		1,694,234
	1 総務管理費	1,526,500
	2 徴税費	103,446
	3 戸籍住民基本台帳費	48,358
	4 選挙費	11,279
	5 統計調査費	2,981
	6 監査委員費	1,670
3 民生費		3,156,893
	1 社会福祉費	1,287,730
	2 児童福祉費	1,869,163
4 衛生費		865,354
	1 保健衛生費	481,881
	2 清掃費	383,473
5 労働費		3,771
	1 労働諸費	3,771
6 農林水産業費		221,028
	1 農業費	157,300
	2 林業費	1,206
	3 水産業費	62,522
7 商工費		149,988
	1 商工費	149,988
8 土木費		362,815
	1 土木管理費	72,590
	2 道路橋梁費	145,325

款	項	金　　額
8　土木費	3　河川費	3,525
	4　都市計画費	1,400
	5　下水道費	139,975
9　消防費		275,197
	1　消防費	275,197
10　教育費		1,394,317
	1　教育総務費	141,450
	2　小学校費	587,239
	3　中学校費	88,368
	4　幼稚園費	140,741
	5　社会教育費	239,360
	6　保健体育費	197,159
11　災害復旧費		35,077
	1　農林水産施設災害復旧費	1
	2　土木施設災害復旧費	4
	3　文化財施設災害復旧費	35,072
12　公債費		541,713
	1　公債費	541,713
13　諸支出金		1
	1　普通財産取得費	1
14　予備費		20,000
	1　予備費	20,000
歳　　出　　合　　計		8,822,824

第2表　債 務 負 担 行 為 補 正

（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
中城村役場新庁舎建設事業	平成32年度まで	86,064

第３表　地　　方　　債

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 145,735	証書借入又は証券発行	年５％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。
施設整備債	7,500			
庁舎建設事業債	408,200			
道路整備事業債	20,600			
社会教育施設整備事業債	18,200			
公立学校施設整備事業債	115,100			
計	715,335			

それでは款、項、金額の順に読み上げて御提案申し上げます。まず歳入のほうから、１款村税、１項村民税、９億6,863万2,000円。２項固定資産税、14億4,835万9,000円。３項軽自動車税、7,390万7,000円。４項村たばこ税、8,912万5,000円。５項特別土地保有税は費目存置。

２款地方譲与税、１項地方揮発油譲与税、1,213万3,000円。２項自動車重量譲与税、3,204万3,000円。３項特別とん譲与税、150万円。４項地方道路譲与税は費目存置。５項森林環境譲与税、74万8,000円。

３款利子割交付金、１項利子割交付金、179万5,000円。

４款配当割交付金、１項配当割交付金、410万6,000円。

５款株式等譲渡所得割交付金、１項株式等譲渡所得割交付金、462万8,000円。

６款地方消費税交付金、１項地方消費税交付金、３億3,016万4,000円。

７款ゴルフ場利用税交付金、１項ゴルフ場利用税交付金、2,494万7,000円。

８款自動車取得税交付金、１項自動車取得税交付金、708万1,000円。

９款環境性能割交付金、１項環境性能割交付金、312万円。

10款地方特例交付金、１項地方特例交付金、1,237万7,000円。

11款地方交付税、１項地方交付税、12億5,515万1,000円。

12款交通安全対策特別交付金、１項交通安全対策特別交付金、180万円。

13款分担金及び負担金、２項負担金、230万2,000円。

14款使用料及び手数料、１項使用料、１億4,091万円。２項手数料、3,265万円。

15款国庫支出金、１項国庫負担金、９億9,365万5,000円。２項国庫補助金、７億1,219万4,000円。３項委託金、697万3,000円。

16款県支出金、１項県負担金、４億7,388万1,000円。２項県補助金、６億2,755万4,000円。３項委託金、3,934万7,000円。

17款財産収入、１項財産運用収入、1,236万7,000円。２項財産売払収入は費目存置。

18款寄附金、１項寄附金、3,766万7,000円。

19款繰入金、１項特別会計繰入金は費目存置。２項基金繰入金、６億467万7,000円。

20款繰越金、１項繰越金、3,000万円。

21款諸収入、１項延滞金、加算金及び過料、423万8,000円。２項村預金利子及び貸付金元利収入は費目存置。４項雑入、１億1,745万2,000円。

22款村債、１項村債、７億1,533万5,000円。

歳入合計88億2,282万4,000円でございます。

続いて歳出でございます。歳出、１款議会費、１項議会費、１億243万6,000円。

２款総務費、１項総務管理費、15億2,650万円。２項徴税費、１億344万6,000円。３項戸籍住民基本台帳費、4,835万8,000円。４項選挙費、1,127万9,000円。５項統計調査費、298万1,000円。６項監査委員費、167万円。

３款民生費、１項社会福祉費、12億8,773万円。２項児童福祉費、18億6,916万3,000円。

４款衛生費、１項保健衛生費、４億8,188万1,000円。２項清掃費、３億8,347万3,000円。

５款労働費、１項労働諸費、377万1,000円。

６款農林水産業費、１項農業費、１億5,730万円。２項林業費、120万6,000円。３項水産業費、6,255万2,000円。

７款商工費、１項商工費、１億4,998万8,000円。

８款土木費、１項土木管理費、7,259万円。２項道路橋梁費、１億4,532万5,000円。３項河川費、352万5,000円。４項都市計画費、140万円。５項下水道費、１億3,997万5,000円。

９款消防費、１項消防費、２億7,519万7,000円。

10款教育費、１項教育総務費、１億4,145万円。２項小学校費、５億8,723万9,000円。３項中学校費、8,836万8,000円。４項幼稚園費、１億4,074万1,000円。５項社会教育費、２億3,936万円。６項保健体育費、１億9,715万9,000円。

11款災害復旧費、１項農林水産施設災害復旧費、２項土木施設災害復旧費は費目存置。３項文化財施設災害復旧費、3,507万2,000円。

12款公債費、１項公債費、５億4,171万3,000円。

13款諸支出金、１項普通財産取得費は費目存置。

14款予備費、１項予備費、2,000万円。

歳出合計、88億2,282万4,000円でございます。

続いて第２表債務負担行為。事項が中城村役場新庁舎建設事業、期間が平成32年度まで、限度額が8,606万4,000円でございます。

続いて第３表地方債。起債の目的、まず臨時財政対策債、限度額が１億4,573万5,000円。施設整備債、750万円。庁舎建設事業債、４億820万円。道路整備事業債、2,060万円。社会教育施設整備事業債、1,820万円。公立学校施設整備事業債、１億1,510万円。限度額の合計が７億1,533万5,000円。起債の方法が証書借入又は証券発行。利率が年５％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

日程第２　議案第20号　平成31年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○**村長　浜田京介**　議案第20号　平成31年度中城村国民健康保険特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第20号

平成31年度中城村国民健康保険特別会計予算

平成31年度中城村国民健康保険特別会計予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,247,227千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

（歳入歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）　各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

（２）　保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　国民健康保険税		361,717
	1　国民健康保険税	361,717
2　一部負担金		2
	1　一部負担金	2
3　使用料及び手数料		460
	1　手数料	460

款	項	金　　額
4　国庫支出金		1
	2　国庫補助金	1
5　県支出金		1,656,509
	1　県補助金	1,656,508
	2　財政安定化基金支出金	1
6　連合会支出金		1
	1　連合会補助金	1
7　財産収入		1
	1　財産運用収入	1
8　繰入金		225,691
	1　他会計繰入金	225,690
	2　基金繰入金	1
9　繰越金		2
	1　繰越金	2
10　諸収入		2,842
	1　延滞金・加算金及び過料	1,412
	2　預金利子	1
	3　受託事業収入	1
	4　雑入	1,428
11　村債		1
	1　村債	1
歳　　入　　合　　計		2,247,227

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1　総務費		41,951
	1　総務管理費	32,579
	2　徴税費	9,324
	3　運営協議会費	48
2　保険給付費		1,449,189
	1　療養諸費	1,227,598
	2　高額療養費	208,831

款	項	金　　額
2　保険給付費	3　移送費	64
	4　出産育児諸費	12,122
	5　葬祭諸費	574
3　国民健康保険事業費納付金		700,217
	1　医療給付費分	492,137
	2　後期高齢者支援金等分	143,102
	3　介護納付金分	64,978
4　共同事業拠出金		1
	1　共同事業拠出金	1
5　財政安定化基金拠出金		1
	1　財政安定化基金拠出金	1
6　保健事業費		42,709
	1　特定健康診査等事業費	22,242
	2　保健事業費	20,467
7　基金積立金		1
	1　基金積立金	1
8　公債費		51
	1　公債費	51
9　諸支出金		3,107
	1　償還金及び還付加算金	3,106
	2　延滞金	1
12　予備費		10,000
	1　予備費	10,000
歳　　出　　合　　計		2,247,227

歳入歳出、読み上げて御提案申し上げます。

歳入、１款国民健康保険税、１項国民健康保険税、３億6,171万7,000円。

２款一部負担金、１項一部負担金は費目存置。

３款使用料及び手数料、１項手数料、46万円。

４款国庫支出金、２項国庫補助金は費目存置。

５款県支出金、１項県補助金、16億5,650万8,000円。２項財政安定化基金支出金は費目存置。

６款連合会支出金、１項連合会補助金は費目存置。

７款財産収入、１項財産運用収入も費目存置。

８款繰入金、１項他会計繰入金、２億2,569万円。２項基金繰入金は費目存置。

９款繰越金、１項繰越金は費目存置。

10款諸収入、１項延滞金・加算金及び過料、

141万2,000円。２項預金利子、３項受託事業収入は費目存置。４項雑入は、142万8,000円。

11款村債、１項村債は費目存置。

歳入合計、22億4,722万7,000円でございます。

続いて歳出でございます。歳出、１款総務費、１項総務管理費、3,257万9,000円。２項徴税費、932万4,000円。３項運営協議会費、４万8,000円。

２款保険給付費、１項療養諸費、12億2,759万8,000円。２項高額療養費、２億883万1,000円。３項移送費、６万4,000円。４項出産育児諸費、1,212万2,000円。５項葬祭諸費、57万4,000円。

３款国民健康保険事業費納付金、１項医療給付費分、４億9,213万7,000円。２項後期高齢者支援金等分、１億4,310万2,000円。３項介護給付金分、6,497万8,000円。

４款共同事業拠出金、１項共同事業拠出金は費目存置。

５款財政安定化基金拠出金、１項財政安定化基金拠出金も費目存置。

６款保健事業費、１項特定健康診査等事業費、2,224万2,000円。２項保健事業費、2,046万7,000円。

７款基金積立金、１項基金積立金は費目存置。

８款公債費、１項公債費、５万1,000円。

９款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、310万6,000円。２項延滞金は費目存置。

12款予備費、１項予備費、1,000万円。

歳出合計、22億4,722万7,000円でございます。以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

日程第３　議案第21号　平成31年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第21号　平成31年度中城村後期高齢者医療特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第21号

平成31年度中城村後期高齢者医療特別会計予算

平成31年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ143,302千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（歳入歳出予算の流用）

第２条　地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）　各項に計上した後期高齢者医療に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
１　後期高齢者医療保険料		97,608
	１　後期高齢者医療保険料	97,608
２　使用料及び手数料		30
	１　手数料	30
３　寄付金		1
	１　寄付金	1
４　繰入金		43,576
	１　一般会計繰入金	43,575
	２　他会計繰入金	1
５　繰越金		1
	１　繰越金	1
６　諸収入		2,086
	１　延滞金、加算金及び過料	2
	２　償還金及び還付加算金	320
	３　預金利子	1
	４　雑入	1,763
歳　　入　　合　　計		143,302

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
１　総務費		4,688
	１　総務管理費	2,595
	２　徴収費	2,093
２　後期高齢者医療広域連合納付金		137,993
	１　後期高齢者医療広域連合納付金	137,993
３　諸支出金		321
	１　償還金及び還付加算金	320
	２　繰出金	1
４　予備費		300
	１　予備費	300
歳　　出　　合　　計		143,302

同じく歳入歳出を読み上げて御提案申し上げます。

歳入、１款後期高齢者医療保険料、１項後期高齢者医療保険料、9,760万8,000円。

２款使用料及び手数料、１項手数料、３万円。

３款寄付金、１項寄付金は費目存置。

４款繰入金、１項一般会計繰入金、4,357万5,000円。２項他会計繰入金は費目存置。

５款繰越金、１項繰越金は費目存置。

６款諸収入、１項延滞金、加算金及び過料は費目存置。２項償還金及び還付加算金、32万円。３項預金利子は費目存置。４項雑入、176万3,000円。

歳入合計、１億4,330万2,000円。

続いて歳出でございます。歳出、１款総務費、１項総務管理費、259万5,000円。２項徴収費、209万3,000円。

２款後期高齢者医療広域連合納付金、１項後期高齢者医療広域連合納付金、１億3,799万3,000円。

３款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、32万円。２項繰出金は費目存置。

４款予備費、１項予備費、30万円。

歳出合計、１億4,330万2,000円。以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

日程第４　議案第22号　平成31年度中城村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第22号　平成31年度中城村公共下水道事業特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第22号

平成31年度中城村公共下水道事業特別会計予算

平成31年度中城村公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ279,076千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第２表　地方債」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、200,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第４条　地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）　各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　使用料手数料		43,780
	1　使用料	43,720
	2　手数料	60
2　県支出金		54,110
	1　県補助金	54,110
3　繰入金		139,975
	1　一般会計繰入金	139,975
4　繰越金		1
	1　繰越金	1
5　諸収入		2,710
	1　預金利子	1
	2　雑入	2,709
6　村債		38,500
	1　村債	38,500
歳　入　合　計		279,076

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　公共下水道費		151,998
	1　公共下水道費	151,998
2　公債費		126,878
	1　公債費	126,878
3　予備費		200
	1　予備費	200
歳　出　合　計		279,076

第２表　　地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業	千円 38,500	証書借入 又は 証券発行	年５％以内	特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは、繰り上げ償還または、低利に借換えすることができる。
計	38,500			

同じく歳入歳出を読み上げて御提案申し上げます。

まず歳入、１款使用料手数料、１項使用料、4,372万円。２項手数料、６万円。

２款県支出金、１項県補助金、5,411万円。

３款繰入金、１項一般会計繰入金、１億3,997万5,000円。

４款繰越金、１項繰越金は費目存置。

５款諸収入、１項預金利子は費目存置。２項雑入、270万9,000円。

６款村債、１項村債、3,850万円。

歳入合計、２億7,907万6,000円。

続いて歳出、１款公共下水道費、１項公共下水道費、１億5,199万8,000円。

２款公債費、１項公債費、１億2,687万8,000円。

３款予備費、１項予備費、20万円。

歳出合計、２億7,907万6,000円。

続いて第２表地方債。地方債、起債の目的は下水道整備事業、限度額が3,850万円。起債の方法は証書借入又は証券発行。利率が年５％以内。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは、繰り上げ償還又は、低利に借換えすることができる。以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

日程第５　議案第23号　平成31年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第23号　平成31年度中城村土地区画整理事業特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第23号

平成31年度中城村土地区画整理事業特別会計予算

平成31年度中城村土地区画整理事業特別会計予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ187,650千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）　各項に計上した土地区画整理事業費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　使用料及び手数料		1,579
	2　使用料	1,579
2　繰入金		130,000
	1　基金繰入金	130,000
3　繰越金		1
	1　繰越金	1
4　諸収入		50
	1　雑入	50
5　保留地処分金		56,020
	1　南上原区画整理事業保留地処分金	56,020
歳　入　合　計		187,650

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1　土地区画整理事業費		187,649
	1　南上原土地区画整理事業費	187,649
3　予備費		1
	1　予備費	1
歳　　出　　合　　計		187,650

それでは歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。

まず歳入、１款使用料手数料、２項使用料、157万9,000円。

２款繰入金、１項基金繰入金、１億3,000万円。

３款繰越金、１項繰越金は費目存置。

４款諸収入、１項雑入、５万円。

５款保留地処分金、１項南上原区画整理事業保留地処分金、5,602万円。

歳入合計、１億8,765万円。

続いて歳出。歳出、１款土地区画整理事業費、１項南上原土地区画整理事業費、１億8,764万9,000円。

３款予備費、１項予備費は費目存置。

歳出合計、１億8,765万円。以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

日程第６　議案第24号　平成31年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第24号　平成31年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第24号

平成31年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算

平成31年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,437千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条　地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）　各項に計上した汚水処理施設管理事業に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間の流用

平成31年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　使用料及び手数料		2,432
	1　使用料	2,431
	2　手数料	1
2　寄附金		1
	1　寄附金	1
3　繰入金		1
	1　基金繰入金	1
4　繰越金		1
	1　繰越金	1
5　諸収入		2
	1　預金利子	1
	2　雑収入	1
歳　入　合　計		2,437

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　汚水処理施設管理費		2,327
	1　汚水処理施設管理費	2,327
2　予備費		110
	1　予備費	110
歳　出　合　計		2,437

同じく歳入歳出を読み上げて御提案申し上げます。

まず歳入、１款使用料及び手数料、１項使用料、243万1,000円。２項手数料は費目存置。

２款寄附金、３款繰入金、４款繰越金、５款諸収入は全て費目存置でございます。

歳入合計、243万7,000円。

続いて歳出、１款汚水処理施設管理費、１項汚水処理施設管理費、232万7,000円。

２款予備費、１項予備費、11万円。

歳出合計、243万7,000円。以上でございます。

○**議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

日程第７　議案第25号　平成31年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○**村長　浜田京介**　議案第25号　平成31年度中城村水道事業会計予算について御提案申し上げます。

議案第25号

平成31年度中城村水道事業会計予算

（総則）

第１条　平成31年度中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）	給水栓数	6,266	栓
（２）	年間配水量	2,377,273	㎥
（３）	一日平均配水量	6,495	㎥
（４）	主要な建設改良事業	村内配水管布設工事及び設計委託業務	

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款　水道事業収益	525,788	千円
第１項　営業収益	475,233	千円
第２項　営業外収益	50,553	千円
第３項　特別利益	2	千円

支　　出

第１款　水道事業費用	515,134	千円
第１項　営業費用	505,526	千円
第２項　営業外費用	8,339	千円
第３項　特別損失	169	千円
第４項　予備費	1,100	千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額124,638千円（建設改良支出のうち、99千円は賞与引当金取崩計上によるものであるため減額する。）は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,402千円、過年度損益勘定留保資金115,236千円、で補填するものとする。)。

収　　入

第１款　資本的収入	47,501	千円
第１項　補助金	45,000	千円
第２項　出資金	2,500	千円
第３項　固定資産売却代金	1	千円

支　　出

第１款　資本的支出	172,238	千円
第１項　建設改良費	162,680	千円
第２項　企業債償還金	8,457	千円
第３項　その他資本的支出	1	千円
第４項　予備費	1,100	千円

（一時借入金）

第５条　一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第６条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）営業費用、営業外費用及び特別損失との間

（２）建設改良費、企業債償還金及びその他資本的支出との間

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第７条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（１）職員給与費　42,381　千円

（棚卸資産購入限度額）

第８条　棚卸資産の購入限度額は、1,916千円と定める。

平成31年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

以上でございます。

○**議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散　会（１０時３２分）

平成31年第２回中城村議会定例会（第４日目）

招集年月日	平成31年３月５日（火）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成31年３月８日　（午前10時00分）		
	散会	平成31年３月８日　（午後０時08分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	安里清市	９番	比嘉麻乃
	２番	新垣修	10番	安里ヨシ子
	３番	渡嘉敷眞整	11番	仲松正敏
	４番	屋良照枝	12番	金城章
	５番	桃原清	13番	外間博則
	６番	石原昌雄	14番	伊佐則勝
	７番	新垣貞則	15番	新垣善功
	８番	大城常良	16番	新垣博正
欠席議員				
会議録署名議員	９番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	比嘉保
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	仲松範三
	総務課長	與儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	荷川取次枝	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長兼住民税係長	知名勉	生涯学習課長	稲嶺盛昌
	福祉課長	金城勉	教育総務課主幹	稲嶺盛久
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 4 号

日　　程	件　　名	
第　1	議案第４号	中城村課設置条例の一部を改正する条例
第　2	議案第５号	中城村議会委員会条例の一部を改正する条例
第　3	議案第６号	中城村職員の休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例
第　4	議案第９号	中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第　5	議案第10号	中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第　6	議案第11号	中城村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例
第　7	議案第12号	中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例
第　8	議案第13号	平成30年度中城村一般会計補正予算（第６号）
第　9	議案第14号	平成30年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
第　10	議案第15号	平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
第　11	議案第16号	平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）
第　12	議案第17号	平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）
第　13	議案第18号	平成30年度中城村水道事業会計補正予算（第３号）
第　14	議案第26号	村道若南線道路整備工事（４工区）請負契約の変更契約について

○**議長　新垣博正**　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　議案第４号　中城村課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については３月５日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１０時００分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時０２分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

休憩します。

休　憩（１０時０２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時０４分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第４号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第４号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第４号　中城村課設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第４号　中城村課設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第２　議案第５号　中城村議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については３月５日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第５号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第５号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第５号　中城村議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第５号　中城村議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第３　議案第６号　中城村職員の休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例を議題とします。

本件については３月５日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１０時０７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時０８分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第６号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第６号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第６号　中城村職員の休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第６号　中城村職員の休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第４　議案第９号　中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については３月５日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１０時１０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時１２分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

休憩します。

休　憩（１０時１２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時１３分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第９号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第９号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第９号　中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第９号　中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第５　議案第10号　中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については３月５日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

新垣貞則議員。

○７番　**新垣貞則議員**　それでは、議案第10号中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について質疑します。労働基準法では第１条に、労働条件は、労働者が生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者はこの基準を理由として労働条件を低下させてはならないとあります。そして、その向上を図るように努めなければならないとあります。第32条には、使用者は、労働者に１日８時間、週40時間を超えて労働させてはならないとあります。例え、時間外勤務手当を支払おうと根拠なくこの時間を超えて労働させることは法律上認められていません。労働基準法では、会社と労働者の話し合いで労使協定が結ばれています。その協定の範囲内で時間外勤務をさせることが認められていますけれども、この労働基準法第36条に基づいて、結ばれている協定が通称三六協定と呼ばれています。役場は労働条件に関して、労働組合と三六協定を結んでいますか。そして、そういった三六協定の必要はないでしょうか。

○**議長**　**新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

○**総務課長**　**與儀**　**忍**　お答えいたします。

労働組合との労働基準法第36条に基づく、今議員から御質疑がありました三六協定につきましては、協定を結んでおりません。三六協定の中では公務に関するものは除くというところの規定もございますので、そういう意味で現在のところはまだ締結をしていないという状況でございます。ただし、条例の範囲内で条例の中で当然、時間外勤務を行った場合につきましては、その時間外勤務手当として支給をしているところでございます。

○**議長**　**新垣博正**　新垣貞則議員。

○７番　**新垣貞則議員**　第32条には、使用者に１日８時間、週40時間を超えて労働をさせてはならないとありますけれども、例えば先ほど言ったように選管の職員とか、それから祭りで出る場合の職員とか、そういった方々は８時間勤務はやっていないんですか。

○**議長**　**新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

○**総務課長**　**與儀**　**忍**　お答えいたします。

１日の勤務時間でいえば７時間45分の勤務でございます。その勤務を超えて勤務をさせていないかということにつきましては、これは当然、時間外勤務はございますので、そういう特別の事情がある場合には時間外勤務を行っております。

○**議長**　**新垣博正**　新垣貞則議員。

○７番　**新垣貞則議員**　今、職員の皆さんは休みたくても休めない状況にある。代休がとれなくて仕事に追われている職員もいると思います。残業の多さや休日がとれない課は職員をふやして、職員の負担を軽くすることによって地域社会に奉仕することができると思います。時間外労働がふえて、健康を害して過労死や過労自殺等になったら取り返しのつかないことになります。それで、残業が多い課は職員をふやすことはできないでしょうか。また退職する職員が仕事に追われて休みたくても休めない環境にあると思います。それで退職する方の代休が100時間累積時間があった場合には、そういった時間外勤務手当は支給されますか。

○**議長**　**新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

○**総務課長**　**與儀**　**忍**　お答えいたします。

時間外勤務の多い部署につきましては、その原因というのをしっかり把握しなければならないものだと考えております。そういう中で職員が絶対数足りない、そういう結論に至った場合は、当然その課の配置人数をふやすことも検討していかなければならないものだと考えております。それから代休がとれないところもあるという御指摘ですけれども、もちろん週休日に勤務をいたしまして、本来の勤務日である日に割

り振って代休をとっていただくというのが基本ではございますが、今、議員の御指摘な点も課によってはあるんだろうなということで感じています。できるだけ交代で休みをとっていただいて、安全衛生面でも十分配慮していきたいと考えております。

○議長　新垣博正　ほかに質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１０時２０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２１分）

○議長　新垣博正　再開します。

総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　失礼しました。答弁が漏れていたようです。

代休につきましては、規則におきまして勤務した日の４週間前から勤務した後の８週間後までということで決められております。ですから代休につきましてはその範囲内でとっていただきたいと考えております。退職時に今までたまっていた、例えば100時間というものを超勤手当として支給できるかということにつきましては、先ほど答弁したとおり４週と８週、そういう取り決めがありますので、時間外勤務手当としての支給はできないものと考えております。

○議長　新垣博正　ほかに質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１０時２２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２４分）

○議長　新垣博正　再開します。

ほかに質疑ありませんか。

渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　この条例につきましては、時間外勤務、代休時間ということと、あとは年から年度に変わるということだと思いますけれども、時間外勤務、代休時間というのは今までいろいろございまして、行事等においての動員とか、あるいは国庫補助事業等、議会等の対応のためにどうしても間に合わさなければならないというのが多々あります。ですので、どうしても超勤しなければおさまりがつかないというのが非常に多いと思います。だからそういうところは…、超勤もまた予算上制限があると思います。それで超勤は与えられない、では代休を与えましょうということであると思いますけれども、これを働いている職員一人一人が忙しいのに代休をもらいましょうという人はなかなか出てこないだろうと思います。そういうことで、これは村の全課長の認識のもとに、積極的に与えていただきたいと。言うならば指定してもらえる範囲の中で今仕事が落ち着いているんでしょう。それでいついつは代休をとったらどうかということを積極的に課長が推進していかないと、職員はとりづらいだろうと思いますので、そこら辺はよろしくお願いします。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

議員の御指摘のとおりだと考えております。各課長に対して職員が休みやすい、そういう環境をつくるようにということで、総務課から課長に対しお願いをしていきたいと考えております。

○議長　新垣博正　渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　今、お答えいただいたように、ぜひ全庁体制で職員の、言うならば働き過ぎによる病気等にならないように気をつけて推進していただきたいと思います。以上でございます。

○議長　新垣博正　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第10号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第10号　中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第10号　中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第６　議案第11号　中城村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については３月５日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　中城村教育支援委員会の委員が現在15名ですよね、それが20名になるというのを要求されているんですが、要求されている重要なポイントは何でしょうか。例えば委員の専門分野とかがあるはずですので、そういうのが足りないとか、あるいはここには幼児、児童生徒がふえたためとありますけれども、調査、審議に対応するということではございますが、人数をふやせば解決するのかというのと、あるいは委員会委員の皆様の内容、質の向上とか、そういうところもあわせて。現状15名の委員の皆様の内容と、今後20名にしたいという委員の内容の是非について伺います。よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それではお答えします。

まず、重要なポイントという部分ですが、現在、教育支援員の条例については委員の各号に上げるものということで、職名等で任命が決まる部分があります。まず村立の小中学校の校長、この部分が現在４校ありますので４名、そして特別支援教育担当ということで、ここも学校の専門の先生が４名入ってきます。そして残りのメンバーが学校医、また心理学の専門、児童福祉施設、教育委員会職員、そしてその他必要が認められるものということで、これまでもこの人数が15名ということで、子供たちの人数がふえた部分と、そして認定子ども園等の施設が現在ふえているということもあり、他の施設の先生方の意見というのも反映していけたらと考えていますので、その辺が重要なポイントになるのかなと思います。あと人数をふやせばいいのかという部分ですが、現在、対象児童もふえてきているということでありますので、現在の人数で１人面談に…、何というんですか、１班４名で対応しています。保護者の聞き取り、記録、子供の見とりと記録ということで、４班の設置しかできないということで、ここを20名にすることで５班対応ができる部分で多くの子供たちを見ることができるということもあります。内容的にも、今お話しした学校の校長、または専門医、特別支援の先生のメンバーが入りますので、このメンバーの多くの意見を聞けるということで20名にしていきたいと考えています。以上です。

○議長　新垣博正　渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　今伺いまして、ほぼ理解できましたけれども、特に重要なことが専門医がどうしても必要じゃないかと思います。お互い、担任の先生、特殊学級の先生とか校長先生の意見等を聞きながら、そして判断される

のはやっぱりより専門的に、どうしたらよりよい教育を受けさせて、よりよく成長できるかというところの判断だろうと思いますので、こういうところは学校だけでは判断できないような部分がたくさん出てくるだろうと思いますので、より専門医で、一人一人子供の症状に対応したような意見が聞ければ非常により進むのではないかと思いますので、委員の中にも専門医を充実させていただけたらありがたいと思っております。答弁ができるのでしたらよろしくお願いします。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それではお答えします。

議員がおっしゃるように、専門の方々の意見はやはり重要だということで考えております。現在も琉球大学のほうからも医師であったり、心理学の専門であったりということでお願いをしているところですので、今後も継続して、そういった専門の方々も委員の中に入っていただき進めていけたらと考えております。以上です。

○議長　新垣博正　ほかに質疑ありませんか。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは議案第11号に対して質疑を行います。

教育上、特別な支援を必要とする幼児が、人口増に伴って確かに大幅に多くなっているのかなということはわかるんですけれども、果たして現在、支援を必要とする幼児、それから児童生徒が何名ぐらいいらっしゃるのか、人数を把握しているのであればよろしくお願いします。先ほど言った４班に分けてということで話されていたんですけれども、この１班当たりの抱える人数というのは大体何名ぐらいを予定しているのか、その２点をお願いします。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それではお答えします。

人数についてですが、平成30年度は45名を委員会で審議しています。班については、先ほど答弁しました15名を４班に分けて、大体10組以上程度を３日間審議するということで実際は委員会の実施を行っています。以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　平成30年度で45名ということで、例えばこの委員を５名ふやすという場合に、全ての児童、幼児、それからそれを審議、調査する場合に十分に耐え得る、その５名をふやして20名にして、きめ細かな対応ができるのか。それから今、大体どれぐらいの日程で３日間ですか、審議する時間は。それで十分足りているのか、その点はどうですか。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　お答えいたします。

先ほど課長からもありましたように、１つの班を４名で編成しておりまして、４つの班をつくっております。１つの班当たり１家族、親子面談を行うものですから、大体30分ぐらいかけております。30分ぐらいの時間で午前中に４組ぐらいしか実施できません。ということで、１日目は午前中に４名を各４班が行いますので、１日の最大人数は16名です。その16名で午前中の親子面談を行った後、今度はこの午後に16名に対する判定審議会を行います。これは全員で行いますので15名そろった段階で、１番から16番まで全ての状況について午前中の情報を伝えながら、また診断書等や心理学検査等の書類をもとにして、一人一人16名分の判定をしておきます。これが３日間３回続くということで、計45名分の対応となりました。ただ、この時間は朝の８時半から夕方５時近くまでかかるときもありますので、班がふえることによって１人当たりの親子面談等の時間が少なくて済む、それによって午後の対応も短くなるのではということで、次年度20名になった場合には４日間を計

画しておりまして、委員会の負担もないように、また丁寧な見とりができるようにと計画を考えております。以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　５名をふやして、十分な対応が可能であるのであれば非常にいいことだと思いますので、ぜひこういう特別な支援を必要とする子供だけではなくて、家族のほうも大変厳しい状況にあると思いますので、十分な対応をしていただきたいと思います。以上です。

○議長　新垣博正　質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第11号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第11号　中城村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第11号　中城村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第７　議案第12号　中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については３月５日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第12号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第12号　中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第12号　中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休　憩（１０時４５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５５分）

○議長　新垣博正　再開します。

日程第８　議案第13号　平成30年度中城村一般会計補正予算（第６号）を議題とします。

本件については３月６日に説明済みですので、

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは議案第13号平成30年度中城村一般会計補正予算（第６号）について、質疑をしたいと思います。

まず１点目、37ページ、５目13節委託料になりますが、介護予防事業委託料180万円、これは説明の中では講師の日程が合わないという説明を受けたんですけれども、本村は予防事業に力を入れていく中で講師との日程調整、そういうものは事前に行われていないのか、それが１点目。

２点目、38ページです。１目19節負担金補助及び交付金の中の一番下のほう、保育所等改修支援事業補助金2,399万9,000円、それが説明の中では小規模園へ移行できないという旨を聞いているんですけれども、これは私の中では去年の中で計画的にこれを開園に向けて進んでいると思っていたわけですけれども、なぜできなくなったのか。その点をよろしくお願いします。

３点目、39ページ、児童措置費の20節扶助費、児童手当費622万円、これは減額になっているんですけれども、減額の理由は何なのか。単に対象児童が少なくなったのか、あるいはまたほかに何らかの理由があるのか、よろしくお願いします。

４点目、42ページ、５目15節工事請負費、中城地区農道歩道等工事請負費573万9,000円、これの減額の原因は何なのか、ひとつよろしくお願いします。

５点目、57ページ、４目学校給食費の中の１節、一般非常勤職員報酬が300万円、これも減額になっております。それの理由は何なのか。この補正予算を見てみますと、いろいろなところで非常勤職員の減額が多過ぎると、いうふうに私は認識しております。それが単なる要員を探せなくてそういう状況になっているのか、それを伺いたいと思います。以上、５点よろしくお願いいたします。

○議長　新垣博正　福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　お答えいたします。

まず37ページ、５目介護保健事業費の中の13節委託料、介護予防事業委託料につきましては、現在、とよむ貯筋、ちゃーがんじゅう教室、ごさまっするクラブ、ふれあい事業、老人クラブへの委託など行っております。議員が御指摘いただきたように各事業、前年度でどういった事業を継続するのか、また新たな事業、どういう事業をやるのかという計画立てをして、この講師というのは委託先、いろんな専門事業者との調整になりまして、かつ施設の日程等もございまして、継続していい事業は進めているんですが、調整もしてはいるんですけれども、翌年度、新年度に入る段階で予算の後に調整の段階で派遣できないと、あとまた教室を確保できないとかというような事情がありまして、180万円の執行ができなかったということでございます。

続きまして38ページ、１目児童福祉総務費の中、19節負担金補助及び交付金につきまして、保育所改修支援事業補助金、マイナス2,399万9,000円、おっしゃるとおり平成30年度で小規模事業を開設する予定で事業を進めておりました。その開設する施設につきましては、特異物件というか、今回収容された物件を使用するということで進めておりましたけれども、収容に対する建物の規制というのがございまして、今回用途変更、建物の用途がもともと収容前の用途で建てられた建物を保育所として使いたいということで用途変更が必要になっておりましたけれども、その用途変更について年度内で、用途変更する手続の事前交渉で納得する根拠がなかったというところで県から許可がおりないというところで、年度内の完成がまずできないとなりまして、長らく調整はしていたんですけれども、用途変更の根拠を示せず保育所の開所が今年中には困難だということで一旦取り下げて、

また平成31年度新たに同じ事業の予算で予算立てを考えております。

続きまして、39ページ、２目児童措置費の20節扶助費、児童手当につきましては対象児童の見込み違いでございます。なぜそうなったかといいますと、平成28年度の伸び率が1.03％、29年度の伸び率が1.04％ということで、30年度は1.05％を見込んでおりました。しかしながら、見込みの実績としまして1.036％と、去年並みにとどまったということでの見込みとの差が出ていることでの補正減となっております。以上です。

○議長　新垣博正　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それでは大城議員の質疑にお答えします。

42ページ、６款１項５目農地費、15節、573万9,000円につきましては補助金確定による減額です。以上です。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それでは大城常良議員の御質疑、57ページ、学校給食費の一般非常勤報酬の減については、当初９名の予算を確保して一般非常勤、中身については調理員になるんですが、配置していくということで確保はしていました。しかし、ハローワークや村のホームページ、または知り合いなどに声をかけていただいたり、近隣の市町村へも応募があれば中城村にということも確認しながら探してはいましたが、やはり募集もしてはいますけれども、なかなか応募がないと。近隣市町村においても予算措置している分の配置ができていないという現状もありまして、なかなか人材確保が実際できなかったという現状で今回補正減になっています。以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは２回目の質疑をさせていただきます。

まず１点目から講師とのさまざまな調整はやったんだけれども、どうしてもいろいろな面でできなかったということですけれども、やはりちゃんと計画的にやっていれば、それほどの、確保ができないとか、そういうことは余りないんじゃないかと思うんですけれども、やはりトータル的に見てもいろいろな面で計画性が全然できていない、そういうことでしか思えないものですから、しっかりと計画を立てて、これは次年度だからほとんどいつごろやって、いつごろから始まるというのはわかっているはずですので、講師もちゃんとしたその方に決めて、それは前もって施設、それから講師を押さえておけばできないことはないということを私は十分思っているんですけれども、施設が借りられなかったと。借りられなかった日にどういう施設の方が借りているのか、そういうのも踏まえてどこを優先すべきかの、いろいろ十分認識しながらこういう事業計画というのは、我々が村として力を入れている、これは高齢者に対しての介護予防の事業ですから、十分これは優先してやっていかないと、ただ講師、それから施設がないからできなかったという話では私は全然通らないと思いますので、そこは十分認識して事業を進めていってください。これは答弁はいいです。

それから２点目、38ページの保育所の改修、施設の用途変更がいろいろできなくて、根拠が示せなかったということですけれども、やはり保育所を運営している方々は、保育に関しては非常に知識があってさまざまな勉強がしておられると。しかしながら、そういう物件とか建物、そういったたぐいに関してはまさに素人だというのは行政はすぐわかると思います。保育所の施設をつくったり、そういうものも後ろから応援してやられているはずですので、そういうものを含めてしっかりとしたバックアップをしていかないと、こういう状態で運営できなかった

と、借りられなかったというような話にもなるものですから、この小規模保育所というのはゼロ歳児から２歳児まで、非常に待機児童の多い年齢層ですので、それができなかったというのはまた待機児童が、その分だけ、19名か20名ぐらいふえる可能性があるものですから、そういうものをしっかりと認識していただいて、バックアップできるところはちゃんとバックアップして、ぜひ我々が望む待機児童ゼロへの一つの一環だということを認識していただいて、そういうことがないように。これは平成31年度にもう１回申請するということですけれども、現状のままで申請してもまた却下されると思いますけれども、そういった第２案があって、しっかりと今回は申請したら通るのかどうか、その１点をもう１回聞かせてください。

次、３点目です。児童手当費のほう、見込み違いということで若干上がるだろうということが予想されたんだけれども、そこまでは行かなかったということなので、その減額は理解をしております。

４点目、農道舗装、そのほうも確定後の補正ということであるので、そこはそうだろうということでわかりました。

あと５点目、57ページ、一般非常勤の職員報酬300万円、ありとあらゆることで政策を今探しているということですけれども、先ほども言ったように、やはり当初から９名という人員の確保はうたっているわけですので、その中で９名いないと残りの職員に負担がかかっているという状況にあるものですから、そこは十分認識して、ただ幾ら探してもいないんだというような話しではなくて、その中でも努力に努力を重ねて、やっぱり手当てすべきところは手当てしてやっていかないと。そういうところからほころびが出てきて、本当は９名いないといけないんだけれども７名しかいない、８名しかいないと。その１人分をやるために怠慢になってしまうとか、そういうところも十分考えて、それが事故の起こる可能性があると。あるいはまた異物混入の根源になる可能性もあるというのをしっかりと認識していただいて、ぜひそういうものを手当てしていただきたい。それは十分お願いします。では、先ほど言った２点のほう、また答弁をお願いします。

○議長　新垣博正　福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　お答えします。

すみません、答弁は要らないというお話でしたけれども、37ページの介護保険の委託料につきましてもう少し御説明させていただきたいんですけれども、当初1,080万円の予算を計上して900万円しかできなかったということでマイナスの補正をさせていただくんですが、うちも計画的にやっている中のとよむ貯筋事業という事業でさえ７つの法人と契約、７つの法人から講師を派遣していただいて事業運営しているんですけれども、この契約先というのが中小というか、小の零細企業でございまして、本当に少人数の事業所と契約、この事業所の状況もあるんです。ここが結構入れかえも激しくて、急に足りなくなったとかということもあって、こちらが調整不足ではあるんですけれども、年度明けてから法人の内容が変わってできないとかというのが結構あって、これはどの市町村でも一緒で、というところでの取り合いだったりということもあるので、その辺は御了承いただきたいと思います。

保育所の改修事業ですけれども、議員が第二案とおっしゃっておりましたけれども、今回この建物で用途変更するには時間がなかったということで予算を取り消したんですけれども、当初計画どおり小規模はあと一つつくらないといけないということで来年度に予算を持ち越しておりまして、この建物でこの法人がやるかということについてはゼロの状態にしておりまして、来年は公募で、計画を立てていて予算もあるの

で公募をして小規模保育１園の開設を考えております。以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは保育のところです。

来年度公募して、新たに再出発ということになろうかと思いますけれども、村長の言われる待機児童ゼロ、これはぜひとも、私はことしで十分達成できるんだろうと踏んでいたんですけれども、そういうできそうなところでできなくなってしまったというのがちょっと厳しいかなと思いますけれども、十分にそういうところを対応していただいて、できるところは全てバックアップしていただきたい。これは民間の保育所であれ、公の保育所であれ、我々ができるところはしっかりとやっていただいて、我々の目指すところは待機児童がゼロということなので、十分に皆で協力していただいてできるようにしてください。

最後の一般非常勤職員報酬、これは各課にまたがってあるものですから、そこは各課長に十分配慮していただいて、私、職員からも何名かちょっと話しを聞いたんですけれども、全然メンバー、人間が足りないということが盛んに聞こえる。これは手当てすべきところに手当てできていないんだろうという感じもあるものですから、村長を初め、こういうところはしっかりと、適正人員は適正人員としてしっかり手当てして、今働いている方々に負担のないように。やっぱり２人でやるべきものを１人でやってしまった場合には倍の負担がかかるということを、皆さん優秀な方々ですので知っていると思いますので、ぜひ職員の疲労も考えながら十分に手当てしていってください。以上です。

○議長　新垣博正　ほかに質疑ありませんか。

金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　議案第13号の中城村一般会計補正予算について質疑します。

今、先ほどありました一般非常勤の賃金とか報酬、その件で教育委員会もしかり、別の課もいっぱいあります。その件について教育長と村長の見解、どういうふうに考えているか。これからまた今の質問にありましたとおり、職員の待遇改善もしかりですが、そういうことをどう考えるか。またこれから他の職員に負担がかかる処遇が、１人でも欠ければ負担が多くなるということ、そこをどう考えているかだけ、教育長と村長に。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

先ほどから、課での答弁もありましたけれども、当然鋭意努力して、その適正人員というのは確保すべきものだと思っておりますし、これは公の部分だけではなくて、民もそうですけれども、御承知のとおりだと思います。非常に人手不足が嘆かれて、ここ一、二年ずっとこういう形になっておりますので、我々ももちろん努力はさせていただいて、一所懸命適正人員になれるように頑張っていくつもりでもありますけれども、その辺の経済情勢も含めた部分を、また御理解いただきたいなと。できる限りの努力はしていきたいと思っております。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時１９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２０分）

○議長　新垣博正　再開します。

教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　議員の皆さん御指摘のとおり、今職員に負担がかかっている現状でございます。随時探してはいるんですが、本当に探せない状況でございます。今年度の反省を踏まえて次年度に向けては、今年度より２カ月早くから募集をかけて今進めているところです。それでも現状として、まだ全部埋まっていない状況ですので、これからさらにまた努力しながら

スタート時点に向けて、きちんとスタートできるような体制を、今準備しているところでございます。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　今職員は不足している。そこに負担をかけるのは絶対だめだと。先ほどの条例の勤務条件も可決されたんですけれども、そういう負担がかからないような体制をどうにかとるべきではないかと思って質疑をしています。職員の数をぜひそろえて、他の職員に負担がかからないように努めていただきたいと思います。以上です。

○議長　新垣博正　質疑ありませんか。

石原昌雄議員。

○６番　石原昌雄議員　私も補正予算について質疑します。

今、報酬等の部分がありましたけれども、私も報酬の１点に絞って質疑をします。まず36ページの障害者支援事業の嘱託員報酬の減、それから37ページの介護保健事業の報酬の減、38ページも児童福祉事業の報酬の減、40ページ、保健衛生事業の報酬の減、42ページの農業振興のところでも報酬の減、45ページ、観光費、報酬の減、47ページの道路新設改良費の報酬の減、52ページ、小学校管理費の一般非常勤報酬の減、53ページ、中学校費の一般非常勤報酬の減、54ページ、幼稚園費の一般非常勤報酬の減、55ページ、文化財保護費の嘱託員報酬の減、57ページ、学校給食の一般非常勤報酬の減が出ています。この減について、どういう職種で予定していて、どういう理由で達成できなかったか。ぜひ各課から聞いておきたい。これは新年度にかかるものですから、答えてください。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時２４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２４分）

○議長　新垣博正　再開します。

福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　お答えいたします。

36ページの３目障害福祉費の報酬につきましては、３名予定で２名が４月から、１名が８月からの採用となった減でございます。

37ページ、５目介護保険事業費の報酬につきましては、５名予定が４名というところでの減となっております。

38ページの児童福祉総務費の報酬につきましては、２名予定で１名が４月から、１名が平成31年の１月からというところになっております。

福祉課におきましての理由としまして、継続雇用の部分ですけれども、これまでの実績や貢献してくれた職員への配慮をしたということで、優先して継続の意思を確認しておりました。１月の段階での継続意思確認では継続を示しておりましたけれども、後々聞くと実情としては悩んでいながら他社と併願していたということで２月末になって「申しわけございませんが、更新できません」というところから、同時にハローワークへの求人募集をして、近隣市町村への情報交換を行いながら募集依頼を行っておりましたが、先ほど言ったように確保できなかった状況での減でございます。以上です。

○議長　新垣博正　健康保険課長　仲村盛和。

○健康保険課長　仲村盛和　それではお答えいたします。

40ページの保健衛生総務費の報酬の減ですけれども、職種としては看護師ですが、その方は12月末で出産を迎えましたので、それで途中での退職になりました。その分が減となっております。

○議長　新垣博正　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それではお答えします。

42ページの報酬、これは嘱託員の退職に伴う減となっております。

○議長　新垣博正　企業立地・観光推進課長　比嘉　保。

○企業立地・観光推進課長　比嘉　保　お答えします。

45ページの報酬の減額については、採用が２名とも６月からということで、２カ月分の減額であります。以上です。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それでは教育委員会の部分で、52、53、54ページについてですが、小学校、中学校については学校支援員が数名配置できない状況がありまして減になっています。幼稚園については、預かり保育の２人必要なところが年度途中の採用となりまして、配置はできたんですが、その部分、年度途中ということで補正減が発生しています。以上です。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　お答えします。

47ページ、２目道路新設改良費の報酬でありますけれども、土木技術者資格として土木施工管理技士を持っている方を探したんですけれども見つからなく、資格はなくても経験がいっぱいあるということで、その方を４月１日から１年間採用しています。資格保持者とない方の給料の単価の差額分の減となっております。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それではお答えいたします。

55ページ、２目文化財保護費の１節報酬につきましてですが、文化財嘱託員ということで、こちらは清掃調査班の清掃調査にかかわる方が、前職の退職が１カ月ずれ込みまして５月の採用になったという１カ月分と、あと文化財悉皆調査の嘱託員の方が６月から出産に伴う、ある意味休職ではございましたが、１月から復活しておりますが、その間の７カ月の報酬の減額ということであります。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○６番　石原昌雄議員　減の理由を各課それぞれの答弁してもらったんですけれども、全体的には採用の月がおくれているとか、あるいは嘱託の職員が途中でやめるとか出産とかということが理由になっていますけれども、そういうところも前々から把握できる部分はもっと早目に把握して、次の人が探せないかというのも努力してほしいと考えます。あと１点は、今中城村の嘱託員の報酬について、各職種ごとにいろいろ単価があると思いますけれども、実際の報酬額について、ほかの市町村よりどの位置にあるのか、安いのか、高いのか、中なのか、そういう内容を、報酬額を各課捉えていると思いますけれども、例えば看護師を採用するにしても中ぐらいの報酬なのか、一番上なのか、そこら辺も答えてほしいと思います。そこの内容をお願いします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時３３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時３４分）

○議長　新垣博正　再開します。

総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

嘱託員の職種にもよりますし、それからその嘱託員が担う職務の内容にもよりますし、各市町村の財政状況、そういうことにもかかわってくる問題だと考えております。今、各課のほうに少し確認はしましたけれども、ほかの市町村の資料を持っていませんので、正確なところでお答えすることはできませんが、中城が一番ほかの市町村よりも高いということはないんだろうなと考えております。中間ぐらいじゃないかということで答弁をさせていただきたいと思います。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○６番　石原昌雄議員　突然の質疑ですから、資料は持っていないと思いますけれども、今

あったように、予定していた人がよそのほうにとられていったとか、そういうケースは今に始まったことじゃなくて、ずっと前からこういう事象は起こっているわけです。ですから各担当課として、担当課長として、自分のところのそういう予算化した部分の人数の確保について、やっぱり具体的に取り組みをしてもらいたいと。ほかの市町村と比べて低ければ、当然さきに向こうに行ってしまいます。ですから各課で、各事情を総務課長なり副村長、村長あたりに、こういう状況じゃなければ、嘱託報酬を上げなければ探せませんよと。予算をつけても中途半端な予算でありますよということになるわけです。ですから、新年度もたくさん予算が計上されていますけれども、同項目。果たして平成31年も執行できるのか心配するんです。ですから金額を上げてでも採用するという方針を持たなければどうしようもないと思うんです。さっきからありましたように、予定した職員が来なければ、その業務をこれからやるということでこれだけの人数を最初から予定しているわけですから、この分を確保するということでほかの職員に負担が行かないように担当課長はもっともっと頑張らなければならないと思います。もちろん職員も一緒にやるんですけれども、そのためには財政、村長を含めて、もっと折衝してください。これぐらい上げないとまたとられますよと。私たちのところ仕事できませんよと、そういうふうな形でやってほしいと思うんですけれども、こういうところを今後の対策として、ちょっと各課に聞きたかったんですけれども、時間がないので、しっかり検討してください。以上です。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　57ページ、全国高校総体負担金、44万8,000円の不用額が出ていますけれども、理由は何でしょうか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　ただいまの御質疑にお答えいたします。

57ページ、１目19節、全国高校総体負担金につきましてですが、こちらにつきましては全国高校総体が平成31年度に予定されておりまして、それの準備期間ということで平成30年度は位置づけられておりました。年度当初の予定では、実行委員会を立ち上げた後に先進地視察ということで、中城村はサッカー競技を誘致しておりまして、それが県内８市町村というところで、全体で平成30年度、愛知県、東海地方での開催でございましたので、そちらに３名が視察に行く予定でしたが、日程の調整や各市町村との調整が間に合わず参加していないという、３人の旅費分の減となっております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　今、生涯学習課長からありましたように、ことしですけれども、７月21日から８月20日まで、南九州高校総体がありますので、それに向けての開催地、愛知県とかに行くのは非常にいいことだと思っていたものだから、こうやって不用額が出るということは非常にもったいないと思って。せっかく予算を取って視察へ行くことによって、その流れが、今度サッカーを中城村は開催しますので、それがなぜ44万円の不用額が出たのかと思いましたので、そういうことがあって。できたら中城村だけでも、単独でもできたら３名が行けたら、南九州のサッカーに対しての準備はできると思っていましたので、その理由が聞きたかったので以上です。

○議長　新垣博正　渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　１点だけ質疑させてもらいたいと思います。

19ページ、歳入で総務費国庫補助金の磁気探査支援事業補助金、1,791万8,000円の減額になっておりますけれども、これは庁舎等かと思っていますが、これは実績残ということでよろしいですか。

○**議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

○**総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

実績残ということではなくて、これまで国庫補助金として受けていた補助金が県の補助金に組み替えをするということになります。

○**議長　新垣博正**　ほかに質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１１時４２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時５２分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第13号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第13号　平成30年度中城村一般会計補正予算（第６号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第13号　平成30年度中城村一般会計補正予算（第６号）は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休　憩（１１時５３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時５４分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

日程第９　議案第14号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本件については３月６日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第14号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第14号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第14号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10　議案第15号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本件については３月６日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第15号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第15号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第15号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

日程第11　議案第16号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）を議題とします。

本件については３月６日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第16号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第16号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第16号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）は、原案のとおり可決されました。

日程第12　議案第17号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本件については３月６日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１２時００分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１２時０３分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第17号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第17号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第17号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13　議案第18号　平成30年度中城村水道事業会計補正予算（第３号）を議題とします。

本件については３月６日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第18号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第18号　平成30年度中城村水道事業会計補正予算（第３号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第18号　平成30年度中城村水道事業会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14　議案第26号　村道若南線道路整備工事（４工区）請負契約の変更契約についてを議題とします。

本件については３月６日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第26号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第26号　村道若南線道路整備工事（４工区）請負契約の変更契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第26号　村道若南線道路整備工事（４工区）請負契約の変更契約については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散　会（１２時０８分）

平成31年第２回中城村議会定例会（第８日目）

招集年月日	平成31年３月５日（火）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成31年３月12日　（午前10時00分）		
	散会	平成31年３月12日　（午後２時11分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	安里清市	９番	比嘉麻乃
	２番	新垣修	10番	安里ヨシ子
	３番	渡嘉敷眞整	11番	仲松正敏
	４番	屋良照枝	12番	金城章
	５番	桃原清	13番	外間博則
	６番	石原昌雄	14番	伊佐則勝
	７番	新垣貞則	15番	新垣善功
	８番	大城常良	16番	新垣博正
欠席議員				
会議録署名議員	９番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	比嘉保
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	仲松範三
	総務課長	與儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	荷川取次枝	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長兼住民税係長	知名勉	生涯学習課長	稲嶺盛昌
	福祉課長	金城勉	教育総務課主幹	稲嶺盛久
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 5 号

日　　程	件　　名	
第　1	議案第２号	中城村防災拠点及び地域交流施設の設置及び管理に関する条例
第　2	議案第３号	中城村公共駐車場の設置及び管理に関する条例
第　3	議案第７号	中城村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例
第　4	議案第８号	中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
第　5	議案第19号	平成31年度中城村一般会計予算
第　6	議案第20号	平成31年度中城村国民健康保険特別会計予算
第　7	議案第21号	平成31年度中城村後期高齢者医療特別会計予算
第　8	議案第22号	平成31年度中城村公共下水道事業特別会計予算
第　9	議案第23号	平成31年度中城村土地区画整理事業特別会計予算
第　10	議案第24号	平成31年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算
第　11	議案第25号	平成31年度中城村水道事業会計予算
第　12	議案第27号	中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第　13	議案第28号	平成30年度中城村一般会計補正予算（第７号）

○議長　新垣博正　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　議案第２号　中城村防災拠点及び地域交流施設の設置及び管理に関する条例を議題とします。

本案については３月５日に提案理由の説明は終了しておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１０時０１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時０４分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第２号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第２号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第２　議案第３号　中城村公共駐車場の設置及び管理に関する条例を議題とします。

本案については、３月５日に提案理由の説明は終了しておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１０時０５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時１１分）

○議長　新垣博正　再開します。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは議案第３号中城村公共駐車場の設置及び管理に関する条例に対して質疑をしたいと思います。

第４条、管理者のほうですね。法人その他の団体であって村長が指定するものとして、指定管理者に行わせることができるものとするとありますが、村としては村管理にするということですけれども、これは先週、私駐車場を見てきておりまして、あれだけ広い駐車場を８時半から10時までは開けておくということですけれども、やはり柵の高さも１メートル20センチぐらいで出入り口が３カ所あると。それの中で、奥のほうでいろいろな事故等が起きないか心配しているんですけれども、その辺の管理はどうするのか。例えば向こう側といったらどうなのか、吉の浦会館側はいろいろと人通りがあっていいんだけれども、その反対側のほうが人通りも少なくて畑にも近いという中で管理はしっかりできるのか。その中で事故が起きた場合、それはどういうふうに管理して、どこが責任をとるのか。入ろうと思えばいつでも入れるような状況にあるものですから、その辺をどうするのか、そこ１点と。

さっき言った９条、目的外使用、その中で公共及び公用又は公益上特に必要と認めた場合は、駐車場以外の目的に利用させることができるということですけれども、これはどういうものを想定しているのか。例えば今、吉の浦会館の駐車場でやられている祭りとか、そういうものを含めて向こうでも考えているのか、その辺の２点、よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えします。

２点の御質疑があったと考えています。１点目の第４条の管理についてですけれども、現段階で想定しているのは村が直接管理を行うということで考えています。将来的には、場合によっては指定管理者制度を導入し、民間のほうに管理を委託するということもできるためにこの４条におきましてはそういう規定をしている

ところでございます。

それから駐車場内での事故に関しては、それは事故が起きたことに関しては我々は一切責任を持たないというところは条例の中に規定しているところでございます。もちろん御指摘がありますように、潮垣線沿いにつきましては交通量の多いということから、どちらかというと直接村が見回りをしなくても誰かが見ているんだろうなということでの御質疑だと思います。もちろん、逆の西側のほうは交通量が少ないのでというところがあるとは思いますが、いずれにしましてもそういう大きい、広いところでの駐車になりますので、通常はイベント等が開催される場合の駐車場ということで考えておりますので、そんなに車が頻繁に出入りすることはないだろうということで考えているところでございます。

それから９条のほうの目的外使用についてでございますけれども、目的外使用につきましては、条例にも打っておりますように、公共、公用、広域性、特に公益上特に必要な場合ということで考えています。例えばの話で申しわけないんですが、例えば土砂災害等が起きまして、どうしても仮設住宅とかそういうものを立てなければならない、そういう現状が起きてきたときに広い土地ですのでそこのほうにそういう仮設住宅の設置というところで本来の目的である観光振興以外に、そういう目的で使うことも想定しないといけないものだと考えているところでございます。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　ゆくゆくは、先ほど言われた委託するかもしれないということも頭に入れながら管理はやっていくと。やはり十分広い場所ですので、いろいろと子供たちが中に簡単に入れるということも含めて、夜中入ったりしたときにどうなるのかということも心配しているものですから、そこら辺も十分考えながらやっていってください。

あと２点目の９条のほう、今、村で行われている、先ほど課長はいろいろな災害が起こった場合に仮設住宅というのも含めて使う場合もあるだろうと言うんですけれども、今、吉の浦会館の駐車場で行われている祭りとかそういうものは一切頭にはないのかどうか。そこはどうですか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

現在、吉の浦会館前の駐車場で行われている産業まつりですけれども、場合によってはその祭り会場をその駐車場に移して行うということも将来的には想定できるものだと考えております。ただ、駐車場そのものに便益施設がありませんので、どちらかというと祭り会場はそのままにして、駐車場が、今回整備をしました駐車場を利用できればということでは考えておりますが、全くできないということではないというふうに考えています。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　あれだけ広い駐車場であるんですけれども、やはり何か催しものとか、何かに使う場合には近隣住民、そういう方々には十分説明していただかないと。つくっている最中にも我々付近の住民には全く一切説明がないということも私は聞いているものですから、そこは十分気をつけて、やはり何かをつくる場合には近隣の人たち、あるいはその自治会には十分とした説明はやっていかないと。やはりいいものをつくっても、そこに不安とか不満とかが出てきたら、つくった側としても、あるいはまた使う側としてもいろいろと不満は、出る前に消していかないと、説明責任を十分果たしてやっていってもらえるように。また今、吉の浦会館で行われている祭りに対しても不満の声はあるものですから、駐車場を全部とられたとか、そういうのも十分気をつけて、行政としてわか

りやすく説明するように進めていってください。以上です。

○議長　新垣博正　ほかに質疑ありませんか。

新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　まず、この議案第３号は13条の条例、条項で定められていると理解しておりますが、公共駐車場ですので、不特定多数の方が利用されると思います。この中の禁止行為条項の中から少し見えない部分がありまして、一定時間以上、あるいは一定期間以上駐車したり、そのまま放置したり、想定外のことも発生するのではないかと思われます。そこで管理者の指標になる時間、あるいは期間等の定めに対してはどう考えているのかお聞かせ願います。

２番目に、放置車両の経過措置に対してもどのように管理のほうで処遇、あるいは処分するのか、それをどのように定めているのかお聞かせください。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

長期間放置される時間、期間ということの定義ということでお答えをさせていただきたいと思います。長期間放置される車両につきましては、例えば１週間程度、あるいは10日以上も、同じ位置に駐車がされていると。そういう場合はもしかすると放置車両ではないかと、そういう疑いを持たれるものだと考えております。条例の中では禁止事項ということで自動車の確保に関する、いわゆる車庫証明等をとるための保管場所ですけれども、そういうことで使ってはいけないということで、条例のほうには規定しておりますので、通常こういうことは想定できませんが、今、質疑の中にありますように放置車両が場合によっては出てくるということも考えられると思っております。仮にそういう放置車両が出てきたという場合は、当然これは警察のほうにも相談をしなければならないし、場合によっては陸運事務所、軽自動車協会、そういうところへの照会も行いたいと思います。その照会の結果、車両を撤去するよう要請していきたいと考えています。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　駐車場に関しては、多分民事不加入ということになっていると思います。私、警察署のほうに問い合わせをしたんですけれども、警察署のほうでは盗難車とか事件、事故にかかわるものでなければ取り扱いすることができないと。陸自事務所に関しては、車両番号とかあって、それを管理者ですけれども、教えてくれませんかというふうに問い合わせをしても、陸自のほうではなかなかそれができないのではないかと警察署のほうのお話を聞きました。そこで、やはり先ほど言うように、今直営で管理をするとか、いずれは委託をするということに、移行するかもしれないと思いますので、これ基本的に規則はもうでき上がっているんですか。13条の中に必要な事項は規則で定めるとうたっているんですね。ということは規則はできているということで理解してよろしいですか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

規則につきましては、素案としてほぼできております。１カ所だけまだ不確定な部分がありまして、使用料について、現在検討しているところでございます。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　わかりました。素案ということですね。これらの禁止行為等とかがある場合に、レッカー等で移動したりとか、そういうふうに一般財源のほうから捻出されると思われるんですけれども、やはり一般財源をこういったふうに使われるのもいかがなものかという思いがありまして、罰則規定とか、それから管理者が直営管理者、あるいは委託管理者に

とって管理しやすい指標を規則の中でちゃんと明記して、一定期間以上、時間とか、何日間とか、あるいは放置車両の場合は何日かある場合はどのようにして処置する。あるいはその所有者に対してどのような罰則を、あるいは金額等を請求するという規則を、やはり細部まで配慮した規則を定めて施行してほしいと考えております。この案件に関しては、総務常任委員会に付託されると思いますけれども、こういった禁止行為の条項とか規則、規定、あるいは放置車両の細部をいろいろと、規則の素案のほうも提出していただいて、十な審査に臨みたいと思います。以上です。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

条例のほうにおきましては、罰則規定を現在提案しているとおりでございますので罰則規定を設けておりません。しかし、御指摘のとおり、例えばレッカー移動をした場合に、その経費が一般財源から持ち出しがあるということは、そういう状況は避けなければならないものだと考えております。当然、村がレッカー移動等、車両を撤去した場合には、その車両の所有者に対しては請求をしていきたいと考えております。

○議長　新垣博正　ほかに質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１０時２７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２８分）

○議長　新垣博正　再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第３号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。

したがって、議案第３号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第３　議案第７号　中城村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例を議題とします。

本案については、３月５日に提案理由の説明は終了しておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　それでは質疑させていただきます。

この条例をいろいろと読んでいたんですけれども、少しわかりづらいところが多々ありまして、その中で３条３項の条項で、職員の旅費の支給に関して、この中では支給しないと内容をうたっておりますけれども、その中で３条２項１号の内容が書かれていると思いますが、その中で免職と罷免の取り扱いに対して少し確認させてもらいます。まず免職、民間でいうと解雇ということになると思います。罷免は職をやめさせることとなっていると思いますが、その免職あるいは罷免を起こした内容とか、内情により違いはあると思うんですけれども、明らかになるまでは旅費というのは支給しているんじゃないかと思われます。そのような状況の、これはあくまでも事件とか事故、あるいは本村の職員倫理観を著しく逸脱した行為を起こした場合、支給はどのように取り扱われるのかお聞かせ願います。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　答弁いたします。

第３条第２項におきましては、職員に旅費を支給するということをうたっております。さらに第１号におきましても、当該職員に旅費を支給するということでうたっております。３項に関しましては、万が一そこで免職処分等が起きた場合には支給しませんというところを書いておりますので、今御質疑の中にもありますよう

に、もし万が一旅行中にそういう不祥事等が発生しましたら、当然その職員に対しては旅費は支給しないということになると、そういうふうに考えております。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　そこで少し、グレーゾーンというか、事件、事故の内情によっても違うと思いますが、事件、事故というのは発生してからその期間の間、あくまでも職員倫理観とか、出張しているものに対しての、あくまでも悪い方向での想定の話で今質疑をさせてもらっていますけれども、やはりこの事件が発生してから、今言うように事件として取り扱われるのか、それとも扱われないのかという、このグレーゾーンの間も多分支給し続けていると思われます。この中で、事件性がないものに関してはこれは支給というのはやぶさかではないなと思うんですけれども、先ほど言ったように著しく逸脱した行為、あるいは本村の不名誉になるような事件、事故等の場合は、その旅費というものは返還してもらうような、これは旅費の任命者がおりますので、そこから返還命令を施すような方策というか、対応というのがあるかのどうかお聞かせ願います。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

まず、処分が決まるまでということでございますが、我々が想定しておりますのは、最初から例えば職員がいろんな事件、事故等を起こした段階で、まず旅行命令を出すようなことはないと考えております。ですから、御指摘のところのグレーゾーンというところは発生しないんだろうなということで考えております。万が一、例えば旅行中にそういう事件、事故等により著しく村の名誉を傷つけるような、そういう行為がありましたら、当然旅行を途中で中止をさせます。それによって返還すべき旅費については、当然返還を求めていきたいと考えております。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　わかりました。この規則はほぼ決まっているんですか。それともし、まだ素案状態であるのであれば、その辺も織り込むような方向性を考えていただければと思っております。以上です。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

規則につきましても、素案はほぼ固まっております。

○議長　新垣博正　質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１０時３７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３８分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第７号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第７号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第４　議案第８号　中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、３月５日に提案理由の説明は終了しておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第８号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第８号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第５　議案第19号　平成31年度中城村一般会計予算を議題とします。

本案については、３月７日に提案理由の説明は終了しておりますので、これから質疑を行います。

まず、歳入予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　46ページ、10款１項２目１節、ふるさと納税の寄附金についてです。ふるさと納税寄附金は本年度3,766万6,000円ですけれども、前年度が3,280万6,000円になっています。そして比較増減が486万円になっていますが、どういった理由で増額したのか、それをお聞かせください。

○議長　新垣博正　企画課長　大湾朝也。

○企画課長　大湾朝也　それでは、ただいまのご質疑に対してお答えいたします。

ふるさと納税の歳入につきましては、平成28年度からふるさと納税に係る業務を民間へ委託をしております。その成果もございまして、平成30年度におきましては3,703万2,000円余りのふるさと納税がございました。平成31年度におきましては、ある程度のふるさと納税の見込みがいただけるものと考えておりますので、3,766万5,000円を予算計上しております。その中ではいろいろなポータルサイト、今まではふるさとチョイス、ふるさと納税の専用サイトを活用しておりましたけれども、平成30年度半ばからＡＮＡ、あと楽天のサイトを使用して、平成30年度の後半は寄附が伸びておりますので、それを見込んで31年度の増額となっております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　ふるさと納税寄附金が増額すると一般財源とかいろいろな事業に展開できますので、ふえたということは非常にいいことだと思っております。それで今後、ふるさと納税の寄附金の増額、そういった今後の取り組み方というか、どういった方法で考えているのか、お聞かせください。

○議長　新垣博正　企画課長　大湾朝也。

○企画課長　大湾朝也　それではお答えいたします。

今までは同じようにインターネット、パソコンでできたり、スマートフォンでできたり、クレジット決済を今後もっと活用していきまして、あとお礼の品ですね、お礼の品を中城に関するものをどう開発していくか、それを検討しているところでございます。委託業者の内容の中にもありますように、新しい中城の特産物を活用したものの開発まで含まれておりますので、そちらのほうを活用していきたいと考えております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　今、企画課長から答弁ありましたように、地元の特産物とかそういったものを開発して返礼、非常にいいことだなと思っていますので、そういうことで今後ともいろいろな事業とか、いろいろ考えながらふるさと納税の寄附金の増額に努めてください。以上です。

○議長　新垣博正　ほかに質疑ありませんか。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは、歳入について質疑をしたいと思います。

まず22ページ、２款１目森林環境譲与税、これが74万8,000円ということで、これは新規に出てきているということですけれども、説明のときには人口割でということで、平成36年から徴収が始まるという話までは聞いているんですけれども、実際どういう譲与税なのか、ちょっと中身を教えてください。

次に29ページ、９款、こちらのほうは環境性能割交付金312万円、そのほうもエコカー減税と聞いているんですけれども、もう少し詳しく説明を求めたいと思います。この２点、よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時４７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４８分）

○議長　新垣博正　再開します。

副村長　比嘉忠典。

○副村長　比嘉忠典　それでは大城議員の質疑に対しお答えをしていきたいと思います。

森林環境譲与税、これは新規の税でございますが、要するに森林環境税の収入額に相当する額と市町村及び都道府県に譲与という形で、本来でしたら、これは内地ですと森林業者がいますよね。そういう人たちに対し市町村が行う間伐等、それと人材育成、担い手の確保、木材の利用促進、普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行って市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てていくということであります。それでこれは平成31年度からの譲与税になりますが、この税というのは国民が負担するということになりますけれども、環境税として国内に住所を有する個人に対して課する国税になります。税額については年間1,000円が市町村、1,000円とし、市町村が個人住民税とあわせて賦課徴収を行うと。これには経過措置がございまして、森林環境税については平成36年度から課税していくとなっております。以上です。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時５０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５１分）

○議長　新垣博正　再開します。

副村長　比嘉忠典。

○副村長　比嘉忠典　答弁漏れがございましたので、環境性能割合交付金について御説明します。

環境性能割の内容については燃費性能のよい車は税負担が軽くなると。燃費性能の悪い車は税負担が重くなるという性質を持つ税金でございます。現行の自動車取得税、普通車で３％、軽自動車で２％、エコカー減税によって燃費性能のよい車ほど優遇されていきます。これは平成31年10月以降に車を購入した場合に、自動車取得税ではなく、この環境性能割を新車購入の諸費用としていくことになります。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　まず、森林環境譲与税、これは森林整備をするために国民から集めていると。沖縄では余り聞き慣れない森林の話ですけれども、これ現在、歳入で74万8,000円、環境性能で312万円、これは歳入として入っているんですけれども、税は取られるのではなくてそれが入ってくるというのはどういう割合でこのお金が入ってきているのか。少し入れて多く取ろうとしているのか、そういう税なのか、そこはどうですか。

○議長　新垣博正　企画課長　大湾朝也。

○企画課長　大湾朝也　森林環境譲与税になりますので、県が徴収したものを市町村に配分をしていく形になりますので、詳細については現在ないんですが、配分は県から見込み額通知により、基づいて今回予算の計上をしているところでございます。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　できるだけ、新年度予算の歳入ということでしっかり金額も入ってきているものですから、中身を十分精査して、我々議員に説明できるように、しっかり整えてやってください。

最後に商工使用料、34ページにあるんですけれども、中城城跡施設使用料が前年度に比べて

136万7,000円増額しているんですけれども、これは入場者がどれぐらいふえるのかという想定でやられているのか。想定しているのであれば大体どれぐらいの入場を予定しているのか、最後によろしくお願いします。

○議長　新垣博正　企業立地・観光推進課長比嘉　保。

○企業立地・観光推進課長　比嘉　保　14款１項５目の中城城跡の観覧料の収入として計上しているのは、平成29年度の観覧者数12万5,334名おりまして、こちらの収入がトータル3,567万4,829円ありました。こちらの中城村の配分額として９割として3,218万円ということで計上しております。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時５６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５６分）

○議長　新垣博正　再開します。

企業立地・観光推進課長　比嘉　保。

○企業立地・観光推進課長　比嘉　保　計上分が3,210万7,000円です。346円を切り上げて答弁いたしました、すみません。

○議長　新垣博正　ほかに質疑ありませんか。歳入についての質疑を受け付けます。

休憩します。

休　憩（１０時５７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５８分）

○議長　新垣博正　再開します。

休憩します。

休　憩（１０時５８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時００分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　歳入については、これで質疑を終わります。

次に歳出予算についての質疑を行います。

質疑は款別に行います。

歳出１款に対する質疑はありませんか。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時０１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０１分）

○議長　新垣博正　再開します。

歳出１款に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出２款に対する質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１１時０１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０１分）

○議長　新垣博正　再開します。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは歳出２款に対して質疑を行いたいと思います。

62ページ、財産管理費の４目18節、車両購入費1,433万9,000円、これは説明の中では一括交付金を利用して４台購入するということですけれども、これはどういう使用で一括して４台も購入してやられるのか。

あと66ページ、税務総務費、１目です。それの18節備品購入費、地方税納付システムｅＬＴＡＸ（エルタックス）ということで50万9,000円があるんですけれども、それを導入することによってどれぐらいのメリットがあるのか。業務の効率化とか時間を短縮するとか、そういうことも可能なのかお聞かせください。

３点目に68ページ、これは１目戸籍住民基本台帳の19節になります。マイナンバーカード、個人番号カード事務負担金161万5,000円、これは現在の申請件数と、それから交付件数の状況

はどうなのか。毎年、私聞いているんですけれども、なかなか５％とか８％とか、そこら辺のところでのことになっているので、それが多くなっているのかどうか。この３点をよろしくお願いします。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

車両購入費につきましては、質疑の中にもありましたように４台購入する予定でございます。これにつきましては一括交付金を活用しまして、災害時の際の避難所等への電気自動車を活用した、電気の供給を目的とした整備でございます。

○議長　新垣博正　税務課長兼住民税係長　知名　勉。

○税務課長兼住民税係長　知名　勉　それでは地方税共通納税システムについてお答えいたします。

まず地方公共団体のメリットといたしまして、電子的な処理による収納事務負担の軽減、２点目に納税者への納付書の郵送等の負担軽減、３点目が収納代理金融機関等以外からの収納が可能となります。４点目といたしまして、納税者の利便性向上による徴収率向上への期待ということが挙げられます。一方納税者に対しまして、金融機関へ出向くことが不要になります。２点目に、電子申告から納税まで一連で手順が可能となります。３点目に、複数団体への一括納付による納付事務の負担軽減が挙げられます。このようなメリットがございます。

○議長　新垣博正　住民生活課長　津覇盛之。

○住民生活課長　津覇盛之　それではお答えいたします。

平成27年からマイナンバーカードの申請と交付をしておりますが、平成31年度２月末現在におきまして、累計で申請件数が1,689件、交付件数が1,272件、人口に対しまして、現在６％となっております。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　では、１点目のほうからお願いします。

今、防災、災害時ということで、４台購入ということですけれども、通常はどういう使用のやり方をやられる。通常は総務課でその車を使って、そういうところに使って、災害があった場合に急遽その電気を使用するということで考えていらっしゃるのか。

２点目、エルタックスですが、これはメリットが相当あるということですけれども、それに対して、例えば村民に対して広報はどのような形でやられていくのか、その点をお願いします。

マイナンバーカード、毎年聞いている割には６％ということで、非常に低いというのか、村民がなかなか感心持てないというのか、使い勝手はあるんだけれども、やられていないということがあるんですけれども、それについて村として、それを広める、パーセンテージを上げていくというような取り組みも何かやられているのか。そこはひとつ２回目の質疑でお願いします。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

一番の目的は避難所への電気の供給が一番の目的でございます。さらに電気自動車であるために、通常の乗用車よりも環境的にも非常にいい車だと考えております。通常におきましては、一般的な公用車と同様な扱いになろうかとは思いますが、一番の目的は災害、避難場所への電気の供給でございます。

○議長　新垣博正　税務課長兼住民税係長　知名　勉。

○税務課長兼住民税係長　知名　勉　お答えします。

今年度の10月から全国的に施行されることになっておりますので、それまでに国税、県税と連携を図りながら、村の広報誌を活用しながら広報、周知したいと思います。

○議長　新垣博正　住民生活課長　津覇盛之。

○住民生活課長　津覇盛之　それではお答えいたします。

村といたしましては、現在、具体的な取り組みは、村の広報、あとは村のホームページ等で広報を行っております。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　車に関しては電気カー、環境的にも非常にいいものだとありますので、これは管理が一番大事になると思うんですね、電気カーゆえに。通常のガソリン車とは違って、あちこちに野ざらしにしていたら大変使用割合が低くなるというのがあるので、ぜひ管理を徹底して、この４台だけでも屋根をつけたところに置くとか、そういうのも踏まえて維持管理はしっかりやっていってください。

エルタックスについては、広報誌とかで今からいろいろやられると思いますので、十分周知させてやっていってください。

マイナンバーカードも、現在、村民は余り関心がないようなあれで、これがなくても暮らしには余り関係ないという話も聞いているものですから、必要限度でもやられたほうがいいですよとか、そういうのがあるのであればまた、これも広報を通じてどんどんやられてください。以上です。

○議長　新垣博正　ほかに質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１１時１２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１６分）

○議長　新垣博正　再開します。

新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　60ページ、２款１項１目13節のストレスチェック委託料97万6,000円が計上されています。この事業は役場職員を対象にした事業内容だと思っていますけれども、具体的な事業内容の説明と、それからこの事業を実施しての効果、どういった効果が得られているか説明をお願いします。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

ストレスチェック制度につきましては、労働安全衛生法に基づきまして、常時50名以上の従業員がいる職場におきまして実施しなければならないものでございます。内容につきましては、例えば職場内の状況であるとか、あるいは家庭内の状況であるとか、そういう職務をする上で何らかの障害になっていないかであるとか、そういうものを調査するものでございます。効果につきましては、もちろんこのストレスチェックをすることによりまして、高ストレス者を確認いたします。もし、高ストレス者がいた場合に、産業医のほうと産業看護師のほうに結びつけると、そういう効果があって、職員の労働安全衛生上、非常に重要な制度でございます。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　今ありましたように、職員のストレスの度合いを医師の面接を通してチェックする事業です。それで現在、職員で長期休暇をとっている職員はいますか。もしそういった職員がいましたら、その対策はどのようにとっていますか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

長期的な休暇、休職の職員もおります。そういう職員に対しましては、産業医あるいは産業看護師、そういう方々との面談を通じまして、できるだけ早く復職できるよう努めているところでございます。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　今、長期で休んでいる方々がいましたら、その対策をとられてください。それでそのストレスチェック事業の内容としては、職員のストレスの度合いを医師の面接を通してチェックします。それで実施して効果

ということで、いろいろととられていると思いますけれども、本年度の予算で97万6,000円計上されています。前年度が71万8,000円計上されていまして、25万8,000円の増額ですが、その増額した理由と。また非常勤職員ですか、こういった方々もストレスチェック事業の対象になっているかお願いします。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

まず最後のほうの御質疑のほうで臨時職員等も含めてかということに関しましては、臨時嘱託職員を含めて、今回の予算におきましては300人程度を想定して予算を計上しているところでございます。それから前年度に比べて増になっている理由としましては、そういうストレスチェックを通じまして、医師との面談、そういうものも徐々にふえてきているというのが現状でございます。そういうところも踏まえまして、今回の予算は前年度よりもふえているということでございます。

○議長　新垣博正　ほかに質疑ありませんか。歳出２款に対する質疑がないようでしたら休憩をとりたいと思いますが、質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　これで質疑を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時２２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時３１分）

○議長　新垣博正　再開します。

歳出３款に対する質疑はありませんか。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは歳出３款について質疑を行いたいと思います。

80ページです。19節負担金補助及び交付金についてお尋ねします。その中の放課後子どもプラン推進事業補助金ということで１億361万6,000円入っているんですけれども、これは前年比2,800万円の増になっているんですけれども、それについて新たな事業を試みる予定があるのかお願いいたします。

２点目に、81ページ、これも同じ19節で保育所等整備補助金が２億3,043万2,000円、中ほどにありますが、これの平成31年度の整備事業予定をしている箇所、２カ所、３カ所あるのか、あるいは１カ所で終わりなのか。その事業計画というか、その２点をお願いします。

○議長　新垣博正　福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　お答えいたします。

まず80ページ、19節の放課後子どもプラン推進事業補助金につきましては、今年度の９施設の16支援ということで、昨年度より２支援の増と、あと単価が上がっているということでの増となっております。

同じく19節の保育所等整備補助金につきましては、マシュー保育園の平成31年度高自分となっております。以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは子どもプランのほうです。９事業の16支援になって２つ支援がふえたと、単価もその旨、上がったということで、それだけで2,800万円ふえているんですけれども、きのうだったか先週だったか話したとおり、やはり事業計画はしっかりやっていただいていると思いますので、十分それを実行できるように手当して、計画的な運営をやっていってください。

２点目、マシュー保育園、そのほうが新たに改築かな、新しいところに移るということですので、できるだけ早目にやってください。そしてその上にあります保育所等改修支援事業補助金、それがその上にあるんですけれども、私はまたこれがマシュー保育園の、これは小規模のものかということでやっていますけれども、それで平成30年度予算がそのままそっくりその金額が今年度に来ているものですから、それがそ

れに当てはまるのかと思っているんですけれども、それで間違いないのかどうか、よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　お答えいたします。

まず、整備補助金につきましては、マシュー保育園が現在ある保育園を壊して建てかえということでの補助金でございまして、２個上の改修支援事業補助金につきましては、昨年度予定しておりましたマシュー保育園の小規模が予算に上がりましたので、今年度、小規模保育園１園の予算となっております。以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　建てかえで、ぜひ我々が目指す待機児童ゼロ、それを十分に後ろからバックアップしていただいて、また年度がずれたとか、そういうのがないようにぜひ小規模保育所も、それからこれから始まる建てかえが行われるマシュー保育園、この両方とも徹底してバックアップして計画的にやっていってください。以上です。

○議長　新垣博正　質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１１時３７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時３９分）

○議長　新垣博正　再開します。

３款に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　これで質疑を終わります。

続きまして、歳出４款に対する質疑はありませんか。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　４款に対して質疑します。

85ページ、13節委託料、防犯カメラ保守点検委託料ということで、97万2,000円入っていますが、これは平成30年度に恐らく相当数量の防犯カメラを設置したと思っているんですけれども、この保守点検というたぐいのものは、例えばカメラに映されているわけですので、それの録画とか、そういったものはどのような取り扱いをしようとしているのか、その１点をひとつお伺いします。

○議長　新垣博正　住民生活課長　津覇盛之。

○住民生活課長　津覇盛之　それではお答えいたします。

防犯カメラの保守点検については、映像の確認とかそういったものの点検ということで、それは年１回行うことになっています。現在、録画については14日間保存されますけれども、自動的に上書きされます。あとは例えば警察等から事件についての照会等で開示を求められる場合がございますが、その場合には運用の要領に基づいて閲覧等を行っております。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　14日間の保管という中で、これは不法投棄とかも入っていますか。入っていない、防犯だけということで。じゃあ、これは警察からの依頼があれば提供して、あるいはそのまま14日を過ぎれば自動的に消滅するということになるわけですね。わかりました。以上です。

○議長　新垣博正　ほかに質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１１時４２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時４３分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　これで質疑を終わります。

歳出５款に対する質疑はありませんか。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは５款について質疑いたします。

88ページ、19節、中城村シルバー人材センター補助金260万円、これは前年も同等の質疑をしたんですけれども、設立７年目になる、それについての収支報告書とか決算報告書、これは我々が見たいということであれば、資料がすぐとれるのかどうか。そのシルバー人材センターの中で収支等はどうなっているのか、お聞かせください。

○議長　新垣博正　企業立地・観光推進課長比嘉　保。

○企業立地・観光推進課長　比嘉　保　５款労働費の労働諸費の負担金、中城村シルバー人材センターの補助金についてでありますが、こちらのほうの補助を受けてからの収支報告等を、総会のほうで認定されたもの等をこちらでお渡しすることは可能であります。それと渡した資料の中にもあると思うんですけれども、平成29年度のシルバー人材センターの活動報告として、件数と入金額、平成30年度は12月分でありますが、こちらのほうは10ページ、11ページのほうで添付しているところであります。以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　これにつきましては、当初から３年の補助予定ということが盛り込まれていたという話を聞いているものですから、７年もなって同じようなことがどんどん繰り返されて、自立はなかなか厳しいかということもあるものですから、後で資料として提供をよろしくお願いします。以上です。

○議長　新垣博正　質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　これで質疑を終わります。

歳出６款に対する質疑はありませんか。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　90ページお願いします。歳出６款13節委託料、その中の島ニンジン栽培研究委託料120万円、こちらは説明の中でことしまでという説明を受けたんですが、これはＤＮＡ研究はことしまでということですが、優良な種子、あるいはそれの栽培がことしで確立すると考えていいのかどうか、それが１点目。

次、92ページ、15節農地費、５目15節、中城地区農道舗装等工事請負費7,396万9,000円、平成31年度の工事場所と総メーター数、それを伺います。以上、２点よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時４８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時４８分）

○議長　新垣博正　再開します。

農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それではお答えします。

島ニンジンのＤＮＡの確立ですけれども、本年度で終了すると考えております。できる限り、黄色ニンジンのＤＮＡを確立して、次年度からお配りできるように努力してまいりたいと考えております。

続きまして、農道のメーター数です。総延長が1,292メートルです。場所としまして、現在、吉の浦保育所の区画整理地内を予定しております。以上です。すみません、訂正します。区画整理じゃなくて土地改良区です。申しわけありません。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　１点目、答弁の中で黄色をできるだけやって、種子を配布できるようにするということですけれども、何か答弁弱いんですが、しっかりとでき上がりましたから配布しますというような答弁じゃないと、これは終わったと、その事業自体がですね。というような判断になっていないかなと私は思っているんですけれども、その辺をもう１回説明して、ちゃんとできますということをお願いしたいと思います。

工事費においては、1,292メートルあるので、できるだけこれも早急に県と折衝しながら、早目に農道整備が終われるように頑張ってください。

それとあと１点、これは13節委託料の下のほうにあるんですけれども、ビジョン策定委託業務、これが1,097万3,000円、それも入っているんですが、これは去年もたしか1,000万円を超えていたと思うんですけれども、これはどういう概要、状況なのか説明をお願いしたいと思います。

○議長　新垣博正　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それではお答えします。

平成30年度は方向性、どういった農業ビジョンを作成するのか、どういった方向性に向かうのかということを一応決定しまして、平成31年度に関しまして実施ということで考えております。

島ニンジンの委託料ですけれども、議員おっしゃったように答弁が弱いということですけれども、現在、ＤＮＡを何通りかに分けて、今、試験を進めているところです。できるだけ農家の皆さんの期待に応えるよう、農林水産課としても平成31年度は取り組んでまいりたいと考えております。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　本村の大事な島ニンジンブランドですので、本当にいいものを育てていただいて、何年も続いているものですから、しっかりとこれも計画性を持って進めていって、来年度には種子が各戸に配布できるようにしてください。ビジョンとしても平成30年が方向性で、ことしが実施ということですので、できるだけこれも早くビジョン策定を行って、農業をこれからどうするのかという大事な節目になっているもので、十分検討して早目にやってください。

○議長　新垣博正　ほかに質疑ありませんか。

金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　それでは６款について質疑します。

91ページの負担金補助及び交付金の一般農薬購入補助金110万円の内訳、本村は一般農薬の補助金が他市町村に比べて率が低いということを聞いていますが、その点は予算的に盛り込む気はないかどうか。

それと95ページの２目15節工事請負費の中の水産物供給基盤機能保全工事請負費5,220万円、これは前年度設計が終わったと思いますけれども、何月ごろ発注予定で、船揚場の改修も一緒にできるかどうか。

○議長　新垣博正　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それではお答えします。

農薬の補助ですけれども、現８％です。今のところ増額をするという考えはありません。

それとあと、農林水産の15節工事請負費ですけれども、物揚場、それと船揚場の改修、これを一応考えております。時期としては、今のところ県の補助金の確定がいつごろ確定するのか、それによって、確定したときしか予算を執行できませんので、それに確定したときからさかのぼって計画を立ててまいりたいと考えております。以上です。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　今質疑した農薬の補助金も、やっぱり他市町村よりは大分低いと、本村は。農業振興も図りながらですが、ぜひ負担金も他市町村に合わせて少し上乗せして、今後考えていただきたいと。

それと水産業の船揚場の工事、これも補助金が決まった段階ですけれども、年度をまたがないようにぜひ早急にお願いしたいと。漁港の工

事ですので、潮の干満の差で仕事のおくれが出ますので、ぜひ早目の施工をお願いしたいと思います。

○議長　新垣博正　ほかに質疑ありませんか。

安里清市議員。

○１番　安里清市議員　89ページ、農地利用最適化推進委員報酬の件で、89ページのほう、農地利用最適化推進員報酬の件で内訳というか、御説明をお願いしたいと思います。以上です。

○議長　新垣博正　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それでは御説明いたします。

89ページの報酬、農地最適化推進員報酬、４万円掛ける６名、12カ月で288万円。それで6,000円掛ける６人、12カ月分43万2,000円、活動実績農地利用最適化交付金を予定しております。以上です。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　ありがとうございます。農業委員報酬も大体そういうようなことだと思うんですが、これは財源的には国、県支出金となっていますが、村からの財源はないということでよろしいでしょうか。

○議長　新垣博正　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　お答えします。

議員がおっしゃるとおり、最適化交付金は県から補助金として支払いされます。以上です。

○議長　新垣博正　ほかに質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１２時００分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１２時０２分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１２時０２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１２時０６分）

○議長　新垣博正　再開します。

歳出６款質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１２時０７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１２時１０分）

○議長　新垣博正　再開します。

歳出６款に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　これで質疑を終わります。

歳出７款に対する質疑はありませんか。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは、歳出７款商工費について質疑をさせていただきます。

97ページ、15節工事請負費3,779万7,000円、これは城跡の馬場整備と聞いているんですけれども、大体どういう事業をやるのかどうか。馬場をどう敷きたいのかどうか。その１点。

あとその下のほう、負担金補助及び交付金の一番下の中城村観光協会補助金1,960万1,000円、それについて、もう我々は観光協会補助金については去年の３月議会で問題を指摘されて、否決された経緯がありますけれども、今回、私は万全の準備、それから計画が示されるだろうということで設立実施計画、説明会に参加しましたけれども、それでそこから伺います。２点目、補助金の内訳をお聞きします。そして予算案、それはあるのかどうか。３点目に、役員の会長、副会長、それから事務局長、とりあえずその３名はほぼ決定しているのかどうか。４点目に、ことしの平成31年度の運営計画は策定されているのかどうか。その４点をよろしくお願いします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１２時１２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１２時１２分）

○議長　新垣博正　再開します。

企業立地・観光推進課長　比嘉　保。

○企業立地・観光推進課長　比嘉　保　お答えします。

まず最初に、97ページ、７款１項15節工事請負費ですけれども、中城城跡の馬場広場に雨天時でも利用できる、現状の芝の上にグラスのマットをひいて、そこに工事を行っていく。現状のほうは掘削等ができませんので、そこにかぶせる工事を行うものです。これを行うことによって雨天時でも車が導入できるラインと、観客が入ってこられて湿ったものが防げる工事ということになります。

次に観光協会の負担金の内訳ですけれども、会長、理事の報酬及び職員給与、手当、賃金等の内訳としては1,196万1,000円、旅費65万5,000円、需用費で44万4,000円、役務費で36万5,000円、使用料及び賃貸料で247万7,000円、備品費で70万円、活動費で300万円ということで、トータル1,960万1,000円ということになっています。今、観光協会の理事の依頼はできたんですけれども、会長及び副会長等の、観光協会の第１回総会で決めていくという形で進めていこうとしております。それと平成31年度の事業計画については、この補助金のほうにもあります事業計画の中でゴールデンウイークが今年度は10日間ありますけれども、こちらの事業で中城城跡のこいのぼり掲揚及びＴシャツづくり、それと中城モールと調整を行って、向こうのジェットスキー、バナナボートに無料で乗ってもらえるような調整を行っているところです。それを周遊できるプランを地域おこし協力隊の２人に調整しているものです。それ以降のものは、現在、企業立地・観光推進課で今年度行っておりましたプロジェクションマッピングや文化発信事業等の事業を観光協会で担っていけるよう調整を進めていくというところで計画しております。以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　まず１点目から、馬場の整備ということで、グラスマットを使用してということで、雨天時でも歩けるし、車も入れられるということですけれども、このグラスマットというのは何なのか、この説明をお願いします。

２点目、これは補助金の内訳予算はないのかと聞いたんですけれども、課長は今提示して、いろいろと予算案を述べられたんですけれども、なぜ私たちにあげないのかなと。我々はこれを審査するのが議会の務め、チェック、それから監視するのが当たり前だと思っているんですけれども、そういう予算案もないままに我々は予算執行というのが本当にできるのかどうか。去年と全く同じだなということしか私の頭にはないんです。去年は、30年度を見たら予算案も1,400万円ということで出されていたんですけれども、今回は余計、予算案も1,900万円とどこにもないし、ただ1,900万円ということでは、私は到底納得できないと思っているので、そこら辺もぜひ、やっぱり議会としてはつくるなではないんですよ、一緒につくっていきましょうと。やはり必要なものはつくっていかないといけない。しかし、それに対して説明は十分果たしてくださいというのが去年から我々が言っている話であって、だからこの1,900万円はどういう状況でどういうふうに使うのか。役員、会長、副会長、それはきっちり決定されているのかと。これはさっき言った第１回目で決めるということですけれども、規則だったか、その中にも第１回目は村長が決めるということも書かれているものですから、決めるのであれば、もう決まっているのではないのかというのも私は不思議でならない。大体その人たちを充てて承諾をもらっていますと。そして、こういう話で

今回とりあえずは走って行きますというようなところまでしっかり説明してもらわないと、ちょっと厳しいかなという判断です。

先ほど言った平成31年度運営計画、それについてもいろいろ事業はどんどん入ってきているんですが、それを実行する計画、何月から何をやる。普通でしたらことしの計画は去年で準備していて、それをことしの初めから準備を、段階をどんどん進めて、５月のゴールデンウイークもあと２カ月後です。そういうものが全然計画性がないというところ、私そこだと思うんです。確かに一定の人たちは立ち上げてから進めてもいいんじゃないかと言うんですけれども、立ち上げてからということは、私はもうこれ議会として行政に丸投げだなという感覚しかないものですから、そこは十分考えていただいて、どうすれば議会が納得するのかというのはやはり説明責任を果たさないと、全然前に進んでいかない。一番心配しているのは、１年前に否決されたことを十分反省して、じゃあどういうことでやれば納得していただけるんだろうというところを、たった１回の説明ではなくて、随時随時、今回こういうふうにやって、これはもう10月ぐらいからですよ。議会には十分説明を果たしていかないとなかなか納得しないと思うんです。

１点目はいいですので、２点目、予算案はできているということで、これはもう聞きました。その資料を提出してください。議長お願いしますね、資料提出。３点目、副会長第１回目で決めるというんですけれども、村長これは第１回目ではなくて、頭の中で素案があるんであれば、私は言って、了解をもらっているのかいないのか、そういうのも答弁していただきたい。平成31年度運営計画、それもこの計画を見ていたらなかなか、ただゴールデンウイークは何をやるとか、そういう年間的なもの、６事業を進めていくということで、ざっくり書かれて全然意味がわからない。ただ、平成31年度は会員をふやすとかですね。そういったものでは私は予算執行というのはなかなか厳しいと思っています。去年と変わらないという判断でいるものですから、しっかりとした説明を２回、３回も続けていかないと、議会としてはなかなか判断できないですよ。先ほどの質疑、よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　企業立地・観光推進課長比嘉　保。

○企業立地・観光推進課長　比嘉　保　中城城跡の工事施工についてですけれども、雨の日等に車とかが入って、向こうがぬかるんで、その下の原状を壊すので、それを安定したものに持っていくという形のもので、よく芝生駐車場とかに使われているマットになります。これが馬場の広場と、大型車両が入ってくるところは路盤も含めまして、路盤の工事も入りまして、どういう感じかというと網を敷いて、網というか、結構厚いんですけれども、このグラスのマットがありまして、このマットを敷いて、そこのほうに芝を敷くという工法になります。トラックとかが入るところにはそこがまた崩れないような形のもので路盤をつくりながら、そこに敷いて高さを合わせて、水の流れを一定的に持っていくという工事になります。ちょっと詳しいものは、この予算の説明資料の中に一応入れていまして、図面が24ページに、ちょっと小さいんですけれども張ってあります。それと議員からありました補助金内訳等も、先ほどは1,900万円の中身を口頭で言ったんですけれども、この予算の資料のほうに、一番最終ページに予算の内訳等を掲載しております。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１２時２３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１２時２４分）

○議長　新垣博正　再開します。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

わかっているものについては、今全部開示するように指示もしてありますし、またおおよそ、前に私自身が皆さんに説明したとおりの部分については議員も御承知だと思いますので、あえて名前は言いませんけれども、前お話ししたとおりです。事務局長は私のほうで決めさせていただいて、あとは会長…、副会長は別にしまして、会長は今打診をして何とか説得している状態ですので、受けてくれるものだと私は思っていますけれども、そこを28日、29日でしたか、総会までに私のほうでしっかりこれをやろうと思っていますし、去年と同じということではなくて、我々もでき得る限りの部分の理解を得るために、議員の皆さん方に全て開示するようにということをやっておりますので、これは別にわざわざ我々が隠すようなものではございませんので、その辺は御理解をいただきたいと思いますし、今回につきましては、皆さんから求められる部分についてはもちろん全て開示しようと思っていますし、時間的な部分においても、29日の総会までにはきちんと設立できるような、そして皆さんにも説明できるような資料はきちんと出させるようにしたいと思っています。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１２時２６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１２時２６分）

○議長　新垣博正　再開します。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　最後です。私としては、１年前に否決された問題のクリアがまだまだ厳しいのかなという判断で、この１年間、本当に行政として何を準備してきたのかという思いもあります。だからまず設立してからいろいろな問題をクリアしていくという流れになっているのかなというのが私の考えでもあるんですけれども。その中でも、やはり行政が一定程度の地ならしをして、すぐ観光協会に移行していって、そこで全部終わるというのではなくて、行政で一定程度の観光協会を立ち上げるに至って、いろいろな問題があるはずですので、それを幾らかでもクリアして、その中で立ち上げて、スムーズな運営をというのか、それが本当にできるのが一番望ましいかと思っているんだけれども、まだまだ城跡の問題とか、さらにはいろんな問題が重なってあるのかなと思いますので、そこはぜひまた検討してという、時間はないんですけれども、私、その後はまた一般質問のほうで取り上げていきますので、きょうはこの辺で終わります。

最後に、村として観光ビジョン、いろいろな観光の策定をしたんだけれども、総合的に、目的はわかります。それについてどこを一番村としての、そのビジョン、村としてはこれをこう持っていくと。そうした中で観光協会に移行していくというのがあるのであれば、そのビジョンがあるのであればひとつお伺いしたいと。目的はわかります、書いてあるんだから。方向性がどこに向かっているのか、当面どこに行くのかというところがあるのであれば伺いたい。一緒ですといえば一緒で構わないですので、お願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お伺いのビジョンということ自体はないかもしれませんが、何度かこの議会でも答弁させていただいておりますけれども、公と民で考えたときに、公ができるもの、民ができるもの、私は常にお話させていただいていると思いますが、観光協会に至っては、これは完全に民でできるものだからということで移行していきたいという入り口がそこから入っていきます。我々、観光資源として中城村は資源も豊富にありますし、これは民間の活力とアイデアを存分に発揮できる環境だと思うんです、観

光協会が。それで今までやっていたことを移行しながら、そして観光協会の中で理事は皆さん商工会の会員ですから、この方々が何とかして自分たちの利潤を追求できるようなヒントになれば一番いいですし、その利潤がそのまま今度村に返ってくるような循環的なシステムになれば一番いい形になると思いますので、前回から言っていることは同じでございますけれども、観光協会の設立というのは、地域の活性化、我々中城村のいいものをもっともっと活用できる、もっともっと発信できる環境がつくられるものだろうと。これは他市町村を見ていてもそういう方向になっていると思っています。そして何度もお話させていただいますように、我々は後発組の強みがあります。ですから、全てが頭の中でずっと考えていくのではなくて、ある程度５月に行われる事業についても地ならしはやります、議員がおっしゃったように。しかし、やっていってここでいかなる発信ができていくかというのは、設立する観光協会の中でまたもう一度練っていただいて、方向性だけは私どもが地ならしはしますけれども、そこからまた展開が広がっていけばいいと思っておりますので、余りがちがちに、最初から固めて、さあこれだということよりも、もっとニュートラルな状態で観光協会がスタートできれば、私はもっともっといい形になっていくものと確信しておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

○議長　新垣博正　質疑ありませんか。

渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　城跡の馬場の面の整備工事について質疑させていただきたいと思います。

今資料も見まして、面の整備で言うならば、とても広い部分の工事でございますけれども、これについては文化庁との協議等は調整されているんでしょうか。

○議長　新垣博正　企業立地・観光推進課長比嘉　保。

○企業立地・観光推進課長　比嘉　保　では、工事請負費の件について、こちらのほうは県の文化財課及び国のほうからも視察が来て、どういう素材を使って行っていくというものの視察も一応行って済んでおります。以上です。

○議長　新垣博正　渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　今、県と言いましたが、県のどこの関係、文化財課の関係でしょうか。一部地盤を強化するためには地盤の変更が必要だろうと思いますけれども、そういうときには発掘調査が必要になると思いますが、そういうのも全部含まれた予算でございますか、お願いします。

○議長　新垣博正　企業立地・観光推進課長比嘉　保。

○企業立地・観光推進課長　比嘉　保　工事費の中では、この原状を掘ったり、掘削したりというものは一切含まれておりません。今の表面に敷いて、地盤を強固にしていくという形の工事となります。以上です。

○議長　新垣博正　渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　地盤を強化するにしても、この地盤を固定するとか、言うならばくいを打ちつけるのではないかと思うんですけれども、ただ置くだけったら問題はないかと思うんですが、くいとかを打ち込んでいくと、その地下の文化財を損傷するという可能性もあるので、発掘が必要ではないかと考えているんですが、よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　企業立地・観光推進課長比嘉　保。

○企業立地・観光推進課長　比嘉　保　お答えします。

この工事における施工方法としては、くい等の打ち込みもありませんので、本当に敷いて表面を強固にしていくという工事になります。以

上です。

○議長　新垣博正　ほかに質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１２時３４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１２時３６分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　これで質疑を終わります。

休憩します。

休　憩（１２時３７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３０分）

○議長　新垣博正　再開します。

８款から再開いたします。

歳出８款に対する質疑はありませんか。

金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　８款土木費を質疑します。

99ページ、13節委託料、フクビリ橋の機能強化、設計業務委託と100ページの15節工事請負費、これは原状に戻すだけの工事なのか説明をお願いします。現場を見てきたんですけれども、実際同じように、この年数で傷んでくるとまた同じような復旧をするのか。陸橋は鉄骨だと思うんですけど、鉄骨をむき出しにして工事をする予算なのか、原状復旧だったらまた同じような予算が将来的に必要だと思うんですけれども、腐食しない資材に変えるのかどうか。

それと戻りまして、同じ99ページの使用料及び賃借料、維持管理対策分だと思うんですけれども、毎回維持管理費が足りないと思うんですが、そこは原状としてどうかと、予算として。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　金城　章議員の御質疑にお答えします。

99ページのフクビリ橋機能強化設計委託業務ですけれども、これは去年の台風で歴史の道の橋ですけれども、去年の台風で手すりとかそういうものが全部吹き飛ばされました。また木も腐食部分が多くて、現在は応急処置で対応しております。一括交付金を利用しまして、平成31年度に設計で、設計の協議をしている中では木を取っ払い、鉄とか擬木で新しく草がないような方法で工事を進めていこうということで検討しております。15節にまた同じように、フクビリ橋梁工事請負費1,430万円、平成31年度で一括交付金を利用して工事を得たいと思います。

14節の重機使用料ですけれども、毎年、当初予算を同じような金額で計上していただいております。年によっては、台風が多いときとか大雨の多いときには足りない状況でありますが、そのときには補正予算で対応しております。職員も係長も同じように創意工夫しながら、限られる予算で効果が出るように修繕をしております。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　フクビリ橋は樹木でやるということで、腐食のないようなものを使っていただきたいと。

99ページの重機使用料、維持管理費の。平成30年度は予算がオーバーしたと思いますが、この金額として、また平成31年度、乗せて予算はできないものか。

それともう１点、99ページの15節の維持管理費、交通安全対策、そこも去年からカーブミラーとか全然直されていないところがいっぱいあるんですけれども、この予算でこの対策が可能なのかどうか、そこだけをちょっと。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　先ほどのフクビリ橋梁ですけれども、擬木だけでなく鉄骨も視野に入れて両方で検討していきます。

99ページの工事請負費、交通安全対策工事ですけれども、今年度はカーブミラー、反射鏡を

設置していきます。また台風とか老朽化で傷んだものに関しては維持管理の予算の範囲内で随時応急処置はしております。新設に関しましてはこの工事で設置していきます。

○議長　新垣博正　ほかに質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１２時３９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１２時４１分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑ありませんか。

安里清市議員。

○１番　安里清市議員　99ページの委託費の中で、橋梁の修繕、設計業務委託料の3,595万9,000円と、それと次のページの15節工事請負費の中での橋梁修繕工事請負費との関連の説明をお願いいたします。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　安里議員の御質疑にお答えします。

99ページの共同設計委託料3,595万9,000円につきましては、長寿命化事業としまして村内にある橋を点検しました。その中で４橋修繕が必要ということで、伊集和宇慶旧県道の橋梁、南伸１号橋梁、愛知線１号橋梁、新川線１号橋梁、４橋についての調査であります。その中で伊集和宇慶旧県道につきましては、平成31年度工事を予定しておりますので、その詳細設計まで入っております。15節につきましては、その伊集和宇慶旧県道の修繕工事費であります。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　これの下のフクビリ橋ですか、これはウフクビリではない、フクビリというんですね。この橋と一緒なのかなと思っての質疑だったんですが、ありがとうございます。終わります。

○議長　新垣博正　質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１２時４３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１２時４４分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　これで質疑を終わります。

歳出９款に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出10款に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出11款から14款、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、一括して質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは11款災害復旧費について質疑をいたします。

128ページ、15款工事請負費ですけれども、緊急対策工事費ということで、城跡の復旧で2,508万1,000円、これは去年災害復旧ということで平成30年度の終了と聞いた覚えがあるんですけれども、平成31年度だったか、それの続編なのか。今、新聞でもありましたとおり、崩落現場の中にまた石垣ができたということも、何かこれは絡んでその災害復旧はどういう状況になるのか、ちょっとわかる程度でよろしくお願いします。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それでは、ただいまの御質疑にお答えします。

128ページ、文化財施設災害復旧費についてでございますが、こちらは平成30年度から、こちらは崩落した部分の、今回は矢板というんですか、打ち込みをして、次年度、平成31年度部

分については、その部分から崩れた部分の盛り土と下の排水路の復旧作業等がありまして、２年間を通しての災害復旧の工事で、平成31年度で終了予定でございます。御質疑のありました、議員、文教社会委員の皆さんが視察された部分は、あそこは崩れたのではなくて、解体しながら積み直している最中に奥のほうから新たな史跡が出てきた、発見されたということで、あそこは災害地とは別でございます。以上です。

○議長　新垣博正　ほかに質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１３時４９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時５１分）

○議長　新垣博正　再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第19号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第６　議案第20号　平成31年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案については、３月７日に提案理由の説明は終了しておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長　新垣博正　質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号は、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第20号は文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第７　議案第21号　平成31年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案については、３月７日に提案理由の説明は終了しておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号は、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第21号は文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第８　議案第22号　平成31年度中城村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案については、３月７日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１３時５４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時５５分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑ありませんか。

金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　公共下水道の件で質疑します。

３目公共下水道、15節工事請負費、南上原の下水道工事もおくれがちであります。もう少し工事の量をふやして、工事をもっと早目に進められないかと。南上原の住民からも工事が遅いということの話が出ていました。土地は購入したものの下水道が整備されていなくて、建築が

前に進められないと。これだけせっかく下水道工事もやる予定でありながら、前に進まないということで、共同住宅を検討している方からもっと早めに進められないかという話があります。せっかく土地区画整理した南上原地区ですので、もっと投資して早目に工事を進めてほしいと思いますけれども、この予算で大丈夫でしょうか。もうちょっと考えられないものか。

○議長　新垣博正　上下水道課長　仲村武宏。

○上下水道課長　仲村武宏　お答えします。

毎年２億円ぐらいの予算を確保しようとしてヒヤリングを受けているんですが、一括交付金の公共投資交付金が各市町村配分が大分厳しい状況でありまして、私どももやろうとは努力しているんですが、毎年削られた状況にあって今の事業費となっています。以上です。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。

したがって、議案第22号は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第９　議案第23号　平成31年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本案については、３月７日に提案理由の説明は終了しておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。

したがって、議案第23号は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第10　議案第24号　平成31年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本案については、３月７日に提案理由の説明は終了しておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１３時５９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時００分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号は、建設常任委員会付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。

したがって、議案第24号は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第11　議案第25号　平成31年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

本案については、３月７日に提案理由の説明は終了しておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。

したがって、議案第25号は建設常任委員会に付

託することに決定しました。

日程第12　議案第27号　中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第27号　中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第27号

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年中城村条例第８号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年３月12日提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

現行の条例においては、打切旅費の中に日当や宿泊料等が含まれているなど、実状に合わない部分がある。また、職員の旅費に関する条例の全面改正に伴い、職員や特別職の職員で常勤のものとの均衡を考慮し、所要の改正をする必要がある。

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年中城村条例第８号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（費用弁償） 第４条　議員が招集に応じ、又は委員会に出席し、その他公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。なお、この条において使用する用語の意義は、中城村職員の旅費に関する条例（平成31年中城村条例第○号。以下「旅費条例」という。）第２条に規定する用語の意義とする。	（費用弁償） 第４条　議員が招集に応じ、又は委員会に出席し、その他公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

２　議員の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費、外国旅行雑費及び弔慰金とする。

３　日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表１の額とする。

４　第２項に規定する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、外国旅行雑費及び弔慰金の額は、旅費条例の規定を準用する。

５　（削除）

（準用規定）

第６条　この条例に定めるものを除くほか、議員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の適用を受ける職員の例による。

別表１（第４条関係）

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当（１日につき）	宿泊料（１夜につき）	食卓料（１夜につき）
県内旅行	実費	実費	実費	実費	1,300円	10,000円	2,000円
県外旅行	実費	実費	実費	実費	3,000円	12,000円	3,000円
外国旅行	実費	実費	実費	実費	7,000円	20,000円	7,000円

備考　沖縄県本島内における日帰り旅行の場合の日当の額は、500円とする。

別表１の２　（削除）

２　前項の規定により支給する旅費の額は別表１のとおりとする。

３　県内離島旅行（宮古郡、八重山郡及び久米島の区域内の旅行をいう。）及び県外旅行の場合は、別表１の２のとおりとする。

４　外国旅行の旅費については、別表３により支給する。

５　前各項に定めるもののほか、議員に支給する旅費については、中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）に支給する旅費の例による。

（準用規定）

第６条　この条例に定めるものを除くほか、議員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。

別表１（第４条関係）

区分	旅費			
	船賃	車賃	日当（１日につき）	宿泊料（１夜につき）
議員	実費	実費	500円	10,000円

備考　県内旅行の場合に適用する。

別表１の２（第４条関係）

区分	旅費				
	航空賃	船賃	県内	県外	
			打切旅費（日当、車賃を含む日額）	鉄道賃（２以上の都道府県にわたる場合）	打切旅費（日当、車賃を含む日額）
議員	実費	実費	10,000円	実費	15,000円

備考　県内離島又は県外の旅行の場合に適用する旅費。

<table>
<tr>
<td>別表３　（削除）</td>
<td>別表３（第４条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>航空賃</th><th>鉄道賃
船賃</th><th>車賃</th><th>日当
（１日につき）</th><th>宿泊料
（１夜につき）</th><th>食卓料
（１夜につき）</th><th>旅行雑費</th></tr>
<tr><td>議員</td><td>実費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>7,000円</td><td>20,000円</td><td>7,000円</td><td>実費</td></tr>
</table>
備考
１　外国旅行の場合に適用する。
２　日当は、旅行中の昼食及びこれに伴う雑費並びに目的地たる地域内を巡回する場合の船賃等の諸雑費
３　宿泊料は旅行中の宿泊の費用（夕食代及び朝食代並びにこれらに伴う諸雑費を含む。）ただし、水路又は航空旅行中は、原則として支給しない。
４　食卓料は、水路又は航空運賃に食事代（朝夕食代）及びこれに伴う雑費が含まれない場合の費用
５　旅行雑費は、旅行者の予防注射料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税とし、その他旅行に必要なものについては、一般職の職員の支給の例により、70,000円を限度として支給する。</td>
</tr>
</table>

附　則

１　この条例は、平成31年４月１日から施行し、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用する。

２　この条例の施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１４時０４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時０５分）

○議長　新垣博正　再開します。

休憩します。

休　憩（１４時０５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時０６分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第27号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第13　議案第28号　平成30年度中城村一般会計補正予算（第７号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第28号　平成30年度中城村一般会計補正予算（第７号）について御提案申し上げます。

議案第28号

平成30年度中城村一般会計補正予算（第７号）

平成30年度中城村一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,824千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,384,960千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成31年３月12日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　入）　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15　県支出金		1,219,029	5,824	1,224,853
	2　県補助金	729,009	5,824	734,833
歳　入　合　計		8,379,136	5,824	8,384,960

（歳　出）　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6　農林水産業費		199,342	5,824	205,166
	1　農業費	175,530	5,824	181,354
歳　出　合　計		8,379,136	5,824	8,384,960

歳入歳出を読み上げて御提案申し上げます。

第１表歳入歳出予算補正。まず歳入、15款県支出金、２項県補助金、補正前の額７億2,900万9,000円、補正額582万4,000円、合計で７億3,483万3,000円。

歳入合計、補正前の額83億7,913万6,000円、補正額582万4,000円、合計で83億8,496万円。

続いて歳出でございます。６款農林水産業費、１項農業費、補正前の額１億7,553万円、補正額582万4,000円、合計で１億8,135万4,000円。

歳出合計、補正前の額83億7,913万6,000円、補正額582万4,000円、合計で83億8,496万円。以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１４時０９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時１０分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第28号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第28号　平成30年度中城村一般会計補正予算（第７号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第28号　平成30年度中城村一般会計補正予算（第７号）は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散　会（１４時１１分）

平成31年第２回中城村議会定例会（第21日目）

招集年月日	平成31年３月５日（火）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成31年３月25日　（午前10時00分）		
	散会	平成31年３月25日　（午後４時02分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	安里清市	９番	比嘉麻乃
	２番	新垣修	10番	安里ヨシ子
	３番	渡嘉敷眞整	11番	仲松正敏
	４番	屋良照枝	12番	金城章
	５番	桃原清	13番	外間博則
	６番	石原昌雄	14番	伊佐則勝
	７番	新垣貞則	15番	新垣善功
	８番	大城常良	16番	新垣博正
欠席議員				
会議録署名議員	９番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	比嘉保
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	仲松範三
	総務課長	與儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	荷川取次枝	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長兼住民税係長	知名勉	生涯学習課長	稲嶺盛昌
	福祉課長	金城勉	教育総務課主幹	稲嶺盛久
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 6 号

日　　程	件　　名
第　1	一般質問

○議長　新垣博正　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１．一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に大城常良議員の一般質問を許します。

○８番　大城常良議員　皆さん、おはようございます。８番大城常良、議長のお許しが出ましたので、これより通告書に従って、一般質問を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず大枠１番、教育行政について。２月３日日曜日に、第１回教育の日が開催されましたが開催にあたり教育長の所見を伺います。これから質問を行います。①学校現場及び保護者からの意見、要望、課題等はあったのか。②新年度に向けて教職員の配置は整っているか。これは幼稚園、少人数学級。この件は12月定例会でも、ちゃんとした幼稚園の教頭を採用するようにということで、資質あるいは経験そういったものを含めてお願いしてあったので、それがどういう状況になっているのか伺います。③マイクロバスの購入が予定されているが運用計画は策定されているのか。

続いて、大枠２番、観光協会設立について伺います。①平成30年３月議会で否決された要因になった役員体制、あるいは事務局の組織、観光振興計画に基づいた具体的な計画は策定されているのか。②事務局長の選任について公募はしないということですが、その理由を伺います。③行政と観光協会との役割分担はどの辺までをめどにやっていくのか伺います。

大枠３番、福祉の向上について。①高齢化及び認知症に対応するため専属の看護師が健康相談できる拠点を設置し、福祉関係機関と連携を強化するとありますが、具体的な計画は策定されているのか伺います。②子供の虐待に関する相談件数が増加傾向にあると、これは施政方針の中にあるんですけれども、そのことについて本村の現状はどうなのか伺いたいと思います。以上、簡潔な御答弁よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠１番につきましては教育委員会。大枠２番につきましては企業立地・観光推進課。大枠３番につきましては福祉課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは大枠２番の観光協会の設立について所見を述べさせていただきますが、議員おっしゃるとおり昨年度、この議案は否決をされました。観光協会の否決に当たって、私ども行政としましては反省を踏まえて、今年度ももう一度設立に向けての議案を提出させていただいておりますが、御質問の特に②につきましての事務局長の選任等につきましても去った全員協議会の中でも私のほうでも述べさせていただきましたけれども、本村の観光協会というのは、基本的にはまず継続からスタートをしていきます。今やっている事業、プロジェクションマッピングだとか、世界遺産劇場、あるいはサッカーキャンプ誘致等の継続からまずは入っていきます。そこがまずは根幹でございます。そこの根幹の事業にいかにして肉づけをしてより発展させていくか、そしてもちろん新規事業をどのように取り組んでいけるのか、その体制づくりのためには当初はやはりどうしても中城村をよく知っている。そこにかかわってきた人が適当だろうという判断のもとに私のほうが公募も検討はいたしましたけれども、しかし、中城村の観光協会の設立においては、一番直近の北中城村の観光協会の部分とも比較もしました。北中城村のほうは事業もほとんど新規のもので観光協会も設立し、御承知のとおりイオンライカムの関係性から始まった部分があるものですから、公募のほうが適当だっ

たんだろうと。我々のところは事業の継続から始まっていくものですから、その入り口が最初から違うということで、全て公募が良いとか、悪いとかではなくて、我々の中城村の観光協会にとってのまずはしっかりと入り口から入っていけるような体制が望ましいだろうということで、この人事案にさせていただきました。その辺の御理解は議員も去った全員協議会の中でも議員からもお話しも伺いましたので、そういう形で進めていきたいと思いますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　おはようございます。大枠１の教育行政についての教育の日の開催についてですけれども、各学校では今までも校内で学力向上推進報告会を実施してまいりました。また、ＰＴＡでの授業参観はどの学校でも実施をしております。しかしながら、地域の住民全体への発信しての授業参観や子供たちの活動状況を実際に観ることで地域も一体となって教育活動の推進に取り組んでいくきっかけになったものと考えております。午後の吉の浦会館での参加者は331名でした。その全体の場で、頑張っている児童生徒の表彰をすることによってさらなるやる気へとつなげていき、ほかの児童生徒へ良い波及効果をもたらしてくるものだと期待をしているところでございます。さらに、講演会を実施することによって教職員のやる気の喚起、地域の方々にも教育に関する情報提供にも役立ったものと考えております。全体的には成功裡に終わったものと思っております。

①の詳細は主幹から、②と③は教育総務課長から答えさせます。以上です。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　それでは大枠１の①についてお答えいたします。

午前中の授業参観等については、「久しぶりに学校へ行き懐かしかった。孫の勉強している様子を見ることができてうれしかった。学習面や生活面について、こんなに学校は頑張っているんだと思った」などの意見がありました。職員からは、保護者や地域の方がたくさん集まっていただいたので、気持ちが引き締まり、今後も子供たちのために頑張らなくては、という意見もありました。午後の児童生徒表彰につきましては、「中城村の児童生徒の活躍を、多くの方と共有し激励することができてよかった。今後の子供たちの意欲につながる」などの感想がありました。講演会につきましては、午前中の各校の様子を写真におさめ、すぐさま講演に使用されたことで、会場の皆様も興味をもって聞くことができたようです。また、多くのデータや情報がつまった内容に、子供との関わりを見つめ直す、良い機会となったとの感想も聞かれました。以上です。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それでは大城議員の大枠１の②及び③についてお答えします。

幼稚園の教頭の配置については、今度、二人の教頭が退職ということもあり、村当局と協議調整して、今回、人事により二人の配置ができている状況であります。

②の少人数学級についても、今回８名の教諭を新たに継続の方もいますが、確保できましたので、両方とも配置できているということになります。

③の運行計画について。マイクロバス購入における詳細な運行計画につきましては、これから策定していきたいと思っています。今回、石油貯蔵施設立地対策交付金事業を活用し、災害時においては緊急人員搬送の避難用車両として購入を計画しています。また、平常時においては、防災訓練などの活用や通学用車両として、児童生徒の増加に伴う朝の時間帯の乗車数増加に対応していきたいということで活用を計画し

ています。以上です。

○議長　新垣博正　企業立地・観光推進課長比嘉　保。

○企業立地・観光推進課長　比嘉　保　では大城議員の大枠２について答弁いたします。

①については、まず役員の体制では、現在、理事の依頼を13名の方へ依頼し、その方々から会長及び副会長を各１名ずつ選任したいと検討しております。事務局の組織については、設立当初は事務局長１名、職員１名、臨時職員２名及び地域おこし協力隊の２名で検討しております。組織の内容としては、最終予定としてでありますけれども、事務局長のもとに、総務部・企画部・誘致事業部・受入事業部の組織体制として計画しております。この観光協会の事業計画に加え、観光振興計画に基づく事業計画といたしましては、アクションプランのほうで「自分たちが楽しめる地域づくりで、来訪した観光客に元気を与えます」を目標像にグスク版まちま～いや護佐丸印の特産品開発、学官連携による賑わいづくり、中城村の食と文化で魅了する、ガストロノミーツーリヅム、ロケーションツーリヅムなど計画しております。

②についてでありますが、村長からもありましたようにこれまでの中城村における事業の継続ということで、事務局長の選任については中城村で観光振興へ携わり村内各所の周知度の高い方を充て、観光協会設立当初の柔軟性を活かしていける方を任命していくという形で行っていきたいと思っております。公募については、設立後検討したいと思います。

③についてですけれども、観光協会では、民間の活力を利用して、中城村を対外的へ強くアピールし、現在の沖縄観光が西海岸側寄りのところを今後東海岸側へ誘導を執り行う形で進めてまいります。行政については、観光協会の手助けを行い、イベント等の際に協賛的立場で人員の足りないところを補える役割で進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長　新垣博正　福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　大枠３の①についてお答えいたします。

施政方針で申し上げているこの部分につきましては、地域包括支援センター内に認知症初期集中支援チームを発足し、随時、認知症の方やその家族への支援、認知症の疑われる方やその家族への相談に乗り、その後の支援方法の検討など積極的に取り組んでまいります。との内容でございます。計画につきましては、沖縄県介護保険広域連合構成市町村は、「自分らしく健康長寿」を掲げた第７期の介護保険事業計画及び厚生労働省策定の認知症政策推進総合戦略に沿って進めてまいります。認知症初期集中支援チームにつきましては、今月号の広報紙に分かりやすく、対応の流れなどを説明してございます。

②についてお答えいたします。虐待に関する相談件数は、平成25年度６件、平成26年度３件、平成27年度５件、平成28年度８件、平成29年度37件、平成30年度21件となっております。平成29年度から急激にふえておりますが、理由として、平成28年度までは虐待を受けた児童の家庭数でカウントしておりました。平成29年度からは、家庭数ではなく家庭にいる児童それぞれに虐待の影響がある場合は１人１人を１件とカウントとするようになったことも影響しておりますが、家庭相談も含めふえていると思います。議長、休憩をお願いします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時１７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時１８分）

○議長　新垣博正　再開します。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それではまた順を追って詳細にお聞きしたいと思います。

まず１番のほうから教育行政について、先ほど教育長の所見は伺いました。教育委員会あるいは教育長も頑張ってこの日を設定したという中で、先ほど①の主幹のほうからありました保護者にとってもそれから教職員にとってもいい催しではなかったのかなということでお聞きしております。

私も学校に行ってきました。午前中に授業参観が３時間目までですね。午後からが表彰式あるいは講演会ということで行われたんですけれども、３小学校、１中学校、全てが同じ時間で子供を持つ保護者というのは小学生もいれば中学生もいるということで、授業参観ではあるんですけれども、小学校に行って、また抜けて中学校に行かないといけないというようなちょっと苦情がありまして、その辺の調整は何とかならないのかなと。確かに全ての親が小学生、中学生がいるわけではないんですが、そういう父母の方々もいらっしゃるということも踏まえて、例えば３時間目にすばらしい授業が行われたという話を聞いているものですから、そういうものはまたどこかに１時間目あるいは２時間目に振り分けて交代してでも、聞きたいなというのがあったなというのも保護者の方からもあったものですから、そこは同じ授業をきちんと１時間目、２時間目、３時間目にやるのではなくて、ちょっと変化をつけてもそこはどうしても見せたいなというところがあるのであれば、時間をずらしてでもやっていただきたいと思っております。

それについては、先ほど主幹はたくさんの父母の方々が来たということなんですけれども、例えば何名ぐらいが参加して、何パーセントぐらいが学校の授業参観に来たかというところがあるのであれば、それについて例えば広報とかいろいろやられたということは存じているんですけれども、それが村内全ての父母に行き届いたのかなというところはどうですか。広報のやり方としては。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　では、今の質問にお答えいたします。

まず１つ目、質問ではなかったかもしれませんが、時間帯の検討ですけれども、我々の中でもそういった意見がございました。今年度は３校時に各学校で行います学力向上推進の実践報告会を計画したんですけれども、やはり同じ３時間目ということもありましたので、次年度は例えば２校時と４校時、移動時間も兼ねて分けようかという声も上がっております。また、どちらを先にするかということで、登下校を考えますと小学校が後のほうが小学生の低学年が保護者と一緒に帰ることができるのではないかということで、今さまざまな検討を始めています。御指摘ありがとうございました。

人数に関しましては、各学校でどの授業参観時におきましても、人数の把握をしております。申しわけございません。この２月３日に関しての集計は取ってはいないんですけれども、学校のほうに聞くことによって人数を把握することができます。人数の詳細は今のところ、手元にはないんですけれども、各学校の校長から話を伺ったところ、やはり多くの参加があったということでした。これには村の広報紙で２回か３回近く広報紙にも載せております。またホームページにも載せておりましたが、また各世帯にも自治会の協力のもと各世帯にチラシを１枚ずつ配布しておりましたので、立て看板等も含めて、今考えられることは行ったんですけれども、また次年度、よい方法があれば検討していきたいと考えております。以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　教育の日、とてもいい催し物だと我々、議会のほうもバックアップしたいし、応援もしていますので、ぜひこれからも第１回目で準備も非常に大変な中で、開催に

こぎつけたということも非常に高く評価するものであります。子供たちの日ごろの頑張りだとか、あるいはその子供たちが表彰されることによって、子供がとてもやる気が出るし、あるいはそれを見ている保護者がさらに子供以上にうれしいなと。とても誇りに思うような教育の日の表彰だったと思いますので、ぜひこれからも頑張っていただきたい。あとは催し物をするに当たっての教職員の負担とか、保護者の負担、これは次年度からの対応になるかと思いますが、そういうのも十分踏まえていただいて、大きな負担にならないようなやり方で進めていっていただきたい。以上、よろしくお願いいたします。

次②のほうですね、新年度に向けて配置計画は整っているかということで、幼稚園の教頭が２人配置。少人数も８名、全て配置はされているということなんですけれども、幼稚園の教頭のほうですね、ことし３月31日に定年退職になる予定ですが、新しい方は勤続年数が何年で、年齢は大体どれぐらいの方が中城幼稚園と津覇幼稚園に赴任されるのか、お聞きします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時２５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２６分）

○議長　新垣博正　再開します。

教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それではお答えします。

確定した年齢、年数ではございませんが、お一人の方が約42歳で、勤務年数15年程度。もう一人の方が28歳で、７年ということで確認しています。以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　今、42歳、15年、それから28歳、７年ということで、それなりの経験は積んでいるということで、多分採用もしているし、人間的にも私、12月議会でも言ったとおりそれだけの経験があって、人望も厚いし、あるいは子供たちの接し方、そういうことも踏まえてトータル的に資質というのは十分備える人ということで、やったんですけれども、この２名、私もまだ顔も見ていないし、会ってもいないんですが、それについては万全の対策を取ってということで考えてよろしいですか。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それではお答えします。

村当局とも調整しながら、今いる人材の中で教頭の職を担当できるということで配置をされているということで感じています。万全の体制だと感じています。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　では万全の体制で新年度は行っていってください。

あと中城幼稚園、それから津覇幼稚園の平成31年度の児童数は決定していると思うんですが、津覇幼稚園が何名、中城幼稚園が何名か、お願いします。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それでは両幼稚園の現在の申し込み状況、中城幼稚園が47名、津覇幼稚園が33名となっております。以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　委員会審査の中で、課長は新年度からは全ての幼稚園児が学校の預かり保育を受けていくと話をされたんですけれども、今現在、その委員会の中で預かり保育が２名ほど職員のほうが足りないというものと、担任が１人不足している。今、幼稚園の関係でまだ探していないところがあるんですけれども、それについて新年度までに十分対応できるのかどうか伺います。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それでは幼稚園でクラス担任１名預かりのほうが２名ですね、現

在、まだ配置が決まっていない状況ではあります。今回、大城議員からの指摘等も去年もあり、遅くなった部分を反省して、11月より現在いる方への継続確認をする中で、やはり新規の他園などの採用なども決まったということで、継続できない方もいましたので、そのことを踏まえて12月にはホームページ、そして１月にはハローワーク、そして各戸別へのチラシ配布も行いながら探している状況であります。また、職員、また知人なども含めていろいろな手を考えて実施していますが、まだ配置できていないという状況で、なかなか人材確保が厳しい状況であります。そういう中でも、スタートに向けてまた鋭意努力していきたいと考えています。以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　今、さまざまな手を使って募集している。あるいは探しているということですが、やはり職員が不足すると、ほかの職員の負担になるし、またそこに携わる子供たちにも害を及ぼすと、危険な場面がある場合は見ていなかったらどうしようもないわけですから、こういうことは早急に、いつも言っているとおりしっかりと探していただいて、新年度に間に合うように整えていってください。

あとは少人数学級のほうですね、今回、少人数学級の職員は７名ということで、平成30年度はスタートしたんですけれども、今回１名が多くなって８名になっていると。その増員で予算のほうも四、五百万円ぐらい多くなっていると思うが、子供が増員したから、多くなったから１名ふやさなければいけないという判断だと思いますが、これは次年度以降もそういう増員が続いてくるのか。子供がふえたから、すぐ職員もふやすと、そして予算もふやすというようなやり方になっていくのか。我々、一切議会ではその予算の面ではなかなか新年度予算が出てくるまで聞き取れていないものですから、少しびっくりはしたんですけれども、そういうところはどのように考えていらっしゃるのか。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それではお答えします。

少人数学級の先生方の人数については、やはり当初の計画で示した15名程度ということで、上限17名を基本に学級編成しますので、そう大きくは子供の数が増減するということはないと思うんですが、やはり実情に合わせてその都度対応したいというふうに考えています。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　子供がふえて分かりやすい授業をして、私も少人数学級に対してはいい方向に進んでいるんじゃないかと見ていますが、予算面についても十分考えていただいて進めていってください。

そして、新年度になりますが、７名の教職員が在籍していますが、これが３名変わるという話を伺っているんですけれども、どういう状況で３名も変わるのか、去年の４月から少人数が始まって、１年のうちに３名もどういう原因で変わってしまうのか疑問になっているもので、その辺はどうなのかお願いします。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　お答えいたします。

先ほどの次年度の継続という意味では、村費の教諭に対しても８月から意思確認をしてまいりました。その８月の段階でまだ悩んでいる方がいました。理由としましては、やはり次年度正規な県の採用試験を受けて合格を目指したいという意図がございました。それも踏まえまして、11月に再度、面談を行って決定をしたんですけれども、最終的には２人が変わることになりました。この２人のうちの１人は正規として県の採用試験に合格しましたので、４月からは県の正規の職員としての勤務となります。もう

１人は悩んだ結果、違う仕事もしてみたいということで、採用試験に向けての勉強や自分の成長のための時間を使うということでした。以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　働く職員も家庭があって生活があるわけですから、こうした正職員になるのであれば勉強してやっていきたいということは、これは妥当な話だろうと思うんですけれども、今回の３名の方々はどういう方々なのか。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　今年度７名のうち２人が退職しますので、今５名が残っている状況です。新年度クラスが一つふえますので、８名枠になるということで、新規の３名を採用しております。この３名の方々は年代で言いますと、60代前後の方が３名です。長く教員生活を現場で行っていまして、現場を本務として退職した方や本務ではないんですが、30年近く臨任という形で現場で担任をしていた方々のベテラン枠を３名、次年度に向けての採用をしております。以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　この少人数学級というのは全国でも類を見ないやり方であるものですから、いろいろと注目を受けているんだろうと思いますので、本村のいいところを全て出し切ってしっかりした教育行政、それを整えて万全を期してやっていただきたい。

次はマイクロバスですね、先ほど課長のほうは通学あるいは緊急災害とか、そういうものも含めてやりますという話だったんですが、バス一台使用するに当たっては時間帯もあるだろうし、例えば城跡への往復とか、そういうのも含めて計画性があればできるだろうと思っていますので、きっちりと計画性を立てて、月間、あるいは年間的な業務計画、そういうのを作成していただいて、使い勝手のいいマイクロバスにしてください。

それでは大枠２番、観光協会について伺いたいと思います。先ほども言ったんですけれども、これは去年の３月議会で役員体制あるいは事務局や組織等の具体的な計画がないということで否決になったんですけれども、この中に今回出された事業計画がありますが、その中に12名の役員あるいは理事の方々の名前が載っていますが、私がわかる範囲内でも五、六名いらっしゃるんですけれども、その方々は観光に対しての知識あるいは経験等は十分備えているのか、トータル的で構いませんのでどういう内容になっているのか、伺います。

○議長　新垣博正　企業立地・観光推進課長　比嘉　保。

○企業立地・観光推進課長　比嘉　保　答弁いたします。

この方々の経歴として、中城村での民泊の代表者でありましたり、那覇市のミス那覇のデザイナーでありましたり、このプロジェクションマッピングのイベントを行っている会社の代表者及びいろいろな観光に携わる掲示板とかをつくっている会社の代表者、音楽、ステージとかで結構披露している方々を上げております。中でも中城村を代表する会社のほうからも一緒に入っていって中城村をアピールできる方々ということで選任しております。以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　関係機関の役職とか、いろいろ書かれており、大体は知っているんですけれども、その中で理事あるいは役員という方々だと思います。今までに観光協会の立ち上げとか、そういうところに接点があったのかどうかですね、何名かは。今から本村は立ち上げて、今から走っていくわけなんですけれども、一人一人の業績、あるいは作業とかそういうのは見えるんですけれども、観光協会についての

知識や経験、そういうのが備わっている人が何名ぐらいいらっしゃるのか、お願いします。

○議長　新垣博正　企業立地・観光推進課長比嘉　保。

○企業立地・観光推進課長　比嘉　保　では答弁いたします。

先ほども申しましたとおり、その那覇市の観光協会が主催するミス那覇の選出のデザイナーの方は観光協会等に携わっておられたり、旅行社の方もおりますけれども、そちらも観光業として動いているところです。また民泊を代表する方も昨年度までは動きがなかったんですけれども、今年度からまた動きを行っていくということの確認もとれております。実際、観光協会の立ち上げから携わった方というか、その観光協会の方々と協力して立ち上げていった方というものがほとんどであります。以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは、事務局体制のほうに質問を移したいと思います。この中では最終的には10名というところで事務局の組織が書かれていますが、当面は何名でしたか、議長休憩お願いします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時４５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４５分）

○議長　新垣博正　再開します。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　最終的には10名、当初は６名でやっていくということですが、３月議会で観光協会補助金ということで、1,960万円計上しているんですが、これは何名分になりますか。この予算に関しては。

○議長　新垣博正　企業立地・観光推進課長比嘉　保。

○企業立地・観光推進課長　比嘉　保　今回、平成31年度の予算に計上しております額は、事務局長と職員１人、臨時職員２名の４名分ということで計上しております。以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　４名分ですね。これは平成30年の３月に出てきた予算案の中には1,400万円だったんですね。これが今回1,960万円ということで、500万円ぐらい予算的に増額になっていますが、その増額の意図はなんなのか、どういう形で500万円多くなったのか、お伺いします。

○議長　新垣博正　企業立地・観光推進課長比嘉　保。

○企業立地・観光推進課長　比嘉　保　ではお答えいたします。

昨年度の1,400万円余りの中の予算にしては、人件費として650万円、これは事務局長と臨時職員１人分という形のものの金額となっています。新しく事務所を設置いたしますので、事務所の備品代や電話を引いたりするのが450万円。事業費としての300万円という形のもので、ことし計上している金額もその事務所の備品代と事業費というものは同じもので、今回の事業費での人件費が1,150万円余りとなっております。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　これは設立計画書をじっくり読んだんですが、事業計画等も含めて最終的に10名という組織的な職員の人数、これは多過ぎるのではないかなという感じがしてならないわけですね。今、当初予算は2,000万円近く出ているんですよ。これは人件費４名分と、これが10名になった場合はどれほどの予算額になるのか、そういうところが全く見えないものですから、例えば当初６名で走るということなんですが、これが10名になる段階というのは大体何年後をめどに考えていらっしゃるのか、それはどうですか。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時４９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４９分）

○議長　新垣博正　再開します。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　私のほうからお答えいたします。

10名というのはもちろんあくまで今の段階ではわかりませんけれども、地域おこし隊を入れての10名ですので、例えば実際に本当に10名の体制になるということは、事業もそれだけすごい事業になっているはずですから、それは成功があっての人数もふえていくわけですよ、それに対応するように、ですからふえることがだめなこと、いけないことではなくて、事業が大きくなって、観光協会がより発展するに伴って人員はふやしていきますよということでありますので、決して最初から10名ありきだとか、８名ありきだとかではなくて、その事業内容、事業の規模に応じて、これはふやすべきところは当然ふやしていかなくちゃいけないものの考え方ですので、そこに議員あまりとらわれないようにお願いをしたいと思います。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　我々、議会としては余りそういうところにとらわれるなと言われても、予算が絡むのであればしっかりとそこを見ていかないといけないということですね。こちらに最終予定人員ということが書かれているものですから、そういうのも含めてどうだろうということで今お聞きしているもので、我々の判断はそこにあるということも考えていただきたい。

次、事務局体制の中で、これは今から始まるんだろうと思いますが、企画部の中に出向職員１名、そして臨時２名、トータル３名の方で予定していると思うんですけれども、その中に業務的に施設指定管理という枠がありまして、その点について、指定管理と言えばやはり中城城跡の北中城村との問題がある。あとは県営中城公園、それの指定管理も目指しているというような文言も書かれているものですから、それについて臨時と出向社員で、そういった重要な仕事ができるのか伺います。

○議長　新垣博正　企業立地・観光推進課長比嘉　保。

○企業立地・観光推進課長　比嘉　保　答弁いたします。

こちらの企画部での施設指定管理という形のものは、この指定管理をしたものをこの企画部が行っていくというものではなく、ここが管理していくという形で、中城城跡にしても中城公園にしても、この企画部が管理をして、その草刈り作業員、人夫を何名ぐらい雇わないといけないとかというものを計画していくという形のもので管理する部門という形のもので、指定管理という形のもので上げております。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　私の判断とは、相当違うのかなと、この指定管理については、平成29年に実行委員会で、設立準備委員会というのが立ち上げられて、その中で３回ほどの会議を持たれて、村長に答申しているはずなんですけれども、これは去年の話しの中では出なかったんですけれども、この指定管理というのは、早急に進めていかないといつまで期間がかかるのかもわからないということで、議事録を読んでみましたら、ある委員から城跡の運営については、北中城村の扱いはどうなのかという質疑が出されたんですけれども、これは委員長、城跡への入場料を観光協会の収益に充てられないかということですと。12月までに村長と北中城村長で観光協会のあり方について議論があると聞いております。４月に観光協会の運営を開始する場合、現在の城跡共同管理協議会を整理していかないと通れないと思っております。このあたりは早目に両村長で協議するよう打診していきますので、心配しないでくださいという文言があ

ります。これは委員長のほうからそれについてもそういう指定管理については、もう話は始まっておられるのかどうか、村長どうですか。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

指定管理についての我々の考え方は今おっしゃったとおりです。当然、観光協会設立のもとではこの指定管理もしっかり視野に入れながら、観光協会の利益になるような形は何が一番利益になるのかをまず考えてやっていきますので、指定管理というのは大変大きな利益にもつながっていくものだと考えておりますし、また管理協の扱いについても、これは観光協会設立後に水面下ではいろいろな話はしますけれども、当然、北中城村とも。設立後にしっかりした道しるべを皆さんにも提示をして、こういう感じでおさめていきたい。この選択肢としてはいろいろありますよね、継続して多く選択肢もあれば、完全に管理協をなくしたほうがいいという選択肢もあるし、いろいろな形で両村にとって管理協もどういう形のほうがいいのかというのは、当然、これは時間をかけて、時間と言っても二、三年かかるような話ではありませんから、それをきっちりやっていくと、そして指定管理についても中城村の観光協会の利益につながるものと確信しておりますので、今後も継続して考えていこうと思っています。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　今、そう時間がかかるものではないということをおっしゃっているんですけれども、これは相手があるものですから、相手が納得しないとどうしようもないという。それも北中城村もそうです。県もそうですし、そういうのを含めて平成29年はそういう準備委員会から答申があったというところを終えて、水面下でのいろいろな話はもう行われているのか。例えば北中城村、あるいは県とのその辺の進捗といいますか、そういう話がもう実際に行われているのか。あるいは今から観光協会を立ち上げてから始めるつもりなのか、その点はどうですか。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

先ほども述べましたとおり、当然、観光協会の設立がないと、この話は発展していかないわけですから、観光協会の設立後に詳細についての話し合いはやっていきます。ただ、打診的な部分、こういう形で成り立っていたときには、お互いその場を設けてしっかり議論をしましょうねとの話は常にやっておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　北中城村にとっても世界遺産は観光にとっては十分魅力のあるものだと思っていますし、一概にすぐこちらの言うとおりできるんだろうなというところにはならない。十分そこも勘案しながら進めていただきたい。それがないと、９対１の割合ではありますが、中城村の城跡だというところがどうしても北中城村の城跡だと、北中城村は言うし、それが両方にとって共同でやればそういう話になりますが、管理をする場合にはそこも踏まえての話になろうかと思いますので、十分協議をしてやっていってください。あとは公募の件ですね、当初冒頭に村長が継続でやるから公募の必要はないということだろうと思いますが、やはり一定程度の公募も検討はしたということで、事務局長になる方は10年以上も行政、あるいは30年40年も行政の中にいて、果たしてそれが斬新なアイデアとか、そういうのも全てが発揮できるのかなというのは懸念される部分ではあるんです。長年同じところにいますと、旧態依然の考え方で、なかなか脱出できないと、それに伴って人事異動もやらないといけない、これは一般の企業ですよ。そういうところもあるんですけれども、その人の力を見越しての判断だろうと

いうことは思ってはいますが、例えば立ち上げた場合、一、二年でかえる予定なのか、それとも継続して何年かはさせようと思っていらっしゃるのか、その点はどうですか。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

人事が固定化することの懸念を今お話を聞きましたけれども、最初からその公募ありき、あるいは公募ではないということではなくて、両方検討した中で、中城村に見合ったものはこれが一番いいんだろうなということで、私が判断しました。

それと全員協議会の中でもお話ししたと思いましたけれども、人事を余りにも広げすぎますとこれは大変なことになりますから、あれがいいんじゃないか、これがいいんじゃないか、人事は私に任せてもらえませんかという話もさせていただきました。それでないと、前に進まないものですから、この人事はいかがなものなのか云々などではなくて、私が責任を持ってこの人事もしっかりやらしていただきますという話を全員協議会でもさせていただきましたので、どうぞその辺は村長、みずからが責任を取っての人事でございますので、今後、また私のやる人事も、その期待に応えてくれるものだと思っております。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　事務局長と言えば、観光協会のトップでいろいろな運営のトップでもあるわけですし、司令塔になりますけれども、そういう人の考え方、またどういうものを始めて、どういうものをやりたいんだろうというところも踏まえて、我々、議会としては一切その人に会ってもいないし、その人の考え方も全然聞いていないものですから、どうですか村長、そういう場を設けてその人の観光協会に対する考え方、本村をどういう方向性に導いていきたいのかというようなところの場の設定というのはできないものかなと思うんですけれども、そこはどうですか。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

御承知のとおり、総会でもってしかこれは決まりませんし、議員も名前も出してお話もしていますから、その辺もし議員もよく知っていらっしゃる方ですので、心配であれば直接、話もできるし、我々がこの場を持つということはもう決定した後であればもちろん全然問題はありませんよ。設立総会後に議員の皆さんとの顔合わせだとか云々というのは全然問題ないんですけれども、今の段階でとなると、やはり多少の問題も出てきますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　なぜこの質問をしたかと言いますと、やはり議会としてもそれを丸投げではいけないんじゃないかということで、トップである事務局長の考え方というのは、十分議会としては納得してやっていかないといけないんだろうなということで、議員の中にはプレゼンさせてくれないかというような話もありまして、決定してからでは議会としては遅いと。決定する前にその人のいろいろな考え方を伺いたいというふうに思っているので、これは個人的であれば話はできますが、これだけの16名いる議員がいらっしゃる中では一人一人とは多分厳しいだろうと思っているので、今の話をさせていただきました。いい方向に行ければいいんだけどなと思っております。

次、③のほうですね、行政と観光協会の役割分担というところなんですけれども、これは毎年というより、新年度は約2,000万円補助金を出す。決まればですけれども、これは村として先ほど課長のほうから観光協会に対しては手助けをする。補える部分があればやっていくと。そういう形で進めるということなんですけれど

も、村長のほうからもあった総会とかでしか、こういうことはできないのか。村の職員は誰も行かないということなのかなと、中身を見たらそういうことなのか、あるいは村としてはタッチをしないで、全て観光協会に一任して、全ての事業あるいは収支、そういうところまでやらせるのかどうかですね、村長どういうお考えで、観光協会に一任をするのか。あるいは行政としても一定の縛りではないんですけれども、どこか見えるところまではやっていくのか。観光協会の年間事業を踏まえて、行政が何か物が言えるような体制になるのかどうかです。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

基本的には各種団体ございます。老人クラブ、シルバー、いろいろな社協なんかは一番いい例ですね。我々が補助金を出している、助成金を出している期間がありますので、そういう考え方です。できるだけ行政側は行政が主導となってやるのではなくて、その各種団体の自主性に任せながら我々が一生懸命サポートできるか。そこにもし足りないところがあるのであれば、こういうことをやったらどうですか、こういうことはどうですかという提案方も多少もありますし、いろいろな形でこの団体と行政がいい形で進めていければいいわけですので、基本的には観光協会も我々は観光協会の自主性を信じてやっていきたいですし、また一番大きいなことは、観光協会の中はほとんどが商工会員でございますので、民間力を私は基本的には信じておりますので、民間の力で必ずやこの観光協会は広がりを持ってやっていけるだろうということがございますので、なるべく口を出さずにお金を出してもとは変なことを言いますが、ただ、議員がおっしゃるように我々もしっかりそういう監査的なもの、見えるものあるいはちょっと違った方向に行っているんじゃないかと思われるものがあれば、それを矯正していくのは我々も当然、口を出してやらなくちゃいけないものだとは思っておりますので、お互いがお互いを尊重しながら建設的に発展していければいいんじゃないかなと思っております。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　今、村長が例を出されたシルバー人材センターですか、毎年260万円の補助金を出していますが、この件については、連合審査でも話は出たんですけれども、全く中身が見えないというところで、予算は毎年取っているんですけれども、その収支報告書あるいは総会資料も添付されずに議会に出されてくるというところがありまして、その中身がどうなっているんだろうと。この収支はプラスなのかマイナスなのかさえも見えない。そういう補助金団体に陥りはしないかという議会としての懸念がありまして、毎年、例えば2,000万円ずつ出すということになった場合に果たして内情はどういうふうに運営がされ、どういうふうに決定され、どういうふうに方向性をつけられているんだろうかというところを、やはり議会としてはチェック、監視していかないといけない状況にあるものですから、2,000万円もの大金を出すわけですから、議会としても我々の後ろには住民がいる。２万人もの目で確かめなければいけないというところを私は言っているわけでございます。あと昨年10月１日に制定された議会基本条例第７条にあるんですけれども、これは重要政策の審議ということで、これは果たして行政として、しっかりとやられているのかと、確かに読んだはずですので、第７条議会に対しては、重要政策の場合にはきちんと説明しないといけないという文言があるんですけれども、それについてやられたのかどうか。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時０９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１０分）

○議長　新垣博正　再開します。

企業立地・観光推進課長　比嘉　保。

○企業立地・観光推進課長　比嘉　保　ではお答えします。

議会条例の中での説明としては、公式には全員協議会のほうに集まっていただいて、中城村観光協会の設立実施計画という形のもので、説明をしています。村長も副村長も一緒にということです。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　時間がないんですけれども、我々はつくった以上は、協議をきちんとして１回、２回、３回と協議を重ねながら両方がしっかりと納得していく段階まで持って行きたいと思っております。

最後に比嘉義人課長、それから津覇盛之課長、ことしで定年になるということなんですけれども、ぜひ体には十分気をつけて、第２の人生を頑張っていただきたいと思います。頑張ってください。これで質問を終わります。

○議長　新垣博正　以上で、大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時１１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２２分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、安里清市議員の一般質問を許します。安里清市議員。

○１番　安里清市議員　おはようございます。１番議員の安里でございます。議長の許可を得て通告書に従いまして、質問をいたします。

大枠の１番のほうから読み上げて質問をさせていただきます。今議会の冒頭で村長の施政方針の中で、市街化調整区域の見直しについて述べておられます。その件で①実施する必要性と目的。なぜこの時期にそういうようなことを提案をされたのかというふうなことでお願いいたします。それから②ですが、なぜこれまでにできなかったのか。ということをお伺いいたします。③いろいろな施策が出るわけですけれども、全ての村民にメリットになるという施策があるわけではないだろうというふうに思っております。そういうふうなことから村民に対するデメリット等についてお聞きしたいと思います。④ですが、見直しに向けての村民の意識調査の必要性についてお伺いいたします。

大枠の２番で、会計年度任用職員制度の導入についてお伺いいたします。地方公務員法と地方自治法の改正により、会計年度任用職員の位置づけがなされました。施行日が平成32年４月１日とされておりますが、この実施に向けては全国的に対応が遅れ気味というふうなことが言われております。そこで本村での予定対象者、臨時等の数についてお伺いいたします。②ですが、制度に移行するについて予算の概算をお聞きしたいと思います。③です。過年度の決算では、嘱託などの採用が遅れ、あるいは採用ができない状況が大分ありました。この制度との関連でそういうことがないように対応をお伺いしたいと思います。④です。正職員としての採用にこの制度の時期と合わせて、切り替える必要がないか。村民のために職員が働きやすい職場環境が必要だろうというふうなことでお伺いいたします。

大枠の３番です。県道35号線の歩行者の安全対策についてお尋ねをいたします。①新垣集落内を横断していますこの県道の安全対策について、管理者である県と村民の安全・安心について、交通安全について腐心しております村との関係についてお伺いをいたします。②です。歩行者の安全対策のために車道と歩行者部分を分けるガードレールの設置や側溝のふたの整備について県に要望していただきたくあわせて質問をいたします。以上、よろしくお願いいたします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは安里清市議員の御質問にお答えをいたします。

まずは大枠２番につきましては総務課。大枠３番につきましては都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうで大枠１番、市街化調整区域の見直しについてでございますが、正確には都市計画区域の見直しでございまして、那覇広域都市計画から中部広域都市計画への移行を今目指しております。施政方針でも掲げさせていただきましたけれども、議員もこの①から④に関連しますのでお答えいたしますが、議員も自治会長時代にあったと思いますが、地域懇談会の中などで、一番多かったのが図書館建設。そして新庁舎建設、そしてこの住宅建築を何とかしてくれという要望が非常に多うございました。その中で、私もこれは私の政策の一つでもあります土地利用の見直しを真剣にこれは考えないといけないということで、当初できるものから例えば優良田園住宅制度などを議会でも理解を得ながら方針を決めて、ある程度の一定条件のもとでは住宅の建築ができるような制度をつくったりとか、あるいは緩和区域の見直しをもっともっと広げてくれという要望をして、少しずつ広げていっただとか、いろいろなことをやらしていただきましたけれども、やはり抜本的にこの中城村の村民の皆さんの要望に応えるには、都市計画の見直しが必要だろうなということで、今回、機は熟したものと思っております。そういう意味ではこれまでできなかったのかということではなくて、今できる環境が整ったということでございますので、御理解をお願いいたします。

③などでの村民のデメリットというと、私の勉強不足かもしれませんけれども、これにかかわることで、村民の皆さんにデメリットが果たしてあるのかなという、もし可能性があるのであれば、真摯に受けとめたいと思いますけれども、例えば税金の問題など気にしている方がいるかもしれませんが、これは宅地に変わるわけではございませんので、宅地に変わるのは住宅が建ってからでございますので、当初、資産価値は当然、上がってくるものではありますけれども、それを利活用したときに生じてくるものについてはあるかもしれませんが、しかしそれは御自分の利益の反対側にある部分でございますので、これも大きなデメリットではないような気もいたしますし、また、必要性目的は先ほどお話ししましたとおりでございます。これから議員の皆さんとも一緒になって、この土地利用の見直し、都市計画区域の見直しについては、頑張っていきたいと思いますので、御理解のほどをお願いをいたします。以上でございます。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　会計年度任用職員制度についてお答えいたします。

平成29年、地方公務員法並びに地方自治法の改正により、平成32年度から導入の会計年度任用職員制度に向け、現在、制度設計の検討を行っているところございます。制度導入を前に、昨年11月庁議におきまして、各課長に対しその概要等を説明しております。その時点における臨時職員、非常勤職員、嘱託職員の総数は、220名でございました。非常勤職員等の全員をフルタイムの会計年度任用職員へ移行するか否かにつきましては、制度設計の途中であることから、現在のところ決定はしておりません。業務の効率化、省力化、あるいは業務の一部の外部委託等を含め、総合的に検証し、質の高い住民サービスが提供できる体制を構築するため、必要な人数を確保したいと考えております。

次に、予算の見積もりについてお答えいたします。平成31年２月１日時点のフルタイムで任用されている非常勤職員等約160名が会計年度任用職員に移行したと仮定して試算した結果、

およそ、8,658万円の増額が見込まれております。

次に、採用の遅れなどへの対応についてお答えいたします。これまでの採用の遅れ、あるいは採用ができなかった状況につきましては、さまざまな要因があると考えております。その要因の一つとして、他市町村との賃金の格差もあると考えております。職種によっては、本村よりも高い賃金で採用している市町村もあるため、特に人材不足の昨今におきましては、より条件の良い市町村、あるいは民間企業に人材が流れてしまうという状況が起きていると考えております。さらに会計年度任用職員制度との関連でいいますと、制度設計が遅れた場合、募集期間が短くなることから、場合によっては、年度開始の時点で、職員が確保できない状況が起きることも考えられます。採用の遅れなどが生じないよう努力してまいります。

次に、正職員への切り換えについてお答えいたします。人口増加や社会経済情勢の変化に伴い、正職員の増員は必要不可欠であると考えております。現在、平成28年度に策定しました定員管理計画を若干上回るペースで職員を採用し、定員管理を行っております。職員が働きやすい職場環境をつくっていくことは重要であり、平成31年度施政方針にもありますように、新たな定員管理計画を策定し、必要な人員を計画的に確保したいと考えております。職員の増員によって、職員一人ひとりの負担の軽減を図ることで、新たな発想、柔軟な発想が生まれてくるものと考えております。なお、職員の増員に伴う非常勤職員等の削減は一体と考えており、増員される分につきましては、非常勤職員から正職員への切り替えが行われるものと考えております。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　安里議員の御質問にお答えします。

大枠３の①県道管理者は沖縄県（中部土木事務所）となっております。安全対策については管理者である中部土木事務所が行うものと認識しております。安全対策が必要な箇所については管理者、中部土木事務所へ連絡し、対策の要望を行っているところでございます。②通行する高齢者、子供たちの安全対策を考えると、歩行者と車両を分離する必要な箇所があると思います。管理者である中部土木事務所に要望したいと考えております。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　ありがとうございます。細目について質問事項、大枠１番のほうからお願いいたします。

都市計画の見直し、市街化調整区域の見直しの件で、やはり村長がおっしゃっておられましたけれども、私の周辺でもなぜ住宅が建てられないの。どうにかならないのかというふうな話が随分これまでありました。今回、施政方針の中で示されたように市街化調整区域の見直しが順調にいけば、住宅が随分建てやすくなるのかなということは期待をしております。御承知のように中城村を取り巻く周辺の自治体の発展ぶりに比較をして、どうも中城村は後塵を拝しているのではないかという御指摘もあり、去る２月の議会報告会の中でもフロアーの中から中城村は暗いんじゃないかというふうなことで、痛烈な御指摘をいただきました。そこでお伺いしたいのですが、やはりそういうようなところで、住民の方からこれまでも大分そういう声が寄せられていたと思いますが、長年その要望に応えることができずに、市街化調整区域として本当に村づくり、地域づくりの基本にかかわる都市計画をこれまでずっと解決できずに来られたと村長がおっしゃっていましたように機が熟したということではあるかもしれないんですが、どうもそれ以外に何かこれまで転換できなかった要因について、お聞きをしたいと思います。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えをいたします。

答弁になっているかどうかちょっとわかりませんが、都市計画法というのは沖縄県が定めて那覇広域都市計画で昭和49年制定の法律でございます。その当時としては、中城村も恩恵も受けました。農地基盤整備もしっかりやられておりますし、農業に対する振興という面ではその当時としては私ども、今考えても非常にいいことだったんだなと思いますが、やはりどうしても時代の流れで中城村が持っているその地理的なアドバンテージを活用したい。あるいは中城村にどうしても子供たちも住みたい。いろいろな要望がどんどん膨れ上がってきて、それとともに耕作放棄地が非常に多くなってきたと。いろいろな要素が伴って、私が今機が熟したというのは、中城村が沖縄県の中でも人口増加率も非常に常に高い位置をキープしているということを鑑みますと、この地域にしっかりとした受け皿がないと、これは沖縄県の県益にもつながらないではないかという考え方のもとに、今回はしっかりと都市計画区域の変更を県に決めていただいて、中城村と北中城村の発展が沖縄県の発展につながるんだということをしっかりと皆さんと一緒にこれは自治会長会でも先日、お話をさせていただきました。中城村、北中城村民一緒になって働きかければ必ずやできるものだと信じて、また一緒にやっていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　これまでサッカーキャンプ等で誘致をされて、大変な努力をされて、その実現にもこぎつけてこられたんだろうというふうに推察をいたします。このキャンプをしてチームが一生懸命練習試合みたいなことでたくさんの何千人にも上るお客さんがいらっしゃる。そういう方々を含めて本村のそういった知名度のアップには非常によかっただろうというふうなことだと思います。ただ、練習を終えて帰られる彼らの宿舎が村内にない。宿泊施設がない。これは何なのというお声をたくさんいただきました。どうもいろいろなマスコミに取り上げられて、身をあげて知名度を上げるのはいいのですが、実際には収入というようなところでどうも隣村に全部持っていかれているんじゃないかなというお声を随分いただいてこれまで来ているんですが、今回、この都市計画の見直しに伴って、宿泊施設がつくれるようになるのかなということで大変期待はしているんですが、先ほどちょっと答弁をいただいたのですが、やはりそういう声というのは、村長のみならず役場の方々もいろいろ聞いていたと思うんですが、そこら辺の切実に宿泊施設の不足を憂うとか、村のそういった都市計画について、状況を憂うというお声が余り届いていないかなというふうなことで思うんですが、そこら辺について少し内情をお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時４２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時４３分）

○議長　新垣博正　再開します。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

今、少し議員がおっしゃったことと重複しますけれども、見直しがあることによって、器が随分広がって住宅、アパート、そしてホテル、商業施設、いろいろなものの可能性が広がってくる。これが例えば10年前にできたかということになると、それはまたいかがなものかということになるんですね。その10年前は10年前、あるいは20年前は20年前のその時代、時代に応じたニーズといいますかね、南上原の区画整理の成功で中城村は随分と人口もふえてきて、こういうことで人が多くなってくると、産業がふえ

る。ビジネスチャンスが広がる、いろいろな経験の中で村民の皆さんも北中城村もそうですね。イオンライカムがあって、村民の皆さんの意識も高まってきたんじゃないかなと、これは私の勝手な考え方かもしれませんが、そういう意味合いで、この時期にやるのが一番いいだろうということで、今回は機は熟したという表現を使わせていただきましたけれども、村民の意識も、そして我々行政もそして沖縄県も恐らくそうなってくれるものだと信じて、邁進していきたいなと思っております。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　ありがとうございます。そういうようなことで、今回これまで昭和年代から引き継いできた土地の利用について、大幅な見直しができる可能性が出てきたということは大変、いいことなのかなと思っております。ただ、やはりそういうものを策定したときには、また将来にわたって、長く言えば20年も30年もそういう土地利用についての規制が、ずっと変わらずに行われるわけですので、そこら辺についてまた住民のコンセンサスを得るという意味で、細かな住民への説明とか資料の提供とかが必要になってくるかと思います。そこで所信表明で出た段階ですので、細かなプロセスというのはないかもしれないんですが、大体大まかなことで結構ですので、大体この時期にはこうだなというふうなことと、どういう項目がどう進むというふうなことがあれば、少しお聞きをしたいと思います。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

議員がおっしゃるように細かなスケジュールはこれからですが、すぐできるもの。まずは県への要請、これは北中城村の新垣村長ともしっかり話をしているところでございますし、北中城村も一緒になって、そしてまずは両首長の意思表明と申しますか、それをしっかり県にお伝えをして、それから地域住民の方々の協力も得ながら、これが総意だということを知らしめるといいますか、村民大会だとか、いろいろなやり方がございますけれども、そこをやらしていただきながら、そして今議員がおっしゃる、では今後どういう形になっていくかというのは、大まかな話をさせていただきますと、その都市計画区域の変更によって先ほどおっしゃった地域の方々で、我々で、この地域の将来像を描けるようになると。これが、おらが村の発展は私たちに任せてくれないかという理念のもとに、地域の住民の皆さん方とこうしてやっていきたいというのを話し合いながらつくれるという、大きなメリットがございます。ですから、土地の選択肢が広がれば地域の皆さん方と一緒になって地域をつくれるというメリットがございますので、一生懸命やっていきたいなと思っています。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　大まかなスパンでも結構なんですが、例えばそのこれまでのよそで行われてきたそういう見直しについて、例えば３年で大体どうなったんだとか、５年でどうなったんだとかというふうなことがございましたら、お願いいたします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

今回の都市計画の移行という言葉を使いましょうか、移行は沖縄県では初めてでございますので、過去に例がございませんので、タイムスケジュール的なことは相手もあることですから、ここでお話はできませんが、私の頭の中ではもう一、二年でめどを立てないとこれはだめだと思っております。その一、二年でめどを立ててしっかりそれに向かっていこうということが一つと。ある意味背水の陣で頑張っていきたいぐらいの気持ちでやっていこうと思っていますし、また一つの例で言いますと、南城市のほ

うが都市計画区域を新たにつくりました。これは我々のものとは全然違う形ではございますが、例になるのかわかりませんが、私の記憶では恐らく８年ほどかかったと思います。新たなものをつくり出すものと、我々みたいにあるものに移行していくものとは、やはり年数的には違うと思いますので、私は８年も10年もかけてということではなくて、県とはここ数年でしっかり勝ち取りたいという表現が当たっているかわかりませんが、そこに向けて頑張っていきたいなと思います。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　ありがとうございます。村民のために最大の努力をしていただいているのが、行政、それから村政を預かる者の勤めだというふうに思います。今回の見直しが多くの村民の皆さんの支持を受けて、そして実現をして村民の生活の向上に資するものになるよう期待して、大枠１番の質問は終わりにいたします。

会計年度任用職員の件で質問事項の大枠の２ですが、村民のために働いている職員がより働きやすく快適な職場環境をつくることが求められていると思います。働き方改革とかいろいろなことが言われているんですが、いろいろな職場、職種の中でいろいろな改革が行われてきていることがよくテレビでも紹介をされています。私たちの村のために村民のために働く、現在、嘱託とか、いろいろな名称で呼ばれながら非正規の方々が働いているんですが、今回この制度の改革、会計年度任用職員制度のフルタイム制とか、あるいはパート制とかの導入について不利益を受けて、仕事に対する情熱がそがれていく、失われていくという状況にならないようにすることは大変基本なことだと思います。今回の改正によって、いわゆる雇いどめというふうなことで、これまであった仕事につけないという状況が出てくる可能性があるのかなということで心配をしておりますが、その懸念について、質問いたします。お願いいたします。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

雇いどめ等の心配をされるというふうなことの御質問ですが、会計年度任用職員制度の導入によりまして、職員等の給与が正規の職員の給与、そういうものを参考に制度設計を進めます。さらには待遇面におきましても、例えば健康診断であるとか、休暇であるとか、あるいは期末手当であるとか、そういうもろもろの手当というのも措置されることになっております。ですから、これまでよりも待遇的には十分改善されるものと考えております。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　改正される地方自治法第203条の２第１項及び第４項の規定で、この会計年度任用職員の方々についても期末手当の支給について記述がされておるところでございますが、当然、人件費の予算に占める割合が先ほど8,000万円ぐらいというようなことで伺っているんですが、そこで先ほど申し上げましたように、ちょっとこの人数を抱えることが非常に難しいというふうなことから、雇いどめの懸念がないのかというふうな質問をしたことなんですが、現在200名余りの方が働いていらっしゃる状況で、全ての皆さんをそういう会計年度任用職員制度に基づいて、フルタイムあるいはパートというふうなことで振り分けて雇用できるのかということを、予算との関係でお聞きしたいと思います。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

先ほどの答弁と重複しますけれども、現在臨時職員、非常勤職員、それから嘱託職員を含めて220名であるというふうなことで答弁をいたしました。その中のフルタイムで任用されている職員が160名でございます。160名について試算した結果が8,600万円余りだというふうなこ

とで考えております。ですから220名のうち60名につきましては、フルタイムではない臨時職員等であるというふうなことで御理解をお願いをしたいと思います。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　160名の方がフルタイムの任用職員になるということで、その予算的なもので8,600万円ということですが、これは平成31年度のことではなくて、平成32年度のことではあるんですが、見通し的にはそれで十分いけそうなのかということをお聞きいたします。その額を含めてですね、予算が大分窮屈になるのかということを含めてお尋ねいたします。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

現在、フルタイムが160名おりますけれども、160名全てをフルタイムの会計年度任用職員に移行というふうなことはまだそこまで決定しているものではございません。もちろんフルタイムでやった場合は、先ほどの答弁と重複しますけれども、8,600万円これまでよりも増額になるというふうなことは事実でございます。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　休憩お願いします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時５８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時５８分）

○議長　新垣博正　再開します。

安里清市議員。

○１番　安里清市議員　そうですね、平成29年、平成30年度においては、一部の嘱託の方とか、臨時の方の人件費が執行されなかったことについて、今回、会計年度任用制度に伴って発生すると思われる、その要するに採用したいけれども、採用ができないとかということがこれからどんどん多くなってくるのかなというふうに思っているんですが、どうも村の皆さんの働きかけは一生懸命やっていらっしゃると思うんですが、何かそこら辺で来ていただくような方策というんでしょうか、そういうところもっと何かないのかなということを思うんですが、そこら辺についてお聞きしたいと思います。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

会計年度任用職員制度につきましては、ほとんどの市町村において、その待遇等については同一になるんだろうというふうなことで考えております。我々も当然、期末手当も支給しますし、他市町村においても期末手当が支給されます。村の魅力を訴えていって、中城村役場に勤めてもらうと、そういう努力も必要ではないかというふうに考えております。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　そうですね、働く側にとって何のために働くのというのは当然、給料報酬、待遇、いろいろなことがあるかと思いますが、その村に対する愛着というものが非常に重要なウエイトを占めるんだろうと思っております。なかなかそういうところまで理解していただいて、中城村に来ていただくというのは難しいところがあるのかなと思うんですが、また、なお一層頑張って先ほど申し上げましたように、組んだ予算の執行ができないということがないように頑張っていただきたいと思います。

今回、この制度の変わり目ということで、まだ時期も早いのかなというところではあったんですが、今回質問した趣旨といいますか、目的が村民の不利にならないように対応することを求めたいということと、また、役場で働いていらっしゃる方々もみんな大切な村民ですので、そういう方々に不都合な体制にならないようしっかりとした対応と準備を希望したいということで、質問をいたしました。そこら辺について少し何か思うことがあれば、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

もちろん村民へのサービス、それが一番重要でございます。そのために我々職員も常日ごろから業務を行っているところではありますが、現在の正職員121名では現在の住民サービスを行うことがまずできない状況でございます。その分、臨時職員あるいは嘱託職員等に村の業務を担ってもらっているのは事実でございます。ですから、中城村役場で働いていただいている臨時職員に対しても、もちろん感謝の気持ちは持っていますし、今後とも勤めていただけるよう村としての努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　財政的に大変全ての方々をフルタイムの雇用にやっていくというのは、厳しい状況なんだろうとは思いますが、努めてこれまで頑張っていらっしゃるフルタイムの160名の方々及び嘱託及び臨時でやっていらっしゃる方々が希望を持って働けるよう、また当局の頑張りを期待したいと思います。

続いて、大枠の３について、御答弁をお願いいたします。県道35号線が宜野湾市から奥間のほうまで通っておりますが、これの状況についてですね、車道と歩道を分けるラインが引かれているんですが、この歩行者側のほうに反射板を設置をされて、これは近年のことではないんですが、どうもこの反射板が設置されて、狭い歩道部分がさらに30センチほども狭くなってしまっている。何名かの区民の方が、この反射板につまずいて転んだとの話もあって、これはちょっと大変だなと思っていたんですが、なかなか要望するようなことがなくて、今回、そういうお話をさせていただきますが、これらは道路の安全のためにつくられた反射板だとは思うんですが、設置をする際には何の説明もなかったと記憶をしております。現状は歩行者優先の交通安全とはほど遠い、車優先の状況になっております。

そこで細目の①についてお伺いしたいんですが、このようなものを設置されるときに管理者の県と村と相談をする、あるいは県から土木事務所あたりから、こういうのがつくりたいんだというふうな通知があるのか。もしそういうことがないというんだったら、これは村民の安全・安心を図る立場として、何らかのそういう相談とか、何か通知とかをもらってしかるべきだと思うんですが、そこら辺について見解をお願いしたいと思います。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　お答えします。

県道の35号線につきましては、大分前だと認識しております。村との協議があったかどうか、ちょっと確認できておりません。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　ありがとうございます。今後のことも含めて、こういうような何か情報を、いろいろなことで土木事務所との協議をされながら、都市建設課においては仕事をされている状況はお聞きしておりますので、こういう話もあったんだが、どんなだったのということは、ぜひまた今後聞いていただきたいと思います。

②に進めますけれども、この県道の旧ひよこの家保育園の３差路から奥間方向に向けて新垣の集落内を通過して、ハンタ道の入り口に至る県道ですね、これはこの地区としてはメーン道路になっておりますが、今、護佐丸バスの運行があって、バスの停留所が区民館のほうになっております。どうもこのバスを利用される方がそのガードレールもない、そして歩道には反射板がぽつぽつと10メートル置きぐらいに設置されているような歩道をひよこの家保育園あたりの方も全部その区民館のほうまで歩いてこられる。非常に危険な状態があるわけでございます。

そういうようなことで現場状況を直ちに確認をしていただいて、早期な対応を中部土木事務所にも求めてもらいたいと思いますが、対応についてお伺いしたいと思います。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　お答えします。

現場のほうは担当者と一緒に確認をいたしました。議員さんがおっしゃるとおり子供たちの通学路に使われているということで、安全対策が必要な箇所はあると考えております。中部土木事務所の維持管理班に電話連絡し、現場の確認をさせて対応を求めたいと思います。

また、来年度５月には中部土木事務所との意見交換会、７月には沖縄県土木建築部との行政懇談会がありますので、そのときにも要望していきたいと考えております。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　そうですね、係り同士のお話の中に地元の者が入っていくということが適当なのかどうか、よくわからないところがあるんですが、必要でしたら私も呼んでいただいて、ぜひこれ解決をしないと事故が起こってからでは遅いというふうなことを思っております。非常に見た目では緩やかなカーブに見えるようなところが、大きく見ると約90度に曲がっているというふうなところもありますので、そこら辺について、また一緒に協議をさせていただいてお願いをしたいと。

この厳しい交通戦争と言われているような状況で、今この新垣の区内で交通事故で亡くなられた方がゼロだそうです。車が走り始めてからですね、そういうようなことがあって、区民の方々もひそかに誇りにしているところですが、今後もまた交通安全に心掛けていきたいものだと思っております。ぜひこの要望をなされて、先ほど申し上げました反射板の適正な配置、それからガードレールの設置、それから側溝のふたの件ですね、実現させていただきますよう、また強力な御要望をいただきますようお願いいたしたいと思います。以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長　新垣博正　以上で、安里清市議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１２時１１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３０分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして石原昌雄議員の一般質問を許します。

○６番　石原昌雄議員　皆さん、こんにちは。午後一番で一般質問をさせてもらいます。議席番号６番、石原昌雄。一般質問を行います。

平成31年度の施政方針が示されました庁舎建設などの継続事業に加え、新しい事業の提案もなされ、同時に予算案も一般会計で88億円を超える規模となっております。また、沖縄振興特別推進市町村交付金、いわゆる一括交付金の本村配分額も２億8,000万円の事業もあり、満額以上の計画で取り組んでほしいことを念頭に置いて、通告書のとおり質問をいたします。

大枠１番、役場職員の不祥事と法令遵守について。昨年の年末に起こった、役場職員の不祥事はとても遺憾なことです。休職中とは言えども、公務員としての身分があるのでその行動に責任を持つべきです。また、法令を守るべき立場があり、日常生活や勤務時間中の業務においても、常に意識しなければなりません、役場庁内における、法令遵守や規律違反防止の取り組みを尋ねます。①今回の不祥事についてどのように捉えているか。②村長として、村民や県民に対してどのような形で謝罪を行っていくか。③職員に対して犯罪防止をどのように指導教育をしていくか。④役場としてコンプライアンス（法令遵守）についてどのくらい重きを置いているか。

大枠２番、中城村観光協会設立について。この件については昨年の予算案で修正否決され、今回再度の提案となっていますが、これまでの課題の解決や今後の見通しについて聞きます。①設置の目的は。そしてなぜ今の時期か。②補助金の主な内容は。③観光協会の主な業務はどんなものか。④村民は、観光協会にどのような形でかかわれるか。⑤今後、村として観光地や観光関連の開発をどのようにして行っていくのか。

大枠３番、新庁舎建設の進捗状況について。平成30年度で新庁舎の着工となりました。そして、2020年には完成し、新しい中城村の顔となり、村民サービスも充実するものと期待します。そこで、新庁舎建設に関し次のことを質問します。①子育て支援の充実があげられており、今後は多くの子供連れが役場に訪れるものと考えます。新庁舎内のフロアーに授乳スペースなどの配慮はありますか。②新庁舎内において、ミニイベントやミニ展示会のできるスペースの確保はできますか。③新庁舎敷地内で福祉団体等が行う販売スペースの確保はできますか。④新庁舎のペイントカラーは決まっていますか。役場名の記述も予定していますか。⑤新庁舎建設で、住民が参加できる計画はありますか。よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠１番と大枠３番につきましては総務課のほうでお答えをいたします。大枠２番につきましては企業立地観光推進課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは御質問の大枠１の②村長として、村民や県民に対してどのような形で謝罪を行っていくのかでございますけれども、今回の事件につきましては、まず警察からの一報を受けまして、翌日には新聞を通じおわびを申し上げました。また１月７日には本村のホームページに謝罪文を掲載いたしました。そして１月16日に開会しました臨時議会におきましては、冒頭で村民並びに議会に対しおわびを申し上げました。今後は二度とこのような不祥事を起こさないよう職員の教育を徹底し、失った村民の信用を取り戻すべく、職員一人一人が誠意と責任を持って業務に取り組んでいくことこそが村民や県民に対する謝罪になると考えております。しっかり心折れることなくしっかり指導徹底をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　職員の不祥事と法令遵守についてお答えいたします。

御指摘のとおり、率先して法令を遵守すべき立場にある職員が、公務員にあるまじき行為により逮捕され、村に対する信頼を著しく損なう結果となってしまったことにつきまして、村民、並びに関係者に対し、改めて、心よりおわびを申し上げます。職務上はもとより、職務を離れた私的な時間においても、公務員として村民の信頼や期待を裏切るような行為は、厳に慎むべきであると考えております。

次に、犯罪防止の指導教育についてお答えいたします。これまでも定期的に服務規律の徹底や綱紀の保持についての文書を発出し、職員の意識向上を図ってまいりました。今後も必要に応じ、村長講話、公務員倫理研修を実施するなど、職員に対する指導教育を地道に繰り返していくことが必要であると考えております。

次に、コンプライアンスについてお答えいたします。コンプライアンスは、公務員である、ないにかかわらず、また、全ての職員、職場、全ての方が実行しなければならない、当然のルールでございます。とりわけ、公的機関である役場やその職員は、さらに高次の倫理観や規律が求められているものと認識をしております。

次に、新庁舎建設の進捗状況について、５つ

質問がございました。一括して答弁いたします。まず新庁舎建設基本計画における基本理念で、村民にわかりやすく、利用しやすい庁舎。人にやさしい庁舎。村民に親しまれ、愛着の持てる庁舎などが、掲げられております。このようなことから、新庁舎の１階部分に、授乳室や小さいお子さんが利用できる「キッズスペース」を設けております。また、住民が気軽に集い、村の情報を共有したり、展示やイベントスペースとして活用できる「多目的ホール」も設けております。福祉団体等による物品販売ができるスペースにつきましては、特に確保はしておりません。しかし、庁舎のひさしが1.5メートル、最大で2.5メートルございますので、そのスペースの利用や、多目的ホールの一部を使用して物品等販売は、可能であると考えております。新庁舎の外観のカラーにつきましては、白をベースにしております。一部につきましては、石目調になっております。また役場名については、建物本体並びに村道当間前原線からの正面出入り口に表記したいと考えております。新庁舎建設を進めるに当たりましては、村内の各種団体の長の参加による建設検討委員会におきまして、建設場所や基本計画、基本設計等について議論を行ってまいりました。また、検討委員会での検討事項や実施設計の素案については、広報誌、本村ホームページを通じ公表。またパブリックコメントを実施し、村民が計画に参加できる機会を設けてまいりました。このようなことから今後におきましては、特にこのような機会を設ける予定はございません。

○議長　新垣博正　企業立地・観光推進課長比嘉　保。

○企業立地・観光推進課長　比嘉　保　では石原昌雄議員の大枠２の質問について答弁いたします。

大枠２の①について。中城村観光協会は、村民、事業所、団体、行政がそれぞれの立場で手をつなぎ、農業、商業、工業など業種の枠を超え、世界遺産中城城跡を初めとした豊かな自然や景観、文化、歴史、産業、技術などの魅力ある資源を活用し、観光事業の振興を図ることにより、中城村の魅力を高め国内外の人々との交流を促進し、もって地域文化の維持及び地域の振興発展に寄与することを目的としております。また、この時期での設立については、沖縄県に来られる観光客数が、右肩上がりとなり沖縄県の観光振興基本計画も上方修正されるなど、沖縄県での観光産業などの事業に取り遅れることのないよう、この時期に設立いたします。

②についてなんですけれども、補助金の主な内容については、観光協会で働く事務局員の人件費となります。

③についてなんですけれども、観光協会の業務としては「中城村へ来訪される方をいかにして増やし、また楽しんでもらえるか」をテーマとして、イベント等の企画や受け入れの計画・準備・行動となります。

④について、村民の観光協会への携わり方としては、各種団体を初め、各イベントへの住民の参加だけではなく、活躍を期待しております。来訪者との交流人口を増やし、村民全ての方々が参加できるイベント経営を目指してまいります。

⑤について、設立当初は中城城跡を中心とした事業を計画していき、県営中城公園の利用なども含め現在立地している施設の利用を含めてまいります。今後どのような関連施設等が必要か検討を行い施設開発が進めればと思っております。以上です。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○６番　石原昌雄議員　答弁いただきましたけれども、これからまた再質問をさせていただきます。順を追って再質問をします。

まず大枠１番と２番についてですけれども、役場職員の不祥事がマスコミ等で報じられた場

合のショックはもう大変なものでありました。報道のあった数日後に一村民の方からも電話の問い合わせがあって、その詳細についていろいろ聞かれたところであったんですけれども、私のほうもマスコミの資料でしか知っていなくて、返事に困ったところではありました。この方の要望としては、何らかの形で村民や県民に村長が謝罪するようなことということで要望をされていました。私も既に月日は過ぎてはいますけれども、処分等の決定がなされた後に再度速やかに村の広報誌などで謝罪などのこと。そして、今後の対策などについても、再度やってもらいたいなというふうに考えますけれども、広報誌等についてはどんなでしょうか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

謝罪につきましては、先ほど村長から答弁がありましたとおり新聞紙上を通じての謝罪と。それから村ホームページを通じての謝罪。さらにはこの場、議会における村民並びに議員に対する謝罪を行ってきたところでございます。処分が決定した後につきましては、現在は広報誌を通じての謝罪というふうなことはまだ考えておりませんが、必要に応じ検討していきたいと考えております。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○６番　石原昌雄議員　そういうことで村民としてはホームページについては、例えばもう見ることもできる方もいらっしゃるけれども、そうでない方もいらっしゃると思うんですけれども、広報誌等々については、結構普通の世帯で見ているものと思うので、何らかの形でやってほしいと思います。

次、③についてですけれども、この犯罪防止等といっても多岐にわたっていきますけれども、個人個人でしっかり守っていくべきこの法令遵守事項は個人でしかできないところは確かにあります。しかしながら、事業所ぐるみであるいはこの役場全体の取り組みとして安全防止につながることをやっていかなければならないと思います。現在は例えば年末年始で村長の訓示等、講話などがなされていると思うんですけれども、職員の綱紀粛正の徹底にはもっと力を入れるべきだというふうに考えます。そこで今、年間を通しての取り組みをやってもらいたいと思います。その時期時期を見計らっての村長講話等もあるんですけれども、常日ごろからの実践をやってほしいというふうに思っています。例えば事件・事故の一般的な多くは飲酒絡みとかがよくあります。こういうものについての役場の例えば飲酒絡みの事故防止等について、役場の取り組みがあれば教えてください。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

綱紀粛正、服務規律の徹底、これは当然のことでございます。役場としましては、質問の中にもありましたように、村長に毎年訓示をしてもらっています。直近で言えば平成30年12月25日に全職員に対しまして、３回に分けて村長から訓示を行ってきたところでございます。にもかかわらずこのような不祥事が発生したということにつきましては、大変心苦しく感じているところでございます。

平成30年７月に職員不祥事再発防止行動計画を策定いたしました。その策定計画につきましては、全職員に配付するとともにチェックポイントとして職場における注意事項あるいは私生活における注意事項、そういうことも含めて職員には徹底してきているつもりでございます。二度とこのような不祥事が起きないように、さらなる教育を徹底していきたいと考えております。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○６番　石原昌雄議員　このような形でぜひ取り組みを引き続きやってほしいと、このように事故防止の策定も実際にやり始めているという

ことですので、ぜひ内容も毎年検証しながら充実をさせてほしいと思います。多くの企業や事業所では、毎日のアルコールチェックをする取り組みもしていると思います。役場でも例えば公用車の運転とかがある現場職場もあると思うんですけれども、こういうふうに日々のアルコールチェック体制ができないか。各課においてその機器の用意をしたりして、日常の中から一番わかりやすい取り組みとして、アルコールチェック機器などを各課でできないか伺います。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

各課において、チェックができるような体制を整えていきたいというふうに考えております。ただ、職員のほとんどが自家用車で通勤しておりますので、職員に対しては職場のみならず、各自宅においてもそういうチェックをするように指導はしたいと思います。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○６番　石原昌雄議員　そのように取り組みやすいものからどんどんやっていかなければ、いきなり頭の中だけで、この法令遵守とかといったところでなかなか難しいところがあるんですよ。ですから今事業所でも特に車を運転する職場等々については、これはその本人のみならず会社全体のものにもかかわってくるわけですから、このチェック機能検査器とか、そういうのをそんなに大きな予算ではないかと思うんですが、各課においてやって、そして積極的にこのチェックを入れながら、この進めていってほしいというふうに思いますので、それを合わせてよろしくお願いします。

次の大枠２番のほうの中城村観光協会の設立について伺いますけれども、今回の観光協会の設立における取り組みは、中城村にとっても有益なものと考えてはいます。本来の手続きが省略されているように感じますので、本当にちょっと残念だと思います。というのは、今回のものは実行委員会などのほうに補助金を出すパターンのやり方になっていると感じます。ぜひ今後はそういうシステムはちゃんとした形で補助金団体は補助金団体という確立をさせてから、しっかり財政を手当をするという流れに持っていってほしいと思います。この観光協会は外部団体でありますので、行政が今後直接的にかかわれるものではないと思います。先ほど村長もありましたけれども、本村における観光振興などの分野ではこのような組織がなくて、他市町村の観光に関する取り組みが進められませんでした。この機会に村民も一緒になってできる観光の取り組みとして、この観光業界の設立は私としては期待しております。詳しいことについては答弁いただきましたし、先ほどの答弁にもあったので、その点は終わります。

次に、大枠３についてです。大枠３についてはもう既に御存じのように随時工事も進んでおりまして、一日も早く完成してほしいという期待をしているところです。村民についてもやはりいつできるのという期待のほうが、今大きいものだと思っております。その中で一番最後の⑤の中で書いたのは、実はたとえば護佐丸歴史資料図書館では壁面に児童・生徒の作品が貼られたり、そういう工夫もあったんですけれども、そういうふうな村民がソフト的な形で参加できるものというのはちょっと考えられなかったでしょうか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

先ほどの答弁は、基本計画あるいは実施設計においての村民の庁舎建設への参加ということで答弁をいたしました。今の質問につきましては、どちらというと完成後、今後のことだというふうなことで認識をいたします。そういうことからしますと、今後、完成に向けての村民の参加、何らかの形で村民が庁舎建設に手伝いができるような、そういう体制がつくられるので

あれば検討したいと思います。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○６番　石原昌雄議員　実際にその建物とか、その敷地とかいろいろな場所に出して、例えば記念植樹の何かイベントとか、そういうのが村民でできるとか、もっと役場が村民の近くになるようなイベントとしてさらなる何かがあるだろうと思われますので、それもぜひやってほしいと思います。そして、先ほど庁舎については白を基調にしたということでありましたけれども、そういう部分も含めて例えばごさまる君キャラクターを壁にどうにかできないのかとかも希望します。もう一つは、役場の名称とかほかにも電光掲示板とかね、そういうのを活用したその役場のアピールといいますか、電光掲示板によって、もっと目を引く形での取り組みもあるのかどうか、ちょっとお願いします。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

キャラクターを庁舎にというふうなことは、突然の質問で、まだそこまで検討しているわけではございませんので、この場においてできる、できないの答弁は差し控えたいと思います。それから電光掲示板につきましては、どちらといえば役場というよりは村民に対する広報、周知としての電光掲示板の必要性は非常に感じております。その電光掲示板につきましては、役場庁舎に掲示したほうが村民がより情報を入手できる体制なのか。あるいは国道329号沿いに設置したほうがより効果があるのか、その辺も含めまして今後検討したいと思います。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○６番　石原昌雄議員　新庁舎ができると４階建てですよね。国道329号から一番高く見えると思うんですよね。ですからその面ではまたとないチャンスだと思いますので、ぜひそこら辺を検討に入れてください。村長、ぜひ護佐丸キャラクターをお願いしますよ。

次に、新庁舎周辺の道路整備についてですね、今余り見えてこないんですけれども、その道路整備についてとか、案内標示についてのちょっとした考えがあればお願いします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１３時５９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時００分）

○議長　新垣博正　再開します。

総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

現状の当間前原線が非常に傷みがひどいといいましょうか、現在道路がでこぼこの状態になっています。その部分については、当然今後交通量がふえることが予測されますので、そこの改修は行う予定です。それから吉の浦線につきましても若干の拡幅工事を行う予定となっております。

役場の案内表示につきましては、国道329号沿いに役場あるいは歴史資料図書館、吉の浦公園、こういう案内表示ができるかどうか、国道事務所に要請することも検討したいと思います。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○６番　石原昌雄議員　ぜひ案内板については、関係機関と調整してやってほしいと思います。完成がまだだなということではなくて、あっという間に来ますので、早目早目の申請といいますか、手続といいますか、そういうところが必要かと思いますので、配慮してほしいと思います。

きょうは３項について質問しましたけれども、今回で最後になる津覇課長、そして義人課長、大変お疲れ様でした。また、別の機会で別のところでも活躍をしてください。一般質問を終わります。

○議長　新垣博正　以上で石原昌雄議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１４時０２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時１３分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、屋良照枝議員の一般質問を許します。

○４番　屋良照枝議員　皆さん、こんにちは。議席番号４番　屋良照枝です。本日４番目です。通告書に従って一般質問をいたします。

大枠１番、平和行政教育の推進について。①施政方針の歴史文化と平和行政において中城村戦跡マップを作成いたしますと述べられましたが、その進捗状況をお伺いいたします。②沖縄戦調査、聞き取り調査はどこまで進んでいるか。③児童、生徒への平和学習の取り組みはどうなっているか。

大枠２番、学童保育について。①村内で学童保育を行っているのは、何箇所ですか。②両小学校における学童保育の実態はどうなっていますか。答弁をお願いいたします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは屋良照枝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては教育委員会。大枠２番につきましては福祉課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、大枠２番の学童保育についてでございますが、議員も御承知のとおり本村におきましては、保育の特に待機児童の問題がございまして、それをいかにして解消するか。イコールこの実は学童保育の待機。待機学童と呼びましょうか、それの問題も出てくるのではないかという懸念がございまして、担当課のほうには議員がおっしゃるその実態把握も含めて、もし今後出てきたときの対処はどうしていくのか、受け皿をしっかりやっていく方策もあるのかも含めて今検討させているところでございます。以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　大枠１の③の児童、生徒への平和学習について、とても重要なことだというふうに考えております。各学校では学校経営計画に基づいて計画的に平和学習を実施をしています。また、次年度は村内の４つの小中学校の全ての教諭を対象に、平和学習を実施する際の指導法に関する研修会を行います。講師を招いて平和学習の指導方法に関する研修会を、摩文仁等の現地に出かけていって一日中フィールドワークを実施する計画を進めているところです。そのことによって教師の知識を豊富にすると同時に指導力の向上を図り、平和学習の充実を努めていきたいというふうに考えております。

①と②については生涯学習課長のほうから。③の詳細については主幹のほうから答えさせます。以上です。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それでは屋良照枝議員の御質問大枠１の①と②についてお答えいたします。

①についてです。戦跡マップは平成31年度の事業として作成する予定で、現在はそのための調査、情報収集を行っているところであります。また、この戦跡マップは、平成30年９月29日と平成31年２月24日に実施しました、中城村の戦跡めぐりで参加された方々からの意見も参考にしながら作成する予定であります。

次に、②についてでございます。中城村沖縄戦調査事業は、平成28年度から各字で聞き取り調査を年次的に実施しております。平成31年２月末現在で中城村関係者からは187人、そして平成30年度に熊本県で疎開調査を実施いたしまして、そこで現地の方々約20人の方々からの聞き取りを行っております。平成31年度は、南浜、北浜、浜での調査を中心に聞き取りを実施する予定でございます。以上です。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　大枠１の③児童、生徒への平和学習の取り組みについてお答えいたします。

毎年、５月と６月に平和教育月間等を設定し、絵本や写真資料を用いた読み聞かせを行ったり、戦争体験者を講師としてお招きし、戦争の悲惨さや平和の尊さなどを語る集会を行ったりしております。また、各校の図書室や廊下等においても、パネル資料の展示や戦争・平和に関する多くの関連図書を紹介したり、平和祈念公園への校外学習や総合的な学習の時間における調べ学習等も行ったりしております。以上です。

○議長　新垣博正　福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　大枠２の①についてお答えいたします。

村内の学童クラブは、９カ所で、利用者数約530名で学童保育を行っております。②につきましては、津覇小学校、中城小学校にて、余裕教室などを活用した学童クラブの運営が行われております。津覇小学校では保護者会が運営している、つはっ子学童クラブがあり、現在約60名の子供たちが利用しております。中城小学校では、個人事業者のひだまり学童ＣＬＵＢが運営しており、約70名の子供たちが利用しております。

○議長　新垣博正　屋良照枝議員。

○４番　屋良照枝議員　ありがとうございました。それでは大枠１番、平和行政教育の推進について再質問いたします。

村長の施政方針の歴史文化と平和行政において述べられておりますが、読み上げます。「戦争の記憶を歴史の波に埋もれさせることなく、豊かな平和社会の実現に向けて一人一人が学び、次世代へ正しく継承していく取組みとして、平和企画展の開催や、村内の中学生を対象とした平和学習交流団の派遣を行い、戦争の実相と平和への理解を深め、それらを継承する先導的役割を担う人材の育成に努めます。さらに沖縄戦調査として、これまで村内や疎開先の熊本県における聞き取り調査を実施し、記録を蓄積してまいりました。沖縄戦体験者が年々高齢化している中、聞取り調査を早めるとともに、戦跡の分布調査、文献資料の収集など記録として残し、大人だけでなく次世代の子供たちに平和を学んでーもらう助として、中城村戦跡マップを作製いたします」と述べられております。

その進捗状況をちょっとお伺いいたしましたけれども、先ほど教育長のほうに平和学習の指導を学校の先生方を摩文仁でとおっしゃいましたが、村内に関しての学習方法とか、そういうことに関してはお考えはないですか。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　現在予定しておりますのは、先ほど教育長からありましたように中城村の全職員、全教員を連れて、摩文仁のほうに行く予定です。村内に関しましては、通常の授業、道徳や特別活動等におきまして、近くを行くような校外学習等もありますので、改めて村の中の学習を統一しているのではなくて、全県的なものを取り入れようということで、夏休みの８月１日に予定しております。以上です。

○議長　新垣博正　屋良照枝議員。

○４番　屋良照枝議員　わかりました。それでは去る２月23日に生涯学習課で第２回の戦跡めぐりで南上原の件がございました。そのときに参加をしたものですから、そのときの感想とそれからちょっと内容を再度確認いたします。

案内文はこうです。「生涯学習課では中城村の沖縄戦に関する調査研究を行っており、この事業の一環として教育や生涯学習の現場で活用できる戦跡マップの作成を計画しています。この戦跡マップに村民の意見を反映するため、村民向けの戦跡めぐりを実施いたします。今回は村内でも特に多くの戦没者を出した南上原区をめぐります。この地域でどのような戦闘が行わ

れたかを解説し、住民が犠牲になった背景を参加者とともに考えます。村内にお住まいの方々の戦跡をめぐり、村民の視点からの意見や感想をいただき、戦跡マップづくりに反映させたいと考えております」。

９月23日土曜日に実施されました。内容のコースはこうです。中城社協内にあります平和の波、老人センターの横にありますが、5,145名の刻銘がされ、字ごとに屋号もつけて名前が刻まれております。そして、北上原高地レッドヒル通称161.8高地、そちらを回り南上原のトライアングルヒル農産物直売所周辺を回り、糸蒲公園の155高地、そして琉大文系総合研究所、そちらのほうを回っていくコースを先日参加いたしました。近くのところに屋号中普天間は日本軍の宿舎として使われた。今は爆撃されて残っているのは港川氏で立っている門柱だけです。そこには戦前に掘られた中普天間という文字が刻まれています。そういったものを見てまいりました。村内の中にとても沖縄戦にかかわるとても重要なものがより多く残っているんです。そういった今も残っている戦争の痕跡を見てまいりました。20名の参加に村民は４名ほど。残りは琉大の学生、先生などでした。もっとたくさんの村民に参加してほしかった。特に生徒の方に聞いてほしかったとつくづく思って、大変いい勉強をさせていただきました。

改めてお聞きいたします。村民への聞き取り、戦跡マップについての聞き取り調査の、もうちょっと具体的な内容をお聞かせください。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　お答えいたします。

戦跡調査の具体的と申しますが、先ほど人数のほうはトータルで180人ということでございます。これは各字別に伊集から18カ字いての人数は回っていて、その中で最も多い場所とか、最初に始めた伊集、和宇慶、北上原等については20名を越した調査もしております。その対象となる聞き取りの相手方のほうが御承知のとおりかなり御高齢になってきておることも現実もありまして、調査を急ぐということで今回、南浜、北浜、浜を調査いたしまして、平成31年度にはこれまでの調査した一定の成果展というのを、また護佐丸歴史資料図書館のほうで約１カ月、時期を今検討しているところではございますが、その中においてもこれまでの調査に至った展示物も含め、証言集も若干紹介できるものと思っております。

○議長　新垣博正　屋良照枝議員。

○４番　屋良照枝議員　わかりました。今年度で聞き取りを終わって、その企画展は催されますか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　先ほど答弁したとおりです。今年度で一定のこれまでの成果展を実施し、またできましたら今回の部分でできなかった部分については、また平成32年度もぜひ展示会は実施したいと、成果展は実施したいと考えております。

○議長　新垣博正　屋良照枝議員。

○４番　屋良照枝議員　わかりました。戦後70年余り本当に残り少ない戦争体験者です。私の母は昭和８年生です。もう亡くなりましたが、沖縄戦のときに熊本に疎開しておりました。その話を私にしてくれたのは、娘でありますが、私が結婚して子供ができて、10歳になった孫を見て話してくれました。それまで疎開していたことも戦争の話もさほどいたしませんでした。「私、これぐらいのときに熊本に疎開していたの。寂しかったこと。行きたくなかったこと。兄弟で一人だけ疎開させられたこと。泊から８名行ったこと。疎開先で一番怖かったのは沖縄から手紙が届くこと。親は字が書けないから手紙は家族に何かあったとき。亡くなったことを知らせるもの。だから沖縄からの手紙が来るのが一番怖かった。死ぬなら沖縄に帰って死のう。

そう思って帰ってきたこと。実の兄が軍で戦死していること。父の兄弟は８名いて、残っているのは３人だけ」。本当に娘ですけれども、語ってくれたのは本当に数少ない私も親になって孫を見て、初めてその話をしてくれました。語ってくれる者は本当に口が重く、聞き取りも大変だと思いますけれども、ぜひ本当に高齢になっていますので、聞き取りを強めていただいて、内容を確認していただきたいと思います。中城村内でも上地区と下地区では情勢は違っています。先日、南上原の上地区を見まして、上地区は日本軍の陣地として使われて住民は追い出されました。でも下地区は壕や墓に入って身をひそめてじっと過ぎ去るのを待っていたということです。どうか十分な聞き取り調査をして住民の声をしっかり残してほしい。上地区のレッドヒル161.8高地、ここをぜひ残してほしいし、知らせてほしいです。きちんとした住民の聞き取りをしてください。

あの陣地がつくられる昭和19年、戦争の前の年には多くの北上原、奥間の区民が動員され、陣地構築にかかわっています。特に印象に残っているのは地雷源を埋めていた作業を中城の人にさせられたこと。その場所を日本軍が踏まないように印を村民がつけていたこと。そして、鉄条網を張るときに材木を建ててつくられていきますが、その材木は奥間自治会が何かあった場合に雨が降ったときに土留めをするために買っておいた材木を軍隊に取られて、そのまま使われたという証言もあります。私も聞きました。

また、泊においては住民が壕に避難して米軍に囲まれたとき、一人のハワイの帰国子女の少女によって、ただ英語がしゃべれるということで、壕の中にいた彼女は勇気を持って、アメリカ軍の前に出て、ここにいる人は住民のみで武器を持っていない。戦うつもりもない。ただ、日本軍からもアメリカからも逃げて隠れていること。勇気を持って前に出て伝わったんですね。そのお母さんを存じていますけれども、本当に怖かったでしょう。そのことで泊区民の多くの方が助かったという事実があります。その壕も手つかずのまま、今泊にあります。そういうものもぜひ本当に子供たちに見てほしい。中城の本当に沖縄戦のことを次の世代にぜひ知らしめてほしいと思います。

改めてお聞きいたします。児童、生徒への平和学習の取り組み、再度お聞かせお願いします。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　お答えいたします。

児童、生徒への平和学習の取り組み、非常に大事なことでして、先ほど５月、６月の平和の月間と言いましたけれども、年間を通して勉強、授業はしております。図書館の活用であったり、学芸員をお招きしての講習であったりということで、子供たち自身も平和についての学びを多く行っております。今後も平和学習を取り入れていく必要も感じております。これまでの取り組みで言いますと、道徳や特別活動、総合や各教科、行事等において、今学習を行っております。内容としましては、平和資料館の見学や教職員等による集会、外部講師による集会、それだけではなくて映画やＤＶＤ等の資料を活用したものや、新聞記事を活用したこともございます。また、劇等による表現活動ということもありますし、読み聞かせ等で多くの保護者の力をお借りして語り部として聞いているという授業もあります。今のお話によりますと、中城村の中にもたくさんの平和の学びがありますので、学校でも取り入れて命の尊さを学ばせていきたいなと考えております。以上です。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　ただいま主幹のほうからもございました。生涯学習課といたしましても地域学校協働活動推進事業というのがご

ざいまして、こちらはコーディネーター、学校の要望等がございましたら、こういった６月、慰霊の日の月間等において地域のボランティア、先輩、元学校長とかそういった戦争を体験された方々の講話を話していただいたり、例えば低学年用に１年から４年生、さらに高学年に向けて２回に分けた講演とか、そういったところのボランティアの派遣も実施しております。そして、先日、ございましたとおりに、ぜひこういった戦跡マップ、いろいろこれから発刊物ができた暁にはぜひ学校教育、さらに全家庭に配布できるよう努めてまいりますので、家族、家庭の中においても沖縄戦、第二次世界大戦、昭和でしたが平成もことしで終わり。三世代見るという時期においても、今後もこの悲惨な戦争を語り継いでいくというのはまた大事な使命だと思っておりますので、今後もぜひ子供たちへの平和学習は努めてまいりたいと思っております。

○議長　新垣博正　屋良照枝議員。

○４番　屋良照枝議員　ぜひお願いいたします。ぜひ護佐丸の歴史を子供たちの教育に学ばせている中城村なら、この中城の村史の戦争体験、４月１日から25日までのこの中城の土地は戦場にさらされ、5,145人の方が亡くなりました。歴史を忘れないため、ぜひとも調査をし、中城村戦跡マップを作成し、次の世代へ伝えていく、聞き取った話は確認するということで、どうでしょう。村老連の方々にも聞いて、みんなに確認していただいて、一人一人聞き取ってらっしゃると思いますけれども、やはり村の村老連という組織もあります。100歳を超えた宮城さん、それから村老連のほうには、結構意識の高い方々が集っておりますので、再確認をする、確認をするという意味でも、村老連を活用していただいて、みんなでその中城はこういう戦場だったというお話を、戦跡マップをつくり上げる最終段階で結構ですので、再確認、確認の意味でそういう村老連のほうにも数十名を集めて聞き取りをとるというか、そういうことも必要かと思われますが、いかがでしょうか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　お答えいたします。

屋良議員の御提案を受けとめまして、持ち帰りましてしっかり村老連も含めたところも聞き取りをしたいと思います。

先ほどあったように屋良議員も含め、親の世代がお亡くなりなられた方々が逆に60代、70代、その親から聞いたお話をさらに聞き取るというのも大事だと感じておりますので、今後、検討しながら参考にさせていただきたいと思います。

○議長　新垣博正　屋良照枝議員。

○４番　屋良照枝議員　ありがとうございます。ぜひ村老連の先輩方の皆さんの意見、そして今年度、その戦跡マップがきちんと調査されて各家庭に配布されて、中城のその戦争の歴史を後世に残せるように集めて、形にしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、大枠２番の学童保育について再質問いたします。

先ほど、①の学童保育は何箇所ですかということで、資料をいただいておりますので、読み上げさせていただきます。９箇所、つはっ子学童クラブ、津覇小学校です。ひだまり学童ＣＬＵＢ、中城小学校の空き教室。ごさまる学童クラブ、南上原小学校。ラポール学童クラブ、北上原。みなみ学童クラブ、南上原。ひまわり学童クラブ、南上原。ひだまり学童ＣＬＵＢ、南上原。ＣＥＣ学童クラブ、南上原。大育学童クラブ、南上原。この９箇所です。この９箇所が今学童クラブとして機能しております。

その中で私は今回、その学校の空き教室を利用して学童保育を行ってます津覇小学校のつはっ子学童クラブ、そして中城小学校のひだまり学童ＣＬＵＢについて質問させていただきます。先日、両方とも見学をいたしました。そし

て中のほうでその学童の先生方ともお話しをして、中身について、それから困っていること。それからいろいろ聞き取ってまいりましたので、御報告と要望をいたしたいと思います。

まずつはっ子学童クラブは、津覇小学校の体育館の２階に定員60名のところ、今現在62名がおります。私が行ったときには晴れた日とそれから雨降りのときにはどうしているんだろうということで、２回おじゃまをいたしました。４時から６時半、６時40分のみんなが帰るまでを見届けましたけれども、その中で先生方６名で本当にちょっと手狭の狭いような感じで津覇におきましては、体育館の２階というそのスペースの中で遊んでおりました。前もって質問した中に手のかかるアレルギーとかそういう子がいて、そのおやつとかそういうために少し苦労しているところがあるということをお尋ねいたしました。

子供たちは本当にその教室の中に「ただいま」って言って帰ってくるんです。教室ではないんですね。職員も「ただいま」って返ってくるのを「おかえり」って迎えて、そこから学童がスタートします。本当に空き教室というスペースではあるんですけれども、畳間を敷き雑誌や絵本や少しでも家にいる環境といいますか、そういう環境をつくり出そうとしていう職員の姿が見えました。そして、上級生が上の子が下の子を面倒を見る。そういった少し本当に大所帯ではあるんですけれども、家族としての風景が垣間見れた瞬間でした。その中で少しみんな中で本当に楽しそうにしているんですけれども、津覇小学校でもそうですけれども、中城小学校の学童ひだまり学童でもありましたけれども、障害のある子が二人ほど、先生にもお話を聞きましたけれども、発達障害の子。それからちょっと自閉ぎみな子とおりまして、その子供たちの居場所を本当に仲間内でサポートしながら見ているところを見学してまいりました。狭い中で予算的な面とか、職員の面とか、大変だと思いますけれども、一つお伺いいたします。先日の予算書の中に学童保育、３款の民生費、住居負担金額のところで放課後子供プラン推進事業補助金の中で、今年度１億361万6,000円、前年度7,423万3,000円、比較は39.6％の大幅な増を見通して予算計上されております。この当局のこの予算に対するお考えをお聞かせください。

○議長　新垣博正　福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　お答えする前に、まず学童の現状の報告をいただきまして、まことにありがとうございます。御質問にお答えいたします。

増額の内容ですけれども、ふえゆく需要に対しまして、平成31年度からは３支援。３クラス120名の受け入れ児童の増加ができるように2,900万円の予算の増額をしております。学童運営補助の年度分の予算としましても１億円を超える補助を投入して、学童保育に対しまして手厚く対応をしていこうという考えでございます。

○議長　新垣博正　屋良照枝議員。

○４番　屋良照枝議員　当局の本当に見通しのあるお答えをいただいて、安心しております。学童保育は９施設、16支援でひとり親の5,000円の補助と、本当にこれからますますふえるであろう学童保育ですね、そちらのほうにもぜひ目を向けて、そして発達障害のある子がいますけれども、本当に中城は温かくその学童のほうでも面倒を見ていただいているということを誇りに思って、本当に温かく気持ちがなって観察してまいりました。

それで両方の学校のほうから村当局のほうに一つ要請が１個ずつありますので、それを御要望いたします。まず中城小学校のひだまり学童ＣＬＵＢですけれども、空き教室を使わせてもらっていますけれども、中のほうに台所があり

ません。外の児童が使う手洗い場ですね。そこは水場がそこしかないので、もう空き教室を使っているという実情があると思うのでそうなんですけれども、中に流し台の台所がないんですね。それで生徒が使っている水飲み場ですから大変低いです。大人の先生方が使うにしては、中腰でその手洗い場で洗い物とか、それからおやつの準備の材料の洗い物、片付けですね、それを中腰でやらないといけないというところ。そこは本当に見てて、台所を何とか中に流し台を１つつけていただければ解消できると思いますし、本当に子供たちが教室ではなくて、家という畳間とか、そういったところで本当にお家という感覚で「ただいま」「おかえり」というふうに帰ってくるところなんです。中城小学校に台所を一つつけてもらって、衛生面でもおやつの面でも先生方はとても気にしてらっしゃいます。台所の設置を要望いたしますが、検討の余地はありますでしょうか。

○議長　新垣博正　福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　お答えいたします。

自前の施設で運営されている学童におきましてもいろいろな問題、課題があると思います。今御指摘の学校における余裕教室、学校の利活用ということでの利用の中での良し悪しもあると思いますし、学校ということでの規制もございます。しかし、逆にメリットのほうが多いということを運営側も感じていると思いますが、今おっしゃったような後づけの備品や、建物構造に影響しない程度のものなら学校側と調整をしてまいりたいと思います。

○議長　新垣博正　屋良照枝議員。

○４番　屋良照枝議員　前向きに検討していただけるというふうに受け取ります。よろしくお願いいたします。

あと一つ、津覇小学校におきましての学童クラブに関しては、あちらのほうは体育館の２階を使っているという実情があります。でも台所に関しては、すごく整っているんですね。ＩＨを使い、台所の整備もされております。ただ、中城小学校に比べて少し手狭で先生としては一つだけ、何か体調が悪い子とか少しおとなしく寝かせておく。そういうところのスペースの確保が難しく、本当に片隅にちょっと一時間とか、二時間、横になさないといけないときに、保健室とは言いませんけれども、ちょっと横になる静かなスペース、休養スペースがしっかり確保されていないというのがとても心配ですということでした。学童クラブを安定的に運営するには支援員のその人数確保が必要になってきますけれども、今後とも予算の計上、そしてひとり親世代のそういった援助を当局に求めます。ありがとうございました。

○議長　新垣博正　以上で、屋良照枝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１４時５３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時０３分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

○９番　比嘉麻乃議員　ハイタイ、グスーヨーチューガナビラ。議席番号９番　比嘉麻乃です。それでは議長の許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

大枠１．施政方針について。（１）スクールバス。「スクールバス利用者の増加に伴う運行体制の見直しや、各学校行事等に対応するため、新たにマイクロバスを購入し、幼児、児童、生徒の登下校を支援してまいります。」とあるが、その支援について伺います。①各学校行事とは、どのような行事なのか伺います。②学校行事（運動会等）で保護者を送迎するためにスクールバスを運行させることはできないか。（２）子どもの虐待。本村の「子供の虐待に関する相

談件数は増加傾向にあります。」とあるが、実態について伺います。①本村の児童虐待、または虐待の疑いがあるとしての通報件数（過去５年間）を伺います。とありますが、先ほど午前中ですね、この御答弁をいただきましたが、また午後も教えていただきたいと思います。傍聴の人が違うのでよろしくお願いいたします。②児童虐待、あるいは疑いがあった場合の具体的な対応の流れを伺います。（３）行政経営。「中城村の活性化を目指して、村有財産については有効的に活用できるよう整理を行います。村民の皆様の財産をどのように利活用できるか考え、この資産を貸付や売買等によって運用することで、さまざまな新規事業が検討できるよう新たな財産を確保し、村民の皆様に喜ばれる行財政経営となるよう、努めてまいります。」とあるが、具体的内容を伺います。①村有財産とはどのようなものがあるか。②行政経営とは具体的にどのようなことを行うのか。

大枠２．成人式について。本村の成人式が2019年１月13日に開催され会場となった吉の浦会館には色とりどりの袴や振り袖に身を包んだ、新成人が友人との再会に笑顔で喜ぶ様子を拝見しました。その一方で成人式に出席することができなかった成人者はどのように過ごしていたのでしょうか。そこで伺います。①平成31年の中城村成人対象者人数と式の出席人数を伺います。②成人式不参加の実態調査を実施したことがあるか伺います。

大枠３．高校入試について。平成31年度の県立高校一般入試が今月６日と７日に行われました。原則として高等学校全日制の普通科では、住んでいる通学区域（学区）内の高等学校に入学することとなっています。そこで伺います。①他の学区の高等学校を受験する「学区外受験」の仕組みについて伺います。②現在、学区外である西原高等学校の学区に中城中学校区域を加えることができないか伺います。以上、答弁よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは比嘉麻乃議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては教育委員会、福祉課、総務課のほうでお答えをさせていただきます。大枠２番、大枠３番につきましては教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねの大枠１番の（３）行政経営。非常に大まかな感じになりますけれども、行政的な経営といいますか、私も村政経営をうたって当選し、現在に至っておりますけれども、やはり第一に考えなくちゃいけないのは村民サービスの向上、これが大きな利益だと考えたときに、我々、村益、常にこの議会でもお話をさせていただきますけれども、村益にかなうかどうかが判断の材料だという話はしますが、そこで住民サービスの向上が滞ることなく向上していくことを我々、常に念頭に置きながら経営をしていかなくちゃいけないということは、これは職員一同、同じ考えだと思っております。そういう意味では今後もいろいろな後ほど担当課のほうで財産の話もしますけれども、そういうことをしっかりと踏まえながら、今後も経営にしっかり頑張っていきたいなと思っております。詳細につきましては、また総務課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　大枠１の施政方針のスクールバスについてですけれども、児童・生徒もふえてきているために利用者も増加していますので、マイクロバスの購入を計画しているところでございます。①と②については教育総務課長のほうから。大枠２の成人式については生涯学習課長。大枠３の高校入試については主幹のほうから答えさせていきます。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それでは比嘉麻乃議員の大枠１の①及び②についてお答えします。

まず①の行事についてですが、本年度は幼稚園の遠足や学校の校外学習、中学校の商品開発プロジェクトで取り組んだ商品の実演販売の送迎など、幼児・児童・生徒の行事、また活動の送迎に対応しております。新年度につきましても同様に各学校とも調整を行いながら多くの学校行事の支援を行っていきたいと考えております。②の運行につきましては、現在、定員45名の通学バス２台、また新たに購入予定でありますが、マイクロバス29名の定員での運行となりますと、保護者等の乗車する需要に対応できるだけの運行は厳しいと考えられます。以上です。

○議長　新垣博正　福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　大枠１（２）①の子供の虐待に関する相談件数につきましては、平成25年度６件、平成26年度３件、平成27年度５件、平成28年度８件、平成29年度37件、平成30年度21件となっております。②の児童虐待の場合の具体的な対応につきましては、通告・相談パターンによっても異なりますが、本村においてほとんどが役場、保育所、学校等、関係機関からの通告でございまして、その通告・相談を受けまして、児童相談員が、通告内容や状況の把握、情報提供者や対象児にかかわる関係機関から情報の収集及び整理を行い、対象家庭を訪問し、対象児の状況の確認、実態把握を行っております。訪問後も継続して、家庭、児童とのかかわりを保ち、信頼関係を気づきながら継続支援を行っております。ケースによっては、必要に応じて児相、警察、学校、他市町村等との個別支援会議を開催し、支援策の検討も行っております。ごくまれに、泣き声、怒鳴り声通報がございますが、その場合は、児童相談員が24時間以内に自宅を訪問し、安全確認を行うこととなっております。確認がとれない場合には児童相談所に通告することとなっておりまして、支援が厳しいケースも含め、児童相談所と連携を持ち支援に努めております。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　村有財産についてお答えいたします。

①すべての村民の共有財産である村有地等につきましては、有効に活用できるようにしなければならないものと考えております。平成30年11月５日に公表しました平成30年９月末現在の村有財産につきましては、土地が、33万1,060平方メートル。建物が24棟、４万4,975平方メートル。その他、車両、有価証券、基金などがございます。

次に、行政経営についてお答えいたします。理念につきましては、先ほど村長が答弁したとおりでございます。これまでは、行政の運営を「管理」として行われていたものを「経営」として考え、民間の優れた経営理念や経営手法を取り入れ、住民目線に立ったサービスを提供しようということでございまして、住民の満足度が向上するよう「成果」に重点を置いた行政活動が行政経営でございます。少子高齢化による15歳から64歳までの生産年齢人口が減少する一方で、扶助費や公債費、老朽化した公共施設の更新など、今後、旺盛な財政需要が見込まれるため、徹底した歳入確保と経費の節減に努めなければなりません。そのため、本村においては、村有財産を有効的に利活用し、村有地の売却や貸し付けを通じた、企業誘致による村政の発展、並びに安定的な財源の確保に努めていきたいと考えております。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それでは御質問大枠２の成人式についてお答えいたします。

まず①についてでございます。平成31年の成人式の対象者は243人、出席者は111人でありました。②についてでございます。これまで実態調査を行ったことはございません。しかしなが

ら過去の成人者や親などから伺った話では、成人式は基本的には多分出身中学校の市町村に参加する方が多いため、本村の場合は特に南上原在住の大学生などにおいては本村の成人式には参加せず、出身地のほうに参加されたものと考えております。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　大枠３の①についてお答えいたします。

学区外受験とは、全日制課程の普通学科の入学定員のうち90％は学区内の区域にある中学校から、残りの10％は学区外から入学することができる仕組みのことを言います。

続いて、大枠３の②についてお答えいたします。この高等学校の区域に関することは、義務教育課ではなく、沖縄県の県立学校教育課で行っております。従って、市町村が高校の通学区域について変更することはできません。以上です。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　それでは大枠１のほうから順に再質問させていただきます。

大枠１の①各学校行事とはどのような行事かというのに対しまして、幼稚園の遠足ですとか、校外学習、先日のプロジェクトの送迎というふうな答弁がございました。今回、児童生徒のために新たなマイクロバスを購入するのですから登下校以外のことでも使われているということはとてもうれしく思います。そこでお伺いいたしますけれども、遠足等で村外に行ったときに、村外の運行は可能なのか伺います。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それではお答えします。

先ほどの答弁の中にも幼稚園の遠足ということでありましたが、登下校に支障がない時間帯ですね、近隣になりますが西原またはこどもの国等については時間等を調整できますので、その部分について村外運行ということで対応しています。以上です。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　遠足等などで村外にも運行が可能ということでございました。確かなのが合唱コンクールとかで、中部大会とか行くときにはどのような対応をしているのかなということが気になりましたので、お伺いいたしました。

②に移りますけれども、スクールバスを運動会等などで使用することができないかということだったんですけれども、今のところ乗車人数が多いのでそれは厳しいということでした。運動会が近づきましたら学校から案内が来ますよね。そのときには近くの大型スーパーですとか、病院には駐車は遠慮くださいというふうなもちろん知らせが先に来ます。でもやはり遠くから来る登又ですとか、サンヒルズ、新垣、北上原から来る保護者の人たちは大きな弁当を持って、あるいは敷物を持ってどうしても車で来るというのが想像がつくとは思うんですね。もちろん常識のある保護者でございますので、こういった大型スーパーですとか、病院にとめることはないんですけれども、邪魔にならない程度に周辺のほうにとめるしかありません。そういうときにやはり運動会の途中で放送が流れるんですね。車の移動をお願いいたしますということで放送が流れます。村長もそれも聞いていると思います。あの運動会で参加していたので本当に頻繁にこういった放送がかかるんですけれども、もちろん学校内にはとめるスペースもなく、遠くから来る、公共交通機関を利用しなさいとか言いながらもごさまるバスは日曜日は運行していないので、とても困っている状態なんですね。心当たりのある保護者は応援しながら、とてもどきどきをしながら応援をしているわけなんです。本当に我が子が頑張っている姿を安心して見ていただくために、この送迎をお願いしたい

と思うんですね。もちろん人数が多いというのはわかるんですけれども、まず生徒から送ってその後にまた３台を本当に利用して保護者も一緒に送迎するのは私は可能ではないのかなと思います。これも一つの住民サービスだと思うんですね。それを聞いていかがでしょうか。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それではお答えします。

議員おっしゃるようにやはり中城南小学校だけではなく両小学校、中学校の運動会等でもやはり駐車場の問題は少なからずあるのかなと思います。中城南小学校においては、多くの児童が通っているということもありその保護者もまた数多くいると思います。ただし、先ほど答弁したとおりやはり定員45名の２台とあとは29名乗りのマイクロバス、そこを例えば南上原以外の地域ですね、登又、新垣、北上原、サンヒルズ等で活用していけるのかというのは少し考えていくことは必要かと思いますが、今のところ厳しいのかなと言う答弁ですみませんが、検討等をしていけたらと考えています。以上です。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　ぜひ検討していただきたいと思います。

では続きまして、（２）の子供の虐待について再質問していきたいと思います。先ほども答弁がありましたようにこの虐待の通報は年々増加しているということで、平成25年が６件、平成26年が３件、平成27年が５件、平成28年が８件、平成29年度からが37件ということでふえておりますけれども、これは先ほどの午前中の答弁の中では平成29年以降の増は世帯数ではなく児童個人の数への算定方法ということがわかりました。それで大分件数がふえているのかなと思います。

去る１月24日に千葉県の野田市の小学生が父親の長期にわたる虐待によりまして幼い命を奪われてしまいました。本当につらく悲しい事件でした。その後も新たに次々と虐待に関するニュースが流れております。どうすればこの世の中から虐待がなくなるのかなということを本当に毎日考えさせられているところでございます。2000年に児童虐待防止法が制定されまして、約20年になるにもかかわらず児童の虐待は全国的に年々と増加し、沖縄県警の発表によりますと、2018年に児童相談所への虐待を受けた疑いがあるとしての通報は756件で、過去最多ということでございます。残念なことに本村でも増加していることが先ほどの答弁でもわかりました。

ではここで質問いたします。虐待と申しましても、いろいろなケースがあります。暴力を加える身体的虐待。そして暴言を浴びせる心理的虐待。そしてわいせつ行為などをする性的虐待。そして育児放棄をするネグレクトなどがありますけれども、本村の主な通報内容について伺います。

○議長　新垣博正　福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　お答えいたします。

平成29年度の37件の内訳から種別に御報告いたしますが、身体的虐待が13件、心理的虐待が14件、ネグレクトが８件、性的虐待が２件。平成30年度21件につきましては、身体的虐待が３件、心理的虐待が１件、ネグレクトが８件、養育環境の問題等７件、非行が２件の内容となっております。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　同じ虐待でもいろいろなケースがありまして、それぞれの子供たちがいろいろなところで傷ついているんだなということがわかりました。また先ほどは具体的な対応の流れについて答弁をいただきました。本当に虐待は早期発見、早期対応が大切です。先ほどのこの対応の流れの中に24時間以内とありました。しかし、この24時間以内。原則として通

報を受けて実は48時間以内というふうに私は聞いておりましたけれども、24時間以内にこの本村ではしっかりと対応されているということで子供の安全を確保するよう求めていると思います。でも早期発見で対応が必要となるわけでございますけれども、いざというときに早期に的確な対応をするためには対応マニュアルというのが必要だと思いますけれども、ちょっと調べてないんですが、本村にはこの虐待対応マニュアルというのを制作しているのでしょうか伺います。

○議長　新垣博正　福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　お答えいたします。

沖縄県のマニュアルで対応しております。虐待に関しましては、担当者研修も市町村単位での実施は困難でございまして、毎年県の研修へ参加し、資料・マニュアル等、全て県の資料で対応しております。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　本村は独自の対応マニュアルは作成していないということで、県のマニュアルで対応されているということなんですが、実はこれが那覇市独自の子供対応の虐待のマニュアルでございまして、中身を見ると子供虐待の定義ですとか、あとは虐待への対応、早期発見の重要性、あとは発見のポイント、見守りのポイントだということが、とても詳しく明記されております。これが那覇市のマニュアルで御存じだと思いますが、またそれ以外に那覇市が独自で関係機関用のマニュアル。保育所、こども園の対応してのマニュアル。そしてこれが小学校、中学校と年代ごとに分けられたダイジェスト版になっているものがあります。やはりこの年齢によって対応の仕方も変わってくると思いますし、どうやったら早期に対応できるかというのが、もうすぐにわかると思います。ぜひこういったのを参考にして役場だけに置くのではなくて、学校あるいは教室に１冊１冊置くと先生が傷を見たときにはどうやって対応すればいいのかというのが、もうすぐにわかると思いますので、これを参考にして中城村独自のマニュアルをつくっていただくことを提案させていただきます。大切なことは学校、自治体、そして児童相談所、教育委員会の連携だと思います。教育現場でもいろいろなアンケートをされているかと思いますけれども、このアンケートの内容を伺いたいと思います。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　お答えいたします。

内容に関しましては虐待のみというものではなくて、嫌なことがあったかというような内容となっております。その具体的なことに関してはどういったことがあったのか。友達との嫌なこと。家族とのこと。また部活動のこと。勉強の悩みというふうに記述式で行っております。現在は少なくとも年３回、学期の初めに行っていたんですけれども、今年度夏休み以降からやはり増加傾向にあるという話題が出ておりましたので、学校のほうになるべくならば月１回はやってほしいというような指示をいたしました。学校のほうでもそれを意識づけて、数を年３回ではなくて都度都度取るようにしております。またそれ以外にも児童へのアンケートだけではなくて、個人面談や親子面談等で保護者からの聞き取りも行っております。また、このようなアンケートの内容ではないんですけれども、心理的な調査ということで、年２回業者のチェックシートを用いて、心理状況を的確に分析できるようなものを小学校も中学校も行っております。以上です。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　嫌なことがあったかというアンケートということで、範囲を広くしてのアンケートはとてもすばらしいと思います。とてもいじめなどに関してもとても大切なアン

ケートだと思いますけれども、このアンケート調査をしてですね、家族間で嫌なことはあったかという回答はあったのかちょっとお伺いします。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　実際に家族間からあったという報告は受けておりません。けれども、実際この虐待に関する報告は教育委員会のほうでも２件ございました。それは先ほどの福祉課と連携をしておりますので、内容に関してはこちらでは申し上げにくいんですけれども、状況としましては学校から常に委員会や福祉課のほうに同時に連絡するように話はしております。以上です。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　ではこれからもしっかりと調査をして、子供たちの力になっていただきたいと思います。やはりアンケートの回答というのは児童・生徒の大切な個人情報でありますので、絶対に流出することのないようにですね、十分気をつけていただきたいと思います。虐待またはいじめを受けている児童がいた場合には、先生が一番の子供たちの理解者になって上げていただきたいと思います。

では学校は児童・生徒の家庭内の状況把握をどのように行っているのか伺います。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　お答えいたします。

習慣や取り組みで言いますと、先ほども申しましたような保護者面談もございますし、また年度の初めのほうには家庭訪問を行っております。ただし、それ以外で保護者のほうから授業参観等で担任のほうへ相談があるケースもあります。また、子供に関しては養護の先生や相談員の先生に、悩みを常に打ち明けられることができるような環境や場所をつくっておりますので、そういった定期的なもの以外でも常に子供たちに触れるように努めております。以上です。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　定期的以外でもですね、保護者の面談、家庭訪問などでしっかりと家庭内の把握をしているということなので、安心いたしました。引き続きよろしくお願いいたします。

今回の千葉県の事件は本人もまた親族もＳＯＳを上げていた中、救えなかった大切な命でした。一番甘えたかったはずの存在である実の親からの暴力は、とてもつらい思いをしたと思います。現在でも年間50人以上の幼い命がですね、虐待が原因で亡くなっているというふうに報道で知りました。これまで虐待を受け、亡くなった全ての子供たちの御冥福をお祈りするとともに、二度とこのような悲惨な事件が起こらないことを心から願いまして、次の再質問に移らせていただきます。

では次、（３）番ですね。（３）の行政経営についての再質問をさせていただきます。先ほど課長のほうから村有財産について数字とともに答弁をいただきました。村有財産の中には貸付や売買が可能な普通財産と、またそれが不可能な行政財産というのがあると思いますけれども、それについて伺います。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

行政財産は公共用に供している財産でございます。一部の場合を除きまして、原則貸し付け、交換、売却等ができないことになっております。公有財産としましては、村が直接使用しています庁舎などがございます。それから公共用財産としまして、村民が共同利用する財産でございまして、学校、村民体育館あるいは公園などでございます。普通財産につきましては、行政財産以外の財産でございまして、貸し付け、交換、売却ができる財産でございます。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　先ほど一番最初に答弁の中には村有財産を答弁していただきましたけれども、ではその中の普通財産はどのくらいあるのかお伺いいたします。先ほどは全体の村有財産等と思うんですけれども、今聞いているのは普通財産がどのぐらいあるのかというのをお伺いいたします。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

普通財産につきましては、平成30年９月末現在におきまして、宅地や畑、拝所など４万5,210平方メートルでございます。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　普通財産がどのぐらいあるのかという答弁ありがとうございます。ではその普通財産の中に現在売却したい物件、あるいは貸し付けたい物件というのがあるのかどうか伺います。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

現在、売却している物件につきましては、法定外公共財産いわゆる里道でございます。その里道を廃止した後、普通財産に移行し、売却を行っているところでございます。今後につきましては、例えば南上原土地区画整理事業地内にある村有地であるとか、現在、貸し付けているサンエー中城支店の一部の敷地であるとか、そういうものを今後、検討していきたいというふうに考えております。それから今後、貸し付ける物件等につきましては、現段階では特定はしておりませんが、今後、借りたい方がいらっしゃるのであれば積極的に検討したいというふうに考えております。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　売却したい物件があるということなんですけれども、現在は有効活用されていないと思われる普通財産ももしかすると数年後には需要が高まり付加価値が出てくることも考えられるんですけれども、それに関してはいかがでしょうか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

現在は貸付けていない物件あるいは売る予定が無い場合も、将来的にはそういう物件について、村民あるいは企業の皆さんが有効的に活用したほうが、それが村益につながるような物件があるのであれば、積極的に検討したいと思います。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　では貸し付けしたり、売却した後の財源の目的について伺います。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

一番最初の答弁と若干重複する部分がございます。旺盛な財政需要に対しまして、その財源の確保として一般財源として使う部分。あるいは老朽化した公共施設、それの整備に係る経費、そういうものに充てていきたいというふうに考えております。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　そうですね、利活用されない財産をもとに財産確保を図ることも今の中城村には必要な策だなとは思ってはおります。でもしかし、長い歴史の中で先人やあとは村民の皆さんが蓄えてきた財産でもありますので、過去、現在、未来を見据えた上で浜田村長のこれまでの経験を生かし、知恵と工夫でもって村民に喜ばれる行財政経営を期待しまして、次の質問に移ります。

大枠２の成人式についてですね。先ほど答弁がありました対象者人数243名、参加者人数が111名ということで、本当に半分以下ということはすごく寂しいなというふうには思ってはおります。そして先ほどこれは再質問で、その原因は何だと思いますかという再質問をする予定だったんですけれども、その中で出身中学校の

ほうの成人式に行っているのではないかなという答弁をいただきましたね。では案内状は本村に現在、在住者のみの発送だとは思いますけれども、では本当に中城村出身でもある人たちが進学ですとか、あとは就職で村外に転居している方々へは参加はできると思うんですけれども、その周知方法について伺います。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それではお答えいたします。

教育委員会としましても、今回、平成31年の成人式に関しましても９月からホームページのほうには日時等を含め、掲載させていただきさらに広報誌のほうでは12月号へそれぞれ日時等は掲載し、恐らく若い世代でもありますし、ＳＮＳや利用者、友人などからの情報、また家族からの情報等で連絡を取り合っているものだと思っております。さらに事前の問い合わせ等も何件かございますので、一定レベルの本土のほうへ学業や就職に行かれた方にも情報は届いているものと思っております。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　９月からホームページで案内しているということなんですけれども、私もホームページだけは確認させていただきました。そこには日時、場所、対象者、何年生まれだとか、そういったことがあります。そこにもう一つ、はがきがなくても参加することができるんですよと、来やすいように持っていくような、ちょっと硬いなというふうに思ったので、成人者が来やすいような、やはりはがきがないと行けないのかなって思っている成人者も中にはいると思います。もちろん友達の情報もあるかと思うんですけれども、しっかりとした村のホームページで気兼ねなくお越しくださいとか、相手が来やすいように載せることをちょっと提案をさせていただきます。やはり人生の門出を祝う成人式が大好きなふるさとで出席できるようしっかりと周知していただきたいと思います。あと実態調査を行っていないということなんですけれども、参加者が少ない理由の中に、私は日付もあるのかなと思いますけれども、それについていかがでしょうか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　お答えいたします。

まず御提案いただきました指摘につきましては、ぜひ今回から参加しやすいように取り組んでまいりたいと存じます。

それでは日程等を含め、現在の日時についてでございますが、御承知のとおり県内の離島や北部地域においては、正月などの帰省に合わせて実施しているところもございます。ことし県内の20市町村はその１月13日に実施しております。恐らく成人の日を連休と定めておりまして、学生や就職している方にとっては連休を利用して帰省する方、翌日が学校やお仕事が休みである前日に行うものが参加率が高いと考えております。また時間についても振袖を着る女性も多く、美容室や着付けの時間など朝から予約などで式を早めるなど、午前中にするといった場合には、なかなかそれも厳しいのがあるかと思います。現在の時間が基本的には適当であると考えております。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　私も午前よりは午後のほうがいいなと思ってはいるんですけれども、その日にちですね、お正月に帰省したばかりの学生とか、あとは社会人は成人式のために、またすぐに帰るのは学校休んだりとか、やはり飛行機で沖縄を移動するので、県外に行っているこの成人者の人たちはお仕事を休めなかったり、学校の勉強があったり、あとは金銭面でもお正月に沖縄に帰ってきたばかりなのに、また成人式で沖縄に帰ってこないといけないという金銭面もあるのかなというふうに思います。現在、先ほどもありましたように、県内の約４割の市

町村が県外で頑張っている成人者が参加しやすいようにお正月の帰省に合わせて、一足早い成人式を行っているということは、もう御存じだと思います。お正月が年明けの４日から６日までの間で開催している市町村も多いわけなんですね。県外の自治体のほうではゴールデンウイークとか、あとはお盆に成人式をやっているというところもあるそうなんですね。要は成人式の日というよりは、いかにみんながそろえるかというのを大切にしているのではないかなというふうに思います。ことし１月１日から６日までに開催された成人式の参加率を私なりにちょっと計算してきたんですが、75％から高いところでは83％でした。ちなみに中城村の出席率は何％でしょうか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それではお答えいたします。

本村の在住者の出席率という正確な数値は持っておりませんが、中城中学校の卒業生の人数と中城中学校の当日の参加人数というのは把握できておりまして、その部分でいいますと、平成30年、この間の平成31年に実施した中では卒業生は当時の中学校の名簿から144名いらっしゃって、参加者が106名、出席率にすると73.6％。ちなみに平成29年度は先ほどお話のあった県内の平均と同じで76.6％ございます。そして、ことしについては先ほど比嘉議員からあったように正月からなかなか連休が２週目にきた13日にもなったということで、その１週間で本土に帰られる方とか、案外暦の上での問題もあったのかなと思います。御承知のとおり６日目、７日目という１週目に当たるときには参加率が一定レベルが高いのかと感じているところであります。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　中城中学校だけの数字だと73.6％になるということなんですが、全体を見ると、さっきの答弁の中では半分以下なのかなというふうに思ったのでちょっとお伺いいたしました。新聞等で市町村の参加人数と対象者人数を計算するとですね、恩納村は１月４日に開催されて78％。国頭村は82％、それと同じくやんばるではあるんですけれども、本部町は13日に開催して約63％ということなので、これを見ましても日にちはとても大切なのかなというふうに思います。調査はやってほしいなというふうに思いますけれども、この調査をして、結果、年明けにやってほしいという人が多く出た場合には日時の変更の考えはありますか、伺います。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それではお答えいたします。

まずこれから迎える平成31年度、32年の１月については、現在のところは変更する予定はございません。しかしながら、御承知のように成人という年齢が二十歳から18歳に引き下げられるという民法の改正がございました。これは日本においても成人年齢が二十歳と制定されたのが、1876年（明治９年）、およそ140年前ですので制定した法務省の中でも全国の市町村から問い合わせもございます。中部、県内においても今後の実施のあり方ですね、例えば１月ですと、センター試験の時期とか、いろいろございますし、どういった時期が最適なのか。さらに二十歳で、既に全国の市町村の大きいところでは、既に18歳になっても二十歳で成人式をやるという決定している市町村もございます。その辺も含め、その改正時に向けたところで検討できればと考えております。さらに法務省の中でも市町村、各地方自治体の開催日は市町村に決定させていただくんですが、一定の方向性を示すということで、関係省庁が集まって検討会を開くということも確認をしておりますので、そこを踏まえながら近隣も含め、地域のお声も聞きながら参

考にして検討していきたいと思っております。

○議長　新垣博正　一般質問の途中ですが、本日の会議の時間は16時までですが、比嘉麻乃議員の一般質問が残っておりますので、一般質問が終わるまで本会議を延長いたします。比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　すみません、ではもう少しお付き合いよろしくお願いいたします。

成人式でしたね。そうですね、18歳になるとセンター試験があるということなんですが、なおさらそうすると成人式が終わって、２週間後にセンター試験。センター試験は多分なくなるという話もありますよね。ぜひ皆さんが来られるように年明けにお願いしたいと思います。

では時間がないので、大枠３に移ります。答弁がありましたように、学区外受験は定員の10％以内、つまり100名の定員がいましたら学区外の中学校からは10人の入学が可能ということなんですが、しかし、学区内に比べ10％の枠という狭き門であるため、中城中学校では校区外である西原高等学校への入学をあきらめた生徒もいました。そこで伺います。過去５年間の中城中学校からの西原高等学校への受験者数を伺います。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　お答えいたします。

すみません、中学校で取りまとめてはいるんですけれども、私のほうで手元に用意することはできませんでしたので、今お答えすることはできないです。申しわけございません。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　では私からですね、私もごめんなさい。調べていないんですけれども、今度、平成31年（2019年）はゼロだったような気がしますけれども、それだけは覚えています。卒業式の本から見たんですけれども、西原高校はゼロだったような気がします。もちろん覚えていなければ結構です。恐らく年々減少しているのではないかなというふうに思います。ですから校区外だからと言って、もう西原高校の入試さえもあきらめてしまっている中城中学校の生徒もいるのかなと思うんですけれども、南上原地区に関しましては、西原高校は路線バス１本で行ける。そして徒歩二、三十分で行けるということで、最も近い普通高校でもあるんですね。ちなみに宜野湾市も学区は中城村と同じく中部学区なんですけれども、西原高校に近い学区外になりますが、嘉数中学校区域はこれは学区内に入っておりますよね。そういうことから考えてみましても、学区変更は可能ではないのかなというふうに私は感じております。

先ほど県の管轄なのでという答弁がありましたが、県議を通してわかったことなんですが、県教育委員会としても、本村のＰＴＡや中学校、そして村教育委員会からの要望があれば、意見交換を考えるということをおっしゃってくださっているので、ぜひ通学区域変更について協議をしていただけませんでしょうか、いかがでしょうか。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　お答えいたします。

指導主事の集まりの中でもこういった学区に関する意見交換がございました。そのときに実際に近隣の高校に通える市町村の情報を得たところ、やはり北中城高校のこともあったりもしますので難しいということは聞いたことがあります。ですけれども、今議員のおっしゃるようにもし可能であるならばちょっと確認をしながら情報交換をして検討していきたいと思います。ありがとうございました。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　ぜひですね、協議をしていただきたいと思います。西原高等学校と言えば、バレーボール、そしてマーチングバンド

部は世界大会に出場するほどですね、県内においても名実ともにトップ校となっているため、本村の中学生の中にもあこがれの学校だと思っている生徒は多いと思います。どうか中城村の生徒のためにも10％の枠を取っていただき、ぜひ早目に取りかかって来年の入試からは安心して受験に挑めるようよろしくお願いして、私の一般質問を終わりますが、比嘉課長、津覇課長、これまで大変お疲れ様でございました。これからはゆっくりとした生活をして、あと趣味も楽しんで御自愛してください。ありがとうございました。

○議長　新垣博正　教育委員会に協力お願いします。ただいまの一般質問の中で学区外受験については、質問通告書が出ておりますので、ぜひ後日、この数値等については調査の上、答弁するようにお願いいたします。

以上で、比嘉麻乃議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散　会（１６時０２分）

平成31年第２回中城村議会定例会（第22日目）

招集年月日	平成31年３月５日（火）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成31年３月26日　（午前10時00分）		
	散会	平成31年３月26日　（午後３時24分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	安里清市	９番	比嘉麻乃
	２番	新垣修	10番	安里ヨシ子
	３番	渡嘉敷眞整	11番	仲松正敏
	４番	屋良照枝	12番	金城章
	５番	桃原清	13番	外間博則
	６番	石原昌雄	14番	伊佐則勝
	７番	新垣貞則	15番	新垣善功
	８番	大城常良	16番	新垣博正
欠席議員				
会議録署名議員	９番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	比嘉保
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	仲松範三
	総務課長	與儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	荷川取次枝	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長兼住民税係長	知名勉	生涯学習課長	稲嶺盛昌
	福祉課長	金城勉	教育総務課主幹	稲嶺盛久
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 7 号

日　　程	件　　名
第　1	一般質問

○議長　新垣博正　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に桃原　清議員の一般質問を許します。

○５番　桃原　清議員　皆さん、おはようございます。５番、桃原　清、議長の許可を得まして通告書に従い一般質問を始めて行きます。

まず大枠１、村道の整備について。①北上原の村道22号線は道の状態が大変悪く、早急な整備を必要としておりますが、改良工事の予定はあるか伺います。

大枠２、墓地及びその他文化財等の防犯対策。①北上原のキシマコ（北上原では御願毛といいますが）、その場所には多くのお墓があります。その中の１基、宜野湾市在住の方の墓が、墓のふたと香炉を壊されるという被害がありましたが、当局としてどのような対策を考えているか、伺います。

大枠３、防災避難訓練について。①去る３月11日に「３．11中城村地震津波避難訓練」が行われましたが、ある村民から、「避難訓練に対する村民の意識向上のために、３．11に近い日曜日に開催してはどうか。若者を含む、多くの人が参加できるようにしてはどうか」との話がありました。村長の見解はどうですか。以上について、お答えをお願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは桃原　清議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１につきましては都市建設課、大枠２につきましては住民生活課、大枠３につきましては総務課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうではお尋ねの避難訓練について所見を述べさせていただきますが、議員おっしゃるとおりどれだけ多くの方が参加できるかどうかでございまして、それについては私どもも日曜日のほうがいいのか、あるいは訓練と講演会は別々のほうがいいのかだとか、いろんなお話が現在も出ているところでございます。詳細については、数字的なことも含めて総務課のほうでお答えをさせていただきますので、十分に検討に値するという思いでございます。以上でございます。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　桃原議員の御質問にお答えします。

大枠１の①、村道22号線は新川線の名称でありますので、新川線としてお答えします。現在、村道新川線の改良工事の予定はありません。新川線については平成21年度、概略設計、予備設計を実施しております。

○議長　新垣博正　住民生活課長　津覇盛之。

○住民生活課長　津覇盛之　それでは大枠２についてお答えをいたします。

被害を受けた墓の特定はできておりませんが、小学校裏手の山中にある墓の一つかと思われます。その当たりは人目につきにくく、監視体制が確保できない場所でもあり、このような被害があっても対策が十分にとれないものと思います。個人墓については、管理は墓の所有者が義務となりますので、村としては特に対策は考えておりませんが、今後も同様な被害が起きた場合には、所轄の警察署に被害届を出すように助言をし、村としても警察署に相談等を行っていきたいと考えております。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　防災避難訓練についてお答えいたします。

平成23年３月11日、東北地方から関東地方にかけまして広範囲に渡り未曾有の災害となった東日本大震災が起きました。村では、その日を忘れることなく、また風化させないため、毎年３月11日に地震・津波避難訓練と防災講演会を

実施しております。避難訓練と防災講演会の目的は、災害が発生した場合に、避難場所と避難経路等を事前に確認していただくとともに、災害時において重要なこと、また「自分の命は自分で守る」という、基本的なことを理解していただくことでございます。避難訓練や防災講演会の目的を達成するために、開催日を日曜日にしたほうがいいという意見が、より多くの方から寄せられるのであれば、今後検討することになると考えております。

○議長　新垣博正　桃原　清議員。

○５番　桃原　清議員　ありがとうございます。では次に、大枠１より再質問をさせていただきます。

まずこの新川線は、完全に生活道路であり家もたくさんあります。大変でこぼこ道で、路肩もちゃんと確定されていないような、あとアスファルトが割れているようなところで、生活道路としては、まずほかに村内にはないのではないかと思うぐらい、ひどい道であります。これは必ずや拡張工事、整備工事を行わないといけないというような場所であります。住民からはお願いしますという話はずっと前から来てはいます。平成21年に設計をなさったということですが、前から一時期整備を進めようとしたことがあると。ただ、いろいろ問題があってできなかったのではないかという話を聞いたことはあります。設計を行われたということですが、途中でいろんな経緯があるので、経緯を教えていただけませんか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　地域の方からの要望で平成21年度に、補助事業を目的に概略設計を実施したという経緯があります。その後、一部地域の方々から整備をしないほうがいいという意見が出ましたので、そこで断念したという経緯があります。

○議長　新垣博正　桃原　清議員。

○５番　桃原　清議員　何件かということは１人とか２人、その程度なのでしょうか。この村道の生活道路は１人、２人がいるわけではなくて、たくさんの住民が使っているわけですから、少しの反対があったからということで断念して、平成21年でしたらもう10年ですから、10年も断念して。住民はたくさんいますから、反対があったからやらなくてもいいということではないと思うのです。ですからぜひ早急に進めていただきたいのですが、調査等も含めて、これを今後、近い内に検討していくということはできないでしょうか。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時１０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時１０分）

○議長　新垣博正　再開します。

都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　お答えします。

現在城跡線、若南線が終了間近になっております。次期整備としましては、ラポール保育園が開園しました。そのために、道路及び排水の整備が必要と考えております。今年度、西ハンタ線の概略設計を終えております。平成31年度は補助採択に向けて県と協議をしてまいりますので、次期整備する場所については、西ハンタ線ということで進めていきたいと思います。その後、幾つか改良が必要な道路がありますので、地域の方の同意を検討してまいりたいと思います。

○議長　新垣博正　桃原　清議員。

○５番　桃原　清議員　今の経緯からしますと、若南線とか西ハンタ線とか、もう北上原はたくさん工事が入っていいような感じがしますが、それだけこれまでおくれていたということなのです。ですから、まずは今おっしゃっていた箇所を進めながら、村長、まず設計を進めていただきたいと思うのです。まずは調査から。これ

まで整備のおくれた道がたくさんあるからということで今のような話になっているわけですから、ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、大枠２について再質問をいたします。大枠２につきましては、墓地及びその他文化財等の防犯対策と書いてありますが、質問文の中で墓について記述をしたために、誤解が起きてしまいましたが、今示している場所というのは、北上原で御願毛というのですが、北上原の山の一番高いところです。そこは別名161.8高地陣地、戦争遺跡であります。そこから直線距離で30メートル、40メートルぐらいのところには歴史の道も通っていまして、歴史の道の一番高いところです。そこと、今話に出ています質問中の墓もすぐ近くにあります。この墓は、５年前にも壊された経緯がありまして、今回は２回目と。墓のふたと香炉もですが、そのときに宜野湾署にはちゃんと届けてありまして、立ち会った宜野湾署の職員の話では、浮浪者ではないかという話だったらしいです。ただ、以前にも墓が荒らされたという話がありましたけれども、その辺は浮浪者がいたりする、そういう状況です。御願毛の下に大きな壕があるのですが、この壕も今はちゃんと塞がれていまして、生涯学習課が担当になるのですか。御願毛の壕を塞いでいるというのは、どこが担当課になるのですか。ちゃんと出入りできないようにもされていますし、今は壕も塞がれているのです。山の頂上付近は平らな場所になっていまして、昔から火を燃やした跡があったり、子供たちが遊んだのか、浮浪者が来たのかわからないのですが、火を燃やした跡があったりするような場所でもあるのです。ですから、この文化財や戦争遺跡、個人の財産も含めて、こういったもろもろのものを守るための防犯の対策が必要かと思うのですが、いかがなものでしょうか。返答をお願いします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時１５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時１５分）

○議長　新垣博正　再開します。

生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

村内の文化財などの防犯対策といいますか、保護を含めた部分について、文化財の歴史や重要性を促す看板などを既に設置している場所もございます。また危険な箇所については、先ほど言われたとおりの防護柵や、また一部立ち入り禁止という立て看板を設置させていただいております。御指摘の場所につきましては、その周辺にはシマクヌウガンといった拝所や、お話のあった御願毛と呼ぶ神聖な場所となっておりまして、その場所には拝所や古いお墓などを含め、161.8高知陣地などの戦跡も文化財が存在しており、重要な場所であると認識しております。その中でまず新年度においては、そういった防犯対策ということですると、例えば防犯カメラとか、ああいう山の頂上とか、上に建てることはなかなか困難なところもございますので、まずは一定の立て看板なりを設置していって、そういう歴史文化財の貴重性、重要性を認識させながら、危険な箇所は危険な箇所というところで、予算の範囲内において立て看板の設置を、まずは検討させていただきたいと思います。

○議長　新垣博正　桃原　清議員。

○５番　桃原　清議員　今の場所を看板で守るためには、消防学校がありますけれども、消防学校のフェンス沿いに入っていく道と、また30メートルぐらい離れたところの歴史の道の入り口、あと歴史の道の反対側の入り口、あとラポール保育園。昔から人が一番よく登ったりするのは、ラポール保育園の横から登っていく道なのです。ですから、この３カ所か４カ所ぐらいはちゃんと調べていただいて、生涯学習課に

なるか、住民生活課かわかりませんが、そういった対策を講じていただきたいと思います。その件はまたよろしくお願いいたします。

続きまして大枠３、防災避難訓練について再質問いたします。再質問の前に、まず災害についてちょっと話をしたいのですが、私は３年前の2016年６月に熊本県の西原村と益城町を視察に行きました。益城町では、軒並み家が崩壊している状況でありました。大変な状態でした。地震の２カ月後。西原村では、役場に村長を訪問しまして30分から40分程度、いろいろ話を聞いたのですが大変な状況で、今この場所にいる役所は実際のもとの位置よりは２メートル落ちているよと。周りが全部同じ状態で落ちているわけですから、村民は気づかないと。今村民に話をしたら大変なパニックになってしまうので、外から来た人には話はできるのですけれども、今は村民には話していないのですよと。村の幹部しか知らないという話も、これは３年前です。今はもう話してもいいと思うのですが、そういう状況にありまして大変悲惨な状況でした。それと５年前の2014年、福島県と宮城県にも視察に行きました。そのときはもう東北の震災から３年はたっていましたが、宮城県の山間の海のすぐ近くのある中学校跡があったのですが、そこでは周りの住宅も校舎もほとんど流され、もう３年たっていますから、流された残骸は全部片づけられてはいたのですが、一棟だけ３階建ての校舎がぽつんと建っていまして、それに田舎のほうですから、中学校のバレーボールか何かの県大会出場を祝う垂れ幕が２枚ぐらい下がっていたのです。これがもう被災から二、三年たったあとなのですけれども、その垂れ幕を見たときに大変嫌な気持ちになりまして、ああいう状況を一回でも目の当たりにすると、絶対この状況を忘れてはいけないという気持ちにはなります。

そのことからも、村が３．11を３月11日の日と、行動あることは大変いいことだとは思いますが、村民全員に知らしめることからすれば、３月11日に近い日曜日に行う、全世代の村民が参加できるように計画したほうがよろしいかと思いますが、これは検討の余地はありますでしょうか。総務課長、お願いします。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

先ほどそのことについて答弁をしております。繰り返しになりますけれども、避難訓練や防災講演会の目的を達成するために、開催日を日曜日にしたほうがいいという意見がより多くの方から寄せられるのであれば、今後検討したいと考えております。

○議長　新垣博正　桃原　清議員。

○５番　桃原　清議員　わかりました。なるべくはその方向で検討して、その方向に進んでいくように願っております。以上で私の質問は終わります。

○議長　新垣博正　以上で桃原　清議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時２２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３１分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、外間博則議員の一般質問を許します。

○１３番　外間博則議員　それでは13番、外間博則、一般質問を行います。まず初めに訂正する箇所がございまして、大枠１の①の中で、「要請されました」とありますけれども、「要請をされましたか」ということに変えてもらえますか。要請されていませんので、「されました」を、「されましたか」に訂正よろしくお願いします。また次も訂正です。②の中で、「本村から県へ要請されています」となっていますが、「本村から県へ要請していただくよう村長

へ本議会から答申しました。」へ訂正していただきたいと思います。それでは一般質問を初めます。

まず大枠１、中部広域都市計画区域への移行について伺います。①現在、中城村においては那覇広域に位置していますが、現在住宅や商業施設、宿泊施設などの立地（開発）が困難な状況にあります。中部広域への移行について、中城村、北中城村両村で沖縄県へ要請をされましたかどうか。また、移行後の村の開発等が困難な状況にある中で、これが解消されるのか、その点を伺います。②さらに、大型ＭＩＣＥに伴う329号西原バイパスが整備されていますが、中城村も合わせて道路の北進（延伸）本村から県へ要請していただけるか。与那原町、西原町、中城村、北中城村も含めて４町村です。サンライズ協議会において、どのような協議が行われたか、お伺いします。

大枠２、農道の整備についてであります。この件については、去る12月議会でも質問をさせていただきました。この農道津覇浜原１号線の拡幅工事です。拡張をしていただけないかという質問をしました。今回再度質問をさせていただきますが、この点について伺います。答弁よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは外間博則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１の②につきましては都市建設課、大枠２につきましては農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは大枠１の①広域の件でございますが、本議会でも何度か答弁をさせていただいておりますが、御質問の要請はされるのかということにつきましては、きのうもお話ししたとおり北中城村と歩調を合わせながら、まずは両村長で沖縄県に要請は行きましょうということで計画をしております。沖縄県のスケジュール的な部分もありますので、いつとはこの場では申せませんけれども、年度明け次第、早速その交渉に入っていきたいと。文言調整も含めて、その調整に入っていきたいと思っております。必ずやその実現に向けて一生懸命取り組んでいきたいと、そう思っております。以上でございます。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　外間議員の御質問にお答えします。

大枠１の②現在、西原道路については計画が進められているところであります。これから正式なルートの設計が行われ、事業化に向けて進んでいくと思われます。東海岸地域サンライズ推進協議会の中でも事業化に向けて進捗しているという状況の報告を受けております。

○議長　新垣博正　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それでは外間議員の質問にお答えいたします。

大枠２、12月定例会でも答弁をいたしましたが、県営畑地帯総合整備事業は平成10年度に完了し、補助金での施工は厳しいです。拡張及び舗装につきましては、道路に関しては土地改良区の減歩により生み出したもので、村が購入することはできません。地主が無償提供するのであれば、整備を考えてまいりたいと思います。

○議長　新垣博正　外間博則議員。

○１３番　外間博則議員　それでは通告書の順を追って再質問をいたします。

先ほど村長から答弁をいただきましたけれども、この件については新聞記事にも掲載されていました。この中部広域への移行により住宅や商業施設、また宿泊施設など開発を行うには困難な状況にあるというのは、我々自身も痛感しているところではありますが、その中で那覇広域から中部広域に移行した場合、それが可能に

なるか。その可能性に向けて、もちろん村長もそのように取り組んで、両村お互いで、那覇広域から中部広域へ移行すると、やはり緩和対策もできるのではないかという発想でそのように踏み切ったと感じますが、今現在、中城村は農振地域にあり、もちろん上地区は都市化が進んでおり、また下地区のほうが、きのうまた安里清市議員からもございました。議会報告会において参加された住民の方からの意見で、中城村は暗いですよと。まだ住宅がつくられない状態にある。その中を少しでも緩和して、農地から宅地に地目変更が行えるようにすることで、中城村が明るくなるのではないかという意見でございました。私も１期目初頭からずっと、そういう農地の見直しについてお話ししてきましたけれども、緩和策として中部広域に移行した場合、村長はまた北中城村と県に要請するということでありますが、その手応えといいますか、やはりこうすれば中城村も、農振地域も含めて緩和できるような体制に持っていけるのか。手応えとしてどういうお考えか伺いたいと思います。村長、お願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

手応えと申しますか、今議会でもお話しさせていただいておりますが、機は熟したというのが実際の私の考えといいますか、これだけ昭和49年からの法律にずっと45年間も変わらず来た、この中城村の土地が今まさに、ただの農業振興という一点だけではなくて、いろんな選択肢がつくれるようなもの、ニーズに応えるといいますか、農業は農業でしっかりと守りながら、そしてそれ以外にも選択肢はあってもいいのではないかという、これは時代の流れだと思っておりますので、まさに今北中城も大型商業施設などがあって、非常に発展を遂げている。しかしながら、その周辺の土地は未だに規制が厳しい。我々も同じです。中城村もこれだけ人口増ということではありますけれども、ほかの地域では非常に規制が厳しい。これを地主の選択肢がふえる可能性を、我々はこれから実現をしていかないといけないと。まさに今この時期が、最大のチャンスだと思っております。

○議長　新垣博正　外間博則議員。

○１３番　外間博則議員　ただいまの答弁でまた質問をさせていただきます。

そこでまた村長に伺いますが、本村の村道の利用計画について、この件については第４次総合計画の中でありますが、この第４次計画も平成33年度で終了します。この平成33年度までに急いで計画を進めていくということではないのですが、その残り３年間の間で進めていくことは可能なものか。中部広域への移行について所見をよろしくお願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

４次振計、５次振計云々にこだわることなく、早くやりたいというのは私の本意でございますので、３年、４年とかではなくて、本当にこの一、二年で自分自身も追い込むつもりで、早目早目に決着がつくような形をとるために、あえて議会の場でも申し上げたいと思います。ですからいろんな団体、議会も、いろんな方々の協力を得ながら中城村、北中城村で、その実現に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○議長　新垣博正　外間博則議員。

○１３番　外間博則議員　ただいまの答弁で、早急に行うというのは厳しいことだと私も感じております。ただいま村長からも答弁がありましたけれども、中城村をよくしたいと、また明るくして、一番自分が感じるのが下地区です。農道潮垣線あたりも含め、農振地域がまだたくさんあります。その中でも国道沿いから中に入って、農振地域がたくさんありますよね。その中で、この地域をもうちょっと緩和できないかということを私も以前より、大分前からそう

提案させていただいています。その中で要望としては、県に関して言いますと平成27年でしたか、そのときに地域において地域懇談会、そういうユンタク会を催して各地域で説明を行ったと思います。そのときのアンケートにより村民からの要望、いつまでも農地で、次男三男への住宅をつくらせてあげたい。住宅を建てたいという要望がたくさんあったと思います。件数は把握していましたが大分なりますので、約150件程度あったと思いますが、その村民の要望もある上で、村民の方々の要望もゆっくりと生かして反映させればと私は思います。また次に伺います。

また村長になりますけれども、先ほどの答弁を聞いて、私も明るい材料になるかという意気込みを感じました。頑張ってください。そういう意味で早目に、都市化を推進ということが念頭にあるのか。もちろん農地も必要です。その中で整備をしていくわけですが、その点どのような計画を持っているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

計画という言葉ではないかもしれませんが、今議員がおっしゃるように都市化をするため、いうならば乱開発だとか、開発を促進していこうということではありませんので、これはあくまでも那覇広域都市計画という線引き区域を未線引き区域、非線引きとも言いますけれども、中部広域都市計画というのは非線引きの区域ですので、地主の御自分の土地に、例えば今の都市計画でしたら、あなたの土地は市街化調整区域だという線引きのない、ある程度地主の自由度のきく、そして地域の自由度のきく、自分たちでまちづくりのできるようないろいろな規制がとれた、そういう形でもってまちづくりが推進されていくという。ですから、あくまでもこれは全部を都市化しようということではなくて、残すべきところはしっかりと残し、そこにもしっかり支援をしていきながら、そしてそうではないところもたくさんあるわけですから、そこに可能性を見出していきたいというのが、今の中部広域への移行の考え方です。ですから何度もお話ししますけれども、今自分の土地をこうやって使いたい、この地域をこうやって使いたいということを思っても、それが実現できないものが移行することによって、自分たちの地域を、自分たちの土地をこういうぐあいに変えていきたい。あるいはこういうぐあいにつくっていきたいというものが実現可能になる、そういうことでございます。

○議長　新垣博正　外間博則議員。

○１３番　外間博則議員　村長、ありがとうございました。中部広域への移行により、未線引きの部分が少しずつ調整していかれるという意味でよろしいですか。

新聞記事の報道を見ましても、中部広域への移行のみならず、中城村の発展、住みよい村、住み続けたい村をスローガンというか、モチーフに頑張っていますが、ただいまは中部広域のことを重点的に言っていますけれど、それは、なしでもやっていけるのではないかと思いますが、この中部広域に関しては、手応え的にはまだ要請してみないとわからないということで答弁がございましたが、中部広域に移行しないとそういう緩和策は持てないのですか。その点お願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

議員も御承知のとおり、恐らく生まれたときからこの法律のもとでやっていますので、ですから現在の那覇広域のままであると、先ほども言いましたが地域の考え方、地域の選択性がほとんどない状態です。農地である農業しかない。先ほども言ったように住宅も建てられないわけですから、たくさんの方々から要望がある。こ

の法律のままであると、その法律に従った部分でしか処理できませんので、せいぜいという言葉をあえて使わせていただきますけれども、せいぜい緩和区域の広がり、そして優良田園住宅の広がり程度。これは私から言えば、つけ焼き刃のような発展性しかない。それをダイナミックに変えていくには、法律自体を我々が選択をして、その地権者や地域の考え方でまちづくりをしていきたいということでございますので、現在のままであると正直なところ今までも変わってこられなかったように、今後もなかなかダイナミックには変えていけないだろうなと。法律が常にあるわけですから、法律に違反するわけにはいきませんので、そういうことでございます。

○議長　新垣博正　外間博則議員。

○１３番　外間博則議員　村長の答弁も、いろいろと方策を講じられたと思います。以前ですと農振地内については田園住宅と。農地も残し、建蔽率が30％でしたか、それで農地を確保しながらの農家住宅ということで進めて来ていましたが、やはり那覇広域内では今の現状では厳しいということで、中部広域に移行するという要請を続けて、北中城村と両村で一生懸命頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。②に移ります。

東海岸地域のサンライズ協議会、平成30年４月に総会が行われています。そのときの国道329号西原バイパスに伴う、本村も含めて延伸、北伸を我々村議会、全員協議会の中で議論もし、そういう延伸の要望をし、村長のほうに答申をしたという経緯がありますけれども、その点についてサンライズ協議会の中で村長が発案し、この議論をされたかどうか。その点を伺います。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時５８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５８分）

○議長　新垣博正　再開します。

都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　お答えします。

サンライズ協議会４町村で平成26年度から平成29年度までに７回ほど県知事、大臣、沖縄総合事務局とＭＩＣＥの誘致、西原バイパスについての早期着工、延伸については要請をしております。

○議長　新垣博正　外間博則議員。

○１３番　外間博則議員　協議会の中では４町村長の中に、また各４町村の議長も交えて協議をされたと、そういう記録があるのですけども、その中でお隣り合わせの北中城村、それも先ほどの中部広域への編入も含めて、そのサンライズ協議会において当初から北中城村長と、そういう協議はされたのか。この延伸について、我々議会としても答申をしました。要請してくださいと協議を諮って村長に答申しましたが、そういうお話はされたのか伺います。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時０１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０３分）

○議長　新垣博正　再開します。

都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　お答えします。

大臣、総合事務局、南部国道へ要請したという報告をしましたが、その中でサンライズ協議会の中でも各市町村からの要望を取りまとめて、サンライズ協議会としての要望をしております。

○議長　新垣博正　外間博則議員。

○１３番　外間博則議員　ただいまの答弁で意味がわかりましたので、また今後のサンライズ協議会については、いつごろ持たれるのか。この日時を教えていただければと思います。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　総会を平成31年の４月末か５月ごろに予定をしております。今後

のＭＩＣＥへの誘致のあり方とか、この西原バイパスの要請等、平成31年度のサンライズ協議会としての方針を決定して、協議会を進めていくということになると思います。

○議長　新垣博正　外間博則議員。

○１３番　外間博則議員　ただいまの説明で日時も４月末か５月に、協議会の中で協議をされるということですので、わかりました。

　我々自身も先ほどの中部広域へ編入する位置づけとして、道路網計画というのが一番都市化する、または緩和策も広大な農地が多く存在する中城村です。その中で緩和されるということで、道路がずっと延伸して中城村をまたいで、また泡瀬方面、向こうまでそういう道路計画があれば、より一層この緩和策に対して住宅も可能な土地利用計画にもつながると思いますので、ぜひ協議会でも頑張っていただきたいと思います。ありがとうございました。

　それでは大枠２に移ります。この件に関しては、農林水産課長より先ほど答弁いただきました。その中で今現在、第２地区ですか。この農道舗装工事が現在行われています。これも当間地区の農道ですよね。その中で当間地区は現在工事も着工して進んでいるということですが、第１農道を含む和宇慶地区の中の先ほどの質問ですが、その和宇慶地区内にある農道浜原１号線、課長も御承知のとおり、浜原線への入り口の部分がずっと中城村においても、村内の農道の中でも一番重度の利用度が低いのではないかということで質問をさせていただきました。その中で先ほど答弁がございましたけれども、この地権者の方へ補償をする上で、土地の提供の部分で、もしこの地権者の方から拡張について土地を提供してもらって、この地権者から同意を得た時点でどのような工事ができるのか、その辺お聞かせいただけますか。

○議長　新垣博正　休憩します。

　　休　憩（１１時０９分）

　　～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

　　再　開（１１時０９分）

○議長　新垣博正　再開します。

○議長　新垣博正　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それではお答えします。

　どのような工事が行われるのかということですが、先ほども申しましたように、平成10年には工事を完了しておりますので、向こうにはどのような工事が該当するのかどうか、改めて地主が提供するのであれば、どういった事業があるのか。県とも、また担当とも相談をしながら、可能かどうか検討をしてまいりたいと思います。

○議長　新垣博正　外間博則議員。

○１３番　外間博則議員　課長、今の質問で困ったところもあると思いますが、今の質問の中で確認をいただくために質問をしましたけれども、この地権者の方は今現在、親の代から子供の代に継承されて、提供をいただくにも交渉に行って同意を得たいと考えていますが、それができればやはり拡張に関しては、拡張をして補償までできるかどうか。補助金はもちろん、補助事業では平成10年でしたか、もう20年経過していますけれども、村単費でどの程度の工事ができるか、お伺いします。提供いただくような同意を得た後、どのように工事をされるのか。どういった工事なのか。

○議長　新垣博正　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それではお答えします。

　先ほども申しましたように平成10年で工事は完了していますので、新たな工事となりますと、補助事業のメニューがあるのかどうか、補助事業のメニューの中で用地補償も該当するのかどうか、また県と担当とも調整をして、事業があるかどうかもわかりませんので、今すぐ即答で

補償できますと言うことは控えたいと思います。

○議長　新垣博正　外間博則議員。

○１３番　外間博則議員　課長、ありがとうございました。

この部分に関して、地域の皆さんは大変不便を感じているというお話をよく聞くものですから、私としてもこの地権者と交渉をしながら同意を得て、利用価値のある道路にしていきたいと考えていますが、それが実現できるようにお互い調整しながら、また課長は今月いっぱいで退職されますけれども、改めて来期においても今の状況を変えないといけないですので、地域の方もそうですが、また地権者と交渉をしながら、私自身も地元で進めて行きたいと思います。大変ありがとうございました。以上で質問を終わります。

○議長　新垣博正　以上で外間博則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時１４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２４分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、渡嘉敷眞整議員の一般質問を許します。

○３番　渡嘉敷眞整議員　議長の許可がおりましたので、３番、渡嘉敷眞整、これより一般質問をさせていただきます。御答弁よろしくお願いします。

まず大枠１番、学校教育環境の整備について。（１）中城中学校の水泳プールの整備について。①整備計画の予定はありますか。それは何年度で、場所はどこに建設するのか決まっていますか。②建設費はおよそ幾らかかりますか。シミュレーションをしたことはありますか。③水泳授業の時間割り当ては学年ごとに年間どういう時間数になっていますか。（２）喫煙、いじめ、不登校、体罰、けが等問題行動と教職員の病気休暇、休暇等の勤務状況について伺います。（３）英語の授業とはどういうものですか。時数・カリキュラム等です。小学校も平成31年度から導入されるということですので、小学校の英語の授業導入も含めて、どういうものですかということをお伺いします。①中学校での英会話の習得状況はどの程度なのでしょうかということをお伺いします。あと、②英会話機器の導入計画はありますか伺います。

大枠２番目、新年度の施政方針についてお聞きしたいと思っています。「６．都市基盤・生活環境の整備」の中で改正水道法が成立し、上水道事業はその改正水道法に即した条例等の整備を行った上で、水道台帳の整備・経営戦略の策定や水安全計画の策定。さらに、より一層の安心安全な水道供給に努めていきますとあります。それで次の点について伺います。①改正水道法はどのような目的でつくられて、どのようなものですか。②本村の水道事業に与える影響はどうですか。③本村は大丈夫か、今のまま継続できるのか。対策をするとすればどのようなことをするのか。④安心安全な水質をどのようにチェックしているのか。⑤本村の水道料金は幾らで、他市町村と比べて高いのか、低いのか。⑥沖縄県として水道事業の統合、合併の流れがあるのか伺います。御答弁よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは渡嘉敷眞整議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては教育委員会、大枠２番につきましては上下水道課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうではお尋ねのプールの建設について少しお話をさせていただきますと、村長就任以来、何年もこのプールはどうするのかということで議論を重ねてまいっております。今現在で考えますと、やはり可能性として非常に高いのは、庁舎が移転した後の

庁舎跡が一番可能性が高いのかという気はいたしますが、これも御承知のとおり文科省の予算、あるいは複合施設ではどうなるのか。いろんな兼ね合いがございますので、今ここで「ここに決定いたしました」みたいな答弁は非常に厳しいものがありますが、教育委員会とその辺の議論もしっかり重ねながら、まず場所を選定して、どういったものにするのか決めていきたいと思っております。詳細につきましては、また教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　大枠１の学校教育環境整備の中城中学校のプールの建設についてでございますけれども、教育委員会の会議の中でも話し合いを持っています。建設年度に関しては、まだ決定しているわけではございませんが、教育委員会としましては役場跡に建設をしたいという考えを持っています。現学校敷地内のこの場所には、敷地が狭くて建設ができないということで、そういう考えを持っています。

②については教育総務課長から、③と（２）、（３）については主幹のほうから答えさせます。以上です。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それでは渡嘉敷議員の大枠１の②についてお答えします。

建設費については、まだ場所が決定していないこともありますが、他市町村を参考にした概算の建設費用ではありますが、約２億2,000万円の建設費になると想定しております。以上です。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　それではお答えいたします。

大枠１の（１）の③水泳時間の時間割り当てについてお答えいたします。現在、中城中学校にはプールがございませんので、水泳の授業はどの学年も行っておりません。

続いて（２）についてお答えします。喫煙、いじめ、不登校、体罰、けが等の問題行動に関しましては毎月調査を行い、県教育庁中頭教育事務所に提出しております。現在のところ喫煙は小学校では報告がなく、中学校で１件ありました。いじめは小学校で１件、中学校で３件ありましたが、全ていじめ解消の報告を受けております。不登校は、小学校が６名、中学校が６名。体罰により処分された職員は、小学校、中学校ともにおりません。問題行動によるけが等につきましては、小中学校とも報告はありません。また、教職員の勤務状況につきましては、タイムカードのように出勤したときと退勤するときに、打刻するシステムを導入しております。これにより職員の残業時間を把握し、過重労働にならないよう職員への声かけや相談につなげております。休暇等につきましては、職種により年休を取得できる日数が違うのですが、必要なときに適切に取得できるよう、各校の管理職へ業務改善の一環として通知しております。また病休につきましては、現在２名休んでおります。

続いて、大枠１の（３）英語の授業についてお答えします。まず時数につきましては、小学校３・４年生では週１回の年間35時間、５・６年生では週２回の年間70時間、中学校では全学年とも週４回の年間140時間となっております。

続いて、①中学校での英会話の取得状況についてですが、日常的な会話を英語でやりとりできる生徒は１年生で８名、２年生で11名、３年生では16名との報告があります。また、それ以外の生徒も英語の授業の中で、外国人講師やペアやグループによる友達同士の英会話の中で、挨拶や自己紹介を行ったり、会話を聞き取ったり、教科書の会話文を発表したりすることはできております。

続きまして、大枠１の（３）の②についてで

すが、現在デジタル教科書や音声ＣＤを活用し、英会話力の向上に努めております。次年度は中学校の全学級に電子黒板を導入する予定ですので、さらなる学習効果が期待されます。以上です。

○議長　新垣博正　上下水道課長　仲村武宏。

○上下水道課長　仲村武宏　それでは渡嘉敷議員の大枠２の①から⑥までについてお答えします。

まず①についてです。今回の水道法改正については、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等に対応するため、水道事業の経営基盤強化を図り、将来にわたって安全な水を安定的に供給するための広域連携、資産管理、官民連携の推進に関しての制度改正並びに水道工事事業者指定に係る更新制の導入等の措置を講じる目的でつくられたものになります。

②についてです。法改正に係る今後のスケジュールについては、本年夏ごろまでに水道法施行令や同施行規則に関する政令や省令、ガイドライン等がまとめられ具体的な改正内容が明確化されることになりますので、本村の水道事業に与える影響については、今後の通知等による段階で把握できるものと考えます。現段階での早急な条例の整備については、水道工事事業指定に係る更新制の導入であります。本制度の確立には、現在指定している事業者の整理を行った上で、新制度の構築が必要となるため、計画的に取り組んでいきたいと考えています。

続きまして③についてです。本村の水道事業の現状としましては、第７次拡張事業、平成38年度までを目標に、総事業費13億5,490万円で、管路の新設や更新を順次実施しております。平成28年度に中城村水道ビジョンを策定しました。そのビジョンでは、中城村の水道事業の財政収支や施設状況についての将来像が示されており、実効性のある10年先を見通し、今後も安全安定の水道供給の持続に努めていきたいと考えています。

続きまして④です。水質のチェックについては、毎年度策定している水質検査計画に沿って、水道基準に定められている項目を毎月及び毎日の水質検査を４カ所でチェックしています。

⑤についてです。料金の高い、低いについては、本村と同様に用途別料金表で料金を設定している５つの近隣町村（北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町）の基本料金ベースで比較した場合に、家事用で３番目に高い設定となっています。

⑥についてです。現在沖縄県で進めている統合については、本島周辺の離島８村（渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村）において県企業局による広域化が検討されています。本村においては現在のところ、統合、合併、広域化の動きはありません。以上です。

○議長　新垣博正　渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　それでは一件一件再質問をさせていただきたいと思います。

中城中学校のプールにつきましては、今お聞きする感じでは役場が移転した跡につくりたいということのようでありますが、役場はもう来年度で完成するはずですので、今から計画してシミュレーション、建設費等もしないと間に合わないのではないかと思うのです。中城中学校の水泳プールというのは、中頭地区でプールがないのは、中城中学校だけということになっていますので、大分おくれているのは設置場所の問題をクリアしてないからだろうと思いますが、中学校に３階建ての管理棟がございますよね。そこの上にプール建設の予定で、強度もその強度でこの建物はつくられていますが、たまたまといったらおかしいかもしれませんけれども、平成16年か17年ごろだと思いますが耐震基準が変わりまして、その上にはすぐには建てられな

いという状況にあります。そういうことで、どうしても強度の調査等が必要になってきますが、耐震の補強工事ということになりますけれども、そうすると見栄えというか、景観といいましょうか。子供たちに与える影響もありますので、景観が非常によくない。悪い状況になると。那覇市で別の市営アパートが耐震補強された建物を見たことがあるのですけども、とても見た感じがよくないという部分があって、やはり今いろいろ検討して、役場庁舎跡につくられるのだろうと思っています。早くても平成32年度になる、あるいはあと２年ぐらい準備期間を置かないとつくれないのかというのは、私もそのように思っておりますので、ぜひ設置場所を確保した後には全力を注いで、すぐにもつくっていただきたいと思っています。御検討をよろしくお願いします。

先ほど水泳の授業時数をお聞きしたのですが、もちろん水泳プールがありませんから水泳が実施できないわけで、今実施されていないというのはわかりますけれども、もし水泳プールがあったとするならば、どの程度の時間を割くのか教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　水泳の時間につきましては、小学校でも10時間程度行っております。中学校でも10時間から15時間の間で設定して、授業をしている学校が多いようです。以上です。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時４４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時４４分）

○議長　新垣博正　再開します。

渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　では、水泳についてはわかりました。

次、喫煙、いじめ、不登校、体罰、けが等問題行動は毎月毎月調査されていると。そして年間トータルしたまとめを県教育委員会にも報告して、状況を把握しているということでございます。そこで一つ、学校の健全性というのでしょうか、それがこういう事件事故が起こった状況を調べると、学校の状態がよくわかると思います。だから気を抜かずに、監督指導していただきたいと思います。まず一件ですけれども、これはどの件をとっても同じだと思っていますが、学校のそういうものに対する調査とか、対応の仕方、そして教育委員会に報告して、教育委員会がどのような対応をするのか。あるいは県教育委員会に報告して、どのような対応をするのか。その対応の仕方、方法というのを教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　職員を集めての研修会等で、この迅速の対応の流れということを確認しております。それは校長会や教頭会だけではなくて、生徒指導主任会とかでも流れの確認をしております。ですから事件が起こった場合には、すぐさま教育委員会に一報が入ることになっておりまして、その状況によって我々指導主事が学校へ直接出向いて助言を行い、現場から委員会に来て状況を把握しています。その中で教育長に報告し、中頭教育事務所、県にも迅速に対応できるようにしております。それを含めまして、毎月５日の日までに前月の報告を受けることになっておりますので、報告が先ではなくて実態の情報が先に来ており、そこから報告をまとめて県に提出している次第です。以上です。

○議長　新垣博正　渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　よくわかりました。次に移りたいと思います。

英語の授業と時数等につきましては、先ほど

時数時間等全部お聞きしました。小学３・４年生で35時間、５・６年生には70時間ということで、これから小学校でも英語の授業が入ってくるということでございます。それで中学校の３年生まで、週４回の非常に力を入れた授業展開がされているということでございます。それで今、うちの教育委員会というか、学校というか、子供たちの英語を学ぶ環境がとてもすばらしいのではないかと私は思っています。と言いますのは、まずＡＬＴが平成31年から３人配置すると。中城中学校、中城南小学校に各１人ずつ。そして津覇小学校と中城小学校に１人で２校を分担して計３人ということで、これまでになかった非常に充実した人材を配置して、英語の授業展開をするということを聞いています。それとあと中学生、高校生のアメリカの大学への短期留学を支援していると。いうなれば、かかる旅費の２分の１を村が支援をして、現地へ派遣して子供たちを育てると。そしてＥＳＬ、沖縄県で実施されている小学生、中学生の、アメリカの大学の先生方を呼んで実施されている、そこにも派遣をし、かかる費用の２分の１を負担しているということで、とてもすばらしい取り組みだと思っております。

あと、先ほど中学校での英会話の習得状況はというのがありましてお聞きしましたら、小学校は８人、２年生は聞き漏らしましたが、３年生が16人ということで、かなりレベルの高い英会話ができると聞いています。でも私は、ある英語の先生からこれまでに聞いたことがありますけれども、英語とはどういう授業ですかと、どういうものなのですかということで教えられたものが、「技術系の授業です」と。私も最初は「はっ」となって理解に苦しみましたが説明を聞くと、結局理数系みたいに頭で考えるものではなくて、いうなればバスケットで例えるならば、バスケットをする前には毎日ウオーミングアップをされると思います。パスとかドリブルとかシュートとか、そういうふうに技術系といったら体で覚えるものだと聞いたことがあります。ですから英語は頭で習っても、使わないと前に進んでいかない。あるいは繰り返し、繰り返し、毎日毎日同じことを繰り返して使って初めて英会話がスムーズに話せるようになるということで、なるほどなと。そういうふうにして英語を育てるのだなというのをお聞きしたことがあります。ということで、先ほど３番目に英会話の機器の導入の計画はありませんかということで、今、管理棟の４階に視聴覚教室があります。その隣に多目的教室があります。そこにパソコンが40台配置されていると思います。この40台のパソコンを使えば、英会話の練習がすぐできるのではないかと思っています。だからそこを工夫すれば英会話が、子供たち同士でも、先生とでも、余った時間等、あるいは英会話クラブとかができたりすると自由に勉強ができて、英会話がもっともっと早くなる習得できるのではないか、子供が伸びるのではないかと今考えているところです。電子黒板ということもございましたが、平成31年に18台入るのかな。これを活用しても結構でございますけれども、せっかくあるコンピューター教室にもコンピューターが入っているわけですので、今コンピューターはソフトさえあれば何でもできる時代になっていますので、それを活用してぜひ一歩進めて、中城村のこの英会話、国際化、グローバル化というのでしょうか、そういうところを進めていただけたらありがたいと思います。

一例ですけれども、ここで申し上げてよろしいでしょうか。10年ぐらい前の話になりますが、中城中学校に英語のすばらしい生徒が１人おりまして、この子は中城中学校にいるときにも英会話の発表大会があるときには、全校生徒がしーんと聞くぐらい惹きつけられるぐらいの力を持っておりましたが、その子が普天間高校に進みまして、２年が終わりまして、３年のとき

に１年間は米国留学をしまして、帰ってきてキリスト教大学を出まして、そこからイギリスの大学、いうなれば大学院ということでしょうか。６年から７年ぐらい留学をしまして帰ってきたところですが、それで今度７月からはキリスト教大学の先生になると、採用されたというお話を聞いています。だから中城の子供は、させれば何でもできる、優秀だと思っています。ですから、本村の英語教育の環境が今整っているわけですので、将来この子供たちが本当にグローバル化する、英語で苦労しないで成長していくんだと感じているところです。ですから教育委員会もそうですが、村長も力を入れてくれてありがとうとお礼を申し上げて、また中学校の子供たちがすくすく育つように父兄、地域とともに見守っていけたらありがたいと思っています。大変ありがとうございます。１枠目については、これで終わります。

○**議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１１時５８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時５８分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

渡嘉敷眞整議員。

○**３番　渡嘉敷眞整議員**　２枠目で水道法改正につきまして、趣旨、目的等は課長のほうから報告いただいて、ある程度理解はできたような気もするけれども、わからないような気もしますので、ちょっと再質問をさせていただきたいと思います。

本村は改正の趣旨が人口減少に伴う水の需要の減少となっていますが、本村には当てはまらないのではないかと思っています。深刻化する人手不足等の水道課の直面する課題とありますが、水道課は人手不足になるようなことは起きないだろうと思っています。

ということで、あとは水道の基盤の強化を図るということでございますが、これは国の法律ですから、どうしても守らざるを得ないのかというのはありますけれども、本村の水道事業の予算書等、貸借対照表とかいろいろ見させていただきましたが、非常に健全に運営されているのではないかと思っております。来年度の減価償却費が9,095万円、資産減耗費が500万円、合計で9,595万円。１年でこれだけの資産というか資本というか、これの切りかえができるわけですから、非常に健全ではないかと思っております。減債積立金が9,800万円あります。建設改良積立金が２億2,718万8,000円あります。ということで、既設の改良工事等も十分続けていける状況にあるのだと思っています。それで何が問題かとなると、やはり日本全国としてはどうしても40年も50年も前につくられた水道配管等施設の更新ができないぐらい非常に困っているということだと思います。本村は７次水道計画が策定されていて、それを見ますと施設の改良更新等、十分に計画どおりいけば、何も問題ないのではないかと思っています。それで、この水道事業の運営といいましょうか、経営といいましょうか。非常に優秀な状態で運営されているのだと思っておりますので、急に本村が困るようなことはないだろうと思っています。そういうことで条例等の改正等は国の法律ですから、それに基づいて改正せざるを得ないかもしれませんけれども、沖縄県一本化とか、様子を見ながら取り組んでいってもらえたらありがたいと思っておりますので、先ほどのところで、まず安心安全な水質をどのようにチェックしているかということを聞きましたが、中城村の場合は福地ダムから来ている石川浄水場系統と、これは下地区ですけれども、比謝川を中心にした北谷浄水場から来ている上地区、２つの系統があると思います。それで上地区の人口と下地区の人口もちょっと調べましたが、上地区のほうが１万963人で、51.4％上地区にいます。ということは、ほぼ同じように利用されているの

かと思いますので、先ほども４カ所で安全チェックを行っていると言っておりますが、一番これは命にかかわることですので、水質が安心安全でなければなりませんので、そこのところをもう一度、どこどこでチェックをしているのか、４カ所を教えてください。

○議長　新垣博正　上下水道課長　仲村武宏。

○上下水道課長　仲村武宏　それではお答えします。

チェック場所としては、水道法で定められている給水区域の末端において、下地区については中城調整池から出てくる伊集ポンプ場と久場崎のほうになります。上地区については、新垣配水池から流れてくる登又の末端、そして南上原配水池から流れてくる新垣の末端のほうで水質の検査を行っています。以上です。

○議長　新垣博正　渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　水質の安全チェックにつきましては、非常に気をつけなければならないというのが、沖縄タイムスの１月11日の社説の中に、米軍基地と有害物質ということで、ＰＦＯＳ（ピーホス）という有害物質が検出されたということで新聞に取り上げられています。ですので、嘉手納基地の近くの比謝川を水源としていますので、もし漏れて、この水源地に流れついたら、それを北谷浄水場で浄化はして配水をするはずですけれども、それでもいつ起こるかわからないという状況にあるわけですので、この水質管理については毎月毎月調査していると思いますので、本当に緊張感を持って取り組んでいただきたいと思います。課長、答弁をよろしくお願いします。

○議長　新垣博正　上下水道課長　仲村武宏。

○上下水道課長　仲村武宏　それではお答えします。

米軍からの有害物質については、常に気をかけています。以前の新聞記事においても、米軍嘉手納基地周辺を流れる河川を水源とするポンプ場や、そして北谷浄水場から残留性有機汚染物質のＰＦＯＳが、その他の地域に比べて高い濃度で検出されたと新聞報道がありました。中城村の浄水場は上地区になりますけれども、沖縄県企業局北谷浄水場から水道水として受水しています。検出されている有機フッ素化合物のＰＦＯＳについてですが、炭素系のフッ素結合を持つ有機化合物の一つで、主に半導体用の反射防止剤、金属メッキ処理剤、泡消火剤、航空機用の作動油などに使用される化合物です。先ほど述べたとおり中城村の水質検査状況ですが、水質管理として水道法で定められている検査を行っています。どうしても中城村には水源がないため、企業局より浄水を購入しなければならないため、今後も企業局と連携をとり、安心で安全な水道水を住民に届けるよう、取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○議長　新垣博正　渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　では今度は村長に伺います。

課長からも回答がございましたけれども、村長の決意といいましょうか。この安心安全な水を届けるという決意をよろしくお願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

以前にも今の問題があったときに水道課から報告もありまして、今議員がおっしゃるとおり一番に考えるのは住民の安心安全、特に飲み水は命にかかわる話になりますので、それを十分に頭に入れながら対処をしていきましょうということで、同じ意識を持ちましょうという話をさせていただきました。これはもう行政を預かる者としても当たり前のことでございますので、安心安全を第一に考えていきたいと思っております。

○議長　新垣博正　渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　御答弁ありがとうございました。以上で私の一般質問を終わります。

○議長　新垣博正　以上で渡嘉敷眞整議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１２時１２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３０分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、伊佐則勝議員の一般質問を許します。

○１４番　伊佐則勝議員　ハイサイ、グスーヨー、チューウガナビラ。通告書に基づきまして、これより一般質問を行います。

大枠の１番、施政方針について。平成31年度予算案、関係諸議案の提案と村政経営について新たな時代、新たな中城村に向けて挑戦していくとの施政方針が示されました。以下質問いたします。①沖縄県によって市街化区域、調整区域が指定される那覇広域都市計画区域から、中城村で用途地域指定ができる中部広域都市計画区域への移行表明について、村長の所見を伺います。②中城村観光協会の設立について、村長の所見を伺います。③人口増加や社会経済情勢の変化等に伴う行政事務の複雑化、多様化に伴い、適切かつ効果的な行政経営を目指し、必要なマンパワーを計画的に確保する新たな定員管理計画を策定し、また、障がい者の働き方についても積極的に議論し、実情に応じた雇用の実現に向けて取り組んでいくと述べております。新たな定員管理計画の策定内容と、障がい者雇用促進についてお伺いします。

大枠の２番、県営中城公園の整備事業について。①県営中城公園整備事業の進捗状況は。②廃墟の解体撤去工事予算も確保でき、県主導で工事入札も今月実施されたと聞いております。新年度４月以降の工期で解体撤去工事の施工が行なわれると思うが、工期と解体工事の瓦れきの撤去運搬ルートについて伺います。

大枠の３番、中城村都市計画マスタープランについて。中城村都市計画マスタープラン策定の進捗状況について伺います。以上、簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の大枠１の③につきましては総務課のほうで、大枠２番、大枠３番につきましては都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは大枠１番の①と②、那覇広域都市計画区域から中部広域都市計画への移行についてと観光協会の設立についてでございますが、本議会の中でもいろいろと答弁をさせていただきましたけれども、せっかくの御質問でございますので、②の観光協会とのかかわり方だとか別の視点で少しお話をさせていただきますと、今回の中部広域都市計画区域への移行が進むことによって、大きくこの観光協会の役割といいますか、その姿もまた変わってくるものと思っております。本議会において観光協会設立が可能になりましたら、予想される大幅な観光需要にしっかりと対応できるような観光協会の設立を目指していきたいと思っています。それも今回の那覇広域都市計画からの移行がうまくいきますと、当然そこには大きなビジネスチャンスができてまいります。より企業誘致がしやすい環境が整い、そしてそこでは間違いなく産業が生まれ、そしてそこには観光協会にかかわる産業的な部分も大きな広がりが予想されます。そういう意味でも今回観光協会の設立においては、ぜひとも皆様方の御理解をいただきたく、そして中城村が大きく変わる変革期だということをぜひわかっていただいて、我々行政側としましても法律へのチャレンジという大きな役目はありますが、それと同時に観光協会の発展はイコールだということも認識をしていただいて、一緒になってぜひ頑張っていただきたいと思っております。ほかの部分につきましては、担当

課のほうで答弁をさせていただきます。以上でございます。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　定員管理計画の内容と障がい者雇用についてお答えをいたします。

新たな定員管理計画につきましては、各課の業務及び事業を洗い出すとともに、今後取り組むべき重要施策や重点課題等を効率的に推進していくのに必要な人員を検証し、５年をかけて計画的に職員の増員を図っていく、こういうような内容になるものと考えております。障がい者雇用につきましては、その障がいの特性やニーズは多様であり、障がい者の多様性についてしっかりと寄り添うことが重要であると考えております。障がい者おのおのの特性に合った業務内容や、それに見合う報酬についてしっかり検討し、受け入れ体制の整備をすることが喫緊の課題でございます。障害者雇用促進法に基づき、障がい者雇用に努めていきたいと考えております。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　伊佐議員の御質問にお答えします。

大枠２の①県営中城公園の整備状況の進捗状況ですが、事業費ベースで67％、用地取得状況は筆数面積で88％、計画面積の96ヘクタールのうち11.9ヘクタールを供用開始となっております。

②旧ホテル跡の建物解体工事については、現在契約に向けた手続を進めているところであります。工期については、平成31年度内完了を予定しております。また、建物解体で発生する廃棄物の運搬ルートについては、中城城跡共同管理協議会が管理している園路を利用して、県道146号線を経由して処分場に搬出する予定であります。

大枠３、中城村都市計画マスタープラン業務については、３月７日に沖縄県との最終の協議を終了し、縦覧・意見書募集期間を３月11日から３月24日に終了しました。その中で意見書提出はありませんでした。

○議長　新垣博正　伊佐則勝議員。

○１４番　伊佐則勝議員　では順を追いまして、再質問に移らせていただきます。

いろいろと施政方針の中でもたくさんのことが述べられております。新しく今回の一般質問で①と②、②については再アタックということにはなりますが、やはり新しく挑戦していく事柄かと思いまして、①、②を上げさせてもらっています。その区域移行につきましては、光栄県議も県議会の中で取り上げまして、積極的な県議会内での質疑等を行って活躍をしていることは、皆さん御周知のことかと思います。その都市計画の区域移行についてですが、新しく都市計画区域をつくっていくということではなくて、那覇から中部に移行しますと、そういう要請になろうかと思いますけれども、その場合においても国土交通大臣の同意を得て、指定をすることになるのか伺います。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　お答えします。

那覇広域から中部広域への移行については県決定ではありますが、沖縄総合事務局との協議し、国土交通大臣の同意も必要となります。

○議長　新垣博正　伊佐則勝議員。

○１４番　伊佐則勝議員　新聞紙上でもいろいろとその件については露出しておりますし、また何名かの議員がきのう、けさにかけて質問事項に取り上げております。やはり今回の区域移行につきましては、両村が連携して、共同して県に要請していくということにつきましては、大変意義深いものがあると考えております。光栄県議も巻き込んで、実現に向けて県との意見交換、協議がいい方向に向かうように期待しますので、ひとつ頑張ってください。よろしくお願いします。

②のほうですけれども、村長からの所見がございました。やはり①、②、私も関連するものだと思います。けさの朝刊ですか、皆さんもごらんになったかと思います。２月の観光客の入域客が過去最高を記録したという記事が載っておりました。３月の入域で、2018年度は1,000万人を目標にしておりまして、そこに届くかという感じになっているのかと思っております。中城村の観光協会の設立について、今年度も予算計上、補助金としてされております。やはり沖縄県も観光について、かなり予算をつぎ込んで振興を図っております。観光協会の設立が、観光業だけにメリットが出てくるという考えではなくて、やはり村のいわゆる地場産業を伸ばしていく。民の力を発揮して、地域の振興、あるいは地域の活性化の原動力になるのではないかと私は考えております。ですから、ぜひとも今回の新年度の予算に計上しております観光協会補助金、しっかりと予算が通って、設立に至ればと思っておりますので、そこら辺もやはり村の活性化に向けて、議員の皆さんもしっかりとまた、そこら辺に目を向けて予算成立にこぎつけていければいいと思っております。

次に③でございますが、新たな定員管理計画の内容と、障がい者雇用促進について答弁をいただきました。新年度、４月時点での雇用率について出しておりましたら、雇用率の件をよろしくお願いします。ごめんなさい、抜かしております。障がい者の雇用率、よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

３月31日付で１人が退職する予定になっております。現在の計算上の分母、それで計算をした場合に、４月の障がい者雇用率については0.97％になる予定でございます。

○議長　新垣博正　伊佐則勝議員。

○１４番　伊佐則勝議員　たしか障がい者の法定雇用率が現在2.5％になっているのかな。前年度までが2.9％で達成はしていたという状況ですけれども、今回退職関係もあろうかと思いますが、ポイントがやはり法定雇用率以下になっているということで、別に法定雇用率がどうのこうのというわけではないのですが、要するに今後障がい者の雇用を促進していきますという答弁もございました。けさですか、きのうですか、いわゆる国も障がい者雇用が、今年度七、八百名ぐらい、新たに枠を設けて採用してきたということで、その水増し問題云々のことでもないのですけれども、法定雇用率からすれば国としても4,000名ぐらいは確保しないといけないということですが、我が村においても、すぐその法定雇用率まで持っていくというのもいろいろと検討課題にはなると思いますが、やはり障がい者の雇用促進のために４月以降、そこら辺の定員管理計画の策定内容も吟味しながら、障がい者雇用の促進の部分についても、ぜひ盛り込んでいけたらと思っておりますので、そこら辺の前向きな検討をお願いしたいと思っております。去る12月ですか、たしか障がい者の雇用についても質問をしましたけれども、その中で障害者差別解消法という法律ができまして、いわゆる当事者への合理的配慮が求められますということがありました。前回の答弁におきましては特にそういう明記はないのですが、日常的に本人からの申し入れで配慮はしておりますという答弁だったのかと思います。やはりそこら辺の合理的な配慮を求めるということについては、やはり真剣に考えてもらって、しっかりと研究課題にしてもらえればと思っております。

実際１週間ぐらい前に皆さんもごらんになったかと思いますが、中身は余り申し上げませんけれども、沖縄のうるま市の出身の方で、ヤマトの高専の准教授でありました。やっている方がおりまして島袋さんということで、その方は

うるま市出身で、宇部工業高等専門学校の物質工学科の准教授をされているということです。年齢は現在41歳です。いわゆる就労事例で、その人は視覚障害を持っておられるということで、その視覚障害の就労事例での賞があるようです。それを受賞したという記事が載っておりまして、担当課長がその記事を読んでいれば非常にありがたいことなのですが、その中で障害者差別解消法によって、当事者への合理的配慮が求められるようになったが、当事者みずから意思を伝えなければ、配慮は生まれないと本人から指摘をして、意思を伝えて、周囲の理解を得て、法律の趣旨を活用することで、共生社会につなげていきたいということを本人が述べております。というのも、やはり障がいがある中で教壇に立っているわけですから、いろいろリハビリを受けながら、授業の仕方もいろいろと内容をこう教えて、自分が視覚障害を持っているものですから、そういう工夫と、あとまた高専側も校内に点字ブロックを設けたり外灯を増設するなど、島袋さんの復帰を支えたと。簡単に言えばそういう内容で、賞もいただいたということでございまして、やはり合理的配慮というのをいま一度研究課題にしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、大枠の２番です。県営中城公園の整備事業の進捗状況につきましては、説明、答弁をいただきました。その廃墟の解体工事につきましても、県議の光栄議員が当事者、いわゆる廃墟の所有者、当事者とも何度かその交渉の席に同席されたということで、情報はいただいております。その解体撤去工事について、瓦れきの運搬ルートが城跡内の園路、そこが設定されているということなのですが、城跡線も接道しています。その後は県が、あるいはグスク西駐車場の予定があるのかな。そこに村は、村道として城跡線をもうそこまで接道で完成していると。むしろ園内の運搬よりも、城跡線につなげる。いずれにしても県がやる工事になりますから、そこにはグスクの西駐車場ができる予定になっておりますし、そのルートで運搬できなかったのかと思いますけれども、そこら辺、課長、よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　村道中城城跡線の先の公園内の園路については、現在用地取得に取り組んでいますが、取得に難航していると伺っております。

○議長　新垣博正　伊佐則勝議員。

○１４番　伊佐則勝議員　そこら辺は両村長、了解のもとだと思いますけれども、安全対策についてはどうなっておりますか。恐らく園路を利用するとなると、観覧者の皆さんが来たときに利用するカートルートだと思うのです。そこら辺の安全対策については、どのようになっているかどうか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　県のモノレール課に確認しましたところ、城跡管理協が管理している園路を使うということで、安全対策については誘導員３名から４名ぐらいを配置していくという報告を受けております。管理協に確認したところ、現在工事が始まる前に、この県の撤去工事、文化財を担当する工事と、あと馬場の工事を予定していますので、３者、また管理協も含めて今後の安全対策は検討していくという報告を受けております。

○議長　新垣博正　伊佐則勝議員。

○１４番　伊佐則勝議員　わかったような、わからないような感じなのですが、要するに県としては今の園路のルートを、運搬ルートに使いますよと。安全対策については、いわゆる誘導員も配置してしっかりやりますというところまでは決まっている。文化財の修復、また馬場の修復工事等もある。そこら辺は協同して、またルートを検討したいという答弁なのかな。新た

にルートを検討すると聞こえたものですから、そこら辺をもう一度お願いします。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　ホテル撤去工事関係者、文化財保護工事関係者、馬場の修復工事関係者、管理協も含めて安全対策については検討をするということです。

○議長　新垣博正　伊佐則勝議員。

○１４番　伊佐則勝議員　安全対策についてですが、園路のルートというのは決まっているということですね。城跡線が利用できないというのは、用地の問題がなかなか片づきそうにないと。地権者がいて、いわゆる撤去工事の城跡線へつながるルート上に、そういう今交渉が難航している土地があると。ですから城跡線の活用がうまくできなくて、園路を使うという理解でよろしいでしょうか。その園路を使う場合に今観覧者、いわゆるカートが２台走っておりまして、観覧者を奥まで案内しているということなのですけれども、その工事期間中については、観覧者はそこを通れるのか。あるいはカートは通常どおり案内できるのか。そこら辺は確認をとっておりますか。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１４時０８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時０８分）

○議長　新垣博正　再開します。

企業立地・観光推進課長　比嘉　保。

○企業立地・観光推進課長　比嘉　保　では、ただいまの御質問にお答えいたします。

中城城跡の観覧者のルートということで認識しておりますが、工事が始まって取り壊し中のときには、この園路を使いながら正門側からという形なのですけれども、取り壊しが終わって搬出する場合には、現在の中城城跡管理協議会の事務所前をトラックが行き帰りするということで、坂道側を使った園路に変更していくか、中城城跡の共同管理協議会と進めているところです。

それともう一つ、ただいまこの用地交渉が難航しているということが、その用地交渉が完了しましたら、その城跡線にも抜けていけるというような形のもので伺っておりますので、その流れを今後は検討していきたいと思います。

○議長　新垣博正　伊佐則勝議員。

○１４番　伊佐則勝議員　用地交渉が早々とうまく片づくのであれば、やはり城跡線を利用するというのが、いわゆる観覧に訪れるお客様にも安全安心な城跡の見学、観覧ができると思いますので、そこら辺はしっかりまた用地交渉がうまくいけば、全くいいタイミングで廃墟の工事もできるということになりますので、そこら辺のタイミングがいい方向でかち合ってくれれば、非常に安全な従来どおり観光客の入域も可能になるかと思いますので、用地交渉もやはり県議に頑張ってもらわないといけないですか、村長。村長も頑張ってください。

ちょっと後先になりましたけれども、廃墟の取り壊しに関しましてはもう決定事項ということで、その時期がいつスタートするかということになりますが、その廃墟の跡地、県営公園、中城公園が予定されておりますけれども、そのゾーンについては、たしか歴史学習ゾーンと計画図の中ではあったかと思います。そこら辺、跡地についての県との協議がございましたら。いわゆる箱物、歴史資料館であるとか博物館タイプの箱物と、そういうお話が出ているのであればお願いします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１４時１２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時１２分）

○議長　新垣博正　再開します。

生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それでは、ただい

まの御質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり県の計画の中では、そういった子供たちが学習する施設等が計画されております。村としましても、できましたら中城城址の中にグスク博物館など、これまで貴重な遺物が多数出土してきている中、そういったものの展示する場所等ができるように、これから都市建設課を窓口にしながら、県の都市モノレール課を含め要請はしていきたいと考えております。

○議長　新垣博正　伊佐則勝議員。

○１４番　伊佐則勝議員　では、その廃墟後のまた件に関しても、県との協議をしっかりと進めていただきたいと思います。

次、大枠の３番目に移ります。改定のマスタープランが、３月７日に県との最終協議が終了したと答弁でございます。都市計画マスタープランの中で、新たな土地利用計画ということで５つのゾーンがありました。そこら辺の協議も含めて、要するにうまいぐあいに協議が終了したということですか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　５つの拠点ゾーンについて、最終的に３月７日に県の了解をいただきました。

○議長　新垣博正　伊佐則勝議員。

○１４番　伊佐則勝議員　大変ご苦労さまでございました。その改定マスタープランにつきましては、あしたあさってですか、28日にまた改定プランの説明会をされるという案内をもらっていますので、詳細についてはまたその日に説明を受けたいと思います。やはり今回の都市計画マスタープランにつきましても、大枠の１番にありますとおり、いろいろと県とも非常に重なり合って、お互いに関連し合うことかと思いますので、そこら辺はまたしっかりと取り組みをしていただきたいと思います。

今回、無事定年退職を迎える比嘉課長、そして津覇課長、有終の美を飾る答弁の機会を与えられずに大変失礼いたしました。大変お疲れさまでございました。以上をもちまして、一般質問を終わります。

○議長　新垣博正　以上で伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１４時１７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時２７分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、新垣貞則議員の一般質問を許します。

○７番　新垣貞則議員　それでは通告書に基づいて、７番、新垣貞則、一般質問を行います。

大枠１番、久場地区の環境整備。①発電所入口、ヒューム管の土砂の対策は。②「久場真尻原から宇地原」に続く道路及び排水路の課題は。③久場前浜原線の開通に向けての、今後の取り組みは。

大枠２番、吉の浦公園機能整備計画について。①吉の浦の施設整備計画（護岸の環境整備は。ハードルの整備は。ウオーキングコースの照明の整備は。）②テニスコートの、今後の取り組みは。③陸上競技場の（管理棟、倉庫等）整備は。④施設整備して、人材育成を図るには。以上、簡潔な答弁をお願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては都市計画課のほうでお答えをいたします。大枠２番は教育委員会のほうでお答えいたします。

私のほうでは教育委員会の吉の浦公園機能整備計画、これは議員も御承知のとおり計画書ができて、多岐にわたっての整備になると思います。どうしても財政的な面、そしてできるものからやらなくてはいけないというところもござ

いまして、多少の変動はあるとは思いますけれども、しっかりできる限り早急にいろんなものが整備できればいいなと、指示もしているところでございますので、細かいところはまた担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　大枠２の吉の浦公園機能整備計画についてですが、基本的には平成30年２月に中城村吉の浦公園等機能強化整備基本計画に基づいて進めていきたいと考えています。この詳細に関しては、生涯学習課長のほうから答えさせます。以上です。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　新垣貞則議員の御質問にお答えします。

大枠１番の①現場を確認したところヒューム管の中に土砂がたまり、排水ができない状況でありました。早急に調整し、土砂を取り除きたいと思います。

②現地は中城・北中城境界にあり、また私有地で形成された私道となっているため、管理者が不明確であることが課題と考えられます。

③定期的に契約に向けて交渉は行っていますが、地権者の理解が得られずに未契約となっております。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それでは新垣貞則議員御質問の大枠２について、お答えいたします。

まず①についてでございます。吉の浦海岸は基本的に県の管轄となっております。吉の浦公園等機能強化整備基本計画において、憩いやレジャーの場としての活用が期待されております。これまでもビーチクリーンボランティアや村内企業、地域住民、小・中学生と協力して美化活動を行っております。今後も県や役場関係課と連携し、ボランティアなどの協力を得ながら、環境美化や散策・エコ・コーストの利活用について調整を進めてまいります。以前から御質問いただいておりますハードル整備については、予算の確保及び場所の課題がありますが、基本計画に基づき整備を進めまいります。ウオーキングコースの照明につきましては、昨年の台風により破損した部分を含め、ほとんどの照明を現在修繕しております。

②についてでございます。テニスコートについては、昨年９月の台風被害によりフェンスが大きく損壊しております。現在、応急修繕により利用している状況であります。平成31年度において、施設の機能強化としてフェンス工事と、夏場の熱中症や落雷の避難対策として管理棟の設計・整備工事を実施いたします。

③陸上競技場の管理棟、倉庫について、設計及び工事に係る費用が大きく、基本計画では2020年度から2023年度までと複数年度にまたがることから、今後活用できる安定した財源の確保が現在課題となっております。

④について、吉の浦公園はスポーツ施設だけではなくて、吉の浦会館・護佐丸歴史資料図書館といった文化財施設も集約された本村の生涯学習の中心施設であります。施設の機能強化整備は、より利便性の高い、利用しやすい環境の整備を目的としております。子供から高齢者までスポーツやレクリエーション、文化活動等を展開しやすい環境で、各種団体やスポーツ推進員などと連携し、各種教室の開催や中学生、高校生、一般の各種競技大会の誘致を積極的に行い、健康づくりからエンジョイスポーツ・アスリートスポーツの幅広い分野の人材育成を図ってまいります。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　それでは大枠１番の①発電所入り口、ヒューム管の土砂の対策について再質問をします。

久場区民は吉の浦火力発電所建設立地に向け

て、村や電力に協力してきましたが、これまでに発電所から発生するマルチガスタービンからの騒音問題やグランドフレア問題、ＬＮＧタンカーからの受け入れの際に、ローティングアーム、油圧ホースからの油漏れが海に流出しました。そして排水路の環境問題としては、排水路に土砂やヘドロがたまり、毎年のようにふえています。２年前には暑さのせいで、約１万匹の魚の死骸があちらこちらにあり、悪臭が発生しました。その対策として泊地区の排水路側にヒューム管を入れて、排水もスムーズにいきました。現在都市計画課長が言ったように、ヒューム管の中は砂や石がたまり水が流れない状況です。排水路は水がよどみ、環境が悪化しています。なぜ、ヒューム管の中に砂や石がたまる原因は何でしょうか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　定期的にパトロールをし、砂等を取り除くべきではあったと思います。砂がたまった原因としては、冬のしけで潮の干潮により、管の中に砂が入り込んでしまって、水のはけが悪くなっている状況であります。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　ヒューム管の中に石や砂がたまっている原因は、中城村の海岸は海から砂や石が流れて、陸地がふえています。この現象は久場から伊集まで、全体的に陸地がふえている現状です。海からの砂や石がヒューム管の中に入り、砂や石がたまり、排水路の環境の水が海に流れない状況にあります。ヒューム管の砂や石を取り除いても、１年後、あるいは半年後には同じようにヒューム管に砂や石がたまり、排水路の水が海に流れない状況になります。そして排水路の環境は悪化します。この課題を解決するためには、どんな取り組みを考えていますか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　排水路のほうにヒューム管を埋設したことで、水の流れは大分よくなっていると思います。今回はヒューム管の中に土砂が入り込んで水の流れが悪くなっていると思われますので、定期的にパトロールをして、砂がたまらないように対策したいと思います。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　ヒューム管の中に砂や石がたまっています。それで排水路の水が海に流れない状況でありますので、今課長がおっしゃったように取り除いても、また同じようにヒューム管の中に砂や石がたまりますので、排水路の環境は悪化すると思う。私の対策ですけれども、ヒューム管のところにボックスカルバートをやるとか、あるいは沖合にＴ型突堤を設け、そうすると排水もスムーズにいきます。排水路の環境対策として、沖合にＴ型突堤と排水ボックスを取り入れる考えはないでしょうか。そうしたら排水もスムーズにいくと思います。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　ヒューム管のはけ口だけではなく、発電所の背後の対策も今港湾課と調整していますので、全体的にはけ口も検討していきたいと思います。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　排水路の管轄は県ですので、泊地区側の排水路がスムーズにいくように、沖合にＴ型突堤を設け、排水ボックスを設け、そしたら排水もスムーズにいくと思います。先ほど都市建設課長が言ったように県にそういった要請活動もやられてください。

次②です。久場真尻原から宇地原に続く道路及び排水路の課題について質問をします。久場真尻原から宇地原に続く道路は、自己開発道路として地権者の協力で建設されている道路であります。周辺には12世帯の住宅があり、集落が形成されています。自己開発道路の側面は排水

路が不備で、大雨のたびに山からの水が氾濫し、住宅や農作物に被害が起きています。その対策はどのように考えていますか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　この箇所については私道のため、管理は地権者となります。この道路敷で村境界がまたがっていますので、北中城村地権者とも調整しながら検討していきたいと思います。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　この真尻原の道路の管轄はどこですか。中城村か、それとも北中城村かという質問です。真尻原の道路の管轄はどこでしょう。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　自己開発道路でありまして、村道認定もされていません。また私有地であり今後、協議をして確認をしたいと思います。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　地権者は久場の方々が多いと思います。それで久場のＢさんは宇地原、久場1804番地に住宅建設の予定ですが、自己開発道路では住宅建設は難しいとのことです。この方から、中城村は住みたいむらづくりを目指しているので、家を建てられるように環境整備をしてほしいという要請があり、久場真尻原から宇地原に続く道路が未整備であるために、土地が有効に活用されない状況であります。この道路を整備することにより、現在休耕地している農用地などの土地利用が活性化し、久場地区の生活環境は改善し住みよい街づくりになります。こうした道路を整備する場合には、自己開発道路を村道認定にして整備しなければなりません。一般財源だと厳しいと思いますけれども、何か該当する補助事業はないでしょうか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　道路事業として補助メニューがあるか県と協議をして、検討していきたいと思います。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　それでは企画課長に質問します。中城村の商工会の横の道路は一括交付金事業で避難道路として整備をしています。日本では阪神淡路大震災、東北地震、熊本地震などが発生しています。防災の専門家から、沖縄県では30年以内に震度６強の地震が来ると予想されています。震度６強の地震からは津波が発生するおそれがあります。久場真尻原周辺には住宅が約22世帯あります。避難道路が必要です。今後の災害時に備えて避難道路対策をやりたいと思いますけれども、一括交付金で久場真尻原から宇地原の災害避難道路は該当しますか。

○議長　新垣博正　企画課長　大湾朝也。

○企画課長　大湾朝也　それではただいまの御質問に対しまして、お答えをしていきます。

　まず一括交付金の活用につきましては、交付要綱の沖縄の振興に資する事業であって、沖縄の自立戦略的発展に資するもの、または本村の特殊な事情に関するものに対応できるものとされております。その中で、防災に関するもので何か計画が必要ということであれば、一括交付金の活用の可能性もあるということで考えております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　一括交付金の事業の中に沖縄らしい優しい社会の構築で環境保全、防災の中に災害避難道路事業があります。その事業を使って、中城村の商工会の横の道路、ここも避難道路で整備をしています。久場の真尻原～宇地原も災害時避難道路として整備する考えはないですか。

○議長　新垣博正　企画課長　大湾朝也。

○企画課長　大湾朝也　それではただいまの質問にお答えをしていきます。

　できるか、できないかというのは、交付決定

をいただければできると思うのですが、これから申請していく上で、本村としての必要性、重要性がどのようになっているかをまず検討いたしまして、申請を上げなければいけないと思いますので、その辺も担当課もいろいろとありますので、そこと調整をしながら検討できるかを含めて考えていきたいと思います。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　今、住宅地が大体22世帯あります。それでもし津波とかが発生した場合には、人命にかかわるようになりますので、一括交付金の災害時避難道路整備事業がありますので、それを活用して避難道路の整備をやってください。

次、③久場前浜原線の開通に向けての今後の取り組みについて質問をします。私と久場自治会長は、久場前浜原線の開通に向けて地権者のところへ行って、開通に向けての話し合いをしました。それで役場と地権者の意見が違っています。地権者の言い分は、久場前浜原線は電源立地促進対策交付金事業で実施されているのに、道路が開通できないと会計検査院から返還命令は来ないとありましたが、地権者が言うように道路が開通しないと返還命令とかは来ますか。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１４時５０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時５１分）

○議長　新垣博正　再開します。

都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　お答えします。

電源交付金については、完了している箇所に全額充当してあります。今未契約で残っている用地費、工事費については、総合事務局への実績報告からも除き単費ということになっていますので、詳しいことは、総合事務局へ確認してみたいと思います。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　地権者から吉の浦発電所建設に伴う協定書があります。中城村久場、泊自治会長と協定書を結んでいますが、地権者から、なぜ協定書が守られていないのか、その理由を説明してくれとありましたが、地権者が言っているように吉の浦火力発電所の協定書がありますけれども、なぜ守られていないのでしょうか。

○議長　新垣博正　企業立地・観光推進課長　比嘉　保。

○企業立地・観光推進課長　比嘉　保　ではお答えします。

ＬＮＧ吉の浦火力発電所建設に伴う協定書の協定書だと思いますが、平成18年１月に交わされているものです。こちらの中に約30項目のものがありまして、こちらの協定はほぼ守られて完了しております。ただ、この交付金で充当できないものについては、交付金で工事をすることができませんので、最終的な終了というか、全部手がけてはおりますので、最終的な完了までは至っていない部分が何箇所かはあるということです。以上です。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　地権者のところに行ったときに理由を説明してくれと言われていますので、今言ったことを説明なされたら地権者の同意も得られると思うのです。役場と地権者の意見が違うものだから、なかなかコミュニケーションがとれないという現状があると思うのです。何で同意しないのと聞いたときに、役場の言っていることと、地権者の言っていることが少し違うものだから、それで今言ったことを丁寧に、その協定書がなぜ守られていないのかというのがありましたので、そういったのも理由を説明したら、久場前浜原線の今後の取り組みにつながると思っています。

それから村長が現在進めている中部広域都市計画がありますが、例えば市街化編入しても地

権者が同意しなければ、久場前浜原線は開通できないと思っています。村長は、久場前浜原線の開通は村の発展、それから久場の発展につながると言っております。地権者と話し合いをすることで一つ一つの課題が解決され、道が切り開けると思います。こういう課題を解決するためには、やはり地権者との話し合いの場が必要だと思っていますが、そういった話し合いをする予定はないですか。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

少し前の議会でもお話ししたと思いますが、私は条件闘争には乗りません。ですから今係でしっかり話をして、村の事情をきちんと話しして、これが私が出ることによって条件闘争になるという危惧がございますので、ここではっきりは申しませんけれども、そういうことで前回もお話ししたつもりでございます。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　地権者も鑑定の問題とか、いろいろな問題があります。そういった話がありますので、そこはまた話をすることによって、そういった課題も解決されると思っています。久場前浜原線の開通に向けては、さまざまな課題があると思います。その課題を解決しながら交渉を進めていけば、久場前浜原線の開通もできると思っていますので、私もできる限り行政の皆さんと一緒に連携をとりながら、開通に向けて頑張っていきたいと思っています。

次、２番目です。吉の浦公園の整備計画、護岸の環境整備について質問をします。吉の浦公園の護岸は人が通れないほど草が生えていましたが、３月16日に中城村建設協会の企業の皆さんを中心に、役場職員の皆さん、議員の皆さんで公園の草刈りをしてきれいにしてありますが、公園の浜向けの護岸がまだ草が生えて、人が通れません。護岸をきれいにする取り組みは、どのようにしますか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それではお答えいたします。

先ほど答弁をいたしましたが、基本的には県の管轄でございますが、しかしながらそちらを利用するのは私たち村民であり、また吉の浦公園と一体的な利用の面からも、今後も県において予算が厳しいとかそういった状況でできない場合においては、行政、もちろん役場だけでなく県にも、中部土木事務局にもお願いして、議会、住民、企業といったボランティアを募る方法を今後も考えていきたいと思っております。将来的には、住民と行政が一体となって取り組みを推進していく中で、行政の主導型ではなく、ぜひ住民主導型に導いていけるようなボランティア活動にしていけたらと考えております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　生涯学習課長の答弁でありましたけれども、県の管轄だからということで３年間、ここを放置していたのです。それで護岸は草が生えて、人が通れないほど。前まで護岸は村民がウオーキング等をやっていましたが、それで護岸に草が生えたものだから、村民はウオーキングをやらなくなっているのです。県の管轄だからといってそのまま放置したらまた草が生えて、せっかくきれいにしたのに、また草が生えるのです。そしたら村民がウオーキングとか、健康づくりができないのです。そういうことで課長がおっしゃったように、やり方はいろいろな方法があると思います。問題は護岸をきれいにしてください。それは総合整備計画の中に護岸をきれいしてという意見書が多いですので、そういうことでよろしくお願いします。

次、ハードルの設置について質問をします。このハードルに関しては、私は３年前から取り上げて、今４年目になります。それで平成31年当初予算にハードルの整備の予算は計上されて

います。なぜハードルの整備をやらないのか、その理由をお聞かせください。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それではお答えいたします。

ハードルの件につきましては、以前より御質問があったということは承知しております。先ほど答弁の中でありましたように、単費での整備についてはなかなか厳しいところがございますので、今回できましたら整備計画の中で陸上競技場の管理等も含めた整備を、先ほど答弁しました2020年度から2023年度の整備と一緒にやっていければと考えております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　そのハードルの課題としたら、今課長がおっしゃったように場所がないということですよね。それで予算の確保もできないと言っております。しかし、備品倉庫にはハードルは入るのです。前は備品倉庫にハードルがあった。それでサッカーのゴールポストを買ったものだから、ハードルが外に出されて、放置したからハードルはさびてしまって、使えなくなってしまった。ということは、ハードルは備品倉庫に入ります。それと管理棟の事務所があります。そこにはハードルは置けないのですか。それと予算と言いましたけれども、幾らの予算を見積もっていますか。私は30万円の予算をつけてくれと言っています。30万円の３レーン分をやってもらえませんかと。整備計画の中には600万円の予算が組まれています。そんな大金を使ってとは言っていません。30万円の予算をつけきれないのですか。先ほど言ったように場所の確保も備品倉庫は確認しましたか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それではお答えいたします。

私の手元に過去の資料でございましたハードルの予算に関しましては、恐らく平成28年、平成29年でしたか、おおよそ450万円。今回の整備計画では600万円ということでありますが、そちらについて施設を整備していく側としましては、実際トラックは８レーンございます。その中の３レーン分だけが必要だというのが議員の御意見だとは思いますが、しかし実際整備をしていくには、しっかりとした競技が実施できる数をそろえるということで考えておりますので、トータル的な整備と一緒にハードルを購入していきたいと考えております。

それと現在の事務所も議員おっしゃるとおり、例えば練習用である２レーンとか３レーン分であれば、キャスターに乗せて十分入るということも私も陸上に関連しておりましたので、倉庫においても実際は３レーン分、２レーン分であれば入ると考えております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　私は子供たちの人材育成というのは非常に大切だと思っています。それでハードルが今なくて、４年ももうないのです。それで子供たちが今ハードルの練習もできない環境にあります。それで儀間さんからも、安里あやかさんからも、大人の皆さんからもハードルを設置してくださいと要請はなかったのですか。私は、生涯学習課長たちは何もやっていないとは言っていません。ただ私としては子供たちの人材育成しないといけないです。ハードルがないということは、ハードルのチャンピオンはつくれないです。教育委員会の目指すものは人材育成だと思っております。そういう育成をしないと、施設整備をしても何も残らないと思っています。今回予算がつかなかったもので、あえてそういう質問をやっています。そういうことでぜひハードルを設置してください。よろしくお願いします。

それからウオーキングコースの照明の整備について質問をします。整備計画のアンケート結果から、ウオーキングコースが暗くて、不安や

怖い、全体的に暗いイメージの意見があります。村民からは明るくしてほしいとの意見が多いですが、早急にウオーキングコースの照明を整備する必要がありますが、どのような取り組みを整備計画ではやられていますか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それではお答えいたします。

議員御指摘の時点のアンケートをとった時点では、さすが施設においてもこれまでの経年劣化や台風被害により不点灯となっていた箇所が多くありました。しかし、去る12月の補正により、ＬＥＤランプの交換６カ所、電源ユニットの交換６カ所、漏電ブレーカーの交換15カ所などの修繕を行い、現在公園内には既存の外灯が39カ所点灯しております。さらに、防犯事業で導入しました外灯が10カ所点灯しており、そのほぼ全域をカバーしているものと思っております。私も昨日の夜周辺、外周を回ってきましたが、雨の中もあったのですが、若干足元の暗さはございますが、基本的にはほぼ全域がカバーできているものと思っております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　今課長からありましたように防犯灯が40基ぐらいあります。私のほうも確認したら大体20基ぐらい切れていました。今課長がおっしゃったように照明がついています。ただ、まだ暗いとの意見書にもありますので、そういった整備もよろしくお願いします。

それからテニスコートの今後の取り組みということで、テニスコートは去年の台風24号の影響でフェンスが一部壊れて、現在簡易ネットを上のほうにレールを通して、回転式のネットをやっています。また、フェンスの支柱もあちらこちらが腐食して、フェンスが倒れないか危惧していましたが、緊急を要するということで、今回の予算でフェンス、控室、それから用具室観覧席の予算が計上されています。テニスコートは小学生から大人まで利用していますので、フェンスを整備することで利用者の安全が確保されて、非常にすばらしいことだと思っています。ご苦労さまです。

ではテニスコートは、中城村体育協会の事業が４月からスタートします。ソフトテニス大会が７月に開催され、吉の浦総合スポーツクラブ主催の親子テニス教室が８月に開催されます。体協行事や各種団体との事業に支障がないように工事をする必要があると思います。工事はいつごろから開始して、いつごろ終わる予定でしょうか。

それから各種団体の事業に支障がないように調整をする必要がありますけれども、そういった調整はやられていますか。それで工事期間中は、テニスコートは使用できませんので、村民への周知はどのような方法でやりますか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それではお答えいたします。

平成31年度に設計から工事までを計画しております。設計及びそれに伴う建築確認に要する期間、また議員からありました夏季には体協の大会やスポーツ教室などに向けた、さらに中頭大会に向けた強化練習等もあるため、工事を９月ごろから着工しようと考えております。予定です。工期については恐らく年度内、平成31年度までかかるものと考えております。

周知につきましては、村の広報、ホームページ、公園内の掲示板、さらによく利用されている方々が基本的には体育館のほうに申し込みにいらっしゃいますので、そこでの周知等も行ってまいりたいと思っております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　課長から答弁がありましたように、テニスコートはたくさんの人たちが利用をしています。小学生もそうですが、中学生、また夜は大人の皆さんも硬式テニスとか

をやっていますので、周知は体育館でもいいですので「いつから工事が始まるよ」とかを言ったら、利用者もそのように準備しますので、周知の徹底をよろしくお願いします。

それで今回の予算にはフェンス、控室、用具、観覧席の予算が計上されていますが、整備計画の中ではテニスコートの人工芝の整備計画があります。今回の予算には人工芝の張りかえ工事はないですが、人工芝の取り組みをどのように考えていますか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　お答えいたします。

テニスコートの人工芝の整備でございますが、今回テニスコートの芝の整備まで行うと、莫大な予算が絡んでくるということで、また現在のテニスコートの芝につきましては、平成22年度電源交付金事業により整備されております。そういったところもございまして、芝の部分に関しては、今回の計画からは外しております。現状ではテニスコートの中で、使用においては特に問題ないものと判断しておりまして、今後状況を見ながら部分的な補修が必要であれば、その時点でまた検討をしてまいりたいと思っております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　それでは③の陸上競技場の管理棟と倉庫の整備について質問をします。

陸上競技場の管理棟と倉庫、観覧席は老朽化しています。去年も管理棟の上からコンクリートの破片が落ちて修繕で直していますが、建物が劣化していますので、早急に整備する必要があります。整備計画では平成32年度に開始で、平成35年に完成となっています。先ほど答弁がありましたけれども、今後の管理棟の整備計画と予算の内訳はどのようになっていますか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　お答えいたします。

議員のおっしゃっているとおり、基本計画では2020年度から2023年度までの複数年の事業を計画しており、整備にはトータルで試算をしまして５億円以上の莫大な費用がかかり、目下主要な財源として考えております一括交付金事業が平成33年度に終了することから、今後管理棟を整備するに当たっては、財源の状況、維持経費といった課題を考慮し、整備設計へ反映させていかないといけないと考えております。またそこの一部、トイレの部分についても交付金が活用されておりますので、今後例えばその一部を残し、倉庫の部分を増築するとか、その時点で関係機関も含み協議してって、最適な管理棟、陸上競技場の倉庫を整備していきたいと考えております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　課長からの答弁がありましたけれども、整備計画では陸上競技場の観覧席、管理棟、倉庫の予算に５億5,000万円余りの予算が計上されています。観覧席に屋根つきのスタンドを計画していますが、現在もスタンドがありますが村民の利用度は少ない状態です。村内の最大イベント、村陸上競技大会でも約6,000名余りの人が参加しますが、芝生を活用して観覧したり、応援とかをやっています。それからサッカーキャンプのときも芝に座って観覧をしています。利用度が少ない観覧席は必要か。それよりも管理棟や備品倉庫、トレーニング室を大きくしたほうが村民の利用度もふえるのではないかと思っています。観覧席の必要性を精査する必要があります。観覧席があると、約５億5,000万円の計画がなされています。観覧席がない場合の整備計画、予算はどれぐらいかかるか。観覧席がない場合の予算の見積もりを出すことは可能でしょうか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　お答えいたします。

現地時点での観覧席を除いた予算額、経費というのは出すことはちょっと厳しいと思います。

今後例えば予算要求時点とか、そういった時点で概算の見積もりなどは提示していけるものだと考えております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　観覧席があると５億5,000万円の莫大な予算がかかるものですから、それがない場合の予算が大体幾らぐらいかかるというのは議員も知らないといけないと思っていますので、それで費用対効果もやらないといけないかと思っていますので、そういうことでもしそういった整備計画が出された場合には教えてください。

それでは最後に、④施設整備をして人材育成を図るには。吉の浦公園では、オカヤドカリ類が生息しています。これらのオカヤドカリは、イリオモテヤマネコやヤンバルクイナのように国の天然記念物として指定されて、今後オカヤドカリを活用した人材育成の取り組み。それからテニスコートを整備されたら、どういう事業をして人材育成を図る考えでしょうか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　ただいま御質問のありましたエコ・コースト事業を含め、海岸整備事業につきましては御承知のとおり県の管轄で実施しておりまして、村独自でエコ・コースト後の実態調査等を行ったことはございません。しかし現在吉の浦海岸の生物について、例えば目撃情報などがあった場合には、その生息環境の保全に協力を行っております。最近では、２年ほど前ですか。具体的にはウミガメの産卵が発見された、目撃された区域には注意を促すなどの看板の設置をしてもらったりとか、情報提供をさせていただいております。また、生涯学習課の事業の中で、夏休みの親子体験教室ということでオカヤドカリを含めた海辺の生物観察会といった体験学習を現在は実施しております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　課長からありましたようにエコ・コースト事業がやられていますので、そういった事業を活用して、吉の浦公園はオカヤドカリとかウミガメとかがありますので、何かこういった事業ができないものかといつも思っています。せっかく事業をやりながら、人材育成とか、先ほどいったような子供たちの事業をやったり、そしたら子供たちでも、この吉の浦公園のすばらしさを再発見できると思っています。そういうことで、施設を整備して人材育成を図るというのがテーマだと思っていますので、それと先ほどテニスコートも今度整備をしますので、せっかくすばらしいテニスコートもつくったのに、何の事業もやらないというのは非常にもったいないと思っています。施設を整備して、人づくりにつなげないといけないかと思っていますので、それでテニスコートを整備して人材育成をどのような事業とか、どんな形で人材育成を図っていくつもりでしょうか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それではお答えいたします。

平成30年度には、夏休みの期間中に吉の浦総合スポーツクラブの主催による親子テニス教室を実施いたしました。教室をきっかけにテニスに興味を持ち、教室が終わった後もサークルへ加入して、練習を継続している児童が複数いるという報告を当時の方からいただいております。このようにテニスに触れる機会から部活動やサークル、社会人スポーツ、後々には体協への参加といった流れをつくれていければと考えております。現在でもテニスコートは中学生を中心に、壮年まで幅広く利用されておりまして、児童生徒の健全育成や健康増進、またストレス解消といったレクリエーションにも役立っておりまして、今後も各種団体と連携しながら、選手の育成と健康増進に努めてまいりたいと考えております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　すばらしい計画だと思っています。せっかく施設をつくって、やはり小学生とか中学生とか高校生とか、そういった事業を展開することによって、すばらしい事業ができると思っています。そういった構想、計画は非常にすばらしいと思っていますので、ぜひ実現をやられてください。

最後に教育長にお伺いします。吉の浦公園整備計画をして、今後の人材育成を図る取り組みは。教育長の考えてをお聞かせください。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　まず人材育成についてですけれども、私は学校教育の大きな目的の一つに、この人材育成があるものだと考えております。スポーツの基本は楽しい、興味を持つ、好きであるというのが一番の基本なのかと。それは学校教育だけではなくて、生涯学習の立場からも、地域も一緒になって人材育成に取り組んでいくということが重要なのかと考えています。そのために、議員がおっしゃっている環境の整備をすることで、場の確保をする。そして、指導者の要請をしていく。ともに頑張っていく仲間づくり、そういうことが条件として必要になってくるのではないかと考えています。ですから、生涯学習課を中心に学校、各種団体、この条件整備のために連携を深めていくことが重要なことになっていくのかと考えています。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　教育長から今の答弁がありましたように、私も施設を整備したら村民を吉の浦公園に呼び込む政策をしないといけないと思っています。施設をつくったら、村民をそこに導かないといけません。おととい、３月24日日曜日に吉の浦総合スポーツクラブ主催のバスケット祭りが村民体育館でありました。小学生、中学生、高校生、一般、壮年、教育長も生涯学習課長も参加していました。約300名余りの人が、子供から壮年までバスケットボールを楽しんでいました。生徒たちは大人のプレーを見て成長し、大人は生徒たちの一生懸命プレーしている姿から元気をもらいます。施設を整備して、人材育成につなげる事業を今後ともたくさんやってください。人材育成を強化することで、中城村のすばらしい未来がつくれると思っています。人づくりは村づくりですので、ぜひ施設を整備して、人材育成を図る事業をたくさんやられてください。

最後に、比嘉義人農林水産課長、大変ご苦労さまでした。津覇盛之住民生活課長、長年役場職員として、中城村の発展に御尽力されたことに対して、感謝と敬意を表します。退職なされても、比嘉義人農林水産課長またバスケットを一緒に頑張っていきましょう。津覇住民生活課長は、また普天間で会いましょう。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長　新垣博正　以上で新垣貞則議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散　会（１５時２４分）

平成31年第２回中城村議会定例会（第23日目）

招集年月日	平成31年３月５日（火）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成31年３月27日　（午前10時00分）		
	散会	平成31年３月27日　（午後４時46分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	安里清市	9番	比嘉麻乃
	2番	新垣修	10番	安里ヨシ子
	3番	渡嘉敷眞整	11番	仲松正敏
	4番	屋良照枝	12番	金城章
	5番	桃原清	13番	外間博則
	6番	石原昌雄	14番	伊佐則勝
	7番	新垣貞則	15番	新垣善功
	8番	大城常良	16番	新垣博正
欠席議員				
会議録署名議員	9番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	比嘉保
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	仲松範三
	総務課長	與儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	荷川取次枝	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長兼住民税係長	知名勉	生涯学習課長	稲嶺盛昌
	福祉課長	金城勉	教育総務課主幹	稲嶺盛久
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 8 号

日　　程	件　　名
第　1	一般質問

○議長　新垣博正　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に新垣　修議員の一般質問を許します。

○２番　新垣　修議員　皆さん、おはようございます。今回３月定例会、長期なのですが、まだ不慣れでドキドキ感がとまらないという心境で、また平成最後の一般質問をさせていただきます。議席番号２番、議長より質問の許可を得ましたので、通告書と添付書に沿いながら、質問を行います。

大枠１番、村管理施設の安全管理と村民に与える事故防止策について。村全般の安全管理に対して、添付資料１と２を用いながら行います。質問１、南浜202－４（三和アグリテクノ）地先の管理貯水池フェンスの件で２月６日に担当課に危機的状態を報告。担当課も承知の上とのこと、現状放置のままですと管理貯水池に落ちて人命を脅かす状態にあります。①最近パトロール等、巡回管理はしたのか。②現状で安全は維持できるのか。③予期せぬ事故への対応は。④改修、修繕の予定は。質問２、村道若南線道路管理者として、県の防災無線の現状は通行上危険な立地状況にあると思われる。夜間通行時は西側から徐行しないと衝突事故を起こしかねない。道路管理者の担当課として、①支柱への反射板の取りつけや危険表示に関する看板等を設置し、安全配置の対策を講じる事故防止策はないか。

大枠２番、中城村特有の名称表記（表示プレート等の設置）に関して。生涯学習課文化係で行っている文化財調査、各字の名称・旧跡調査も大詰めのところまで来ていると思われる。文化財や史跡・旧跡・名所は、観光マップにも記載、文化財は説明板などで説明表記しているが、現在調査した資料の中から本村特有の、（本村の歴史のいでたち）、名所とかがあります。例として旧県道、これは村道吉の浦、旧県道（伊集和宇慶旧県道）、スカチチミチ（村道潮垣線）、ウフクビリ線、その特有の名称を何とか中城のマップや表示板的なもので表記できないか伺います。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは新垣　修議員の御質問にお答えいたします。大枠１番につきましては、農林水産課と都市建設課のほうでお答えをいたします。大枠２番につきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。

私のほうでは、お尋ねの安全管理と言いますか、村民の事故防止策、村民に与える事故防止策について所見を述べさせていただきます。議員御指摘のとおり本村、特にこの箇所もそうですけれども、数カ所非常に危険な状態のところがあります。私も行政を預かる身といたしましても、特に村民の安心安全については常日ごろから職員ともハード面、そしてソフト面、両面でお話をさせていただいておりますけれども。今御指摘いただいたところなどを含めますと、まだまだこれから徹底していかなくちゃいけないなと今思っているところでございます。これからも我々公の立場としましても、村民の安心安全がまず第一でございますので、それを職員ともども一緒になって、しっかりと徹底して考えていきたいと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　大枠２の中城村特有の名称明記についてですけれども、生涯学習課としては文化財に重要かどうかというところを図りまして、それについての整備を進めているところでございます。詳細については、生涯学習課長のほうから答えさせます。

○議長　新垣博正　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それでは新垣　修議員の大枠１の（１）①から④についてお答えします。

議員より情報をお聞きして現場を確認したところ、沈砂池のフェンスが破損しており、早急に現場対応を行い、現在週１回の巡回と看板を設置し、進入禁止を促しています。安全確保の対応につきましては、三和アグリテクノ株式会社及び周辺農家と連携しまして、子供たちに注意を促すよう御協力をお願いしたいと思います。予期せぬ事故の対応につきましては、事故が起きない前に予算を確保して、修繕を行ってまいりたいと思います。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　新垣　修議員の御質問にお答えします。

大枠１の（２）工事完了後、カラーコーンに警告灯を取りつけて安全対策を講じておりましたが、現在紛失している状況です。応急措置として、反射するカラーコーンを設置しています。この防災無線については、現在の工事に移設として工事費が含まれておりますので、平成31年５月までには邪魔にならないように移設する予定であります。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それでは新垣　修議員御質問の大枠２についてお答えいたします。

まず①について、生涯学習課で作成している「中城村戦前の集落」シリーズでは、旧県道、スガチ道、ハンタ道などは、戦前の集落配置図などに表示しております。道の旧名称の表示に関しては、ハンタ道以外は旧道と現道の路線は必ずしも一致しておらず、文化財的価値は低く、そのため文化財関連補助での設置は厳しいと思われます。今後、名称等の表記については、関係課と調整しながら補助メニューがあるかなど、検討してまいりまして、生涯学習課としましては資料、情報は積極的に提供してまいります。

②について、「とよむ中城ガイドマップ」には、ハンタ道の表記と道中の史跡などが紹介されております。観光マップにおける明記につきましても、関係課へ資料や情報を積極的に提供してまいりたいと考えております。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　それでは再質問させていただきます。

まずは農林水産課長のほうにお尋ねいたします。週１回のパトロールとお聞きしておりますが、その週１回のパトロール、巡回パトロール等、いろんな農林水産課でのパトロール趣旨があると思いますが、どのような状況にとか、パトロールの内容をお尋ねいたします。

○議長　新垣博正　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　パトロールの内容ですけれども、週１回職員が現場を回る際に、近くを通った場合は子供たちがそこで遊んでないかどうか、確認をしてくれということで、農林水産課の職員には指示をしております。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　わかりました。内容を聞きますと、その地区の、その場所のパトロールということで伺えるんですが、この資料、皆さん見ていただきたいと思うんですが、これ２月26日に撮影したのが上の３つになります。私が、まだ農林水産課のほうに報告してないときの状況になります。下のほうが対策後というふうになっており、これはきのう撮影したものになります。そこで伺います。今回この施設に関しては、やはり危険な状態にあるわけですから、早急な対策は講じられると認識はしております。今回私が取り上げて確認したいのは、安全に関する対処方法を少し聞きたいと思っております。

まずこの地区は、ウオーキングをしている住民がおりまして、その住民のかたから私のほうに連絡がありまして、危険な状態にあるので、見て安全な対処を講じるように行政に話をしてくれないかと。その中で、どの部署でこの貯水池を管理しているのかわからないというお話がありました。場所を確認しますと、どこにも２月26日時点では、どこにも管理者名とかがなく、ただトラロープが張られている状況にありました。そこで担当課のほうを調べて問い合わせして、安全対策を講じるようにと相談して施されたのが、この下の看板設置になっております。そこで確認したいんですが、余りにも安全に対する意識が、私と見解が違いまして、やはり職員がデスクワーク的な安全の考えしかないのかなとか、あるいは安全に対する教育がなされていないのかなと、少し疑問をもったんですが。その本人が忙しくて気が回らなかったのかというのも考えましたが、できればこのトラロープを張る職員が、自分のことのように思って対策をすれば、もう少しいい方策ができたんではないかと思います。この中で、まず変わったのは、手前のほうに見えると思いますが、１本のロープをふやしただけなんですね。それともう一つは、どこにも管理者の名前がない。この下の真ん中の、トンブロックに白い看板が貼られて、そこに中城村住民課という表記だけがあり、注意警告看板も古くなりすぎて住民からこの施設の管理はどこなのかとわからないと、私のほうに来たのだと思っています。そこで大枠①、村管理施設が村民に与える事故防止策について、今回取り上げているのですが、村長が唱えた施政方針の中から抜粋して取り上げますが、生活環境の整備と題して、パトロールの強化や集落内道路の安全の重要性と安全管理に対する普及啓発を図り、看板設置など地域と協力推進に努め、行政運営では複雑化、多様化する住民ニーズに対応するため、職員個々の能力の向上に努めていくと掲げています。個々の能力の、では安全に対する管理意識はどうでしょうか。安全に対する意識を高め、村管理の施設等、道路等、職員が共通認識で向上を図れば、村民に安心安全なむらづくりの行政運営がなされ、そこから良質なサービスができて、村民から支持される行政となるのではないでしょうか。村管理であります１級幹線の潮垣線、それから村道２級線の各所を少し調査してみました。先ほど村長が述べられたように、安全管理に関しては、ソフト面、ハード面、多様化する安全対策の徹底が課題にはなっており、最終的に安心安全が第一で、そのような村政運営を目指していくと述べられております。では同様に副村長にお尋ねします。村を統括しているのはやはり村長ですので、村長と庁議等で具体的な安全管理に対しての指針も述べられていると思います。各課長を統括しているのは副村長だと思われますので、村が管理している施設、築造物、村管理幹線、あるいは事業主体の管理等で、安全管理について意見等、話したことはありますか。答弁を求めます。

○議長　新垣博正　副村長　比嘉忠典。

○副村長　比嘉忠典　答弁いたします。

議員がおっしゃる各課長への周知、安全に対する周知等については、庁議等で毎年起こる台風、大雨等が予期される場合がございます。そういう中で、臨時庁議等を設け、これまで事業を行っている箇所、高潮等で浸水が起こる得る箇所、排水等をチェックを行い、それから各担当課におきましては、管理している施設、工事箇所等のチェックを毎回促しながら安全管理に努めてはおります。あといろいろ住民からの指摘もございますので、指摘されている箇所についても気づいたとき、それと指摘があったときを各課長、各担当課のほうにチェックを促しながら、私、自分のほうでもそういう場所については、業務の合間等、危険個所、特に斜面地等

の危険箇所を巡回しながらやっております。以上でございます。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　今言われるように台風あるいは自然災害、予想だにしない状況とかの場合に庁議等で対策を図っていると捉えていいですね。そこで、予想しない安全管理というのは、突然起こり得るものですから、それなりの対処、あるいは安全管理意識を持たないとなかなか発揮できないものと私は考えております。私みずから一般企業人でしたので、産業事故を起こさないためにも、安全に関しては徹底していたところがあったので、一般質問の中で、各課の安全パトロール状況を聞きました。住民生活課、農林水産課、都市建設課、水道課もあるとは思いますが、都市建設課の安全パトロール等に関しながら、安全に対する意識向上の確認をしたいと思います。まず資料１番、２番、このいろいろと中城村道要綱図の中に写真等添付しております。そこを見ていただいて質問させていただきます。まずこの資料に関しましては、先ほど始まる前に場所の名前とかをちゃんと明記したほうがいいよというふうにある議員からの御指摘もありましたが、あえてこれ書かなかった理由は、その写真、その場所等を見て、「何を」、安全の意識の確認をしたいがために書いてありません。そこで下地区の村管理施設の関連の写真になります。安全管理と村民に与える事故防止策の質問をする前に、住民生活課、都市建設課の巡回パトロールについてお聞きします。パトロールの実施は、どのような内容で行い、パトロール実施回数を尋ねます。まず先に住民生活課長、お願いします。

○議長　新垣博正　住民生活課長　津覇盛之。

○住民生活課長　津覇盛之　それではお答えいたします。

住民生活課のほうでは、まず資源ごみ回収日に空き缶等の持ち去り防止のために、朝一のパトロールをしております。それと年４回ありますす交通安全運動期間中の通学路等の巡回安全パトロールを行っております。次に、不審者情報等が地域からあった場合には、その都度地域のパトロールを行っております。最後になりますけれども、あとは不法投棄対策のための監視パトロールを外勤等する場合には、その都度重点地区をパトロールするように指示もしております。以上です。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　お答えいたします。

台風が接近する前、大雨注意報が出るときなどは、維持管理担当者だけではなく、何班かに分けて村内をパトロールさせております。定期的にパトロールの実施は行っておりませんが、住民からの通報とか、そういう要望があれば現地に出向き対処しております。また都市建設課のほうでは緊急雇用、草刈り作業員がいますので、雨天時のときに、草刈り作業ができないときには、村道の危険な箇所とか、排水路が詰まっていないかどうかのパトロールは、常に実施しております。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　都市建設課長、それは職員が巡回は行っているのですか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　台風時、大雨時のパトロールは、住民から通報があれば、それは全ての職員でカバーしております。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　ではそのパトロールが随時行われているということを念頭に置きながら質問させていただきます。この資料を見ながら、まず下地区の伊舎堂地区と泊公民館近くの写真になるのが１番と２番。伊舎堂地内の写真が真ん中にもあるんですが、これは後でやりますが、１番、２番、ここは副村長と津覇課長の出身地になりますので、お二方に質問させても

らいます。１番と２番の場所等を通ったことがあるのか、あるいは行ったことがあるのか。そしてその場所を通過した、あるいは見たときに何か安全に対して意識したことはあるか確認いたします。

○議長　新垣博正　副村長　比嘉忠典。

○副村長　比嘉忠典　お答えいたします。

１番のほうは泊公民館近くだろうと思っております。なかなかこの地区については、道路かん水、大雨の場合は畑等の農道はよく冠水している状況は見受けております。ただ今の排水の桝については、これまで何度か頻繁には通ってはいますけれども、この桝については、これまで気づいておりません。あと添石の綿久の隣の道路の、古い昔からの道路で、すぐ海岸と直結している部分で、この凸凹があるのは存じております。以上です。

○議長　新垣博正　住民生活課長　津覇盛之。

○住民生活課長　津覇盛之　それではお答えいたします。

写真の１番の潮垣線の泊地内ですけれども、こちら潮垣線については、利用はよくさせていただいてますけれども、この桝の位置についてはちょっと気がつきませんでした。２番についても、最近では現場の確認というのは行ったことはありませんけれども、やはり両方とも段差がありますので、大分危険な状況だと思います。何らかの転落防止の対策はとるべきだろうと思います。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　それでは次は、今度は５番目ですね。これは安里の寺前になります。これはもしかしたら村長の通勤路にもなっていると思いますので、この５番のシルバーゾーンの標識を見て、何かお気づきの点とかありますか。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

指摘をされて、今気づきましたけれども高さがないような感じがしますね。私も毎日通っていますけれども、指摘されて初めてハッと気づかされましたけれども、やはり少し低いということは危険性もあるのではないかなと思います。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　やはり安全にはすごく意識しているなというふうに感じられます。確かに、今言うように高さがありません。先日ここを通って調査して見ますと、時間帯によっては、朝の通勤時間、夕方の時間帯というのは、ここは本当に泊の地先から南浜の地先までは、潮垣線、交通量の多いところではあります。自転車通行人がいたのですが、標識の高さが１メートル50センチ程度しかありません。このように構築物を村が設置して、人災を起こすような状況にあるということで、今回質問させていただきました。

それから４番のほうは、今度新しく中城公共駐車場ができました。その周辺の排水路の管理をしている都市建設課長にお伺いいたします。この排水路を見て何かお気づきの点がありますか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　手前側のほうにはガードレールがありますけれども、奥の反対側にはガードレールが設置されておりません。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　至るところで共通的なことなのですけれども、やはりもう少し配慮をしてほしいなというのは、特に河川関係ですね、こういった安全対策と言いますか、これは今度新しく公共駐車場ができると、ここの両サイドに護佐丸歴史資料図書館、吉の浦会館、やはり土日、祝祭日、ここで大きなイベントがあると捉えた場合に、これ一昨日の雨水時に撮ったんですね。もちろん水の量もすごい氾濫しているんですけれども、一つだけ気になるのが、そこ

に子供が落ちたらどうなるのかとか、やはり人命にかかわる場所に当たるというふうに思いまして、早急にこれも柵をするんじゃなくて、やはり対策、要は安全管理の中でここは危ないなと。じゃあ今予算がないわけですから、何か安全策を講じようという意識があればですね、こういった危険除去はできるものと捉えて、今回資料として取り上げました。全般的になのですけれども、まず副村長にお聞きしたいんですけれども、今この左下の注意喚起の掲示がありますね、それから伊舎堂地内の、これもカラーコーンで対策を処置しております。そして１番の、先ほど言うように下のトンブロックのところ。課長の皆さん、中城村に魅力を感じているのかなという不信感が最近出てきました。それは対策を講じても、そこにどこにも中城村と明記がなくて、どこにも部署名がない。これを企業で例えると、名前を隠して事業をしている。そこで中城村と明記しない理由があるのか、これは副村長に答弁してもらいたいんですけれども。

○議長　新垣博正　副村長　比嘉忠典。

○副村長　比嘉忠典　議員のおっしゃるとおりで、伊舎堂地内の部分についても、これは去年の台風時で屋敷のブロック塀が倒れて、これは屋敷内に倒れたんですけれども、この部分は村道でございますので危険性があるし、段差が１メートルちょっとあります。そういうことで、即建設課のほうに注意喚起をし、こういう対策を講じてもらいましたが、やはり議員がおっしゃるとおり危険だという部分の表示、それと村の表示は当然やるべきだろうなと感じております。それでよろしいでしょうか。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　やはり観光振興を目指す中城村、村長施政方針の中でも、やはり今がチャンスだというように、中城村をアピールしていこうというようなことですので、やはり自信をもって、もちろんいろんな中で不備はあるかもしれないんだけれども、やはり住民課なら住民課、都市建設課なら都市建設課、そこがこういうふうに対策をしたと、講じたというちゃんとした明記をして、住民にわかりやすいような措置をとってほしいのと同時に、もうひと手間をかけるのであれば、そこに注意喚起、ただカラーコーンを置くだけじゃなくて、なぜそこに置くのか。やはり立ち入り禁止とか、転倒のおそれありとか、そういった安全管理に特化した、部下の教育もしっかりやっていただけたらと思います。村管理施設の安全管理と村民に与える事故防止のまとめですけれども、各職員が安全管理意識を高めれば、村内の危険箇所除去に反映されると考えます。先ほど確認しました各課パトロールでもいいんですけれども、村内通行時でもいいし、危険箇所等があれば担当課だけでなく、庁内会議等で情報交換等、気づいたところがあれば意見を出してもらって、早々の対策処置をとれば事故防止にもつながると考えております。その対策処置についても、軽微な応急処置もあると思うし、あるいは外注、専門職が必要な処置もさまざまあると思います。そこで、ここから提案になるんですけれども、中城村建設協力会に協力を求めたらいかがでしょうか。先日、勝手ではあると思いつつも、私も以前建設協力会の会長をやっていましたので、建設協力会のほうにこのようなお話をしました。協力会方針の中には、村内における奉仕活動に寄与するとうたっております。そこで行政の安全管理対策支援に協力してほしいという話をしたところ、快く協力するということでお話を伺っております。村長、その辺では協力の要請の話をしてほしいのですが、とう捉えますか。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

　大変ありがたい御提案でございます。私ども

行政と建設協力会が、また中城村発展のために一緒になって共有できるということは、こちらとしても大変ありがたいことでございますので、私のほうで何か機会が恐らくあると思いますので、私のほうがしっかりと建設協力会あるいは商工会も含めてですね、お願いにあがりたいと思っております。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　ぜひとも安心安全なまちづくりのためにも、今あるものとうまく協力していただいて、安全管理、村民の生命にかかわるような危険箇所除去対策を、一日でも早く対処できるような体制に持っていってほしいと思います。そこで都市建設課長、建設協力会の件ですけれども、やはり先日聞いたときに、資材を担当部署で購入しているというお話もありましたけれども、やはり協力会のほうには人力もあればそういった資材もありますので、そういった提供も可能だとお聞きしておりますので、そういったところも建設協力会、いろいろと協力をしていけると思います。総会もそろそろあるころだと思いますので、もし招待があれば参加してもらって、その辺も協力のほうを頼むということで要請してください。大枠１に関しては終わりといたします。

（２）若南線の再質問ですが、質問というか答弁はよろしいです。きのう確認してきました。課長のほうでは、対策をやりましたよということですが、私からすると恥ずかしい話で、夕方の８時頃ですね、確かにカラーコーンは新品ですので反射状況はよろしいです。ただし強風とか吹いた場合は、そのまま転がります。本来、我々は飛ばないように底にくぎを打ったりとかビスを打ったりとかやります。そういうふうにちょっとした一工夫、住民目線で考えたときに、先ほど村長からも答弁を求めたんですけれども、これも無記名、ただの新品で、私持って帰ろうかなと思いました。やはりそこにも中城村都市建設課というふうにちゃんと明記していただいて、これを固定できるような処置を講じてほしいと思います。これに関しては答弁要りませんので、善処してください。お願いいたします。

それでは大枠２の中で、まず文化財として重要かどうか、検討していくというお話でした。そこでいろいろと質問を準備してあったんですけれども、時間が余りにもないものですから要約して確認したいと思います。生涯学習課が作成しているこの戦前の集落ですね、これまで10部発行されていますが、その資料を読まさせていただきました。その中で、議員となって本当に勉強できたのが、こういった自分の集落でもわからなかったのがスガチ道の由来とか、それから旧県道は昔は鉄軌道があったというようなこと、この資料から学ぶことができました。そこで、こういったことは歴史の学習なんかで子供たちに教えているかどうか、教えてください。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時４７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４７分）

○議長　新垣博正　再開します。

生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　ただいまの御質問にお答えいたします。

小学校においては、小学校３年生の副読本の中で中城村のそういった文化財の勉強をする、学習する機会がございますが、御質問にありましたそういった名前の由来とか、特に今回御指摘のあります村道ウフクビリ線とかスガチ道の由来とかを特化したことを教えているということは、今ないようです。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　これですね、私としては本当に後世に残したい中城村の特有の名称として、物すごく価値観があるものだと思っております。先ほど言ったように、学習で取り入れ

てないようであれば、各学校とかあるいは吉の浦とかに、今住民生活課の前に大きなマップがありますよね、そういったものにできるだけ歴史的名称として残すようにしていただき、それを後世に残せることができるように、皆様方の今後の検討を要望して一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長　新垣博正　以上で、新垣　修議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時４９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時００分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、仲松正敏議員の一般質問を許します。

○１１番　仲松正敏議員　皆さん、こんにちは。ただいま議長から一般質問のお許しが出ましたので、これより通告書に従って質問をしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

まず大枠１、スマホの学校持ち込みについて。①柴山昌彦文部科学省大臣は、先月19日、閣議後の記者会見で、小中学校へ携帯電話やスマートフォンを持ち込むことを原則禁止とした2009年の文部科学省通知を見直すことを明らかにしました。その理由として、所持率が上がっていることや、緊急時に連絡がとれないことを不安に思う保護者が多いことなどを踏まえ、通知の緩和を含め検討するとしたが、文部科学省による携帯電話の学校持ち込みを見直すことについて、教育委員会の見解は。②携帯電話やスマートフォン等に関して、当然ながら学校登校時の所持は禁止ないし制限されているとは思いますが、現状で本村の小中学校の児童生徒にあっては、かなりのパーセンテージで主に自分が使うものとして所持しているものと考えられますが、所持率やトラブルの統計等、また学校での指導方法等、本村の実情について伺います。

大枠２番、子育て支援について。①平成25年度に認可保育園を開園し、待機児童対策を行ってきたが進捗状況はどうか。また平成31年４月１日時点の待機児童数は、何人の予定か。②保育所等（公立、認可、認定こども園、地域型保育事業）の施設数は。③小規模保育園では、３歳の壁があって認可に入れない話があるが、本村ではどうか。④企業主導型保育所の事業内容は。⑤各保育施設の保育士についての確保はできているか。以上、答弁のほどよろしくお願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは仲松正敏議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠１番につきましては、教育委員会のほうでお答えをいたします。大枠２番につきましては、福祉課のほうでお答えをいたします。私のほうでは、お尋ねの子育て支援につきまして、所見を述べさせていただきます。議員も御承知のとおり、子育て支援、中城、私の政策の一丁目一番地でもございますので、常にどういう状況か把握しているつもりではございます。何とか待機児童の数も減ってはきましたけれども、ただ子育て支援という意味では多種多様化していると言いますか、ニーズが多岐にわたってきていると言いますか、これから予想されることも含めて、今後もそこのニーズにしっかり応えられるように我々も子育て支援、あるいは子育て世代の応援をしっかりまたこれからもやっていこうと思っております。詳細につきましては、また福祉課のほうで答弁をさせていただきます。以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　大枠１のスマホの学校持ち込みの件についてですけれども、教育委員会の会議の中でも情報交換を行いました。教育委員会としては、現段階ではスマホを学校に持ち

込むことは考えていません。この件については、これから学校とも校長会等で意見交換を行って、今後どうしていくか話し合いをしたいと思っています。②については、主幹のほうから答えさせます。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　それではお答えいたします。

大枠１の②についてですけれども、小学生におきましては４割近くがＳＮＳや情報アプリ等を使ったことがあるようです。しかし保護者の携帯電話やタブレット等で使用していることもありまして、本人の携帯電話の所持率については確認できておりません。しかし中学生におきましては６月時点で51％の生徒が所有しているということでした。ＳＮＳ等のトラブルに関しましてはケース会議を行った事案として、中学校から１件の報告がありました。すぐに学年集会をもち、携帯電話の使い方等について教頭先生からの指導が行われました。また未然防止として情報モラルの授業を、小学校や中学校の全学年におきまして、道徳や総合的な学習の時間等において、計画的に実施されております。以上です。

○議長　新垣博正　福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　大枠２についてお答えいたします。

①待機児童対策の進捗状況及び待機児童数につきましては平成25年度以降、認可保育所の新設が２園、認可外保育所から認可保育所への移行が２園、私立保育園から認定こども園への移行が２園、小規模保育所２園、事業所内保育所１園が新設し、待機児童対策を行ってまいりました。待機児童数も平成28年度86名、平成29年度107名、平成30年度42名、平成31年４月１日時点の待機児童数は１歳児のみで十五、六名程度になる見込みです。②の施設数につきましては、現時点で公立保育所１園、私立保育所４園、認定こども園４園、小規模保育施設２園、事業所内保育施設１園でございます。③の３歳の壁につきましては、村内にある小規模保育所ではゼロ歳から２歳までの受け入れを行っており、卒園後の３歳児の受け入れにつきましては、受け入れ枠確保の協定を結んでいる連携保育所等に受け入れを行っているため、３歳児が継続入所できないということはございません。④企業型主導保育所の内容につきましては、市町村の整備計画で取り組む認可保育園等ではないことから、認可外保育園の取り扱いになります。企業が独自、もしくは複数企業の共同により施設整備と運営が可能な保育事業で、村や県を通さず直接内閣府からの支援を受けます。入園児は、設置企業や協定を結んでいる企業の従業員のお子さんが主となりますが、事業所と立地市町村との合意があれば、利用定員の５割以内で地域枠として所在市町村の子供枠を設定することも可能です。施設整備や運営費につきましては、認可保育園とほぼ同等の支援を国から直接受けております。⑤の保育士確保につきましては、各園とは次年度、平成31年度の受け入れ園児に対して利用調整を行っておりますので、平成31年度運営には支障がない人員の確保はできていると考えます。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　現時点では、学校への携帯電話の持ち込みは考えていないということではありますが、やはりこれから全国でも学校等への持ち込みは、これからいろいろ検討し、持ち込みが緩和されるようなことになる、今マスコミ、テレビ等でもありますので、その辺はまたしっかり学校と教育委員会、審議していただいて、しっかりやっていただきたいと思います。①については、今教育長からの答弁で、それでよろしいので、②のほうに移ります。

学校の連絡網や緊急連絡メールだけでは、事足りないところがありますが、子供が学校にい

ることが確実である時間帯であれば、基本的にこれらの仕組みに沿えばいいのかもしれません。ただ問題は自宅にもいない、学校にもいない。自宅と学校の間の登下校中の時間帯ですね。子供が属している学年や地域にもよりますが、１人で登下校する子供も少なくありません。学校が子供たちの登下校まで守ることができるのならそれでいいのですが、現実的にはそれを毎日ずっと継続していくのは、大変厳しいかなと思います。校則でスマートフォンや携帯電話も持ち込み禁止とされていても、登下校中で起こり得るトラブルを想定して、平時から子供のために防犯上の考えから、また平時から子供の安全確保をしたいと考える保護者も少なくないと思います。最近では、近年の凶悪犯罪や自然災害時の緊急対応など、生徒の安全確保のために校則を改定する学校もあり、スマートフォンや携帯電話を学校に持ってこないとしたものを、学校に持ち込んでもいいが校内では電源を切り、カバンの中に入れておくこととなどするところもあります。また災害緊急時や防犯対策として、警察、学校、家庭などと連絡をとるときを除き、登下校時の使用についても、歩行中の使用に安全のため厳禁とした前提で許されたり、校内での所持についても、登校後電源を切りカバンの中に入れておくこと。学校行事、修学旅行ですね、それから校外学習、学校の文化祭など、所持に関してはその都度制限を設けて使用を認めることもあるとしていたりするところもあるようです。それとスマートフォンや携帯電話を持ってくることを完全に禁止している学校は、少しずつ減っているものと考えます。そのように全国的に携帯電話の学校への持ち込みが見直されている中、本村ではどのように考えているかお聞きします。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　今の再質問についてお答えいたします。

議員がおっしゃるように、子供の安全面に関しましてはとても重要なことだと考えております。これに関しましては、保護者との連携もとても重要なことです。現在のところ登校に関しましては、駐在所勤務の警察官や交通安全ボランティア等の見守り等が行われており、非常に心強く感じております。また下校時に関しましても学年により下校時刻が違うのですけれども、寄り道をしないで真っすぐ帰宅するように指導しております。確かに１人で下校する児童もいるかと思いますが、明るい道や人通りのある道を通って帰るなどの声かけを行っております。また、実は村内の全ての学校におきまして「ついたもん」という取り組みがあります。それは一人一人がキーホルダーのようなものを持っておりまして、登校時刻と下校時刻を把握する、記録することができるプログラムでございます。それを持っておりますので、下校時に学校を何時に出たのかということの把握をすることも可能となっております。そういった意味も含めまして、携帯電話の持ち込みということではなく、当然安全面の配慮は必要と考えております。また、今提案のありました携帯電話の電源を切ってカバンに入れておくということもございましたが、放課後や下校中における携帯電話を使ったＳＮＳ等のトラブルも想定されます。また学校の時間の中では、電源を切ることのルールもできるかと思いますけれども、下校時におきましての電源を入れた状態での歩きスマホのことや、また帰り道によります集団の参加型ゲームによるトラブルや、また写真等や動画等も使えることになりますので、そういった誹謗中傷等も含めまして、まだまだ下校時の携帯電話のトラブルも想定されますので、現段階では先ほど教育長から話がありましたように、持ち込みは考えていないということになっております。以上です。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　この「ついたもん」に関しては、今中城村の子供たち全員が持ち歩いているわけですかね。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それでは今の質問について、お答えしていきたいと思います。

「ついたもん」については申込制になっておりまして、昨年５月の時点ではありますが、やはり申し込みということで、全員への配布はまだではあります。今回、また新年度も始まりますので、ＮＰＯ法人のほうからも改めて学校への通知等、あと保護者への加入申し込み等、なるべく全員が持てるように広報等をしていきたいと思っております。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　やはり、まだ学校への持ち込みはできないということでありまして、それに「ついたもん」もまだ全員が持っていないということからすると、やはりこのスマホに関して、子供の安全等にもう少し私質問したいと思います。先月の２月３日、「スマホルールあるよ」と題して、児童安全利用学ぶという記事が琉球新報に載っているのを読みました。これは津覇小学校で教育活動実践報告会を開いて、４年生から６年生の児童とその保護者、また地域関係者を対象に県警本部より「携帯スマホの正しい使い方」の演題で講演し、参加した児童らは情報モラルについて学んだということで、講演の内容は児童全員でグループラインをつくったことを想定させ、会話の中でスマホの画面に表示された「いいよ」は賛意の「いいよ」なのか、それとも拒否を示す「いいよ」なのかを児童に尋ねると、それぞれ感じ方が異なった答えが返ってきたとのことであります。スマホの画面で文字だけでやりとりすると、やはり勘違いにつながることもあるから、実際に会って話をすることが重要だと子供たちに説いていたそうであります。インターネットについては、正しい知識で用いなければいじめやネットトラブル、また人権侵害、犯罪などに巻き込まれているおそれがあると説明され、講演を聞いた児童は、普段何気なくなっていることが法律違反になるかもしれないことに気づいてびっくりしたとの話でありました。また保護者からもまだ判断能力が乏しいので、親子でしっかりルールを設けて子供を守りたいと感想を述べてしました。それからすると、やはり親も子供の安全に関してはできるだけ携帯電話を持たせたいというのが本音だと感じております。このような携帯電話やスマートフォンの扱い方について、講演は村内のほかの学校でも行っているのか。その辺はどうですか。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　お答えいたします。

その前に津覇小学校の取り組みをこのような場で皆さんに報告していただき、感謝いたします。ありがとうございます。同じように中城南小学校におきましても県警の方をお呼びして、２回講演会を実施しております。まず６月に親子を対象にしました家庭でのルールづくり等を行いました。その後、12月に６年生の児童のみに、さらに細かいトラブル防止等の講演会等も行っております。また中城中学校におきましては、サイバー犯罪等の内容も含めた注意事項も講演していただいております。中城小学校におきましては去る１月20日、沖縄県ＰＴＡ研究大会の中頭大会がございましたので、そこの特別講演会としても中城小学校で講演されておりますので、広くこういった携帯電話のトラブル等につきましても、子供たちや保護者のほうに伝わっているのではないかと感じております。以上です。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　これからも安全利用の講演、啓発活動を続けられると思うが、でき

れば年に数回やっていただければと思うが、基本的にこれから年に何回を考えているか。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　お答えいたします。

各学校におきまして、情報教育ということで年間計画に位置づけられております。その年間授業計画の中では、道徳の授業や総合的な学習の時間を使って、毎月授業が盛り込まれることになっておりまして、このように一覧表となって各授業の中で行うような計画がございます。また先ほど答弁しましたように、親子の、保護者対象であったり地域対象であったりということで、学年行事やＰＴＡ行事等でも行いますので、授業で関しますと年10回ほどは情報モラルの授業を予定しております。以上です。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　ぜひこのことに関しては、いろんな機会を設けてやっていただきたいと思います。

次に村内４小中学校にひとりずつ生徒指導カウンセラーを配置し、業務の一つとして生徒指導にかかわる啓発パンフレットを配布し、児童生徒及び保護者に配布し、この中でネットトラブルに遭わなにための注意喚起や犯罪事例などを記載して啓発に取り組むべきと思います。スマートフォンでのトラブルで友達にも言えず学校の先生にも言えず、また親にも話すことができない、そのようなときに専門的な知識を持つ身近な相談相手としてスクールカウンセラーがいると、児童生徒にとって望ましいと考えます。専門知識を持ったスクールカウンセラーを本村小中学校には配置されているかお聞きします。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　お答えいたします。

その前にスクールカウンセラーの私たちの見取りのほうをお伝えいたしますが、スクールカウンセラーとは教育現場で言いますと心理相談業務に従事する心理職の専門家のことを申します。スマートフォンの正しい知識を教えるための職種ではなくて、子供たちの悩み相談等をスクールカウンセラーと呼んでおります。先ほど申しましたように、適切な情報を教えるという意味では、教員の授業の中で行っておりますし、また先ほどありましたように県警からの派遣や事務所等、またはサポートセンター等の講師をお招きすることも可能ですので、校内の中で特別携帯電話の知識に関するというような配置ではございません。しかし教育者としての授業はできていると捉えております。またスクールカウンセラーということで、心理的な専門家という配属のもとでは、現在配置されておりますスクールカウンセラーが１カ月に６日間学校を回っております。このスクールカウンセラー以外にも相談員が今のところ３名配属しておりますし、心理士を１名配置しております。これで現在のところ学校を回りながら、子供たちの相談業務に当たっているところです。次年度に関しましては、このスクールカウンセラーを月６日のところ、月９日に増員することも県からの派遣でわかりました。これに加えましてＳＳＷというスクールソーシャルワーカーの配置も決まりました。スクールソーシャルワーカーと言いますのは、子供や大人だけではなく家族や友人、学校や地域など、周囲の環境に働きかけて問題を解決することができる新しい役職となります。そのようなスクールソーシャルワーカーも配置することができますので、教育相談等のさらなる充実に向け、体制を整えているところでございます。以上です。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　このスクールカウンセラー、それから子供たちの相談員ですか、またふえるということで大変いいなと思っております。ぜひですね、このスクールカウンセラー

の仕事を充実させて、ぜひ中城村の子供たちが、子供たちは大切な宝でありますので、これからもぜひ携帯電話、スマートフォンの被害に遭わないように、起きないように取り組んでいただきたいと思います。

それでは大枠２番に移りたいと思います。本村は平成31年度までに待機児童ゼロを目指して取り組んでいるが、先ほどの答弁で平成31年４月１日時点での待機児童数は15から16名程度になるとの予定で、大変喜ばしいことであります。それでお聞きしますが、平成31年度の入所希望申し込み園児数はどのぐらいか。それと年齢別の人数もわかりましたらお願いします。

○議長　新垣博正　福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　お答えいたします。

平成31年度入所希望者数、合計としまして1,111名、内訳としましてゼロ歳児が93名、１歳児が209名、２歳児が222名、３歳児が211名、４歳児が232名、５歳児が144名の内訳となっております。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　本村では、平成26年度に子ども子育て支援事業計画書の中で、出生数、人口動態を計画しながら受け皿の確保を計画されていると思いますが、平成31年度の受け皿についての確保はどうなっているかお聞きします。

○議長　新垣博正　福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　お答えいたします。

平成31年４月１日時点の受け皿としまして、ゼロ歳児が100名、１歳児が192名、２歳児が236名、３歳児が256名、４歳児が276名、５歳児が218名の合計1,278名となっております。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　平成31年４月１日時点の受け皿として1,278名ということで、先ほど最初の答弁で平成31年４月１日時点の待機児童数は15名から16名程度ということですが、よろしいですかね。数字からすると、大変すばらしいことであります。待機児童が一向に減らない要因として、自治体によっては保育園の定員に達したことで入園ができない、乳幼児から小学校就学前までの児童が増加傾向にある。つまり近年少子化が進み、子供の数が減少しているのに保育サービスを満足に受けられない子供が増加しているという矛盾が発生しています。それと言うのは、女性の社会進出や賃金の低下などにより、共働き世帯が増加している。また３世代世帯が減少傾向にあり、家庭内での育児ができない、環境が整っていないということ。つまりおばあちゃんとか同居人がいれば子供を預けることができるが、そういう人がいないものだから保育園に預ける以外ないので自然と定員数をオーバーし、待機児童が出てくる一因もあると考えられます。それでお聞きしますが、本村では待機児童の原因として、ほかにどのようなことが考えられるかお聞きいたします。

○議長　新垣博正　福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　お答えいたします。

議員が今御説明いただいた理由も含まれておりますし、本村におきましては子育て世帯の転入による就学前児童の増加も原因と思われます。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　そうなると、やはり待機児童が、中城村には保育所の増設か新設も考える必要があると考えます。それで本村の保育所等、公立、認可、認定こども園、地域型保育所事業の施設数を教えていただきたいと思います。

○議長　新垣博正　福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　お答えいたします。

先ほどの答弁でもお答えいたしましたけれども、公立保育園が１園、私立認可保育所が４園、認定こども園が４園、小規模保育施設が２園、事業所内保育所が１園でございます。これはあくまでも平成30年度現在でございます。

○**議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１１時３６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時３６分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

仲松正敏議員。

○**１１番　仲松正敏議員**　では、今後の施設整備の予定はあるか。

○**議長　新垣博正**　福祉課長　金城　勉。

○**福祉課長　金城　勉**　お答えいたします。

平成31年度にマシュー保育園の建てかえ、現在60名定員でございますが、120名定員への60名の園児の増加と、ＣＥＣ保育園の新たな認定こども園、108名定員の新設、そして小規模保育施設、１施設18名の整備を予定しております。

○**議長　新垣博正**　仲松正敏議員。

○**１１番　仲松正敏議員**　今の施設ですね、平成31年度中に建設は終了するのか、その辺は。

○**議長　新垣博正**　福祉課長　金城　勉。

○**福祉課長　金城　勉**　お答えいたします。

平成31年度事業で計画しておりますので、予定としましては平成31年度中の完成と考えております。

○**議長　新垣博正**　仲松正敏議員。

○**１１番　仲松正敏議員**　では次、③のほうですね、待機児童解消については、やはり保育士の確保というのは大変重要なことだと考えます。それで本村の各施設の保育士については、確保はできているのか、どうですか。

○**議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１１時３９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時３９分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

福祉課長　金城　勉。

○**福祉課長　金城　勉**　先ほども答弁いたしましたけれども、現在来年の運営に支障のない人数の確保はできております。

○**議長　新垣博正**　仲松正敏議員。

○**１１番　仲松正敏議員**　待機児童の解消については、やはり保育園もふやすことも大事ですが、子供たちを受け入れる器をつくっても、子供たちを見てくれる保育士がいないと、受け入れようにも受け入れることができない。やはり保育士を確保するには、行政と保育園が密に連携をとり、問題点を話し合って保育士不足にならないよう協議を重ねる必要があると考えます。保育士不足による待機児童がふえないよう、しっかり取り組まねばならないと思います。吉の浦保育所の保育士の現状についてですが、何名が正規職員で非常勤の職員は何名か。それと保育人数は何人で、保育人数に対して保育士は足りているのか、この辺お願いします。

○**議長　新垣博正**　福祉課長　金城　勉。

○**福祉課長　金城　勉**　お答えいたします。

吉の浦保育所全体の受け入れ園児数145名に対しまして、法令では22名の保育士が必要となりますが、正規の保育士６名と非常勤保育士16名の計22名のクラス担当保育士を割り当てて運営しております。そのほかに短時間勤務ではございますけれどもフリー保育士２名、休憩保育士が３名で、延長保育士１名も保育にかかわって不足はございません。そのほかに所長、主任保育士と、あとは正規の産休の保育士が１名ずつおりまして、吉の浦保育所全体としまして正規職員が９名で、非常勤は休暇代替保育士も含めますと28名の保育士登録で運営を行っております。

○**議長　新垣博正**　仲松正敏議員。

○**１１番　仲松正敏議員**　吉の浦保育所の現在の職員状況だと、常に出勤している非常勤というのは16名ですか。やはり村営としては、目指すべきものは保育士の半数以上は正規、正職員でなければならないと考えます。政府は女性の活用を目指すとされていますが、保育所は圧倒的に女性が多い職場でありまして、さらには働

く女性を支える重要な役割を果たすのが保育所だと思います。それで公立保育所の保育士は地方公務員であり、臨時非常勤職員、臨時的任用職員も地方公務員法でその職の位置づけ、任用根拠が示されております。保育所は非正規職員に支えられており、補助にとどまらない役割を担ってきております。非正規から正規に促すべきではないかと思いますが、これについては村長の考えをお聞きいたします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

保育所もそうですし、我々中城村役場の職員もそうですけれども、理想は全てが正職員であればこれは理想でございますけれども、それはもう議員も御承知のとおり財政的な部分も含めて非常にこれは無理があると思います。保育所に限っての話をしますと、保育所を退職されての補充は、私が村長になってからはずっと新規採用は実現してきておりますし、これは他市町村と比較しても遜色はないものだろうと思っております。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　この職員に関しては、非常勤職員に関しては前からも村長からのお話で、財政的なもの、これは私もわかります。一生懸命、年々ふやしていることもわかります。しかしやはり正職員と非正職員というのは、仕事も恐らく正職員みたいな量もやっておられると思いますので。それとですね、やはり子供たちをしっかり見るということに関しては、ある程度生活にもゆとりがないと大変負担を感じるものだと思いますので、これからも少しずつでもいいから、ぜひ正職員になるよう頑張っていただきたいと思います。

次に３歳児の壁についてお聞きしますが、待機児童問題の中でも、物心ついたこの３歳の児童を持つ保護者の不安は特に大きいものと考えます。ゼロ歳児から２歳児までは小規模保育施設で預けていたけれど、３歳児になると待機児童となり、そうすると親は今までせっかく頑張ってきた仕事を辞めて、自分で子供の面倒を見なければならない状態になると。それと生活の不安も出てくる。３歳児の壁があって、認可に入れない話があるか、本村ではどうなっているか、その辺。

○議長　新垣博正　福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　お答えいたします。

本村の小規模保育園につきましては、受け入れ枠確保の協定を結んでおりますので、本村におきましては３歳児の継続保育ができないという現状はございません。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　これまでも待機児童ゼロ宣言はやってこられたんですけれども、この待機児童ゼロ宣言の、本当にゼロになる予定というのはいつごろの予定ですか。

○議長　新垣博正　福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、待機児童解消対策に取り組んできた結果、平成31年度は１歳児のみの15名程度と見込んでおります。平成31年度に３園の施設の新築、園児数にしますと180名程度の増員が考えられますので、来年度には待機児童のゼロに近づくと想定しております。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　ぜひゼロになるよう頑張っていただきたいと思います。待機児童問題に関しては、行政のほうも相当大変な努力をされてきたと思います。きょうの質問で、ようやく明るい光が見えてきたかなと。本村も子育てしやすい村として若い親たちに、中城村を自慢できると、今の状況だと考えております。これからも待機児童対策に力を入れて頑張っていただきたいと思います。

最後に津覇課長、それから比嘉課長、長い間

村のため、村民のためにサービスというか、大変頑張っていただいて御苦労さまでした。またお二方とも飲むのは余り嫌いじゃないようですので、ぜひ私もお呼びがかかるように、暇でしたら電話ください、ぜひ行きますので。ただ経費はそちら持ちでお願いします。それでは私の一般質問を終わります。

○議長　新垣博正　以上で、仲松正敏議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時５０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３０分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

休憩します。

休　憩（１３時３０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３２分）

○議長　新垣博正　再開します。

安里ヨシ子議員。

○１０番　安里ヨシ子議員　10番、安里ヨシ子です。一般質問を行います。

特産品の開発について、島ニンジンを使って中城村の特産品の開発を中学２年生の子供たちが一生懸命取り組んでいました。県民生協のお店で販売を開始していました。子供たちは生き生きと試食を配ったり、お客さんに呼びかけたり、島ニンジンの宣伝をして大変にぎわっておりました。それについて、以下の質問をいたします。①取り組み結果はどうでしたか。②人気のあった商品は何ですか。③今後どのような展開を考えていますか、具体的な目標をお願いします。④通年を通して島ニンジンが食卓に上るにはどんな方法がありますか。⑤島ニンジンの認知度が低いのは、調理の方法がわからないからではないですか。

大きな２番目で、①ＴＰＰにより外国からの輸入品の関税が撤廃されると、私たちの食の安全が心配です。農林水産物を何万キロの離れた外国から持ってくるには、それなりに日もちする方法で入ってきます。現在、一部の品目が撤廃されていますけれども、段階的に関税が撤廃されてきます。危機感を持って対処しなければならないと日本の農業や地域経済に重大な影響を及ぼすと思いますが、行政としてどのようにお考えですか。②遊休農地の解消で、食の安全を守る取り組みはどうなっていますか。以下、答弁よろしくお願いいたします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは安里ヨシ子議員の御質問にお答えいたします。

大枠１に、ともに農林水産課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは中学生の特産品づくりについて、所見を述べさせていただきます。議員同様、私も中学生が頑張って販売をしている姿を拝見させていただきました。非常にいい経験をしたと思います。中学生が少しだけ大人の世界を垣間見るような機会にもなりましたし、自分たちでつくった商品が、どのようにして消費者のもとに届いていくのかという部分でも、大変いい経験をしたことだと思いますし、人材育成という面で考えたときに、これからもこういった機会があれば、何らか行政としても支援をしていきたいなと思っております。ちなみに御報告までに、４商品をつくった中で、マンゴーアイスが空港で販売するようになりました、商品化されてですね。島ニンジンケーキは、これは安里ヨシ子議員よく御承知のきなこやさんで、４月から新商品として販売されることになりましたので、重ねて御報告申し上げます。以上でございます。

○議長　新垣博正　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義

人　それでは安里議員の大枠１の①から⑤までお答えします。

①取り組みの結果につきましては、２月26日の実演販売後、生徒に感想を書いてもらっていますので、その一部を紹介したいと思います。「自分で商品をつくって自分たちで売ることは、なかなか体験できることではなかったのでよかった」、「働くということを少しでも理解できたと思う」、「将来に生きる経験になったと思います」というような内容でした。このような感想から、今回の総合学習を生かしたキャリア教育による商品開発事業は、中城村の特産品開発のみならず将来を担う人材育成に寄与したものと考えております。

②どの商品も人気があり、１組の島ニンジンのケーキは274個、２組の冬瓜と島ニンジンのスープは742個、３組のマンゴーアイスは1,197個、トマトと島ニンジンのカレーは1,172個を販売し、２年生全体で3,385個を販売することができました。この場を借りまして、当日生徒の応援に駆けつけていただきました議員の皆さんを初め生徒の御家族、村民の皆様に感謝を申し上げたいと思います。

続きまして③今後につきましては、村内の小売店や県内のお土産店で取り扱っていただけるよう取り組んでまいりたいと思います。

続きまして④現時点では島ニンジンを通年提供できる方法はありません。

⑤に関して、島ニンジンの認知度向上に向けて料理のレシピを作成し、パンフレットやホームページなど公表する努力をしておりますが、今後もピーアール活動の中で料理方法を紹介してまいりたいと思います。

続きまして大枠２の①農業分野での関税を完全に撤廃すれば、日本の食料自給率は14％まで低下し、米の自給率は１割以下になってしまうと言われています。村の農業、地域経済にも何らかの影響はあると思いますが、どのような影響を及ぼすのか見えません。全国農業協同組合中央会、ＴＰＰに反対する署名を政府に提出しております。今後ＴＰＰに関する抗議行動、また反対署名運動等の取り組みがあれば、ＪＡと提供しながら協力を行ってまいりたいと考えております。

続きまして②遊休地の解消で食の安全が守られるとの具体的な内容が見えないため、村としては遊休地の解消で食の安全を守る取り組みは現在行っておりません。

○議長　新垣博正　安里ヨシ子議員。

○１０番　安里ヨシ子議員　大変子供たちにとって、いい体験をされたと喜んでおります。これは大変好評だと。今後も商品を入れてほしいという要望もあるそうで、大変よかったと思っております。私もマンゴーアイスとか全部試食してきましたけれども、値段的にちょっと高いなと思ったんですが、それでも大変おいしくいただきました。マンゴーアイスなどのように、保存できるようなものをつくってほしいと思いますけれども。今回は非常に好評だったということでのお話ですが、今後ですね、また１年生とか、そういった後輩の子たちにもこのようなチャンスがありますか伺います。

○議長　新垣博正　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　今回は、４品に関しましては、ことし平成31年度、販売に力を注いでまいりたいと思っています。今後、中学１年生にもそういうチャンスがあるのかどうかということにつきましては、検討させていただきたいと思います。

○議長　新垣博正　安里ヨシ子議員。

○１０番　安里ヨシ子議員　これやはり一発花火的なものじゃなくして、やはり後輩にもそういったのを受け継いでいって、そういった経験もさせて、体験もしないとわからないと思いますので、ぜひとも後輩にずっと引き継いでいっ

てほしいと思っております。今度４品を開発しました。それを先ほど村長は空港とかでも販売しているということでしたけれども、中城村にもＡコープ、かねひで、サンエー、ユニオンとかもありますので、そこのスーパーで加工されたものじゃなくして、島ニンジンそのものもやはり店の玄関のほうに置いて販売したらどうかなと思っております。年間50トンが生産されるそうですが、旬のときにやはり島ニンジンそのものの販売に力を入れたほうがよいかなと思っております。ただネットで見たりとかそういったものじゃなくして、本物の島ニンジンをスーパーの入り口のほうに置いて宣伝したほうが、この島ニンジンの宣伝になるかなと思っております。通年を通して島ニンジンが食卓に上るにはどうしたらよいかということで、先ほど答えましたかね。お願いします。

○議長　新垣博正　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それではお答えします。

先ほども答弁したんですけれども、現時点で島ニンジンそのものを食卓に並ぶのは、時期的なものがありますのでなかなか厳しいです。ペースト状態にして、保存は行っております。オキコと提携して焼きドーナツの販売を行っています。

○議長　新垣博正　安里ヨシ子議員。

○１０番　安里ヨシ子議員　これですね、通年通して食卓にのせるのは、大変難しいというか、ペースト状にしてもですね、これまた頻繁に使えないですよね、時期的なもので。そして粉にしても長いこと置けないし、そのきなこやの社長に聞いてみたら、ペースト状にしたらケーキとか、粉にしたらケーキ、お菓子、そういったものにしか使えないけれども、漬物とかピクルスとか、そういったものをやれば通年食卓にのることができると。そしてきなこやでは、スライスして冷凍しているそうです。それはちょっと長いこと置けるということで、全部スライスして冷凍しているということですので、いろいろな方法があると思うんですが、このアイデアの募集とか、そういったものを婦人会の皆さんももうなくなってちょっとあれですけれど、生改はありますかね、生活改善。生活改善の人たちとも協力をしてアイデアの募集とか、そして島ニンジンの料理をやってそのレシピとか、それを皆さんにピーアールをするために配って、レシピを配って、そして料理も展示をして、中城城跡でもいいですし、イベントのときでもいいですので、この料理を展示してレシピをつくって配ったらいかがかなと思っていますけれども。それについて。

○議長　新垣博正　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それではお答えします。

レシピについては、いつごろ作成された物かわかりませんが、現在前の生活改善グループの皆さんが島ニンジンのレシピ、パンフレットとしてあります。それでいろんな販促のときに、島ニンジンはこういうぐあいに食べられますよということで、レシピも配りながら島ニンジンのピーアールをしております。それから新しい商品がつくれないかということですけれども、和宇慶の企業から島ニンジンが１年中食べられるような商品開発ができないのかということで、二、三、サンプル、試食として、今議員がおっしゃるようなピクルス等を農林水産課のほうに、食べてみてください、試食してくださいということでお持ちしてはいます。あとはほかの業者の皆さんにも島ニンジンとか中城村の島野菜を使った商品はできないものかということで、農林水産課としても声かけはしております。

○議長　新垣博正　安里ヨシ子議員。

○１０番　安里ヨシ子議員　キャロットのほう

とも、いろんな人たちと連携をして、島ニンジンと中城城跡、我が村のシンボルとおっしゃっていますので、ぜひとも島ニンジンの研究が今度で終わるということでありますので、真っ黄色にするのは難しいことですかね。予算が削られていますよね、お願いします。

○議長　新垣博正　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それではお答えします。

黄色にすることは、なかなか厳しいです。現在、島ニンジンは黄色もあればオレンジ、また赤というぐあいに、露地で栽培するとそのようなニンジンができてきます。昔の写真を見てみると、やはり真っ黄色なニンジンが多く栽培されていたことが見受けられます。今後は、黄色に向けて、取り組んでまいりたいと思います。それで現在、時間を要しています。できる限り黄色に近い島ニンジンを今後栽培していきたいと考えております。

○議長　新垣博正　安里ヨシ子議員。

○１０番　安里ヨシ子議員　農家の皆さんに聞いても、何回か植えていたら、最初黄色いニンジンでもオレンジが混じってくるときもあるということで、難しいのかなと自分では思っております。我が中城村のシンボルにするには、やはり真っ黄色にしないといけないということですので、大学の先生たちだけでなく、ほかの村民の人たちにもいろいろ意見を聞いてもらって、栽培してほしい、そしてもっともっと島ニンジン、芸大の子たちは中城ニンジンとか言っていましたけれども、中城ニンジンにするためにというか、そういうことでもっともっとこのシンボルに力を入れてほしいと思っております。３月に芸大の学生がこの島ニンジンについて、特産品開発の調査展示をやっておりました。その中で中城村の人たちは、島ニンジンが中城特産ということを知っている人は多かったけれども、村以外に住んでいる人たちはほとんど知らなかったと。若い人たちの認知度が低かった。鉄分が豊富で栄養価が高い、そういうことをもっとピーアールするには、やはり婦人の皆さんや生活改善グループの皆さんと、島ニンジンを使った料理を一堂に展示して、その料理の方法ですか、そういったものを若い人たちにも教えてもらって、もちろんレシピをつくってですよ、宣伝をしてほしいと思っています。これ１番は終わりまして、食の安全について質問します。

食の海外依存が強まると、ＴＰＰが発効されてからですよ、強まると、原産地の表示もなく食品添加物も外国と日本ではルールが違いますので、どのような添加物が入れられて入ってくるかというのが不安なんですよ。今よりもアレルギーの子たちがいっぱい出てくるんじゃないかなと思っております。それはもう残留農薬とか、関税が撤廃されるので、そのまま普通に入ってきて、子供たちが表示もないものを食べて、大変な目に遭うということも考えられますので、やはり輸入したら安いものが手に入っていて、この外食産業とかそういったところ、レストランとかは安くなると思いますけれども、それよりやはり安心安全な食料、農産物を子供たちにあげるためにも、製品をずっと確かめて、どういった添加物が入れられているのかというのをきちっと見極めて、子供たちにあげてほしいと思います。そのためにやっぱり地産地消ですか、今まで以上に力を入れていかないといけないと思っております。関税撤廃で外国の農産物が入ってくることについて、村としてはどういったことに懸念していますか、それを伺います。

○議長　新垣博正　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それではお答えします。

関税が撤廃されれば、外国からいろいろな商

品が入ってくると思いますけれども、農林水産課としては、農薬の基準とか、守られていないような商品を、子供たちにあげるということはだめだと考えています。私たち農林水産課としても、できるだけ議員がおっしゃったように地産地消を目指して、農家の方々と相談をしながら、今後面積をふやすことができないかどうか、御相談をしていきたいと考えております。

○議長　新垣博正　安里ヨシ子議員。

○１０番　安里ヨシ子議員　いろいろありますけれど、既に耕作放棄地の調査などをなされていると思います。農業委員会の形態も違ってきて、農業委員と農地適正化推進委員ですか、その新しい体制ができましたけれども、その耕作放棄地の調査などなされていると思いますが、具体的な取り組みなどをどのようにやっていますか伺います。

○議長　新垣博正　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それではお答えします。

一筆調査を毎年行っております。農業委員と推進委員の方、２人１組でペアを組んで、農家の一筆調査を行って、耕作放棄地なのか確認をして、耕作放棄地という方には書面等で、その耕作放棄地を貸すのか貸さないのか、調査で、現在の農業委員と推進委員の皆さんで年１回行っております。

○議長　新垣博正　安里ヨシ子議員。

○１０番　安里ヨシ子議員　これはですね課長、年に１回というのは非常に少ないわけですよね。これを２人１組でやるんでしたら、週に１回はこっち、週に１回はこっちというふうな感じで決めて、そういったことをやらないと、なかなか自分の農地を貸す気持ちにはなれないわけですよね。それで農業委員会で貸し借りについて、こういろいろやっていますけれども、農地、土地は貸したいと思っていても、農業委員会まで行くにはやはり敷居が高いとか、気が引けるとかということで行かない人もいますので、その吉の浦でもいいし、貸したい人、借りたい人、そういった人たちを一堂に集めて、土地の貸し借り、そういったものがスムーズにいくように集まって話し合いをして説明もして、そういった貸し借りの話をちゃんとやったほうが、みんなも、貸したい人もスムーズに貸せると思います。村を回って見ますと、その前に農地の利用推進協議会みたいなのをつくって、借りたい人も貸したい人の意向調査とか、そういったのを回らなくてもその場に、農家の皆さんが集まって、いろいろな意見交換をしながらそういう話をすれば、あなたが貸すなら私も貸そうみたいな感じのお話し合いができていいと思うんですけれども、そういった推進協議会みたいなものを立ち上げる気持ちがありますかね。伺います。

○議長　新垣博正　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　今、即答でお答えすることはできませんけれども、農業委員会の会長と相談をしてみたいと思っています。

○議長　新垣博正　安里ヨシ子議員。

○１０番　安里ヨシ子議員　村のほうですね、全体というわけにはいきませんけれども、半分ほど回って見たんですよ。そうしたら耕作放棄地の多さに大変びっくりをして、課長には悪いけれども、当間の人が一番多いような感じがしていまして、何が原因なのかなと。どこも高齢化とかそういったのは進んでいて放棄地はありますけれども、屋宜、当間とかそこら辺のほうが一番多くて、なぜかなと思っています。あと、ビニールハウスが骨組みばかり残っているとか、主を失ったビニールハウスがあちこちに点在している。それを貸し借りをして、どうしても耕作できないから放置していると思いますので、このビニールハウスを調査して、それを貸して

ほしいと、この耕作放棄地の解消の前に、やはりこのビニールハウスをやれば夏野菜でも何でもつくれますので、そういったもののハウスの調査をやったことがありますか。また調査をやる考えはありますか。伺います。

○議長　新垣博正　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それではお答えします。

「ビニールハウス等の耕作放棄地を調査したことがある」かということですけれども、現在行っておりません。一筆調査の中で、その土地についてはハウスがあるないでの調査は行っております。

○議長　新垣博正　安里ヨシ子議員。

○１０番　安里ヨシ子議員　このビニールハウスを借りることができれば、すぐに植えつけができると。そして夏野菜でもつくれるということで、農業委員とか推進委員の働きに期待をしておりますけれども。島袋さんのハウス、７棟ぐらいありますよね。そこはどうなっていますかね、いろいろと問題あるみたいですけれども、借りたい人がいるんですよね。それが何で借りられないのか、何で放置されているのか、そのまま腐らせるのか。御答弁お願いします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１４時０５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時０５分）

○議長　新垣博正　再開します。

農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それではお答えします。

ビニールハウスは借り手、貸し手、個別的に相談をして、お互いに貸すか貸さないかは決めているものですから、村としてはそのビニールハウスを貸してくださいとか、また借りる人はいませんかということは、現在のところ行っておりません。

○議長　新垣博正　安里ヨシ子議員。

○１０番　安里ヨシ子議員　ビニールハウスを借りたいという人はたくさんいるんですよ、歩いてみたらね。そこら辺にも７棟か、６棟ぐらいの大きなビニールハウスがあって、国の予算も入っているということで、何か難しいということで、もったいないということで、どうにかできないですかというお話もありましたので、ぜひとも推進委員、農業委員の人たちが、ビニールハウスを持っている人たちを、一堂に集めたほうが話がしやすいと思いますので、ぜひそれをお願いしたいと思います。たくさんあるんですよね、骨組みだけ残っていたり、そのまま放置されていたりとかありますので、これをお願いします。答弁は要りませんけれども、私の考えとして、韓国は米国との自由貿易協定で、自由化を進めた結果、農業が壊滅状態になったということもありますので、日本も同じ道をたどるんじゃないかと懸念されています。外国に胃袋を握られている日本は、有事の際とか、外国で干ばつがあったとか、災害があったとか、そういうことがあるときに、じゃあ日本は外国から食糧品とか、いろんな今からまたもっと種類が多くなっていくと思うんですけれどもね、関税が撤廃される品物がね。そこで、もう飢え死にするほかはないのではないかと。社会情勢が、今戦争があってもおかしくないような状態ですので、総理はその１兆円といわれるＦ35戦闘機100機も買うと、買って安全保障をやるということで叫んでおりますけれども、私たちは自分たちの命と環境を、地域を守り、食料主権を守るために、真剣に考えないといけないような時期だと考えますので、ぜひとも皆さん、真剣に考えてほしいと思います。特に農業委員会は、こういったのにかかわってきますので、頑張ってほしいと思います。課長は今回で終わり

ますので、次の課長とまたいろいろやりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。大変御苦労さまでした。これで終わります。

○議長　新垣博正　以上で、安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１４時０９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時２０分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、金城　章議員の一般質問を許します。

○１２番　金城　章議員　それでは、こんにちは。きょう傍聴席に若い、次年度からの職員がいますので、ぜひ劣らないように、また皆さんのいい答弁もぜひ引き出していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは通告書に基づき大枠１、新庁舎建設についてであります。この件も毎回、庁舎が完成するまで質問していこうと思っていますので、ぜひよろしくお願いします。①新庁舎建設の進捗状況はどうか。②新庁舎へ移転後、公用車駐車スペースはどう考えているか。また職員駐車場はどのように考えているか。この件については、本議会でもいろいろとありましたが、再度の答弁をよろしくお願いします。

大枠２、施政方針よりです。①新たな都市計画により中城村の市街化区域、市街化調整区域の課題の議論を深めながら、抜本的な改革へ向けて挑戦しますとのことがあります。本村の都市計画をどう進めていく考えか。現在、一部地域での土地利用できる一定程度の緩和が図られたが、規制は厳しいとあります。この緩和区域での住宅建設がふえていない現状だと考えていますが、それをどう考えているか。次の５次総合計画については、また次回の議会で質問したいと思いますので割愛ください。②隣接する宜野湾市と中城をつなぐ東西道路の道路軸強化と方針でありますが、どのように事業化する考えか。この件も、以前から東西道路を取り上げていますが、また進捗状況がありましたら、ぜひよろしくお願いします。③各産業振興についてであります。10年先の農業を見据えた農業ビジョン策定、伝統野菜を活かす営農プランとはどのような施策なのか。これも比嘉義人課長の最後の答弁になるかと思いますので、ぜひいい答弁のほどよろしくお願いします。④子供たちの心身の発達に欠かせない学校給食について、食事についての知識、理解、食に関する指導を通し食育を推進しますとありますが、具体的にどのようなことを行うのか。去る２月24日、中城城小学校で食育に関することを６年生で取り組みました。そこで生徒の半数以上が、食育関係は授業等を受けたことがないような、記憶に余り残っていない感じがしました。前回の質問では、ほとんど食育教育を行っているという話がありましたけれども、その点についても少し伺います。

大枠３、中城村公共駐車場について。①使用の許可制限はどのように考えているか。②この駐車場の管理をどう考えているか。この件も本議会でいろいろありましたけれども、その点に対しても答弁をお願いできましたらよろしくお願いします。

大枠４、行政経営についてであります。これ施政方針からとった経営ですので。①現在、土地貸付収入は何件で、内訳はどうなのか。資産の貸し付けや売買等の運用で、さまざまな新規事業が検討できる。新たな財源を確保しとあるが、どのような考えでそこを施政方針に入れているかどうか。この件も、比嘉麻乃議員から質問がありましたけれども、重なると思いますが、よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは金城　章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては都市建設課と総務課、大枠２番につきましては都市建設課と農林水産課、教育委員会、大枠３、４番につきましては総務課のほうでお答えをさせていただきます。私のほうでは、御質問の大枠２、本議会でも活発な議論が交わされております、この都市計画区域の変更、移行についてでございます。議員がそこで御質問のとおり、一部地域での土地利用が、緩和区域ですね特に、緩和区域での土地利用がせいぜいでございます、今のところは。後で数値的な話は出てくると思いますけれども、数十件程度が毎年建築が可能な区域と、これは市街化区域以外の区域での話でございますが。そういう意味ではやはり、今回の私が提唱している那覇広域都市計画から中部広域都市計画への移行については、中城村自体が抜本的と言いますか、ダイナミックに変わる大きなチャンスでございますので、たびたび発言させていただいておりますけれども、今回その部分につきまして、しっかりともう一度鞭打ってと言いますか、心新たにして取り組んでいきたいと思っております。詳細については、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　大枠２の施政方針④の食育の指導についてですが、この件については学校経営計画に従って、どの学校でも計画的に実施していきます。それから学校給食についても、今後も安全安心でバランスのよい給食が提供できるように努めていきたいと思っています。以上です。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　金城　章議員の御質問にお答えします。

大枠１の①新庁舎の進捗状況についてです。今月中に杭の打ち込みが完了予定となっております。４月から躯体工事に着手し、平成31年度中に本体工事を完了予定をしております。平成31年度中に外構工事を発注して、平成32年度末に完了を目指して進めています。②庁舎の南側に公用車駐車スペースを144台計画しております。職員駐車場については、計画はしておりません。

大枠２の①今後現行の都市計画における課題等を整理しながら、住民、関係機関と協議や意見交換を行う体制を整えていく必要があると考えております。緩和区域における建築申請は、緩和区域の追加により申請は徐々にふえております。依然として規制が厳しいというのは、自己用住宅のみを解消とする緩和措置のため、それ以外の共同住宅や事務所、店舗等が緩和措置前と変わらない状況でありますので、そういう厳しい状況というふうに捉えられております。市街化調整区域で宅地用地として開発された久場土地区画整理事業等を除き、開発許可を要する住宅建設の申請件数を上げますと、過去５年間を調べても過半数が緩和区域での住宅件数となっております。

②現在、東西の軸として宜野湾横断道路が県道として整備計画が進められております。普天間飛行場の返還後の計画として計画された経緯はありますが、基地返還を待たずに基地外の整備を進めていけるように、関係機関で宜野湾横断道路東側ルートの検討委員会が立ち上げられております。

○議長　新垣博正　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それではお答えします。

大枠２の③についてお答えします。農業振興ビジョンにつきましては、2020年度から2029年度までの10年間の計画となっております。今年度基本構想案をまとめ４月以降基本計画の検討を行い、中城村農業振興ビジョンとして作成する予定です。その中で、伝統的野菜を生かす営

農プランとして島ニンジンのブランド化、ＧＩの認定とその活用についてまとめる計画です。また島ニンジンに加え、生産量の多いさとうきびやキャベツ、トマトなどを重点化品目に位置づけ、生産量拡大に取り組んでいく内容になる予定です。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　大枠２の④食育の具体的な取り組みについてお答えいたします。

先ほど教育長からもありましたように、小中学校とも食に関する指導の全体計画が作成されており、各教科や給食時間等に実施しております。先ほど議員からは、食育の授業を受けた覚えがないというような児童の感想がありましたけれども、詳細から言いますと以下の６点の件で、子供たちは常に学んでおります。まず１つ目は食事の重要性や食事の喜び、楽しさを理解する。２つ目、心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、みずから管理していく能力を身につける。③正しい知識、情報に基づいて食品の品質及び安全性についてみずから判断できる能力を身につける。４つ目、食物を、食べ物を大切にし、食べ物の生産などにかかわる人々への感謝する心を持つ。５つ目、食事のマナーや、食事を通じた人間形成能力を身につける。６つ目、自分たちの住む地域産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心を持つというというように、村のほうで６つの食育の指導目標を上げております。これらは全て学級活動や給食時間、また家庭科の時間等におきまして食育として扱っております。中城小学校の講演がありましたものに関しましては、添加物等の細かい内容でしたので、小学生の学習指導要領の文部科学省が指導している内容としては、深い内容でございますので、学んでなかったと勘違いをしたかもしれません。以上です。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　職員駐車場についてお答えいたします。

職員の駐車場につきましては、基本的にはみずから確保しなければならないものだと考えております。しかし本村におきましては、公共交通が充実していないなどの理由から、現在村において土地を確保し、職員から駐車場使用料を徴収し対応している状況でございます。新庁舎から吉の浦公園駐車場、吉の浦会館駐車場までは徒歩で10分以内でございます。平日においては駐車場に空きスペースが見受けられますので、公園利用者等に迷惑がかからない程度で、吉の浦公園等の駐車場が利用できるのではないかと考えております。

次に大枠３、公共駐車場の使用許可制限についてお答えいたします。公共駐車場の設置目的は、観光振興に資することなどを主な目的としております。そのため観光振興並びに公共の福祉に寄与しない営利のみを目的とした使用や、公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがある場合などは、使用の許可を制限することになると考えております。しかしながらせっかく整備をしておりますので、できるだけ多くの事業に活用できるようにしたいと考えております。次に駐車場の管理についてお答えいたします。公共駐車場につきましては、村で直接管理を行いたいと考えております。管理の方法につきましては、警備会社等への委託等も検討したいと考えております。

次に大枠４、行政経営についてお答えいたします。平成30年度の土地貸付収入は８件で、収入総額は1,173万1,630円でございます。中城村内の土地につきましては５件、貸し付け面積３万1,618平方メートルでございます。また沖縄市内に保有する村有地につきましては３件、貸し付け面積763平方メートルでございます。現在、社会保障費等の増大により厳しい財政状況が続いております。今後におきましても、引き

続き厳しくなることが予測されます。このような中、既存事業のさらなる発展及び新たな事業を展開していくためには、経常的収入で賄うことは大変厳しく、新たな財源を確保しなければなりません。そこで現在村として未利用となっている村有地につきましては、今後の活用方法について十分検討し、将来にわたり活用する見込みのない財産につきましては貸し付け、または売却の整理を行うことで、村民の皆さんにとって有益な政策、事業を展開していくための財源の確保と、企業誘致等による本村の活性化につなげていきたいと考えております。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　では再質問させていただきます。

新庁舎建設、まずは総額の予算と今年度、平成30年度に入札が終わったと思います、入札の残は幾らか。もう一度、公用車スペースがどのぐらいの公用車スペースがあるかだけ。村長車とかでしたら、またそこもぜひお願いします。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

新庁舎の事業費につきましては、総額で21億3,500万円でございます。それから入札残につきましては、今詳細な資料は持っていないんですけれども、平成30年度最終の補正予算におきまして、7,800万円程度の補正減をしておりますので、その金額に近いのが杭工事、建築工事、電気機械設備工事の入札残は合計で7,800万円程度であろうと考えております。

それから駐車場につきましては、先ほど都市建設課長から答弁ありましたように、144台分のスペースを設けております。公用車につきましては、現在役場の上のほうの駐車場にとめている公用車につきましては40台程度でございます。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１４時４０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時４１分）

○議長　新垣博正　再開します。

金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　確認します。公用車は40台でいいですか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

公用車の総台数としましては、たしか60台前後あったと思います。これは共済保険の台数が60台前後でございます。私が先ほど答弁したのは、現在の役場の上のほうの駐車場にとめている車については40台であるということで答弁をいたしております。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　役場新庁舎で、新庁舎建設で、この駐車場は意外と広いとやはり感じています、図面上を見てもですね。そこで40台、60台、そのスペースがどのほうに設定するのか。それとこの公用車の駐車スペース屋根つきなのかどうなのか、答弁できますか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　お答えします。

駐車場の総台数として144台あります。庁舎の南側に公用車、東側に来客用のスペースを確保しております。大型バス、コミュニティバス４台と、おもいやり駐車場として障がい者関係の駐車場４台と、村長車、議長車等については、屋根つきの駐車場を確保しております。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　せっかく広くなった駐車場ですね、やはり144台中約半分が公用車で埋まるという形になりますよね。またこの駐車場が足りなくなるんじゃないかなという感じで考えていますが、最初の計画のときに、今の東側ですか、駐車場は２階建てで確保する話もありましたけれども、その件は予算が足りなくて、予算が準備できなくてなしになったと思い

ます。しかし公用車も大事な財産だと考えるんですけれども。リース車が多く利用していると思います。公用車の管理も大事に扱ったら、もうちょっと長くこの公用車も利用できるんじゃないかと思っています。今、村長車と議長車とコミュニティバス、屋根付の駐車場があると。またマイクロバス等も、長持ちさせないといけない、そういう公用車もいっぱいあると思いますが、今年度、7,000万円の入札残が出ました。この残で公用車の屋根をつくること、車庫としてですね、これはつくる考えがないかどうか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　最終的な設計も、検討委員会で検討された結果だと認識しております。建築工事等の入札残に関しまして、屋根つきは検討しておりません。今後、外構工事、備品関係、電算関係がまだ確定していませんので、できる限り借入金を圧縮していきたいと思います。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　先ほどどうして庁舎建設の総額を聞いたかと言いますと、これは備品も全部込みですよね、もう一度お願いします。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

備品、それから庁内のネットワーク、議会システム、全て込みの金額でございます。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　今、総務課長から答弁あったとおり総予算だと思っております。その総予算だから、今建築、今年度発注された建築の資金から7,000万円余り入札残が出たと。その外構工事も全部予算は別途準備されていると思います。その入札残は、その総額として生かすべきものだと考えています。それで今回公用車の屋根つき駐車場、そしてその上はまた利用できる駐車場。せっかく屋根をつけて、上が利用できなければまたまずいですので、上にまた立体駐車場的なものができれば、その台数も確保できると思うんですけれども、もう一度だけ、村長答弁できますか。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

突然でしたから戸惑いましたけれども。普通に考えたときに、入札残が出たからといって、それをそっくりそのまま何かに使えるというよりも、御承知のように起債もやりますね、大部分、億単位の起債も来ますので、その部分を考えますと、果たしてこの駐車場の屋根にそのまま１億円近いお金をつぎ込んでいいものかどうか、これは非常に検討しないといけないと思いますので。いずれにせよ村民の皆様方に理解が得られるような、しっかりとした使い道に使っていきたいと思います。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　今の村長の答弁のとおりではありますけれども、起債は少ないほうがいいと思います。しかし最初で設定したせっかくの資金ですね。今でそういう、先ほど話しました公用車の維持管理等を考えたら、駐車場も広くなる、管理もうまくできるということで、そこをぜひ考えて、検討していくべきものだと思います。ぜひですね、この件、また議会のたびに庁舎建設は質問しますので、ぜひ検討していてください。それともう一つ、備品の話も出ました。外構工事は今年度の最後のほうに発注する、入札の予定と。備品の発注はいつになりますか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

平成でお答えいたします。平成32年度を予定しています。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　わかりました。また次の議会のときにこの備品の件はやります。

次に職員駐車場、本議会でもいろいろ職員駐

車場の話が出ましたけれども、やはり職員駐車場もですね、今総務課長は吉の浦公園の話も出ましたけれども、もし100台近くの、職員が吉の浦公園とかとめたら、またまずいんじゃないかと思うんですけれども。近くでですね、当間地区は土地改良されてない分があります。現在の職員駐車場は行政が借りているのでそういう場所を見つけ、ぜひ職員駐車場も準備しないといけないと思うんですけれども。そこはそういう計画があるかどうか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

職員駐車場につきまして、当間地区の土地改良区が行われているところに、職員駐車場を新たに確保するという考えは、現在のところ持っておりません。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　先ほど安里ヨシ子議員からありました、耕作放棄地もいっぱいあります。やはり耕作放棄地も解消に当たらないといけないと思うんですけれども、駐車場として利用できるかできないか、また考えてですね。庁舎の近くに、土地改良区に入っていない土地もあると思うんですけれども、そういう土地もぜひこれから考えてですね、改良区は難しいと思いますが、改良区外のその土地も検討して、職員駐車場の設置を検討してください。今、吉の浦公園に勝手に職員にとめなさいということを課長が話していましたけれども、そういう点ではだめだと思います。そこはぜひ検討してください。大枠１はこれで終わります。

次、施政方針についてですね。市街化調整区域に編入して、今、那覇広域から中部広域に移行して、今議会でも何名かの議員から質問があって答弁聞きました。広域移行に対して、村長２年ぐらいをめどにやっていきたいと、早急に取り組みたいという話でした。早急に取り組んでですね、中城村の都市計画的なものがスムーズに配置できるのかどうか。今ですね、中城村は取り残されていい面は、緑が残った面。悪い面が、先ほど村長が答弁なさった住宅とかアパートですね、ホテル等、いろいろな商業施設等が余りつくれないとか、そういうのがありますけれども、それを解消していける、早急の案もまたあるかなと思います。もし中部広域も進めながら、この今話したこの施設もつくれるような地域を探して、そこだけを先に除外するということも、一緒に進めていかないといけないのかなと思います。もし２年後、この那覇広域から中部広域に、もう断念せざる得ない案件があるとしても、上地区とか、前々から住宅地域として設定されている地域とか、そういうところはぜひ考えて進めていかないといけないと思いますけれども。そういう点ではどうですか。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

可能性があるということであれば、もちろんいろいろな案件を検討していくことは、全然やぶさかではございません。ただ議員も御承知のとおり、この件に至るまではいろいろ紆余曲折と言いますか、大型ＭＩＣＥの誘致に絡んでの土地利用の見直しをずっと推し進めていこうということでやっていた中で、これが正直なところまだ先が見えてこない。そして区画整理、これ南上原で大成功をおさめましたけれども、区画整理を今現在、南上原のような区画整理をもし計画したとしても、時間的な部分も十数年から20年近くかかるし、減歩率の問題も当時の法律と違いますので、これは地主さんの恐らく理解も得られないだろうとか、いろんな負の案件もございましたので。それであれば、もちろん議員がおっしゃるように方法があれば、この方法もやりながら。沖縄の言葉で言うとターチアッカシー、ミーチアッカシー、いろいろあると思いますが。ただ今に至っては、私が今お話ししている広域都市計画の変更が、我が中城村

にとっては一番のダイナミックと言うか、特効薬と申しますか、一番に変われる案件じゃないかと思っております。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　村長、できるといいなと思っています。しかし、またいろんな計画もしていかないといけない。そこが２年ということで、パッと変わってですね、この法律的なものがかわって、またむらづくりに支障がなければいいんですけれども。私は今の中城村に村外から越してきた方に聞くんですけれども、中城村の一番いいところは何かと言ったら、静かなところと言うんですね。緑が多いとか、そういうことを意外と、言う方が多いですね。ぜひ今後ですね、都市計画に当たり緑を残す方法、どういうふうに残すか、そこをまた、きのう外間議員からありましたけれども、農業をどうしていくのか。その地域設定もどうしても考えていかないといけない。だから今村長がおっしゃるように、ターチもミーチも一緒に走っていかなければいけないんだと思いますけれども。ぜひ中部広域に移行できるように頑張っていただきたいと思います。

次に②に移ります。この東西道路ですね、これは以前の質問にも重なりますが、本村で議論して上に上げたかどうか。それと県だけの予定で決まるのか、前回の議会では３案があると話ししていましたけれども、そこも１件に絞られたかどうか。その件に対して、またどういった議論があったのか。前回の議会では、質問したときに副村長は、高架橋的なものになるという話がありましたけれども、そういった感じになってしまうのか。もっと土地利用できる案件で、こちらから出したものじゃなくて、県から下りてきたものなのかを、確認の答弁を求めます。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　宜野湾横断道路につきましては、国、県、宜野湾市、中城村、ＮＥＸＣＯ西日本、関係機関で協議をしております。平成30年８月より検討委員会が立ち上げられ、これまで副村長と私の参加で四、五回ほど幹事会で検討しております。素案として、ルート３案を提示されて、協議をしてきております。県の押しつけではありません。その案の中から、意見を言いながらルートを決定していくという方向性であります。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　私もこれは、県が考える前から、質問していますけれども。この件で、高低差の少ない若南線、今若南線は工事中ではありますけれども、村道の工事中ではありますけれども、工事中の路線であっても、県の予算も入れきれる話も聞きました。その案件と重なる東西道路計画もあったかどうか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　若南線へ接続するという案は、現在聞いておりません。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　わかりました。それでは今、新庁舎建設地がありますよね、当間の。この国道329号の終着点というのは、本村として使い勝手のあるところに取りつける予定なのかどうか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　宜野湾横断道路につきましては、３ルートの案があります。南向けルート、西原寄りですね。北向けルート、現在の役場より北向けの案がありまして、東向けルートが今の庁舎建設に近いルートであります。幹事会で副村長も私も、できるだけ新庁舎ができる部分にルートを接続してほしいということは、要望しております。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　ぜひですね、この中城村の使い勝手のいいところに、ぜひ取りつけ

てほしいと。昔の案も聞きましたけれども、今の役場よりもっと北側に設定するとかですね、高低差の問題でそうなってくるかどうかわかりませんけれども。しかし、私がこの東西道路を皆さんにお願いしているのは、県道29号線から国道329号に下りる、この庁舎近くに下りる道路をもっといい道路にし、庁舎の利用価値も上げるために提案していたつもりでありますので。ぜひ新庁舎ができる近くに、設定していただかないと、この利用度がまたなくなってくるんじゃないかと思うんですね。またUターンして戻ってきたり、南でしたら、南からまた北に北進しないといけないですので、ぜひこの近い点で、中城村はそこに行けると、皆さんで県には強く願い出てほしいです。もう一度その件を、副村長どうですか。

○議長　新垣博正　副村長　比嘉忠典。

○副村長　比嘉忠典　私のほうも検討委員会に出席をし、先ほど都市建設課長から答弁がございましたとおり、役場新庁舎をつくる近くに希望をしております。そういう中で県の計画、三方のですね、南、東、北向けの提案をしていく中で、やはり土地利用の問題、桁のハシゴ道路ということでなっておりますので、この景観の問題とかいろいろ勘案したときに、どこが好ましいのか、予算の方面も検討して、どこが一番好ましいのかということで、今調整をしております。その中で、いろいろＭＩＣＥ等の問題、クルーズ船との沖縄市の、うるま市とですね、それとの接続道路、どういった形で中城村として一番メリットがあるのかということを要望しながら、今県と調整しているところです。近いうちにこれが最終決定をなされ、それで調査のほうに、今年度調査が入るという計画、方向性が今見えている状況でございます。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　ぜひですね、使い勝手のいいところに取りつけるようお願いします。南側ルートというのは、私は今西原バイパスがありますよね、それの立ち上げだけで、要するにハシゴ道路をつなごうとだけしているのかなと思って。ハシゴ道路も、総合事務局でハシゴ道路を考えて、この東西線を全部北から結んできていますけれども、それも使い勝手で、果たしてどうなのかなと思いますね、南側についてですね。高低差が余りにも多過ぎるんですね、北側ですと。今の役場新庁舎の当間のそのあたりに持ってこないと、全然高低差が違うんですね。またそうしたら高架橋だけでつないで、泡瀬の、今うるま市ですか、うるま市みたいな感じで、要するに橋だけの道になってしまったら、本村で何も使い勝手がない。ぜひ使い勝手がいいものを、ぜひその案だけがいいということで推していただきたいと思います。

それでは次の農業ビジョン、先ほど比嘉課長からブランド化の話が出ました。今、指導員も２人にふえて、また管理員も１人出ました。そこで中城村の島野菜ですね、ネギ、トウガラシ、今盛んなトマト、ニンジンはもうブランド化していると思いますので、そのほかの島野菜ですね、伝統的な島野菜をどういうふうにふやしていけるか。そこをまた後任の方にぜひつないでですね、本当の在来種をいかにふやしていけるか、そこもぜひ考えていっていただきたいと。これは答弁よろしいですので、ぜひ後任に引き継いで、いろいろな形でうまいことできるように、このビジョンの中でぜひ策定入れていただきたいと思います。

次に、公共駐車場に移ります。これは本議会でも出ましたように、管理のいろいろな体制が出ましたよね、本議会で。新垣　修議員からいろいろ出ましたけれども、実際にはこの通告書も考えて書いているときに、本議会でそういう話が出ましたけれども。近隣からこういう大きい駐車場で、そこで騒ぐ連中が出ないかとか心配があって、それで公共駐車場の管理体制を質

問出しましたけれども。そういうものを管理しないといけないんじゃないかと思うんですけれども、もしそこで車を乗り回してですね、いろいろと周辺に害を与えることがあるかと思いますが、ないにこしたことはないんですけれども。そういう管理のところは、どんなふうにやりますか。それと本会議であった、この放置車両がもし出た場合の、放置車両はこれ誰が放置したかというのはわからないはずなんですよね。この吉の浦の駐車場の角には監視カメラがありますけれども、この駐車場には監視カメラがないですね。人物を特定できるぐらいの監視カメラを設置、もっと西側にですか、中央とかに設置して、この管理体制もできるかどうか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

公共駐車場につきましては、村の観光振興に寄与するために整備をしたものでございます。ですから中城城跡でのイベントであったり、吉の浦公園周辺でのイベントであったり、そういうときに開けていこうということで考えています。公共駐車場に限らず吉の浦会館の駐車場であったり、それから陸上競技場の駐車場であったり、騒ぐ人については、公共駐車場に限定してそういうふうな行為を行うものではないのかなということで考えております。いずれにしましても、こういう行為がなされないように管理を徹底していきたいと考えております。

それから放置車両が出た場合ですけれども、これはやはり駐車をして、同じ位置に何日間も駐車されている、そういう状況からすると放置車両というような認定も必要ではないかなということで考えています。もしそういうふうなことがありましたら、警察への相談であったり、陸運事務所あるいは軽自動車協会、そういうところとの連携をとり、その所有者が確定しましたら、撤去するように要請をしていきたいと考えております。

それから監視カメラにつきましては、現在のところ設置はしておりませんが、運用の過程でそういうカメラの設置がぜひ必要であるということの判断ができましたら、今回の事業には含んではおりませんが、今後設置に向けて検討したいと考えております。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　ぜひ周辺から文句が来ないように、管理をしっかり行ってほしいと思います。

大枠の４番ですね、この土地の貸し付けですね。今、南上原のサンエーもあると思うんですけれども、その土地の借地料の、もう何年か、ちょっと年数はわからないんですけれども、何年で、今の南上原の地価単価が高騰している中で、この土地利用というのが今の価格で妥当なのかどうか。そこだけ、幾らで、賃貸しで、妥当な金額なのかどうなのか、その件少し教えてもらえますか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

南上原のサンエー中城店につきましては、年間で751万5,600円の収入がございます。賃貸料の価格についてですけれども、南上原のサンエーの誘致に関しましては、これは土地区画整理事業を円滑に進めるという意味を込めて、そこのほうに貸していると、そういう状況でございます。ですから年間750万円程度の収入はありますが、これが妥当であるかどうかにつきましては、ちょっとこの場での答弁は、今資料を持ち合わせておりませんので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　何年間の契約で貸して、金額の変更とかは、要するに契約上うたわれていないのかどうか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

今、契約書そのものを手元に持っておりませんので、記憶の範囲内での答弁になりますが、たしか30年程度の契約期間であるということで考えております。しかし契約は、金額につきましては30年後にしか改定できないかということとは、ちょっと違うと思います。これは随時、見直しは必要だと思います。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　ぜひですね、見直しが必要だと私考えております。やはりこれだけ地価が高騰した中で、まだ年間750万円、その土地の平米にしては、まだ少ないのかなと思っております。これはまたサンエーも中城村民の買い物の場ではありますけれども、ぜひ村が財政も少しでも入れば、いろいろな事業に使えますので、その面はやはり相談したほうがいいんじゃないかなと思いますね。そうしないと、こちらから相談を持ちかけないと、相手から上げますよということは絶対ないと思うんですよね。絶対これは相談していっていただきたいと思います。

続きまして、先ほど課長が、新たな事業の財政面で村民が利益になるものは、土地も売ってもいい話をしていました。それもですね、今財政は起債しなくて、ほかの事業で裏負担分を確保しようとしているのか。そうじゃなければ、まだこれからの事業で、大きい金を必要とするのか、これ計画しているのかどうかわからないんですけれども。財産を処分したときには、お金はその時期はいっぱいあって事業はできます。長期的になってきたら、そこがまた別のところで生きてこないかなと私は思うんですけれども、そこももう少し考えていただきたいと思いますけれども。もう一度、何か別の事業で使う予定なのかどうかだけ。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

特定の事業の財源として売却をするというような計画は、現在のところはございません。あくまでも総枠で財源を確保しておきたい。あるいは土地を売却、あるいは賃貸することによりまして、そこに企業が来ていただければ、それは中城村の発展につながるものだと考えております。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　それではまた次に移ります。大枠２の④食育について再度質問します。

先ほど主幹は、中城小学校に対して添加物の話ですね、確かに最初は添加物の話もやりました。即席ラーメンとか、また清涼飲料水に、どれぐらいの塩分、糖分が入っているとかですね、そういうのを食育の中で取り組みました、去る２月24日にやりましたけれども。今回の中城小学校の６年生を対象にさせてもらいました。その中で、食育は、今自分で調理とか、そういうのも取り組んで、家庭科ではやっているかもしれませんが、自分で、自宅で食事をつくったことがあるかと、生徒の皆さんに尋ねたら、四十何名か集まっているところで、女の子の三、四名しかつくったことがないと、いつも親が設定していると。そういうことで、この食育に取り組んだんですけれども。そこはまた全員子供たちだけでつくらせて、そばから親は見てですね、お家から持ってきている野菜ですね、この四、五名のグループに分けて味噌汁をつくってもらったんですけれども。それで各テーブルでも味が違うと。食材が違うと、持ち寄りの食材が違うものですから、全然味が違う。そこをまた自分のつくったものも食べ、ほかのテーブルのものも味してもらいました。そういう経験もやったことがないみたいでした。親がいない場合は、今主幹は添加物の話をしていましたけれども、添加物の多いコンビニ食品が多いですね。また添加物も全部が全部いけないとは言いませんが、そこの勉強もぜひしないといけないなと

思っています。先ほど話した清涼飲料水も、この添加物の入っている食材も、ぜひいろんな形でこれからやっていかないといけないなと思います。ぜひその面も、食育に関してですね、取り組みできるかどうか、一言ありましたら。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　お答えいたします。

本当に深い学びの食育が、中城小学校で行われたということに、とてもすごいなと思っております。実際、先ほど答弁いたしました文部科学省による学習指導要領の内容からしますと、小学校５年生は調理の仕方を学ぶ内容、そして６年生で初めて３つの栄養素が加わった食の献立を考えようということで、やはり学年の年齢に合わせた、発達の段階に合わせた学習内容となっております。確かに生きる意味では、今のような添加物や食品に対する学びは必要だと感じておりますので、今後も授業だけではなく学年行事や講演会等で実施できればなと考えております。ちなみに今年度津覇小学校におきましては、１年生の保護者を対象にしまして、給食試食会を行っております。その場で給食センターの栄養士による、「好き嫌いをしないように何でも食べようね」という講話も行っております。また中城南小学校では、(株)ケイショウカイという企業から講師をお招きしまして、栄養医学の観点からの講話も行われております。また先ほど農林水産課長からもありました、中学校の２年生におきましては、商品開発の授業を通して、食材の栄養や消費者の視点から食べやすさなどを広く学ぶ機会もありました。授業だけではなくて、議員がおっしゃったようにさまざまな視点で食育を学び、そして児童生徒だけでは実生活に生かせることも難しいこともあるかと思いますので、家庭との連携、そして保護者との食育も兼ねた連携も必要と感じております。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　ありがとうございます。来る６月24日に、この添加物とか清涼飲料水の甘味料とか、添加物の講演会を子供たちに向けてやろうと思っていますので、ぜひまた御協力ください。以上で一般質問を終わります。

○議長　新垣博正　以上で金城　章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１５時２４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時３５分）

○議長　新垣博正　再開します。

本日の会議は16時までですが、新垣善功議員の一般質問が残っておりますので、一般質問が終わるまで本会議を延長いたします。

続きまして、新垣善功議員の一般質問を許します。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　それでは最後の質問になりますが、それでは議長から許可を得ましたので、通告書に基づきまして一般質問を行います。

まず大枠１、施政方針について。①教育環境づくりに取り組んでいくということでありますが、中学校のプール建設はどのように考えているか。②少人数学級の成果は、データ的には出ているのか。③子供の虐待については相談件数が増加傾向にあるということでありますが、件数の推移及び防止策については、どのように考えているか。④那覇広域都市計画区域から村独自で用途地指定ができる、中部広域都市計画区域への移行については、どのように進めて行くか。村民、議会との協議は不可欠と考えますが。⑤観光協会の設立に向けた議会との協議は十分になされたと考えているのか。⑥改正水道法に則した条例等の整備を行うということですが、民営化を考えているのか。⑦中城村と宜野湾市

を結ぶ新たな東西道路建設は考えていないのか。⑧自主防災組織の設立目標自治会数は。⑨職員研修実施計画はどのようになっているか。⑩定員管理計画策定は、行政診断を実施する考えはないのか。以上について説明を求めます。

それと大枠２、職員の規律と指導について。組織における規律は大変重要なものであります。職員に対しての規律指導はどのように行っているか、説明を求めます。

なお、大枠３につきましては、いろいろ指摘がありまして、今回は取り下げをいたします。以上について、簡潔な答弁を求めます。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは新垣善功議員の質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては、教育委員会、福祉課、上下水道課、都市建設課、総務課でお答えをさせていただきます。大枠２番につきましては、総務課のほうで答弁させていただきます。私のほうでは、御質問、大枠１の④⑤につきまして、広域都市計画の件でございますが、議員がおっしゃるとおり、この広域都市計画の変更につきましては村民や議会との協議は不可欠であるともちろん考えておりますし、本議会でも少しお話をさせていただきましたけれども、村民、この中城村、北中城村の総意であるということを知らしめるためにも、村民総決起大会ようなものを開いたり、あるいは議会と連携して行っているということで、議長を中心に議会と私どもと一緒に要請行動を行ったりだとか、いろんなやり方があると思いますので、その辺の御協力のほどはよろしくお願いをしたいと思います。観光協会の設立に向けた部分につきましても、１年前の観光協会設立において否決をされたことの反省を踏まえて、皆さんと考え方を同じようにするために協議をやってきたつもりでございます。私も、議会の全員協議会においての説明もさせていただきましたし、そして商工会へ出向いて、商工会の協力も一つお願いしますということで、協議を重ねてまいりました。しっかりと議会、そして行政ともども設立に向けて、理解を得られるものと思っております。よろしくお願いをいたします。詳細につきましては、また各課で答弁をさせていただきます。以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　大枠１の①の中学校のプール建設については、以前から課題としてありました。そして教育委員会の会議でも話し合いを持ちました。教育委員会といたしましては、役場跡に建設をする方向で考えているところです。②については、主幹のほうから答えさせます。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　お答えいたします。

大枠１の②についてお答えいたします。学力の面で言いますと、12月に行われました全県実施の実力Ｗｅｂテストにおきまして、中城小学校と津覇小学校の１年生から３年生の全ての算数において、正答率が県平均を上回っております。また２月に行われました全県的な到達度調査では３年生以上の実施となっておりますが、中城小学校、津覇小学校の国語、算数ともに県平均と同等の正答率であり、大きな差はありませんでした。また教諭に対する調査については、全担任から学習規律や教育相談のかかわりにおいて成果があったと答えております。現在、琉球大学の教授を中心に児童、保護者、教師に対する質問紙の分析を行っております。そこでは学力だけの効果だけではなく、心の成長や生きる力を育む上でも確実に成果があらわれていると捉えております。以上です。

○議長　新垣博正　福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　大枠１の③児童虐待の防止対策につきまして答弁いたします。

中城村要保護児童対策地域連絡協議会を中心として、関係機関のネットワークの連携強化を図り、早期発見、早期取り組みに努めるとともに、広く村民に児童虐待防止の啓発活動の実施、村の児童福祉業務に携わる関係機関の支援者への虐待の早期発見、虐待対応知識を学ぶ支援者研修会を開催しております。発生の予防として、妊娠、出産の産前産後の心身の不調、不安や悩みを抱えている特定妊婦やリスク要因が高い家庭、育児困難を感じている親子などのグレーゾーンには早期にかかわり、関係機関で連携をとりながら、こまめで切れ目のない支援を実施し、問題の解決、改善により未然防止につなげております。あくまでも個人的見解ですけれども、昨今の少子化、核家族化、コミュニティの崩壊、経済不況、子供のいじめ問題等、世相が加わって特別な家庭の問題ではなく、どの家庭にも起こり得るものとして認識を持って、行政の関係機関と関係者はもとより、地域の組織や地域の方々も含めた社会全体がかかわり、連携をとりながら子供の生命や人権擁護を考え、健全育成対策の推進を図り、児童虐待防止の啓発活動を進めていくことが重要だと考えております。

○議長　新垣博正　上下水道課長　仲村武宏。

○上下水道課長　仲村武宏　それでは新垣善功議員の大枠１の⑥についてお答えいたします。

今回の改正水道法に則した条例等の整備については、水道工事業者指定に係る更新制の導入です。なので現段階においての官民連携の導入については、考えていません。以上です。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　新垣善功議員の御質問にお答えします。金城　章議員への答弁と重なりますが、よろしくお願いします。

県道として宜野湾市と国道329号を結ぶ宜野湾横断道路の整備計画が、普天間飛行場の返還を見据え検討されているところです。基地返還がおくれる中、基地外を先行して整備する宜野湾横断道路東側ルートの計画が、関係機関で協議されているところです。平成30年度より宜野湾道路検討委員会として国、県、宜野湾市、中城村、ＮＥＸＣＯ西日本の関係機関で協議を実施しております。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　自主防災組織の設立目標についてお答えいたします。

いつ発生するか予測のつかない災害に備え、地域の方々が自発的に防災活動を行う自主防災組織はなくてはならない重要な組織でございます。しかしながら沖縄県においては、全国に比べ自主防災組織の設立が著しく低い状況にあります。本村におきましても２自治会のみであり、自治会単位で考えた場合10％に届かない状況でございます。できるだけ多くの自治会において自主防災組織が設立できるよう、村としましても支援したいと考えております。本村としましては、平成31年度からの３年間で、３団体の設立を目指しており、平成33年度末までに現在の２団体と合わせて５団体を目標としています。

次に職員研修実施計画についてお答えいたします。職員研修実施計画につきましては、地方公務員法第39条に基づき毎年４月に策定をしております。当該研修計画に基づき、市町村研修センターにおける職員個人の研修や、職場内研修等を実施し、職員の能力や資質の向上に努めているところでございます。次に定員管理計画策定に関連した行政診断についてお答えいたします。現在のところ、行政診断を実施する考えはございません。職員数が120名程度の小規模である利点を生かし、まずは各課長がしっかりと課の業務を把握した上で、中長期的なビジョンを提示し、必要な人員等を検証していくことが重要であると考えております。しかしながら、今後定数条例上の職員定数138名、それ自体を見直す必要が出てきた際には、行政診断等も含

めた検討が必要になってくるものと考えております。

次に大枠２の職員の規律と指導についてお答えいたします。御質問の中にもありますように、組織における規律は重要であると考えております。これまでも定期的に服務規律の徹底や綱紀の保持に関する文章等を発出し、職員の資質向上を図ってまいりました。昨年１月の職員の不祥事が起きた翌月には、外部講師を招き公務員倫理研修を実施いたしました。また年末には村長講話を実施し、職員への規律指導を徹底してまいりました。今後につきましても、このような指導教育を地道に繰り返し行うことが大切であると考えております。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　それでは再質問させていただきます。

まず上から順序よく。教育環境の充実に取り組んでいくということでありまして、この役場跡地をある程度教育委員会では予想しているということですね、それはいいとして。現在、小学校６年間は水泳授業は行っていますが、中学校３年間は、授業がないわけですね、実施してないわけですか。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　お答えいたします。

中城中学校におきましては、水泳の授業は行っておりません。以上です。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　それで、中城中学校から高校に進学していきますね。高校では水泳授業はありますが、その中でこの３年間ブランクがありますね。ほかの学校から高校に入学した生徒との中で、中城中学校出身の子供たちが肩身の狭い思いをしていないか、技術的にもいろいろ、３年間のブランクというのは私は大きいと思うんですよ。その辺は、皆さん方調査したことはありますか。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　お答えいたします。

その件に関しましては、調査したことはございません。以上です。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　それでは、プールがないから授業はできないと、水泳授業は諦めているのか。例えば県総合運動公園にはプールがありますよね。そこら辺を使っての水泳授業は、考えたことはないですか。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　お答えいたします。

実は、文部科学省から告示されている学習指導要領には、水泳の指導については適切な水泳の場所の確保が困難な場合には、これを扱わなくてもよいという表現がございます。体育の授業としては、水泳だけではなく器械運動や球技運動、または体づくりやその他の陸上競技運動とかもございまして、トータル的なバランスで運動能力を高めていくということが、学習指導要領にも載っております。水泳に関しますと、確かに技術としての泳力の弱さが出てくるかもしれませんが、学校におきましてもこういった方法をとるかどうかを、また確認しながら検討していければと思っております。以上です。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　ひとつそういうことも考えて知恵を出して、子供たちが肩身の狭い思いをしないように、ひとつ考えていただきたい。これについては以上です。

それと２番目、少人数学級の成果について、今県平均以上だということで、いい結果が出たとは思いますが、独自の、去年のこの標準学力調査は委託料を組まれて委託していますよね。標準学力調査、これから見てどうですか、去年

とことしは。もう年度末でもあるし、もう実施は終わったと思うんですけれども、それはどうなっていますか。どの程度の向上が見られるかですね。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　お答えいたします。

標準学力検査におきましては、毎年４月の実施でございます。ですから今年度の４月の時期では、まだ少人数の効果があらわれていないでしょうけれども、次回、４月の結果で出てくるといいなとは思いますが、ただ学力だけではなくて、先ほど申しましたように心の成長面とかも期待しているところでございます。以上です。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　学力の向上が見られたということで、皆さん方答弁していますよね。どの程度の向上をしたか、学力について。それをデータ化してやっていただきたい。教育長もデータを大事にするほうで、この前も学力の経済学ですか、この本は何度も読み返していますけれども、職員もデータ化して、どういう結果が出たかは、結果を出していただきたい。

それでは次に子供の虐待について、相談件数は年々ふえているということで、確かに５年のを見ますとふえていますよ。どのように端緒を得ているんですか、例えば隣近所から通報があったりとか何とか。

○議長　新垣博正　福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　お答えいたします。

平成30年度の21件につきましては、家族、親族が３件、学校、小中高から５件、保育所から１件、保健師、健康保険課の母子保健担当の保健師から６件、児童相談所からの３件、他市町村からが２件、その他１件となっております。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　学校現場からは、そういうのはないんですか。

○議長　新垣博正　福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　お答えいたします。

先ほど報告しましたが、学校から５件の報告がございます。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　学校現場から５件、福祉課に連絡があるということで、この内容は、どういう虐待の内容ですか。そして学校ではその子供たちに対してどのような対応をやっているかですね。そしてその後の追跡調査はやっていますか。これは福祉課長もそうですけれど、教育委員会も報告は受けて、その後の対応、そしてこれがどうなっているか、直っているのか、本土で、沖縄も関係しましたけれども、子供からＳＯＳが出ても対応しなかったことで、尊い命が失われた。人の命、子供の命をどう守るかですね。報告を受けてその後の対応をどうしているかです。そして今後の防止策をちゃんと立てているのか。その後の追跡調査はしているのかどうか。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１６時００分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１６時００分）

○議長　新垣博正　再開します。

福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　お答えいたします。

学校からの相談、通報内容としましては、児童が遅刻し登校したが、その際、顔等に腫れががあり、叩かれたという報告が中学校からで、児童の両手の爪にけががあって、自分でと言っているが、実際はどうなのかわからない、児童の衛生状態が気になり、保護者と連絡をとりたいなどの相談がありまして、学校との情報連携をしながら、健康保険課や役場で持っている情報も含めて、情報収集をした上で本人及び家族と面談して状況確認等しております。学校の対応につきましては、学校のほうから説明させて

いただきます。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　お答えいたします。

今、福祉課が学校のほうから件数５件とありましたけれども、それには相談も含まれております。実際、教育委員会として虐待として確認して、警察や児童シェルター、そして児童相談所とも確認している件が２件ございます。これに関しましては、保護者の立場や子供の立場等もございまして、ここで詳細を話すことはできないんですけれども、対応としましては確実に学校と教育委員会、福祉課と児童相談所と警察と、同時に連絡をしております。それは片方からの通報だと誤解が生じたり時間にずれが出てきますので、当事者が学校のほうから教育委員会に、学校のほうから福祉課に、学校から警察に、学校から児童相談所にというふうにして、確実に大もとの話題がつながっていくように連携をとっております。その後の報告に関しましても、お互いにケース会議等行ったりしながら、確認をしております。以上です。

防止策に関しましては、昨日比嘉麻乃議員にもお答えしましたように、教育相談のアンケート等を年３回確実に行っております。それ以外でも、保護者の面談や電話等の相談窓口を心理士や相談員を配置しておりますので、そこでの相談としても承っております。加えまして、虐待だけではなくて、生徒指導に関するいじめや、また問題行動等に関しましても、生徒指導担当の連絡協議会や校長、教頭会との連絡も踏まえまして、不登校対策のリーフレット等も作成しており、学校への周知も行っております。以上です。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　ちなみにアンケート調査は、年間何回ぐらい、３回ですか。それと３回というのは、余りにも少な過ぎるんじゃないかと思うんですよね。ある本土の学校では、毎週アンケート調査をしていると。こういう虐待については、早期発見が私は大事だと思うんですよね。早期発見して、それに早期に対応して、解決していくか。そして今、あなたが言われたように、報告しているだけじゃなくて、そこで合同の会議を開いて、対応してこれをどう解決していくか、何か合同会議というのは、毎月か、それともどの程度の頻度で開かれているのか。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　お答えいたします。

きのうの比嘉麻乃議員の質問にもお答えしましたが、最低年３回行うことにしておりまして、中学校におきましては毎月実施しております。また教育委員会からの指導のもと、毎回ではないにしても、教育相談の回数をふやしながら、アンケートを常々実施するようにしております。週に１回というような御指摘は、今のところ実施しておりませんが、学校には養護教諭、担任等もおりまして、常日ごろから子供の顔の様子や、体育時の着替えている服装の乱れや、身体的なあざとかも確認しながら、確実に連携をとって防止に努めております。

ケース会議におきましては、一人一人のケースに応じて、担任、校長、教頭、または養護教諭、学年主任等、その児童によってケース会議の人数が変わってきます。学校内で行われる場合には、生徒指導担当や教育相談担当も含まれております。これがもう少し大きな家庭のものであったり、民生委員とかの協力も必要になりますと、要保護児童対策地域協議会といいまして、福祉課のほうで主体となったケース会議等がございます。以上です。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　ひとつね、しっかりその件については取り組んでいただきたいと。

それでは４番目の広域都市計画区域の変更ですが、村長も何遍も述べていますけれども、村長、中城村の一番いいところは何を感じていますか。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

たくさんあります。たくさんありますからね、時間ください。この場で冗談は言いませんけれども、本当に中城村は緑もそうですし、よく議会でもお話をしますけれども、ポテンシャルが非常に高い、いろんな意味合いで。地理的なアドバンテージ、生活圏という考え方のいいところもあれば、景観的な部分、歴史、そして人々の心の優しさも含めて、いろんなよさは数限りないほどあると思っております。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　私も一番大事なのは、緑があるということが一番大事だと思うんですよね。宜野湾市や隣接の市町村を見ると、余り緑が、中城村に比べれば少ないんじゃないかと。それと生活環境ですか、これも非常にいいと思いますよ。ただただ南上原があのような都市区画整理事業で発展と言っていいのかどうかわかりませんけれども、私としては発展についてはいろんな考えがあると思うんですよね。建物がたくさん建てば発展したと言っていいのかどうか。私は、本当に心豊かな地域ができればいいなと思っていますし、この都市計画にいく場合の土地利用の見直しをしっかりやってもらいたい。それと議会と村民との協議も十分やってほしいと思うんですよ。今までの皆さん方の行政手法を見ると、もう決まってから議会に持ってくると。そして我々は追認機関ではありませんので、しっかりとして、事前から相談、協議をして、お互いにむらづくりを、我々も中城村をよくしようと一生懸命頑張っているわけですからね、どうぞ我々の意見も聞いて、それがまちづくりに役立つように活用していただきたいと、ひとつその辺を十分に考えてください。それと北中城村と一緒にということですけれども、北中城村とはしっかり話し合いをして、覚書とか文書でもって何か交わしていますか。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

覚書とか文書は交わしていませんし、また交わす必要はないと思っています。お互いの意思が大事でございまして、信頼関係が大事でございます。これは何かを約束して一緒にやるということではなくて、お互いこういうことをしたいという意思が確認できていますので。回数の問題ではないんですけれども、これはずっと以前から新垣村長とはもう月に最低でも三、四回、多いときには七、八回お会いする機会がありますので、そういうときにこの話はよく出ましたし、今回だけの話をしますと、私が施政方針で今回やりましたけれども、北中城村も同じように、これもお互いで打ち合わせをして文言調整もして、そして北中城村と中城村は一心同体だということをしっかり示すことが今後につながるだろうという、お互いの考え方でやったものでございます。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　単なる立ち話じゃなくて、こういうのは約束したからにはしっかりとしたある程度は文章も交わしてですね、ある程度お互い協議をする、委員会も設けて、これを実施して移行してもらいたい。そのときに言えることは、やはり何といっても地権者や何とかと村長言っていますけれども、実際本当に地権者と、あるいは住民と、議会と十分協議して、本当に納得のいくようなものをつくり上げてほしい。我々議員も、皆さん方に対する提言とかやる権限もあるし、もしこれが、議会の皆さん方が納得、理解できなければ、それは否決する場合もありますからね。十分その辺は協議していただきたい。そのことを強く指摘しておき

ます。

それと５番目の観光協会の設立に向けてでありますが、十分村長は協議したということでありますが、私はそれは逆だと思っています。と言うのは、去年の３月のちょうど１年前かな、否決しましたよね。その後、議会とたった１回の協議ですよ、村長。先月全員協議会でやった。そして、もうはっきり言って与党の議員からいろいろ注文が出てきたんでしょう、要望事項があったと思いますよ。それが全部クリアされているかどうか。私は、もうちょっと、十分に議論してほしいなと思います。観光については、これまで観光振興推進協議会というのがありますよね、どのようなことをしてきたかですね、推進協議会で。果たして中城村の観光が毎年同じことを繰り返して、毎年同じことで、観光が変わっていないと私は実感しているんですよ。今回、この観光協会をつくるに当たっては、一番の課題は何ですか。

○議長　新垣博正　企業立地・観光推進課長比嘉　保。

休憩します。

休　憩（１６時１３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１６時１４分）

○議長　新垣博正　再開します。

訂正します。村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

議員がおっしゃる課題ということに当たるかどうかわかりませんが、今議員がいみじくもおっしゃった、何も変わってこない、変わらないから変えたいんです。ですから我々公がやるべきもの、公の限界と言ったら公務員、私たち職員の能力云々の話ではないんですけれども、やはり多岐にわたってのアイデアがあったほうがいい。これは、私は基本的には民間力を信じていますので、商工会中心となって理事が観光協会に入っていただいて、そしてここの議会でもお話はしましたけれども、観光協会自体の、商工会を中心とした観光協会自体の利益を生むような努力が、中城村のまた利益にもつながっていきますので、それはアイデアを大きく門戸を広げて吸収したいという意味で、今回の観光協会の設立も、前年からそうですけれども、皆さんに理解を得ようと頑張ってまいりました。そして議員は、協議はまだまだだとおっしゃいますけれども、我々ができる限りの情報と、それと意欲と、我々今の気持ちも含めてですね、全部さらけ出してお話ししているつもりでございます。逆に我々、議員がおっしゃる、なぜ反対なのかのほうが、私にとってはどうしてなのかなという気持ちが、実際の本音でございます。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　観光協会の設立については反対ではないですよ。ただ今の体制でね、はっきり言って人材ですよ。これまでずっと観光協会、観光関係に携わった人をそのまま天下り的に持ってくると。その前にね、やはりその人たちがどのようなプロデュース、あるいは企画立案をできる能力があるかですよ。私は、非常に人材を疑う。よく皆さん方は、人材育成と言いながら、言葉だけですよ。そうであれば、そこに観光のプロフェッショナルを連れてきて、そこで指導する方法もあると思いますよ。果たして、この2,000万円近くの予算をかけてね、大金をかけて、これは私はどうかなと思いますよ。もうちょっとしっかり、行政が一歩リードをして、そこで一つのものをつくり上げてから民間に引き渡すという方法をしないと、今の中城村の人材では、私は無理だと思っています。シルバー人材センターについてもしかりですよ。ただつくればいというものじゃないですよね。やはり最初が肝心だと思うんですよ。しっかりした土台を築いて、今の事務局長を連れてきてもいいですよ。しかしそこには、中城村の魅力あるのは何なのか。よく村長は、その人は中城

村をよく知っている、我々もよく知っていますよ。でも中城村のよさは気づいてないんですよねみんな、村民は、中城村のよさは。地元に住んでいる人は地元のことはあんまりわかっているようでわかっていないんですよね、そのよさは。でも村外から来た人は、中城村はすばらしいと、いろいろ。その意味でも外部から持ってくる、そこで一つのものを３年でもいいですよ、つくり上げてそれを引き渡して継承していくという方法が、私はいいんではないかと思って、今皆さん方のやり方に対して疑問を感じているわけですね。だからそういう意味でも、いい人材を求めているんですよ。中城村は人材を求めているんですよ今。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

今の議論からしますと議員、これは人材がいい悪いというのは、その好き嫌いにもつながるようなことに捉われる可能性があります。中城村に人材がいないんじゃないんですよ。これは私が、人事権のある私が、この人だったら私の意向も、そして観光協会、私が責任持たないといけないわけですから、私自身が、観光協会も含めてですよ、いろんなことで。特に今回は新しく立ち上げる観光協会にとって、私が責任をしっかり持たないといけないということになったときに、この人材はだめだよとは、これは議論にならないような気がします、議員。やはりそうじゃなくて、観光協会自体がこういうことでちょっと私は不安だとかというのであれば、私も一生懸命この不安を解消するために、こういうことをやろうと思っていますけれども、どうですかという話ができますけれども、人がこの人だったらだめだから私はこの議案には反対ということになると、これはもう議論にはならないと思うんですよ。私自身が、人材はしっかり、人事は私自身が責任を持ってやりますので、どうか認めてくださいとしか私は言えないということになりますので、そこら辺は御理解をいただきたいと思います。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　村長、私は好き嫌いで言っているわけじゃないですよ。これまでの彼の実績を見て、10年ぐらいですか見て、どういう実績があるんですか。中城公園だけが観光と、皆さん方は今まで思っているかもしれないですよ。中城村にはいろんな埋もれた観光資源があるはずですよ。イベントを打つだけが観光としか我々には見えないんですよ。もっといろんなものがあると思う。中城村の観光と言えば、もう中城城跡しか頭に浮かばないというようなことでは、それではいかんと思うんですよ。そういう意味で、過去の実績を見れば人を評価できるんですよ。私は嫌いとか好きで、見ないですよ人は。この過去の実績を見て物は言わないと。それが人の評価だと思うんですよ。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

まさにそのとおりなんです。考え方は議員と全く同じなんです。議員は、彼の実績は評価しない、私は評価するだけの話なんですよ。やってきたことを、私は目の前で見ていますから。例えばサッカーキャンプの件、世界遺産劇場の件、プロジェクションマッピングの件、いろいろ私が村長選挙で公約に挙げた、世界遺産を使っての15万人を目指すということに向けての努力を見ているから、私は人材として評価しているんです。私も好き嫌いじゃないですよ。彼が適任だと思うから、この人事をやりたいと言っているわけで。そして、前に大城議員の質問にも答えたと思うんですけれども、中城村の入り口は、観光協会の入り口は、ほかの市町村の入り口と全然違うんです。継続から始まっていく。最初から立ち上げるのであれば、それは外部からの招聘も、これは必要かもしれない。しかし我々は継続から始まって、そこに色づけ、

肉づけをしていく。ですから、前からお話をしていますけれども、最初の一、二年を苦労するから、苦労をわかる人にやってもらって、礎を築いてもらって、そこからはもう観光協会が選択することですよ、外部からの事務局を入れるだとか云々というのは。そこまでは私もタッチするつもりはありませんし、口は出すかもしれませんけれども、しかし基本的には観光協会は一つの団体として尊重もして、我々は助けていく、見守っていくという立場に持って行きたいと思っています。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　私は、その方の評価は村長とは全く違いますのでね。ただ嫌いとか好きじゃなくて、ただ言えることは、この中城村の観光をこれから発展、振興していくためには、やはり観光のプロが来て、中城村のよさはどこにあるのか、何を活用していくか、その能力があるかどうかなんですよ。やっていることは同じことをやっているんですよ。その意味でも、今だからこそ変えてみたいなと。継続して、それをどう変えていくか。人材、人を代えることによって、物事も変わっていくと思いますよ。そういう意味で一つ、状況を見て頑張ってもらえばいいですよね。そういうことで、これについては長々と議論する必要はないと思いますので。

次に、改正水道法についても、課長は民営化は考えていないと、時期尚早だとは思いますが、その中で、今第７次整備計画を実施していますね。これがどの程度進行しているのか。水道事業については健全な運営がなされているということでありますので、その整備計画の状況を説明してください。

○議長　新垣博正　上下水道課長　仲村武宏。

○上下水道課長　仲村武宏　それではお答えします。

現在、厚生労働省の沖縄簡易水道等施設整備費の補助金を今もらっています。この２年間、予算要求より減額査定になっています。事業の執行計画より、今平成38年度まで計画してはいるんですけれども、5.76％のおくれが今生じています。今後は、予算要求で県とまた調整しながら、全額獲得に向けて努めていきたいと考えています。以上です。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　ひとつ仲村課長、しっかり頑張ってください。水道事業は人間の命にかかわる問題ですから、ひとつよろしくお願いします。次に、７番目に移りましょうね。

先ほど金城　章議員にも答弁ありまして、その中で国道329号については３ルート案ね。これは宜野湾はどこで結ぶんですか。国道330号と結ぶと思うんだけれども、どことどこを結ぶか。それをちょっと。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　将来的には国道58号、宜野湾バイパスの整備であります。今回の東側ルートは、高速道路までの接続となっております。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　じゃあこれは、国道330号までは行かないということですよね、わかりました。一つのそのルートの図面がありましたら提供できますか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　縮小版の図面でありまして、ルートも太い黒い破線で案が示されております。また県から図面は慎重に取り扱うように指示されています。早ければ平成31年度中に概略設計に入りルートを決定したいと県は説明していますので、ルートが決定しましたら、皆さんにも情報提供できると思います。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　当然県道ですよね。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　県道でありまして、県のほうが整備をします。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　県道であるからよかったですね。村道では当然できないし、やはり県道で、県につくってもらうことが一番大切だと思います。

それでは次に８番目、自主防災組織の設立は平成32年度まで５件というのは少なくないですか。副村長が総務課長時分からですよね、一向に進まない。進まない原因は何なの。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

自主防災組織の重要性というのは、村としても十分認識をしているところでございます。そのため、各字の自治会長あるいは各種団体等にも説明を行ってきております。大切である組織であるために、当然５自治会とは言わずもっとふえてほしいなということは考えてはおりますが、地域におきましては、この自主防災組織の活動に対する認識不足であったり、あるいは地域においての役員の不足であったり、そういうふうなことがあるのかなということで考えています。さらには、その災害というのがもう少し重要に認識していただければということでも考えています。それはテレビ等で見る災害の光景がありますが、これをやはり自分事じゃなくて他人事だというふうな考え方も場合によってはあるかもしれません。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　皆さん方は、これは自治会長頼りにしてないかどうかね。自治会長に頼りすぎているんじゃないかと。本当に組織する気があるんだったら、各自治会、年間１回の総会があるでしょう。そこに出向いて説明すべきじゃないの。どうですか、これはできますか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

御指摘のとおり、我々が自治会に頼りすぎているというふうなことも、場合によってはあるかもしれません。しかしこれは各地域において、自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るという、そういう認識を持っていただかないと困る事柄であると考えております。ですから我々としても説明を尽くしますけれども、さらに理解していただけるように、さらに強力に進めていければなということで考えています。議員の方々にもぜひ地域においても自主防災組織の重要性を訴えていただいて、一緒になってそういう立ち上げができないかなというふうなことで考えております。現在21自治会がございます。総会の時期がおおむね５月から７月にかけて開かれるものだというふうに考えております。これを21の自治会を１年のうちに全て回るというのは現実的ではないのかなということで考えています。必要性については、十分感じております。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　これはね、１年に１回、各自治会でやるということで、不可能という感じを受けますけれどもね。知恵を出せばできるんですよ、１人ずつ派遣すればいいんだよ、自治会に、職員を。そして今職員の中に防災士の資格を取得しているのは何名いますか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

２人でございます。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　この２人の方も頑張ってもらって、やればいいんじゃないですか。ただ取得するだけじゃなくて、取得したものをどう村民に、これを伝えていくか、教えていくかが重要だと思いますよ。個人だけの、自分だけの知識じゃなく、これをどう村民に広めていくかが大事だと思います。一つその辺、検討し

てくださいね。

それと定員は今、条例上は138名ですよね。現在121名、非正規が160名、プラス60名は、これはフルタイムじゃないということですよね。こんな状況なのに、なぜ定員条例の改正は考えないんですか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

正職員が平成31年４月には124名になる予定でございます。現在は121名でございます。もちろん職員が121名でできないところを臨時職員、あるいは嘱託職員等にその業務を補ってもらっているところではございますが、この全てを、非常勤の全てを正職員化にするというのは、財政的にも非常に厳しいことでございますので、全て正規に切りかえるというふうなことはできないものと考えております。先ほども答弁少ししましたけれども、定数条例138人のそれを改正する場合には、行政診断等も入れて、適正な職員数というのを把握した上で条例改正をしたいというふうに考えております。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　これは村長にお聞きしますけれども、17名不足していますよね。138名のうち、今121名ですよね。そうしたら17名、どうしてここが欠になっているんですか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

御指摘のとおり、定数条例よりも大分少ない現在の職員数になっております。これはたしか平成17年に…。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１６時３６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１６時３６分）

○議長　新垣博正　再開します。

総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　平成17年当時に集中改革プランを策定する時点で、非常に全国的に財政状況の厳しい時期がありまして、集中改革プランによって職員数を削減しております。そのときの目標数が示されておりましたけれども、本村におきましては、実はこの平成17年の集中改革プランをする以前、直前の１年前だったと思いますが、相当数職員を削減しました。その少なくなった状況から、さらに職員を少なくしたために、一番少ない時期で102名のときがございました。現在は121名でございます。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　正規の職員よりは、臨時か非正規の方が多いですよね。そういう異常な事態でいいんですか。そうであれば、これは行政診断を入れて、本当に定員は幾らで、何名でないといかんというのは出すべきじゃないの。前も行政診断を入れるように提言はしましたけれども、これじゃあブラック企業ですよ。17名も不足している。条例にはちゃんと138名でしなさいとなっているでしょう。平成17年と今とは全然違うんでしょう。なぜその時代の流れに沿った定員管理をしないかですね。どうですか村長、これ採用してやるべきじゃないですか。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１６時３８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１６時３８分）

○議長　新垣博正　再開します。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

私の感覚では上限が138名で、今現在121名ということですので。私が村長就任してからでも、これはちょっとおかしいんじゃないのかということで、少しずつではありますけれども、職員はふえてきております。やはり職員の負担を減らすということが一番でございますし、また議員がおっしゃるように非正規が多いというのも、

これも認識しております。ただこれを一挙に変えるということになると、もう中城村は一挙にもう大変な団体に陥るのは目に見えていますから。だから徐々に徐々にでしかもう改善はできないというのは、これはもう答えが出てしまっているんです。理想は、何度も言いますけれども、これは先ほどの答弁にもありました、保育士も全員が正職員のほうがいいのは、これは誰が考えてもそのほうがいいんですけれども。しかし財政的な部分で考えますと、特に今回の議員の御質問の職員については、もう徐々に徐々にふやしていくしかないと思っております。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　これももう平行線ですので、これで終わります。

最後に２番ですね、職員の規律について伺います。これ服務規程はありますけれども、規律について内部で、例えばですね、道徳とか、例えば出勤時間をちゃんと守っているのか。あるいは職場内での服装、態度、もろもろなことが考えられますけれども、そういうのはどのように指導しているんですか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

職員の服務規律につきましては、文書等を発出しまして、職員を指導しているところでございます。本村における規定というふうなことではなくて、これは地方公務員法にうたわれていることですので、その地方公務員法に沿った、そういう行動を行うということが重要であるというふうに考えております。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　地方公務員法にうたわれているのは大まかなことだと思いますよ。細かく、例えば出勤時間をちゃんと守っているのかどうか調査しながら、指導をしていかないといかんじゃないですか。服装、庁舎内をスリッパで歩いている職員もいますよね。皆さん方、公衆接遇というのわかりますでしょう。よく村長は、行政はサービス業だと言っていますよ。服装、態度、言葉遣い、そういう教育はどのようにしていますか、指導は。それと文書だけ出せばいいじゃなくて、ただ文書だけ配れば、それで指導したと言えるかどうかですよ。しっかりその辺は教えないと。大体職員になってじきは、みんな一生懸命ですから真面目にやりますよ。だんだん惰性が出てくるんですよね、これは私だってそういうのありましたよ。それを定期的にそういう指導をすれば、また初心に戻るということですよね。そういうことをどのように指導していくかですね。村長も年１、２回の村長講話だけじゃなくて、定期的にそういう計画書をつくって、やれるかどうか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

接遇関係につきまして、特別役場内における研修で、その内容を行っているというふうなことはございません。しかし服装であったり、あるいは庁舎内の移動の手法であったり、余りにも当然と言えば当然のことでございますので、我々としてもそれは守られているもの、そういうふうにすべきものということは、特別何かを設けなくてもわかっているものと認識をしております。ただしかし、職員には市町村職員研修センターにおける研修を受講させております。そういう中では、公務員の倫理研修というのもございますので、そういうところを通じて職員は初心を忘れず業務を遂行しているものだと考えております。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　村長、課長は認識していると言うんだけれども、皆さん方実際に見て注意している？　職員がそういうスリッパとか、あるいは服装がもうおかしいときには、問題があるときには注意しているかということです。私、やっていないと思うよ。課長の皆さん

方も管理者ですから、自分の部下、課の職員については、しっかりと物をちゃんと言いなさいよ、物を。注意しなさいよ。注意できる課長が何名いるの、職員に対して。何もいじめじゃなくて、言うべきことはちゃんと言う、そういう指導をしないと。課長は、自分の課の職員を指導する責任があるはずですよ。その辺、ひとつ総務課長、職員だけの教育じゃなくて、課長の皆さん方も、中間管理の皆さん方も教育しないといかないですよ。その点、一つしっかりと把握してやってください。そして、これは石原議員に言っていましたけれども、アルコールのチェック実施は今後やるのかどうか。今後やっていきたいと思いますということで答弁されているけれども、本当にチェックしていくのかどうか。それだけでいい、できるかできないか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

服装等、そういうことにつきましては、今後そういう指摘が起こらないように指導を徹底してまいりたいというふうに考えております。それからアルコールチェックにつきましてですけれども、答弁したとおり今後実施していきたいというふうに考えております。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　副村長、ひとつ総務課長もそう言っていますから、しっかりあなたが先頭に立って、職員のアルコールチェックをするように強く望みます。二日酔いは多いんじゃないかと思うんですね。二日酔いも結局は酒気帯び運転ですよね。中にはすれ違った場合に酒の臭いがする職員もいますから、その辺十分気を引き締めて指導してください。

最後に、各課のことしの目標を定めて仕事に励んでもらいたい。そしてまた言ったことはちゃんとやってほしい。できないことは、はっきりできないということを指摘して、皆さん方の健闘を祈っております。以上です。

○議長　新垣博正　以上で、新垣善功議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散　会（１６時４６分）

平成31年第２回中城村議会定例会（第24日目）

招集年月日	平成31年３月５日（火）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成31年３月28日　（午前10時00分）		
	閉会	平成31年３月28日　（午後０時02分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	安里清市	９番	比嘉麻乃
	２番	新垣修	10番	安里ヨシ子
	３番	渡嘉敷眞整	11番	仲松正敏
	４番	屋良照枝	12番	金城章
	５番	桃原清	13番	外間博則
	６番	石原昌雄	14番	伊佐則勝
	７番	新垣貞則	15番	新垣善功
	８番	大城常良	16番	新垣博正
欠席議員				
会議録署名議員	９番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	比嘉保
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	仲松範三
	総務課長	與儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	荷川取次枝	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長兼住民税係長	知名勉	生涯学習課長	稲嶺盛昌
	福祉課長	金城勉	教育総務課主幹	稲嶺盛久
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 9 号

日　程	件　名
第　1	議案第２号　中城村防災拠点及び地域交流施設の設置及び管理に関する条例
第　2	議案第３号　中城村公共駐車場の設置及び管理に関する条例
第　3	議案第７号　中城村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例
第　4	議案第８号　中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
第　5	議案第19号　平成31年度中城村一般会計予算
第　6	議案第20号　平成31年度中城村国民健康保険特別会計予算
第　7	議案第21号　平成31年度中城村後期高齢者医療特別会計予算
第　8	議案第22号　平成31年度中城村公共下水道事業特別会計予算
第　9	議案第23号　平成31年度中城村土地区画整理事業特別会計予算
第　10	議案第24号　平成31年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算
第　11	議案第25号　平成31年度中城村水道事業会計予算
第　12	議案第27号　中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第　13	陳情第２号　消費税率10％への引き上げ中止を求める陳情
第　14	意見書第１号　消費税率10％への引き上げ中止を求める意見書
第　15	陳情第３号　全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める
第　16	意見書第２号　全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書
第　17	陳情第４号　安全・安心の医療・介護の実現と夜間交代制労働の改善を求める陳情
第　18	意見書第３号　安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書
第　19	陳情第５号　介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情

日　　程	件　　名
第　20	意見書第４号　介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書
第　21	陳情第６号　看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情
第　22	意見書第５号　看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書
第　23	発議第１号　閉会中の所管事務調査について
第　24	発議第２号　閉会中の議員派遣について

○議長　新垣博正　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　議案第２号　中城村防災拠点及び地域交流施設の設置及び管理に関する条例を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

総務常任委員長　石原昌雄。

○総務常任委員長　石原昌雄　おはようございます。総務常任委員会から委員会審査の状況を報告いたします。

平成31年３月28日

中城村議会議長　新垣　博正　殿

総務常任委員会
委員長　石　原　昌　雄

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第２号	中城村防災拠点及び地域交流施設の設置及び管理に関する条例	原案可決

○議長　新垣博正　これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第２号　中城村防災拠点及び地域交流施設の設置及び管理に関する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第２号　中城村防災拠点及び地域交流施設の設置及び管理に関する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第２　議案第３号　中城村公共駐車場の設置及び管理に関する条例を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

総務常任委員長　石原昌雄。

○総務常任委員長　石原昌雄

平成31年３月28日

中城村議会議長　新垣　博正　殿

総務常任委員会
委員長　石　原　昌　雄

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第３号	中城村公共駐車場の設置及び管理に関する条例	原案可決

○議長　新垣博正　これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第３号　中城村公共駐車場の設置及び管理に関する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第３号　中城村公共駐車場の設置及び管理に関する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第３　議案第７号　中城村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

総務常任委員長　石原昌雄。

○総務常任委員長　石原昌雄

平成31年３月28日

中城村議会議長　新垣　博正　殿

総務常任委員会
委員長　石　原　昌　雄

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第７号	中城村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例	原案可決

○議長　新垣博正　これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第７号　中城村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第７号　中城村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第４　議案第８号　中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

総務常任委員長　石原昌雄。

○総務常任委員長　石原昌雄

平成31年３月28日

中城村議会議長　新垣　博正　殿

総務常任委員会
委員長　石　原　昌　雄

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第８号	中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

○議長　新垣博正　これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第８号　中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第８号　中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第５　議案第19号　平成31年度中城村一般会計予算を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

総務常任委員長　石原昌雄。

○総務常任委員長　石原昌雄

平成31年３月28日

中城村議会議長　新垣　博正　殿

総務常任委員会
委員長　石　原　昌　雄

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第19号	平成31年度中城村一般会計予算	原案可決

なお、その委員会審査経過の中で、割り当てした建設常任委員会、文教社会常任委員会の委員より意見がありましたので報告します。

１．中城村観光協会設立には反対ではないが、予算案計上（協会設立）の議会基本条例第７条の重要議案（政策）の説明責任についての問題提起があったとの意見がありました。

２．石油貯蔵施設立地対策等交付金を利用した緊急災害避難用マイクロバスの購入により、運用計画を定めるよう意見がありました。

３．児童生徒の増により食数も2,000食を超える現状であり、次年度から所長を配置することについては高く評価するが、食数増に伴う調理員の増員を求める意見がありました。

４．社会教育の重要性を認識し、義務である社会教育主事の配置を計画的に進めることを求める意見がありました。

以上です。

○議長　新垣博正　次に、本案に対しては、大城常良議員ほか１人からお手元にお配りしましたとおり修正の動議が提出されています。

したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは読み上げて修正動議を提出いたします。

平成31年３月28日

中城村議会
　議長　新垣　博正　殿

発議者
　中城村議会議員　大城　常良
賛成者
　中城村議会議員　外間　博則

議案第19号　平成31年度中城村一般会計予算に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の３及び中城村議会会議規則第17条第２項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

議案第19号　平成31年度中城村一般会計予算に対する修正案

議案第19号　平成31年度中城村一般会計予算の一部を次のように修正する。

第１表　歳入歳出予算の一部を次のように改める。

（歳　出）

款	項	金　　額
７．商　工　費		130,387　千円 ~~149,988~~
	１．商　工　費	130,387 ~~149,988~~
14．予　備　費		39,601 ~~20,000~~
	１．予　備　費	39,601 ~~20,000~~

提案理由といたしましては、中城村観光協会補助金1,960万1,000円が計上されていますが、本案は、平成30年３月定例会でも提案されましたが、役員体制や議会との協議も設定されず、さらに年間活動計画も示されていない等の理由で否決された経緯があります。

今回新たに提案された内容についても、平成30年10月１日に制定された議会基本条例第７条

にある、村長等は提案する重要及び新規の政策、施策、計画、事業等については、あらかじめ議会又は議員の意見を聞くよう努めなければならないという条文と整合性が図られず、１回だけの説明会で協議が終了したことに対し、強い懸念を抱かざるを得ない。

また組織及び具体的な年間実施計画も公表されていない状況にあります。

以上のことから、中城村観光協会補助金は一旦凍結して、予備費として手続を踏んで、後ほど補正予算として計上すべきと認識し、修正動議として提案いたします。

議員各位の御理解よろしくお願いいたします。以上です。

○議長　新垣博正　これで大城常良議員の説明を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時１６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時１６分）

○議長　新垣博正　再開します。

これから委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。

初めに、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

次に、大城常良議員から提出されました修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対の発言を許します。討論ありませんか。

休憩します。

休　憩（１０時１８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時１８分）

○議長　新垣博正　再開します。

再度申し上げます。

まず、委員長報告に反対の発言を許します。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、討論を終わります。

続いて、大城常良議員からの修正案に反対の発言を許します。討論ありませんか。

比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　それでは、議案第19号平成31年度中城村一般会計予算に対する修正案に反対し、原案賛成の立場で討論いたします。

昨年、平成30年度は観光協会事業計画が不十分であることを理由に、私自身一般会計予算に対する修正案に賛成し、結果、観光協会設立には至りませんでした。事務局長の選任につきましては、これまで本村における観光振興へ携わり周知度の高いものを充てるほか、観光振興計画の中にはゴールデンウイーク事業やアクションプランの事業展開として、グスク版マチマーイや護佐丸印の商品開発、中城村の食と文化で魅了するプランなど、昨年に比べ、新たな事業計画がありました。こうでは思い浮かばないビジネスアイデアを豊富に持っているであろう民の力をおかりして、行政主導ではなく自主性を発揮する民間の力を生かし、本村を発信してもらえることが期待できます。民間の反映がひいては本村の活性化と税収につながるものだと考えられます。

当局からのこれまでの説明は、現段階の事業計画を包み隠さず公表しているものだと受けとめております。議員諸氏におかれましても観光協会は必要だという思いは同じだと思います。それならやる気のある企業を応援、育成し、見守っていくのも私たち議会のあるべき姿ではな

いでしょうか。議員諸氏の御賛同をよろしくお願いいたします。

沖縄県におかれましては、平成30年度１月から12月までの観光客は984万人となり、６年連続で過去最高を更新し、2021年度の目標を1,000万人から1,200万人に上方修正するなど、今後はさらに増加が見込まれます。ことしのゴールデンウイークは10連休で人気の渡航先に沖縄県が１位となっております。また、2019年に中城湾港にクルーズ船が43回寄港する予定があります。本議案の事業計画にゴールデンウイーク事業費の予算が組み込まれているところから、一日も早く観光協会を設立させ、まずはゴールデンウイークに向け世界遺産である中城城跡への集客に努めていただきたいと思います。

よって、本議案第19号の修正案に反対します。以上です。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時２２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２２分）

○議長　新垣博正　再開します。

続いて、大城常良議員からの修正案に賛成の発言を許します。討論ありませんか。

新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　議案第19号　平成31年度中城村一般会計予算の歳出７款商工費、１項２目観光費、19節の中城村観光協会補助金1,960万1,000円について、修正動議が提出されていることについて、賛成の立場から討論します。

本件については、平成30年度の当初予算にも計上されましたが、修正動議により賛成多数で否決されましたが、その後、議会との協議も一度もなく、今年度も昨年より557万9,000円増で予算が提案されていますが、平成31年10月１日に施行されました中城村基本条例第７条、村長等は、重要政策を提案する際は、あらかじめ議会又は議員の意見を聞くように努めなければならないとなっているが、それを無視し、予算計上し提案したことは議会軽視したものである。まだ組織されていない団体に補助金を交付することは、私は適当ではないと考えております。観光協会の事業もこれまで行政が行っている事業をそのまま引き継ぐだけのもので、また協会のスタッフについても観光に精通した方が少ないことから、今後の村の観光の成長戦略が見えない。

よって、修正動議に賛成いたします。以上。

○議長　新垣博正　修正案に反対の発言を許します。

伊佐則勝議員。

○１４番　伊佐則勝議員　議案第19号　平成31年度中城村一般会計予算に対する修正動議が出されております。その修正案に対し、反対の立場で討論をします。

沖縄県においても、観光振興事業に大変力を入れております。先ほども数字の発表がございましたけれども、そこら辺の県への観光客の入域客数、どうしてもやはり東海岸、ひいては中城村に入客の推進、誘客をしていかなければならないと思います。本件予算につきましては、従来、企業立地観光推進課の行政の部分で担ってきた業務を民の活力を活用しようということで、今回、中城村の観光協会を設立し、民間活力を最大限に生かす形で中城の観光振興に寄与させていこうということでございまして、要するに今まで公がやっていた業務、いわゆる観光関連産業、その他もろもろのイベント事業等を観光協会の設立によって民のほうに移管していく。そうすることによりまして、民間活力の活用、それが中城村の産業の振興、第１次産業から第６次産業までの産業振興に寄与するものと期待をしております。

あわせて民間活力を活用することによって、協会の法人化による、いわゆる公ができない事

業が観光協会の法人化によって、今まで公ができなかった事業の拡大が期待されます。そうすることによって、地域、中城村の活性化に結びついていくということからしても、ぜひとも今回の予算を通していただきまして、観光協会の設立をしまして、村の活性化を図っていく。ひいては村民の利益になるものと考えております。

よって、本件の修正案に反対し、原案に賛成いたします。以上です。

○議長　新垣博正　修正案に賛成の発言を許します。討論ありませんか。

新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　議案第19号　平成31年度中城村一般会計予算の修正動議に対して賛成の立場で討論します。

この案件は、中城観光協会設立について、去年事業計画不十分、それから役員に対しての議員の理解が得られなく見直すようにということで提案しました。議会基本条例の中にも、先ほど言いましたように、議員の意見を聞くようにということがうたわれています。それで村長の話は、私が選んだ人だから私に任せてくださいと言っていますけれども、それでは議員の意見が反映されていないと思っています。そういうことで役員体制が不十分だから、そういったことを提案してきましたけれども、それが去年と同じような内容です。

それで私たち文教社会教育常任委員会は、２月19日に富山県南砺市の観光協会を行政視察しました。そこのハラダさんという方は非常にすばらしい方で事務局長をやっていましたけれども、この方は、応募された中から面接をして選ばれています。そういうことですので、そういったことも議員の話も聞いてもらいたいと思っています。公募しながら中城村が活性化して、すばらしい人材はたくさんいると思うんです。そういう方々もいると思いますので、今回の修正動議には賛成の立場です。

○議長　新垣博正　修正案に反対の発言を許します。討論ありませんか。

石原昌雄議員。

○６番　石原昌雄議員　私は、議案第19号　平成31年度中城村一般会計予算の修正案に反対の立場で討論します。

既に賛成の中でたくさんの説明がありましたように、この観光協会については皆さんが必要という前提を持っています。そしてその中で、去年からの課題についてはるる説明され、細かく委員会審議でも、あるいは私たちがやっている一般質問の時点でも十分に議論が尽くされたものだと考えます。そういう中で、特に人選について課題になっている発言ですけれども、本来は観光協会が今必要なのかどうかが一番重要であると思います。そういう中で、今の時期に早目にその取り組みを進めると。今、中城村においてはそれを早目にスタートさせることが求められていると思います。

そういうことを理解した上で修正動議に対して反対します。

○議長　新垣博正　修正案に賛成の発言を許します。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　修正案に賛成の発言を許します。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　これで討論を終わります。

これから議案第19号　平成31年度中城村一般会計予算を採決いたします。

まず、本案に対する大城常良議員ほか１名から提出された修正案について起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長　新垣博正　「起立少数」です。したがって、大城常良議員から提出された修正案は、否決されました。

次に本案の委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第19号　平成31年度中城村一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第６　議案第20号　平成31年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長　大城常良。

○文教社会常任委員長　大城常良　それでは、読み上げて御報告いたします。

平成31年３月28日

中城村議会議長　新垣　博正　殿

文教社会常任委員会
委員長　大　城　常　良

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第20号	平成31年度中城村国民健康保険特別会計予算	原案可決

なお、その委員会審査経過の中で、委員より意見がありましたので報告します。

１．業務上、専門的な正職員の配置を求める意見がありました。

２．保険税の低減を図るため、特定健診の更なる受診率アップと予防事業の充実を行うよう意見がありました。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時３６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３６分）

○議長　新垣博正　再開します。

これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第20号　平成31年度中城村国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第20号　平成31年度中城村国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第７　議案第21号　平成31年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長　大城常良。

○文教社会常任委員長　大城常良　それでは読み上げて御報告いたします。

平成31年３月28日

中城村議会議長　新垣　博正　殿

文教社会常任委員会
委員長　大　城　常　良

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第21号	平成31年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

以上です。

○議長　新垣博正　これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第21号　平成31年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第21号　平成31年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第８　議案第22号　平成31年度中城村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

建設常任委員長　仲松正敏。

○建設常任委員長　仲松正敏　それでは読み上げて報告いたします。

平成31年３月28日

中城村議会議長　新垣　博正　殿

建設常任委員会
委員長　仲　松　正　敏

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第22号	平成31年度中城村公共下水道事業特別会計予算	原案可決

○議長　新垣博正　これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第22号　平成31年度中城村公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第22号　平成31年度中城村公共下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第９　議案第23号　平成31年度中城村土

地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

建設常任委員長　仲松正敏。

○建設常任委員長　仲松正敏　読み上げて報告いたします。

平成31年３月28日

中城村議会議長　新垣　博正　殿

建設常任委員会
委員長　仲　松　正　敏

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第23号	平成31年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	原案可決

○議長　新垣博正　これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第23号　平成31年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第23号　平成31年度中城村土地区画整理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10　議案第24号　平成31年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

建設常任委員長　仲松正敏。

○建設常任委員長　仲松正敏　読み上げて報告いたします。

平成31年３月28日

中城村議会議長　新垣　博正　殿

建設常任委員会
委員長　仲　松　正　敏

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第24号	平成31年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算	原案可決

○議長　新垣博正　これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第24号　平成31年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第24号　平成31年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11　議案第25号　平成31年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

建設常任委員長　仲松正敏。

○建設常任委員長　仲松正敏　読み上げて報告いたします。

平成31年３月28日

中城村議会議長　新垣　博正　殿

建設常任委員会
委員長　仲　松　正　敏

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第25号	平成31年度中城村水道事業会計予算	原案可決

○議長　新垣博正　これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第25号　平成31年度中城村水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第25号　平成31年度中城村水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12　議案第27号　中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

総務常任委員長　石原昌雄。

○総務常任委員長　石原昌雄

平成31年３月28日

中城村議会議長　新垣　博正　殿

総務常任委員会
委員長　石　原　昌　雄

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第27号	中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

○議長　新垣博正　これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第27号　中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。

したがって、議案第27号　中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

休憩します。

休　憩（１０時５３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０９分）

○議長　新垣博正　再開します。

日程第13　陳情第２号及び日程第14　意見書第１号については、関連しますので一括して議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。

したがって、日程第13　陳情第２号　消費税率10％への引き上げ中止を求める陳情及び日程第14　意見書第１号　消費税率10％への引き上げ中止を求める意見書については一括議題といたします。

本件について委員長報告及び趣旨説明を求めます。

総務常任委員長　石原昌雄。

○総務常任委員長　石原昌雄　それでは、報告書を読み上げます。

平成31年３月28日

中城村議会議長　新　垣　博　正　　殿

総務常任委員会
委員長　石　原　昌　雄

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記

番　　号	付託年月日	件　　名	審査の結果
陳情第２号	平成31年 ３月５日	消費税率10％への引き上げ中止を求める陳情	採択

次に、意見書を読み上げます。

意見書第１号

平成31年３月28日

中城村議会
議長　新　垣　博　正　　殿

提出者
中城村議会　総務常任委員会
委員長　石原　昌雄

消費税率10％への引き上げ中止を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第３項の規定により提出します。

提案理由

平成31年３月５日に本委員会に付託された陳情第２号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

消費税率10％への引き上げ中止を求める意見書

政府は、本年10月１日から消費税率を10％へ引き上げる動きである。

総務省家計調査では、2014年４月の消費税８％増税前との比較で、２人以上世帯の消費支出は年間21万円減少し、労働者の実質賃金も年間18万円減少している。受取年金も毎年のように縮減され、国保や介護保険料など社会保障費も毎年のように高騰を続けている。

日銀の調査では、全国の35％の世帯が「貯蓄なし」の状況であり、消費税増税が実施されると家計負担が、新たに２兆２千億円増えるとの試算結果を公表している。こうした下での消費税率引き上げは、景気を悪化させ、国民生活に大きな打撃を与えることになる。

沖縄県の試算（2013年）では、消費税率が10％になると４人世帯で年間平均34万６千円の消費税負担になると言われている。とくに、本県は、生活保護世帯が２万8306世帯（2017年）と過去最多となり、人口比では全国４番目の高さである。さらに全国最下位の県民所得という厳しい環境の中で、消費税が増税されると、県経済と県民生活に重大な影響を及ぼす。

加えて税率引き上げと同時に実施が予定されている「軽減税率」には、重大な問題がある。飲食料品と週２回以上発行の新聞は、８％に据え置くというものだが、製造コストや輸送コストは当然10％になり、商品の値段は確実に値上がりする。すでに昨年中から、食料品や新聞各社など大手企業の値上げが始まっている。また、食料品の販売方法による８％と10％の線引きは複雑で、業者と消費者の間でのトラブルを危惧する声も多数聞かれる。中小業者には、８％と10％の区分経理や請求・領収実務、レジ対策など、過大な実務負担が加わることになる。

日本国憲法は、応能負担原則に則った税制の確立を政府に要請している。

そもそも消費税は、低所得者に負担が重い不公平な税金と言われ、社会保障財源としてはふさわしくない。税金の使い方を国民の暮らし、福祉優先に切り替え、法人税率の見直しや大企業・大資産家に応分の負担を求める方向で、財政再建を考える必要がある。

よって、政府においては、10月１日からの消費税率の10％への引き上げを中止するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成31年３月28日
沖縄県中城村議会

あて先
内閣総理大臣　財務大臣　総務大臣

以上です。

○議長　新垣博正　これで委員長報告及び委員長の趣旨説明を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから陳情第２号　消費税率10％への引き上げ中止を求める陳情を採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、陳情第２号　消費税率10％への引き上げ中止を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、意見書第１号　消費税率10％への引き上げ中止を求める意見書に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第１号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、意見書第１号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから意見書第１号　消費税率10％への引き上げ中止を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、意見書第１号　消費税率10％への引き上げ中止を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第15　陳情第３号及び日程第16　意見書第２号については、関連しますので一括して議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、日程第15　陳情第３号　全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める及び日程第16　意見書第２号　全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直し

を国に求める意見書については一括議題といたします。

本件について委員長報告及び趣旨説明を求めます。

総務常任委員長　石原昌雄。

○総務常任委員長　石原昌雄　それでは、報告書を読み上げます。

平成31年３月28日

中城村議会議長　新　垣　博　正　　殿

総務常任委員会
委員長　石　原　昌　雄

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記

番　　号	付託年月日	件　　名	審査の結果
陳情第３号	平成31年 ３月５日	全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める	採択

意見書第２号

平成31年３月28日

中城村議会
議長　新　垣　博　正　　殿

提出者
中城村議会　総務常任委員会
委員長　石原　昌雄

全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第３項の規定により提出します。

提案理由

平成31年３月５日に本委員会に付託された陳情第３号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書

2018年10月、辺野古に新基地建設反対を掲げた知事を沖縄県民が選んだのにもかかわらず、国は、その民意を無視し工事を強行に進めています。この事でも問題になったように、日米地位協定は、日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定です。

日米地位協定の考え方(補足版)第二条１項に「米軍は、わが国の施政権下にある領域内であれば、どこにでも施設・区域の提供を求められる権利が認められている・・・わが国が米軍の提供を要求に同意しないことは、安保条約において予想されていない」とあるように、日本全国どこにでも米軍基地が出来る可能性がある事になっています。

そんな中、全国知事会では、2016年11月から６回に渡り「米軍基地負担に関する研究会」を開催し、2018年７月にとても意味のある提言を発表しました。

そこで中城村議会は、国に対し下記のことを強く要請します。

記

１．日米地位協定の見直しをすること
２．国は地方自治の権限を保証すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年３月28日
沖縄県中城村議会

あて先
内閣総理大臣　衆議院議長　参議院議長

以上です。

○議長　新垣博正　これで委員長報告及び委員長の趣旨説明を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１１時２３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２３分）

○議長　新垣博正　再開します。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから陳情第３号　全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求めるを採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、陳情第３号　全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求めるは、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、意見書第２号　全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時２５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時３０分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第２号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、意見書第２号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　意見書第２号　全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の採択に当たり、賛成の立場から討論いたします。

1960年、日米両政府は条文締結以来、一度も改定されないまま60年経過しようとしている。

1995年に起きた少女暴行事件以来、沖縄県は日米地位協定の改定を求め続けている。幾度となる事件、事故が起きるたび、県民は厳重に意見、抗議の拳を上げて訴えているにもかかわらず、日本政府は、アメリカには思いやりのお金を、沖縄には基地負担という重いやりを持たせ、県民に寄り添う姿勢はみじんも感じ得ません。

地方自治と民主主義、国民主権、基本的人権、これは日本国憲法で保障されています。60万5,000人以上がさまざまな気持ちで投じた１票の思いの重さも、県民の心もないがしろに、日本政府は沖縄の地方自治の民意と権限を無視しているとしか思えません。アメリカ海兵隊のネラー総司令官は辺野古を視察して、日米の安全のかなめとなるのではないかと安倍総理と会談した。なぜ沖縄県が日本政府のために辺野古がかなめにならなければならないのか。沖縄県が日米安保保障の盾にされ、日本国の地位が確立しているのか、沖縄県の地方自治の確立は日本国の盾にならないと県民の主権は保障されないのか。

沖縄県民の主権、人権の保障を勝ち取るためにも地位協定の見直し、沖縄県の地方自治の権限を有益に保障するためにも私は意見書第２号に賛同いたします。以上。

○議長　新垣博正　ほかに討論ありませんか。

休憩します。

休　憩（１１時３４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時３４分）

○議長　新垣博正　再開します。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　意見書第２号　全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書に対し、討論をいたします。

条文にもあるように、地位協定は憲法の理念、地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定であり、憲法よりも上位法のような著しく不平等な内容に感じられます。本県においてもさまざまな米軍による事件、事故が発生するたびに大きな障害になっている地位協定は早期に見直し、そして本議会でも幾度となく日米地位協定の抜本的な改定を採択した経緯も踏まえて、本意見書に賛成するものであります。以上です。

○議長　新垣博正　ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　これで討論を終わります。

これから意見書第２号　全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、意見書第２号　全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第17　陳情第４号及び日程第18　意見書第３号については、関連しますので一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、日程第17　陳情第４号　安全・安心の医療・介護の実現と夜間交代制労働の改善を求める陳情及び日程第18　意見書第３号　安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書については一括して議題といたします。

本件について委員長報告及び趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長　大城常良。

○文教社会常任委員長　大城常良　それでは、読み上げて御報告いたします。

平成31年３月28日

中城村議会議長　新　垣　博　正　　殿

文教社会常任委員会
委員長　大　城　常　良

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記

番　　号	付託年月日	件　　名	審査の結果
陳情第４号	平成31年 ３月５日	安全・安心の医療・介護の実現と夜間交代制労働の改善を求める陳情	採択

意見書第３号

平成31年３月28日

中城村議会
議長　新　垣　博　正　　殿

提出者
中城村議会　文教社会常任委員会
委員長　大城　常良

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第３項の規定により提出します。

提案理由
平成31年３月５日に本委員会に付託された陳情第４号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書

医療や介護現場での人手不足はいまだに深刻な状態にあります。人手不足により一人一人の過重労働がすすみ、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いています。厚生労働省も、医療職場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じてはいますが、具体的な労働環境の改善には至っていません。

看護師の夜勤実態調査（2017年日本医労連調査、看護職員104,672人分）では、２交替勤務のうち16時間以上の長時間夜勤の割合は43.1％、勤務と勤務の間隔が極端に短い８時間未満の割合が49.0％でした。このような過酷な夜勤実態も背景に、慢性疲労を抱えている看護師は71.7％、健康不安の訴えが67.5％、74.9％の看護師が仕事を辞めたいと思いながら働いている（日本医労連2017年看護職員の労働実態調査、33,402人分）状態であり、問題の根底には慢性的な人手不足があります。また介護現場では長時間夜勤の割合はさらに高く、小規模施設では１人体制の夜勤が恒常的に行われています。

労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。2007年に国会で採択された請願内容（夜間は患者10人に１人以上、昼間は患者４人に１人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月８日以内の規制など）の早期実施を行い、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要です。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師、介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について要望します。

１．医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。

①１日且つ１勤務の労働時間８時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。

②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。

③介護施設や有床診療所などで行われている「１人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。

２．安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。

３．患者・利用者の負担軽減をはかること。

４．費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年３月28日

沖縄県中城村議会

平成31年３月28日
沖縄県中城村議会

あて先
内閣総理大臣　厚生労働大臣　財務大臣　文部科学大臣　総務大臣

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで委員長報告及び委員長の趣旨説明を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時３９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時３９分）

○議長　新垣博正　再開します。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから陳情第４号　安全・安心の医療・介護の実現と夜間交代制労働の改善を求める陳情を採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、陳情第４号　安全・安心の医療・介護の実現と夜間交代制労働の改善を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、意見書第３号　安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第３号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、意見書第３号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから意見書第３号　安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、意見書第３号　安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第19　陳情第５号及び日程第20　意見書第４号については、関連しますので一括して議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、日程第19　陳情第５号　介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情及び日程第20　意見書第４号　介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書については一括議題といたします。

本件について委員長報告及び趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長　大城常良。

○文教社会常任委員長　大城常良　それでは、読み上げて御報告いたします。

平成31年３月28日

中城村議会議長　新　垣　博　正　　殿

文教社会常任委員会
委員長　大　城　常　良

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記

番　　号	付託年月日	件　　名	審査の結果
陳情第５号	平成31年 ３月５日	介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情	採択

意見書第４号

平成31年３月28日

中城村議会
議長　新　垣　博　正　　殿

提出者
中城村議会　文教社会常任委員会
委員長　大城　常良

介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第３項の規定により提出します。

提案理由

平成31年３月５日に本委員会に付託された陳情第５号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

高齢化が進む中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。全労連が実施した「介護施設に働く労働者アンケート」（2014年）では、介護施設の労働者の賃金が全産業労働者の賃金より約10万円も低くなっています。介護の仕事を「辞めたい」と考えたことがある人は57.3％にも達し、辞めたい理由は「賃金が安い」（44.7％）、「仕事が忙しすぎる」（36.9％）、「体力が続かない」（30.1％）となっています。「十分なサービスができていない」は回答者の４割近くにのぼり、その理由として「人員が少なく業務が過密」が約８割と群を抜いています。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。

本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。しかし、現実には、職員体制の充実は事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、さらには介護報酬の引き下げによって処遇改善や体制確保を不安定にしています。介護従事者の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、下記の事項について国に要望します。

記

１．介護従事者の賃金の底上げをはかり、安全・安心の介護体制を確保するために、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金（「特定最低賃金」）を新設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年３月28日

沖縄県中城村議会

あて先

内閣総理大臣　厚生労働大臣　財務大臣

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで委員長報告及び委員長の趣旨説明を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから陳情第５号　介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情を採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、陳情第５号　介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、意見書第４号　介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書に対する質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１１時４６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時４６分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第４号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、意見書第４号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから意見書第４号　介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、意見書第４号　介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第21　陳情第６号及び日程第22　意見書第５号については、関連しますので一括して議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、日程第21　陳情第６号　看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情及び日程第22　意見書第５号　看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書については一括議題といたします。

本件について委員長報告及び趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長　大城常良。

○文教社会常任委員長　大城常良　それでは、読み上げて御報告いたします。

平成31年３月28日

中城村議会議長　新　垣　博　正　　殿

文教社会常任委員会
委員長　大　城　常　良

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記

番　　号	付託年月日	件　　名	審査の結果
陳情第６号	平成31年 ３月５日	看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情	採択

意見書第５号

平成31年３月28日

中城村議会
議長　新　垣　博　正　　殿

提出者
中城村議会　文教社会常任委員会
委員長　大城　常良

看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第３項の規定により提出します。

提案理由
平成31年３月５日に本委員会に付託された陳情第６号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

高齢化が進む中で、厚生労働省は、2025年に向けた看護職員の推計と確保策の中で、看護職員の必要数は200万人と試算しました。しかし医療・看護の現場では、引き続き厳しい労働環境と低賃金のもと、看護師の定着がすすまず、高い離職率の中、慢性的な人員不足が続いています。日本医労連が実施した「2017年看護職員の労働実態調査」（全国の看護職員３万３千人の集計）では、慢性疲労が約７割、健康不安の訴えも約７割、３人に１人が切迫流産で、流産も１割に達するなど、人手不足の中で過酷な勤務実態が浮き彫りとなりました。このような勤務環境で働く看護師は、仕事を辞めたいと感じながら働いている割合が75.2％にも達し、辞めたい理由の第１位は「人手不足で仕事がきつい」47.7％、次いで「賃金が安い」36.6％と言う結果となっています。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、患者・利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。

全産業平均よりも低い看護師の賃金水準の原因のひとつには、同じライセンスでありながら働く地域によって初任給の格差が月額８万円にも及ぶ地域間格差が指摘できます。本来、公定価格である診療報酬で看護師の労働に関する評価が公正にされるべきですが、地域間格差が大きすぎて看護師の賃金水準が引きあがらず、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしています。医療施設等の安全・安心な職員体制や医療・看護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。このような観点から、看護師の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、下記の事項について要望します。

記

１．看護師の賃金の底上げをはかり、安全・安心の医療・看護体制を確保するために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金（「特定最低賃金」）を新設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年３月28日
沖縄県中城村議会

あて先
内閣総理大臣　厚生労働大臣　財務大臣

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで委員長報告及び委員長の趣旨説明を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから陳情第６号　看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情を採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、陳情第６号　看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、意見書第５号　看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書に対する質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１１時５２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時５２分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第５号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、意見書第５号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから意見書第５号　看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、意見書第５号　看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第23　発議第１号　閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長　大城常良。

○文教社会常任委員長　大城常良　それでは読み上げて発議いたします。

発議第１号

平成31年３月28日

中城村議会議長　新垣　博正　殿

提　出　者

文教社会常任委員長　大　城　常　良

賛　成　者

総務常任委員長　石　原　昌　雄

建設常任委員長　仲　松　正　敏

閉会中の所管事務調査について

上記の議案を別紙のとおり、中城村議会会議規則第75条の規定により提出します。

閉会中の所管事務調査について

本議会は閉会中に、下記の所管事務調査を実施することを発議する。

1，調査の目的

（1）常任委員会

本村及び他市町村の実態を調査し、村政の伸展に寄与することを目的とする。

（2）議会運営委員会

議会運営の実態を調査し、議会の円満かつ積極的な運営を図ることを目的とする。

2，調査事項

常任委員会

（1）行財政運営等に関する事項

（2）学校教育及び社会教育に関する事項

（3）監査及び選挙に関する事項

（4）福祉等に関する事項

（5）環境衛生等に関する事項

（6）健康保険等に関する事項

（7）商工観光の振興に関する事項

（8）農林水産業の振興及び農地等に関する事項

（9）土地開発等に関する事項

(10) 住宅、道路及び河川等に関する事項

(11) 都市計画等に関する事項

(12) 上下水道整備等に関する事項

(13) 安全・安心・防災に関する事項

(14) その他上記以外の村政に関する事項

議会運営委員会

（1）定例会及び臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項

（2）議会会議規則、委員会条例等に関する事項

（３）議長の諮問に関する事項

３，時期及び方法

平成31年度の閉会中に調査を行うこととし、その方法については各委員会において、それぞれ決定する。

４，調査費用

議会費予算の定める費用弁償の範囲内とする。

平成31年３月28日

沖縄県中城村議会

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第１号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、発議第１号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから発議第１号　閉会中の所管事務調査についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、発議第１号　閉会中の所管事務調査については原案のとおり可決されました。

日程第24　発議第２号　閉会中の議員派遣についてを議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

桃原　清議員。

○５番　桃原　清議員　では、読み上げて発議いたします。

発議第２号

平成31年３月28日

中城村議会議長　新垣　博正　殿

提　出　者
　中城村議会議員　桃　原　　清
賛　成　者
　中城村議会議員　外　間　博　則
　中城村議会議員　比　嘉　麻　乃

閉会中の議員派遣について

上記の議案を別紙のとおり、中城村議会会議規則第129条の規定により提出します。

閉会中の議員派遣について

本議会は、閉会中に下記の諸研修会へ全議員参加することを発議する。

記

１．沖縄県町村議会議長会主催による議員研修会
　（平成31年度沖縄県町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会）

２．中部地区町村議会議長会主催による議員研修会
　（平成31年度中部地区町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会）

３．本村議会主催による議員研修会
　（平成31年度中に開催される諸研修会）

平成31年３月28日
沖縄県中城村議会

○議長　新垣博正　これで提出者の趣旨説明を終わります。

　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認め、質疑を終わります。

　お諮りします。ただいま議題となっております発議第２号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、発議第２号は委員会付託を省略します。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから発議第２号　閉会中の議員派遣についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、発議第２号　閉会中の議員派遣については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉　会（１２時０２分）

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長　新　垣　博　正

中城村議会議員　比　嘉　麻　乃

中城村議会議員　安　里　ヨシ子